



三重県公報

平成12年3月24日(金)

号外

目次

条 例

○ 三重県昭和学寮顕彰人材育成基金条例	(政策調整課)	37
○ 三重県の事務処理の特例に関する条例	(政策評価推進課)	38
○ 三重県行政書士試験手数料条例	(同)	52
○ 三重県手数料条例	(予算調整課)	53
○ 三重県社会福祉審議会条例	(健康福祉政策課)	112
○ 三重の健康づくり総合計画審議会条例	(健康対策課)	114
○ 三重県介護保険財政安定化基金条例	(国保・高齢対策課)	115
○ 食品衛生の措置基準等に関する条例	(薬務食品環境課)	116
○ 理容師等の衛生上必要な措置に関する条例	(同)	121
○ 美容師等の衛生上必要な措置に関する条例	(同)	123
○ 三重県環境衛生適正化審議会条例	(同)	124
○ 三重県中山間地域等直接支払事業基金条例	(農山漁村振興課)	125
○ 三重県大規模小売店舗立地審議会条例	(商工振興課)	127
○ 三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例	(消防防災課)	128
○ 三重県法定外公共用財産等使用料等徴収条例	(監理課)	150
○ 三重県河川流水占用料等徴収条例	(河川課)	159
○ 三重県砂防設備占用料等徴収条例	(砂防課)	166
○ 三重県海岸占用料等徴収条例	(港湾課)	170
○ 港湾区域内の水域又は公共空地に係る占用料等徴収条例	(同)	176
○ 三重県卸売市場条例	(農芸畜産振興課)	180
○ 三重県中央卸売市場条例	(同)	194
○ 三重県警察関係手数料条例	(公安委員会)	218
○ 三重県科学技術振興センター保健環境研究所手数料条例の一部を改正する条例(科学技術振興センター)		242
○ 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部を改正する条例	(政策評価推進課)	243
○ 三重県職員定数条例の一部を改正する条例	(同)	244
○ 三重県行政手続条例の一部を改正する条例	(同)	244
○ 三重県部制条例の一部を改正する条例	(同)	245
○ 三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例	(同)	245
○ 三重県県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	248
○ 三重県総合文化センター条例及び三重県人権センター条例の一部を改正する条例	(生活課)	249
○ 三重県保健所手数料条例の一部を改正する条例	(健康福祉政策課)	249
○ 三重県准看護婦試験委員条例の一部を改正する条例	(医務福祉課)	251
○ 三重県特別養護老人ホーム明星園条例の一部を改正する条例	(国保・高齢対策課)	252
○ 三重県身体障害者総合福祉センター条例の一部を改正する条例	(障害保健福祉課)	253
○ 三重県精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例	(同)	253
○ 三重県心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例	(同)	254
○ 三重県動物の保護及び管理に関する条例の一部を改正する条例	(薬務食品環境課)	254
○ 三重県公害審査会条例の一部を改正する条例	(環境政策課)	255
○ 三重県環境審議会条例の一部を改正する条例	(同)	256
○ 三重県環境影響評価条例の一部を改正する条例	(同)	256

課長

調整監

GL

若林

○ 三重県自然環境保全条例の一部を改正する条例……………	(自然環境課)	256
○ 三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例……………	(農芸畜産振興課)	257
○ 主要農作物種子法の施行に関する条例の一部を改正する条例……………	(同)	259
○ 三重県営土地改良事業等分担金徴収条例の一部を改正する条例……………	(農業基盤整備課)	260
○ 三重県漁港管理条例の一部を改正する条例……………	(漁業振興課)	261
○ 三重県特別会計条例の一部を改正する条例……………	(金融・経営課)	264
○ 三重県積立基金条例の一部を改正する条例……………	(出納局)	265
○ 三重県水道供給条例の一部を改正する条例……………	(企業庁)	265
○ 三重県工業用水道条例の一部を改正する条例……………	(同)	266
○ 三重県病院事業条例の一部を改正する条例……………	(病院事業庁)	266
○ 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	(教育委員会)	268
○ 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例……………	(同)	268
○ 三重県文化財保護条例の一部を改正する条例……………	(同)	269
○ 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例……………	(同)	270
○ 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例……………	(同)	271
○ 三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例……………	(公安委員会)	271
○ 保健所運営協議会条例を廃止する条例……………	(健康福祉政策課)	271
○ 三重県立看護短期大学条例を廃止する条例……………	(同)	272
○ 三重県公営企業基金条例を廃止する条例……………	(企業庁)	272
○ 三重県金属くず取扱業条例を廃止する条例……………	(公安委員会)	272
○ 三重県生活創造圏ビジョン推進条例……………	(県議会)	273
○ 三重県議会議事局条例の一部を改正する条例……………	(同)	275
○ 三重県議会議員の定数に関する条例及び三重県議会議員の選挙区および各選挙区 において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例……………	(同)	275

公布された条例のあらまし

◎ 三重県昭和学寮顕彰人材育成基金条例(条例第1号)

1 積立て

三重県昭和学寮顕彰人材育成基金(以下「基金」という。)には、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)の定める額を積み立てることとしました。

2 管理

(1) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととしました。

(2) 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとしました。

3 運用益金の処理

基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入することとしました。

4 処分

基金は、国際化社会に資する、三重県出身者及び三重県に有用な人材を育成する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができることとしました。

5 三重県昭和学寮整備基金条例は廃止するものとし、廃止前の同条例の規定により積み立てられている基金は、この条例により積み立てられた基金とみなすこととしました。

6 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県の事務処理の特例に関する条例(条例第2号)

1 目的

地方自治法第252条の17の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項の規定に基づき、知事及び三重県教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとすることについて定めることを目的とすることとしました。

2 市町村が処理することとする事務の範囲等

市町村が処理することとする事務及び当該事務を処理することとする市町村を定めることとしました。

3 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県行政書士試験手数料条例(条例第3号)

1 行政書士法(以下「法」という。)第3条に規定する行政書士試験を受けようとする者は、この条例の定めるところにより、手数料を納付しなければならないこととしました。

2 手数料の額は、7,000円とすることとしました。

3 1の手数料は、行政書士試験の受験を申し込む際に納付しなければならないこととしました。

4 1の手数料は、法第4条第1項の規定により自治大臣の指定する者(以下「指定試験機関」という。)に試験事務を行わせる場合においては、当該指定試験機関に納付しなければならないこととしました。

5 4の規定により指定試験機関に納付された手数料は、当該指定試験機関の収入とすることとしました。

6 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県手数料条例(条例第4号)

1 条例の趣旨、手数料の名称、金額、納付時期等についての規定を定めることとしました。

2 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県社会福祉審議会条例(条例第5号)

1 設置

社会福祉事業法(以下「法」という。)第6条第2項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、三重県社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置き、その組織及び運営に関しては、法及び社会福祉審議会令(以下「令」という。)に定めるもののほか、この条例の定めるところによることとしました。

2 所掌事務

審議会は、法第6条第2項の社会福祉に関する事項のほか、法第11条第1項の規定により、児童福祉に関する事項を調査審議することとしました。

3 委員の任期

審議会の委員の任期は、3年とすることとしました。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとしました。

4 臨時委員

審議会に、特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を置くこととしました。

5 委員長の職務を代理する委員

審議会の委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理することとしました。

6 会議

(1) 審議会の会議は、委員長が招集し、議長となることとしました。

(2) 委員長は、委員の4分の1以上が調査審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならないこととしました。

(3) 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができないこととしました。

(4) 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとしました。

(5) 臨時委員は、特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、(3)及び(4)の規定の適用については、委員とみなすこととしました。

7 専門分科会

(1) 審議会の専門分科会(法第10条第3項の民生委員審査専門分科会を除く。以下同じ。)に属させる委員及び臨時委員は、委員長が指名することとしました。

(2) 審議会の専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によって定めることとしました。

(3) 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理することとしました。

(4) 専門分科会長に事故あるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員又

は臨時委員が、その職務を代理することとしました。

8 民生委員審査専門分科会

(1) 7の(2)の規定は、民生委員審査専門分科会について準用することとしました。

(2) (1)において準用する7の(2)の規定により民生委員審査専門分科会に置かれる専門分科会長については、7の(3)及び(4)の規定を準用することとしました。

9 部会

(1) 審議会は、その定めるところにより、専門分科会に部会（令第4条第1項の審査部会を除く。以下同じ。）を置くことができることとしました。

(2) 部会に属させる委員及び臨時委員は、専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名することとしました。

(3) 部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び臨時委員の互選によって定めることとしました。

10 非常勤

審議会の委員及び臨時委員は、非常勤とすることとしました。

11 庶務

審議会の庶務は、健康福祉部において処理することとしました。

12 雑則

この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定めることとしました。

13 三重県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例は、廃止することとしました。

14 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重の健康づくり総合計画審議会条例（条例第6号）

1 所掌事務

審議会は、知事の諮問に応じ、県民の健康水準の向上を図るための総合計画の策定に関し必要な事項について調査審議することとしました。

2 組織

審議会は、委員20人以内で組織することとしました。

3 委員

委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命することとしました。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係行政機関の職員

(3) (1)及び(2)のほか、知事が必要と認める者

4 会長及び副会長

(1) 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定めることとしました。

(2) 会長は、会務を総理し、審議会を代表することとしました。

(3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理することとしました。

5 会議

(1) 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となることとしました。

(2) 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができないこととしました。

(3) 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとしました。

6 学識経験者の意見の聴取等

審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の学識経験を有する者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができることとしました。

7 庶務

審議会の庶務は、健康福祉部において処理することとしました。

8 雑則

この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めることとしました。

9 この条例は、平成12年4月1日から施行し、平成13年3月31日限り、その効力を失うこととしました。

◎ 三重県介護保険財政安定化基金条例（条例第7号）

1 市町村の拠出率

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（以下「政令」という。）第12条第1項第1号の条例で定める割合は、1,000分の5とすることとしました。

2 積立て

三重県介護保険財政安定化基金（以下「基金」という。）として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定めることとしました。

3 拠出金

(1) 市町村が納付する介護保険法（以下「法」という。）第147条第4項の財政安定化基金拠出金の額については、予算で定めることとしました。

(2) 知事は、事業運営期間（法第147条第2項第1号の事業運営期間をいう。以下同じ。）の各年度において、各市町村に対し、当該各市町村に係る政令第12条第2項の拠出金年度納付額、年度拠出金の納期限その他必要な事項を通知しなければならないこととしました。

(3) 知事は、市町村が(2)の納期限までに年度拠出金を納付しないときは、期限を指定してこれを督促した上で、その督促に係る額につき、年14.6パーセントの割合で(2)の納期限の翌日からその完納の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができることとしました。

4 管理

(1) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととしました。

(2) 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとしました。

5 運用益金の処理

基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入しなければならないこととしました。

6 処分

基金は、法第147条第1項第1号に掲げる事業に係る交付金の交付を行う場合に限り、その全部又は一部を処分することができることとしました。

7 貸付金の償還

(1) 法第147条第1項第2号に掲げる事業に係る貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付けを受けた市町村は、当該貸付けが行われた事業運営期間の当該市町村の借入総額を3で除して得た金額を、当該事業運営期間の次の事業運営期間の各年度ごとに償還することとしました。

(2) 知事は、市町村が政令第7条第6項の償還期限（以下「償還期限」という。）までに当該償還期限に係る貸付金を償還しないときは、期限を指定してこれを督促しなければならないこととしました。

(3) (2)の規定による督促をしたときは、知事は、その督促に係る額につき、年14.6パーセントの割合で償還期限の翌日からその完済の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができることとしました。

8 償還期限の延期

知事は、貸付金の貸付けを受けた市町村に対し、災害その他特別の事情があると認めるときは、貸付金の償還期限を延期することができることとしました。

9 繰上償還

(1) 知事は、貸付金の貸付けを受けた市町村が知事の定める当該貸付けの条件に従わなかった場合には、当該貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができることとしました。

(2) 貸付金の貸付けを受けた市町村は、7の(1)の規定にかかわらず、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還することができることとしました。

10 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 食品衛生の措置基準等に関する条例（条例第8号）

1 趣旨

この条例は、食品衛生法（以下「法」という。）の規定に基づき、食品衛生の措置基準等を定めることとしました。

2 公衆衛生上講ずべき措置基準

法第19条の18第2項の規定に基づく営業の施設の内外の清潔保持、ねずみ、こん虫等の駆除その他公

衆衛生上講ずべき措置に関し、条例で定める必要な基準を次により定めることとしました。

(1) 衛生的措置

- ア 施設の管理
- イ 食品取扱設備の管理
- ウ 給水及び廃棄物処理
- エ 食品等の取扱い
- オ 従事者の衛生管理

(2) 製品検査

(3) 検査用食品の保存

(4) 管理運営要領

(5) 食品衛生責任者

(6) 従事者の衛生教育

3 営業施設基準

法第20条の規定に基づく営業施設につき、条例で定める基準を次により定めることとしました。

(1) 各業種共通の営業施設基準

(2) 業種別の営業施設基準

4 適用除外

2及び3の規定にかかわらず、知事は、規則で定める場合で、食品衛生上支障がないと認めるときは、当該規定の一部を適用しないことができることとしました。

5 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 理容師等の衛生上必要な措置に関する条例（条例第9号）

1 趣旨

この条例は、理容師法（以下「法」という。）の規定に基づき、衛生上必要な措置を定めることとしました。

2 理容の業を行う場合に講ずるべき措置

法第8条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとすることとしました。

- (1) 就業中は、清潔な作業衣を着用し、かつ、顔面作業のときは、マスクを使用すること。
- (2) 常に爪を短く切り、作業前及び作業後、客一人ごとに手指の洗浄を行い、必要に応じて消毒を行うこと。ただし、皮膚疾患のある者に対して作業を行った後は、直ちに手指の消毒を入念に行うこと。
- (3) 作業に伴って生じる毛髪等の廃棄物は、客一人ごとに清掃すること。
- (4) 医薬部外品、化粧品等の使用に当たっては、それらの安全衛生に十分留意し、適正に使用すること。
- (5) 顔そり等に使用する石けん類は、客一人ごとに取り替えること。
- (6) 消毒済みの器具類、タオル類等（以下「器具類等」という。）は、清潔な容器に納め、未消毒のものと区分すること。
- (7) 皮膚疾患のある者に使用した皮膚に接する器具類等は、理容師法施行規則第24条に規定する方法で消毒すること。
- (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める措置

3 理容所について講ずるべき措置

法第12条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとすることとしました。

- (1) 理容所は、隔壁等により外部と区切られていること。
- (2) 理容所においては、必要に応じて消毒を行い、ねずみ、昆虫等の駆除作業を実施すること。
- (3) 作業場と待合所は、明確に区分されていること。
- (4) 作業場は、作業及び衛生保持に支障のない程度の十分な広さを有し、居住室、休憩室等作業に直接関係ない場所と隔壁等により区分されていること。
- (5) 作業場には、器具類等を消毒する設備又は器材を設置する適当な広さの場所を設けること。
- (6) 作業場の床及び腰張りは、コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用し、清掃がしやすい構造であること。
- (7) 便所は、隔壁等により作業場と区分され、専用の手洗い設備を有すること。
- (8) 洗髪器には、流水機能を備え、給湯設備を設けること。

- (9) 洗髪器は、客一人ごとに清掃を行い、必要に応じて洗浄剤を用いて清掃し、清潔に保つこと。
- (10) 洗髪器とは別に、器具類等の洗い場を設置すること。
- (11) 洗い場は、常に清潔に保ち、毛髪等の汚物の蓄積又は悪臭等により客に不快感を与えることのないようにすること。
- (12) 作業に伴って生じる汚物、廃棄物等を入れるふた付きの汚物箱等を備えること。
- (13) 洗浄済み及び消毒済みの器具類等は、使用済みのものと区別して保管する収納箱等を備えること。
- (14) 理容所内には、みだりに犬（盲導犬を除く。）、猫等の動物を入れないこと。
- (15) (1)から(14)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める措置

4 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 美容師等の衛生上必要な措置に関する条例（条例第10号）

1 趣旨

この条例は、美容師法（以下「法」という。）の規定に基づき、衛生上必要な措置を定めることとしました。

2 美容の業を行う場合に講ずるべき措置

法第8条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとすることとしました。

- (1) 就業中は、清潔な作業衣を着用し、かつ、顔面作業のときは、マスクを使用すること。
- (2) 常に爪を短く切り、作業前及び作業後、客一人ごとに手指の洗浄を行い、必要に応じて消毒を行うこと。ただし、皮膚疾患のある者に対して作業を行った後は、直ちに手指の消毒を入念に行うこと。
- (3) 作業に伴って生じる毛髪等の廃棄物は、客一人ごとに清掃すること。
- (4) 医薬部外品、化粧品等の使用に当たっては、それらの安全衛生に十分留意し、適正に使用すること。
- (5) えりそり等に使用する石けん類は、客一人ごとに取り替えること。
- (6) 消毒済みの器具類は、タオル類等（以下「器具類等」という。）は、清潔な容器に納め、未消毒のものと区分すること。
- (7) 皮膚疾患のある者に使用した皮膚に接する器具類等は、美容師法施行規則第24条に規定する方法で消毒すること。
- (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める措置

3 美容所について講ずるべき措置

法第13条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとすることとしました。

- (1) 美容所は、隔壁等により外部と区切られていること。
- (2) 美容所においては、必要に応じて消毒を行い、ねずみ、昆虫等の駆除作業を実施すること。
- (3) 作業場と待合所は、明確に区分されていること。
- (4) 作業場は、作業及び衛生保持に支障のない程度の十分な広さを有し、居住室、休憩室等作業に直接関係ない場所と隔壁等により区分されていること。
- (5) 作業場には、器具類等を消毒する設備又は器材を設置する適当な広さの場所を設けること。
- (6) 作業場の床及び腰張りは、コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用し、清掃がしやすい構造であること。
- (7) 便所は、隔壁等により作業場と区分され、専用の手洗い設備を有すること。
- (8) 洗髪器には、流水機能を備え、給湯設備を設けること。
- (9) 洗髪器は、客一人ごとに清掃を行い、必要に応じて洗浄剤を用いて清掃し、清潔に保つこと。
- (10) 洗髪器とは別に、器具類等の洗い場を設置すること。
- (11) 洗い場は、常に清潔に保ち、毛髪等の汚物の蓄積又は悪臭等により客に不快感を与えることのないようにすること。
- (12) 作業に伴って生じる汚物、廃棄物等を入れるふた付きの汚物箱等を備えること。
- (13) 洗浄済み及び消毒済みの器具類等は、使用済みのものと区別して保管する収納箱等を備えること。
- (14) 美容所内には、みだりに犬（盲導犬を除く。）、猫等の動物を入れないこと。
- (15) (1)から(14)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める措置

4 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県環境衛生適正化審議会条例（条例第11号）

1 設置

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（以下「法」という。）第58条第2項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、三重県環境衛生適正化審議会（以下「審議会」という。）を置き、その組織及び運営に関しては、法第59条の規定に基づき、この条例の定めるところによることとしました。

2 組織

審議会は、委員20人以内で組織することとしました。

3 委員

審議会の委員の任期は、2年とすることとしました。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとしました。

4 会長

- (1) 審議会に会長を置き、委員の互選によって定めることとしました。
- (2) 会長は、会務を総理し、審議会を代表することとしました。
- (3) 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理することとしました。

5 専門委員

- (1) 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができることとしました。
- (2) 専門委員は、知事が任命することとしました。
- (3) 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときに、解任されたものとみなすこととしました。

6 非常勤

審議会の委員及び専門委員は、非常勤とすることとしました。

7 会議

- (1) 審議会の会議は、会長が招集し、議長となることとしました。
- (2) 会長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならないこととしました。
- (3) 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができないこととしました。
- (4) 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとしました。

8 部会

- (1) 審議会は、その定めるところにより、部会を設けることができることとしました。
- (2) 審議会の部会に属させる委員は、会長が指名することとしました。

9 庶務

審議会の庶務は、健康福祉部において処理することとしました。

10 雑則

この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めることとしました。

11 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県中山間地域等直接支払事業基金条例（条例第12号）

1 三重県中山間地域等直接支払事業基金（以下「基金」という。）には、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定める額を積み立てることとしました。

2 管理

- (1) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととしました。
- (2) 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとしました。

3 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入することとしました。

4 基金は、中山間地域及びこれらの地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる地域において、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができることとしました。

5 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県大規模小売店舗立地審議会条例（条例第13号）

1 所掌事務

審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議することとしました。

- (1) 大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第8条第4項の規定に基づく県の意見に係る重要事項
- (2) 法第9条第1項に基づく県の勧告に係る重要事項
- (3) (1)及び(2)に定めるもののほか、大規模小売店舗の立地に関する重要事項

2 組織

- (1) 審議会は、委員7人以内で組織することとしました。
- (2) (1)の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないこととしました。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでないこととしました。

3 委員

- (1) 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命することとしました。
- (2) 委員の任期は、2年とすることとしました。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとしました。
- (3) 委員は、再任されることができることとしました。

4 会長

- (1) 審議会に会長を置き、委員の互選により定めることとしました。
- (2) 会長は、会務を総理し、審議会を代表することとしました。
- (3) 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理することとしました。

5 会議

- (1) 審議会は、会長が招集し、会長が議長となることとしました。
- (2) 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができないこととしました。
- (3) 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとしました。

6 庶務

審議会の庶務は、農林水産商工部において処理することとしました。

7 雑則

この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めることとしました。

8 この条例は、平成12年6月1日から施行することとしました。

◎ 三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例（条例第14号）

1 条例の趣旨、手数料の名称、金額、納付時期等についての規定を定めることとしました。

2 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県法定外公共用財産等使用料等徴収条例（条例第15号）

1 趣旨

この条例は、地方財政法第23条第1項の規定に基づき、法定外公共用財産等の管理について県が徴収する道路使用料、河川海岸等使用料又は収益料（以下「使用料等」という。）に関する事項について定めることとしました。

2 定義

- (1) この条例において「法定外公共用財産」とは、国有財産法（以下「法」という。）第3条第2項第2号の公共用財産のうち、建設省の所管に属し、かつ県が管理する公共用財産であって、道路法、河川法、下水道法、海岸法その他の法律の適用又は準用を受けないものをいうこととしました。
- (2) この条例において「法定外道路」とは、法定外公共用財産のうち道路法の適用を受けない道路をいうこととしました。
- (3) この条例において「法定外河川等」とは、法定外公共用財産のうち河川法の適用又は準用を受けない河川、下水道法の適用を受けない下水道その他公共の用に供されているこれらに類するものをいうこととしました。

(4) この条例において「一般海域等」とは、法定外公共用財産のうち海岸法の適用を受けない海岸、海浜及び海域並びに海岸保全区域（海岸法第3条の規定により指定される海岸保全区域をいう。）内又は一般公共海岸区域（海岸法第2条第2項の一般公共海岸区域をいう。）内の水面をいうこととしました。

3 使用料等の徴収

知事は、法第18条第3項の規定による許可（以下「使用等の許可」という。）を受けた者から次の各表に掲げる使用料等を徴収することとしました。ただし、国又は地方公共団体の行う事業に係る使用料等については、これを徴収しないこととしました。

(1) 道路使用料

種 別		単 位	使 用 料	
			市 の 区 域	町村の区域
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,200円	1,100円
	第2種電柱	1本につき1年	1,800円	1,700円
	第3種電柱	1本につき1年	2,500円	2,300円
	第1種電話柱	1本につき1年	1,100円	970円
	第2種電話柱	1本につき1年	1,700円	1,600円
	第3種電話柱	1本につき1年	2,400円	2,200円
	その他柱類	1本につき1年	82円	75円
	供架電線その他上空に設ける線類	1メートルにつき1年	11円	10円
	地下電線その他地下に設ける線類	1メートルにつき1年	5円	5円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	810円	730円
	地下に設ける変圧器	1平方メートルにつき1年	550円	500円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,600円	1,500円
	郵便差出箱	1個につき1年	690円	630円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	3,700円	1,400円
	その他のもの	1平方メートルにつき1年	1,600円	1,500円
埋設管類及び架空管類	外口径0.1メートル未満	1メートルにつき1年	55円	50円
	外口径0.1メートル以上0.15メートル未満	1メートルにつき1年	82円	75円
	外口径0.15メートル以上0.2メートル未満	1メートルにつき1年	110円	100円
	外口径0.2メートル以上0.4メートル未満	1メートルにつき1年	220円	200円
	外口径0.4メートル以上1メートル未満	1メートルにつき1年	550円	500円
	外口径1メートル以上	1メートルにつき1年	1,100円	1,000円
鉄道及び軌道施設		1平方メートルにつき1年	1,600円	1,500円

歩廊及び雪よけ施設		1平方メートルにつき1年	1,600円	1,500円
通路	上空に設けるもの	1平方メートルにつき1年	2,500円	910円
	地下に設けるもの	1平方メートルにつき1年	1,200円	460円
	その他のもの	1平方メートルにつき1年	1,600円	1,500円
露店及び商品置場	一時的に設けるもの	1平方メートルにつき1日	37円	14円
	その他のもの	1平方メートルにつき1月	370円	140円
看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	370円	140円
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	3,700円	1,400円
標識		1本につき1年	1,300円	1,200円
旗ざお	一時的に設けるもの	1本につき1日	37円	14円
	その他のもの	1本につき1月	370円	140円
幕（工事用施設であるものを除く。）	一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	37円	14円
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	370円	140円
アーチ	道を横断するもの	1基につき1月	3,700円	1,400円
	その他のもの	1基につき1月	1,800円	680円
工事用施設及び工事用材料		1平方メートルにつき1月	370円	140円

備考

この表は、法定外道路の使用等の許可に係る道路使用料について適用するものとする。

(2) 河川海岸等使用料

種 別	単 位	年 額 使 用 料	
		市 の 区 域	町村の区域
第1種電柱	1本につき	1,200円	1,100円
第2種電柱	1本につき	1,800円	1,700円
第3種電柱	1本につき	2,500円	2,300円
第1種電話柱	1本につき	1,100円	970円
第2種電話柱	1本につき	1,700円	1,600円
第3種電話柱	1本につき	2,400円	2,200円
その他柱類	1本につき	82円	75円
鉄塔	1平方メートルにつき	1,600円	1,500円
架空線	1メートルにつき	11円	10円
排水涵管	1箇所一式につき	2,580円	1,330円

布設線、埋設線、架空管類及び埋設管類（架空線及び排水樋管を除く。）	外口径0.1メートル未満	1メートルにつき	55円	50円
	外口径0.1メートル以上0.15メートル未満	1メートルにつき	82円	75円
	外口径0.15メートル以上0.2メートル未満	1メートルにつき	110円	100円
	外口径0.2メートル以上0.4メートル未満	1メートルにつき	220円	200円
	外口径0.4メートル以上1メートル未満	1メートルにつき	550円	500円
	外口径1メートル以上	1メートルにつき	1,100円	1,000円
軌条布設		1平方メートルにつき	260円	140円
通路及び通路橋		1平方メートルにつき	210円	100円
宅地		1平方メートルにつき	500円	240円
物置場、物干場及び洗場（工作物を設置する場合）		1平方メートルにつき	500円	240円
物置場、物干場及び洗場（更地のまま使用する場合）		1平方メートルにつき	160円	80円
工場敷地		1平方メートルにつき	630円	260円
物揚場		1平方メートルにつき	140円	70円
造船場		1平方メートルにつき	210円	100円
各種作業場		1平方メートルにつき	430円	210円
材木けい留場		1平方メートルにつき	210円	100円
田畑		1平方メートルにつき	10円	10円
えん堤類		1平方メートルにつき	80円	40円
養魚場		1平方メートルにつき	160円	80円
かき又はのり養殖場		1平方メートルにつき	10円	10円
採草放牧地		1平方メートルにつき	5円	5円
水路及び暗渠類（排水樋管を除く。）		1平方メートルにつき	80円	40円
棧橋及び渡船場		1平方メートルにつき	140円	70円

備考

この表は、次に掲げる使用等の許可に係る河川海岸等使用料について適用するものとする。

a 法定外河川等の使用等の許可

b 一般海域等の使用等の許可

(3) 収益料

種 別	単 位	収 益 料
土砂	1立方メートルにつき	210円
砂	1立方メートルにつき	210円
砂利	1立方メートルにつき	210円

かき込み砂利	1立方メートルにつき	210円
栗石及び玉石	径8センチメートル以上20センチメートル未満のもの 1立方メートルにつき	210円
野面石	控長20センチメートル以上30センチメートル未満のもの 1個につき	63円
	控長30センチメートル以上40センチメートル未満のもの 1個につき	84円
	控長40センチメートル以上60センチメートル未満のもの 1個につき	147円
転石（割石を含む。）	控長60センチメートル以上のもの 1立方メートルにつき	2,100円

備考

この表は、次に掲げる使用等の許可に係る収益料について適用するものとする。

a 法定外河川等の使用等の許可

b 一般海域等の使用等の許可

4 使用料等の減免

(1) 知事は、3の本文の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業に係る使用料等については、これを減額又は免除することができることとしました。使用等の許可を受けた者が生活保護法第6条第1項の被保護者である場合の使用料等についても同様とすることとしました。

ア 漁業

イ 鉄道事業法第8条第1項の鉄道施設及び軌道法第1条第1項の軌道に関する施設に係る事業

ウ その他公益上特に必要があると認められる事業

(2) (1)に規定する場合のほか知事が特に必要と認めたものに係る使用料等については、これを減額又は免除することができることとしました。

(3) (1)及び(2)の規定により使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、知事に減額又は免除の申請をしなければならないこととしました。

5 使用料等の納付方法

(1) 使用料等を納付すべき者は、3の使用料等を当該使用料等の額の決定があった日から30日以内に、納入通知書により一括して納付しなければならないこととしました。ただし、許可の期間が翌年度以降にわたる場合にあっては、翌年度以降に係る使用料等は、毎年度、当該年度分を4月30日までに納付しなければならないこととしました。

(2) 知事は、(1)の規定にかかわらず、法第18条第3項の規定による許可に係る道路使用料及び河川海岸等使用料については、別に納期限を定めて分納させることができることとしました。

6 使用料等の返還

5の規定により納付された使用料等は、返還しないこととしました。ただし、知事は、次のいずれかに該当するときは、使用料等を納付した者の申請により、その使用料等の全部又は一部を返還することができることとしました。

(1) 法第19条において準用する法第24条第1項の規定により、使用等の許可を取り消したとき。

(2) 天災その他特別の理由により使用等の許可に係る使用又は収益ができなくなったと知事が認めるとき。

7 延滞金

(1) 延滞金については、三重県税外収入通則条例の定めるところによることとしました。この場合において、使用料等の額の一部につき納付があったときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる使用料等の額は、その納付のあった使用料等の額を控除した額とすることとしました。

(2) 延滞金は、その額が100円未満であるときは、徴収しないこととしました。

8 委任

この条例の施行について必要な事項は、規則で定めることとしました。

9 経過措置

道路使用料等の額等に関する経過規定を設けることとしました。

10 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県河川流水占用料等徴収条例（条例第16号）

1 趣旨

この条例は、河川法（以下「法」という。）第32条第1項の規定に基づき、県が徴収する流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）に関する事項について定めることとしました。

2 流水占用料等の徴収

(1) 知事は、法第23条から第25条までの許可（以下「占用等の許可」という。）を受けた者から次の各表に掲げる流水占用料等を徴収することとしました。

ア 発電用流水占用料 発電のための流水占用料は、次の表の左欄に掲げる発電所の種別に応じ、同表の右欄に掲げる式により計算した額に100分の105を乗じて得た額をもってその年額とする。

発電所の種別		式
揚水式発電 所以外の発 電所	1	(1) 昭和40年10月1日以後に発電（設備の点検のためにするものを除く。以下同じ。）を開始した発電所 (2) 昭和40年9月30日以前に発電を開始した後に設備の増設をし、同年10月1日以後に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行う発電を開始した発電所（増設以後の理論水力についてこの項の右欄に掲げる式により算出した額が、増設前の理論水力について2の項の右欄に掲げる式により算出した額に満たないものを除く。） $1,976円 \times \text{常時理論水力} + 436円 \times (\text{最大理論水力} - \text{常時理論水力})$
	2	1の項に掲げる発電所以外の発電所 $1,976円 \times \text{常時理論水力} + 988円 \times (\text{最大理論水力} - \text{常時理論水力})$
揚水式発電 所		(1) 昭和48年4月1日以後に発電を開始した発電所 (2) 昭和48年3月31日以前に発電を開始した後に設備の増設をし、同年4月1日以後に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行う発電を開始した発電所（次に掲げるものを除く。） ア 昭和40年9月30日以前に発電を開始した発電所で、増設以後の理論水力についてこの項の右欄に掲げる式により算出した額が、増設前の理論水力について3の項の右欄に掲げる式により算出した額に満たないもの イ 昭和40年10月1日から昭和48年3月31日までの間に発電を開始した発電所で、増設以後の理論水力についてこの項の右欄に掲げる式により算出した額が、増設前の理論水力について2の項の右欄に掲げる式により算出した額に満たないもの $\{1,976円 \times \text{常時理論水力} + 436円 \times (\text{最大理論水力} - \text{常時理論水力})\} \times \text{補正係数 a}$
	2	昭和40年10月1日から昭和48年3月31日までの間に発電を開始した発電所（1の項の(2)に掲げるものを除く。） $\{1,976円 \times \text{常時理論水力} + 436円 \times (\text{最大理論水力} - \text{常時理論水力})\} \times \text{補正係数 b}$
	3	1の項及び2の項に掲げる発電所以外の発電所 $\{1,976円 \times \text{常時理論水力} + 988円 \times (\text{最大理論水力} - \text{常時理論水力})\} \times \text{補正係数 b}$

イ 発電用流水占用料以外の流水占用料

種 別	単 位	年 額 占 用 料
工業の用に供するもの	1秒ごとに1リットルにつき	3,664円
工業の用以外の用に供するもの	1秒ごとに1リットルにつき	183円

ウ 土地占用料

種 別		単 位	年 額 占 用 料	
			市 の 区 域	町村の区域
第1種電柱		1本につき	1,200円	1,100円
第2種電柱		1本につき	1,800円	1,700円
第3種電柱		1本につき	2,500円	2,300円
第1種電話柱		1本につき	1,100円	970円
第2種電話柱		1本につき	1,700円	1,600円
第3種電話柱		1本につき	2,400円	2,200円
その他柱類		1本につき	82円	75円
鉄塔		1平方メートルにつき	1,600円	1,500円
架空線		1メートルにつき	11円	10円
排水樋管		1箇所一式につき	2,580円	1,330円
布設線、埋設線、架空管類及び埋設管類（架空線及び排水樋管を除く。）	外口径0.1メートル未満	1メートルにつき	55円	50円
	外口径0.1メートル以上0.15メートル未満	1メートルにつき	82円	75円
	外口径0.15メートル以上0.2メートル未満	1メートルにつき	110円	100円
	外口径0.2メートル以上0.4メートル未満	1メートルにつき	220円	200円
	外口径0.4メートル以上1メートル未満	1メートルにつき	550円	500円
	外口径1メートル以上	1メートルにつき	1,100円	1,000円
軌条布設		1平方メートルにつき	260円	140円
通路及び通路橋		1平方メートルにつき	210円	100円
宅地		1平方メートルにつき	500円	240円
物置場、物干場及び洗場（工作物を設置する場合）		1平方メートルにつき	500円	240円
物置場、物干場及び洗場（更地のまま使用する場合）		1平方メートルにつき	160円	80円
工場敷地		1平方メートルにつき	630円	260円
物揚場		1平方メートルにつき	140円	70円
造船場		1平方メートルにつき	210円	100円

各種作業場	1平方メートルにつき	430円	210円
材木けい留場	1平方メートルにつき	210円	100円
田畑	1平方メートルにつき	10円	10円
えん堤類	1平方メートルにつき	80円	40円
養魚場	1平方メートルにつき	160円	80円
かき又はのり養殖場	1平方メートルにつき	10円	10円
採草放牧地	1平方メートルにつき	5円	5円

エ 土石採取料その他の河川産出物採取料

種 別	単 位	採 取 料
土砂	1立方メートルにつき	210円
砂	1立方メートルにつき	210円
砂利	1立方メートルにつき	210円
かき込み砂利	1立方メートルにつき	210円
栗石及び玉石	径8センチメートル以上20センチメートル未満のもの 1立方メートルにつき	210円
野面石	控長20センチメートル以上30センチメートル未満のもの 1個につき	63円
	控長30センチメートル以上40センチメートル未満のもの 1個につき	84円
	控長40センチメートル以上60センチメートル未満のもの 1個につき	147円
転石(割石を含む。)	控長60センチメートル以上のもの 1立方メートルにつき	2,100円
あし(よし)	径33センチメートル束 1束につき	61円
かや	径33センチメートル束 1束につき	61円

(2) 次のいずれかに該当する事業に係る流水占用料等については、これを徴収しないこととしました。

- ア 国又は水資源開発公団の行う事業
イ 地方公共団体の行う事業
ウ かんがいに係る事業

3 流水占用料等の減免

(1) 知事は、2の(1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業に係る流水占用料等については、これを減額又は免除することができることとしました。占用等の許可を受けた者が生活保護法第6条第1項の被保護者である場合の流水占用料等についても同様とすることとしました。

- ア 漁業
イ 鉄道事業法第8条第1項の鉄道施設及び軌道法第1条第1項の軌道に関する施設に係る事業
ウ 河川の保全に著しく利益を与えると認められる事業
エ その他公益上特に必要があると認められる事業

(2) (1)の規定により流水占用料等の減額又は免除を受けようとする者は、知事に減額又は免除の申請をしなければならないこととしました。

4 流水占用料等の納付方法

(1) 流水占用料等を納付すべき者は、2の流水占用料等を当該流水占用料等の額の決定があった日から30日以内に、納入通知書により一括して納付しなければならないこととしました。ただし、許可の期間が翌年度以降にわたる場合にあっては、翌年度以降に係る流水占用料等は、毎年度、当該年度分を4月30日までに納付しなければならないこととしました。

(2) 知事は、(1)の規定にかかわらず、法第23条の許可に係る流水占用料及び法第24条の許可に係る土地占用料については、別に納期限を定めて分納させることができることとしました。

5 流水占用料等の返還

4の規定により納付された流水占用料等は、返還しないこととしました。ただし、知事は、次のいずれかに該当するときは、流水占用料等を納付した者の申請により、その流水占用料等の全部又は一部を返還することができることとしました。

- (1) 法第75条第2項の規定により占用等の許可を取り消し、又はその条件を変更したとき。
(2) 天災その他特別の理由により占用等の許可に係る占用又は土石等の採取ができなくなったと知事が認めるとき。

6 延滞金

(1) 法第74条第5項の規定により知事が延滞金を徴収する場合において、流水占用料等の額の一部につき納付があったときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる流水占用料等の額は、その納付のあった流水占用料等の額を控除した額とすることとしました。

(2) 延滞金は、その額が100円未満であるときは、徴収しないこととしました。

7 委任

この条例の施行について必要な事項は、規則で定めることとしました。

8 経過措置

土地占用料の額等に関する経過規定を設けることとしました。

9 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県砂防設備占用料等徴収条例(条例第17号)

1 趣旨

この条例は、地方財政法第23条第1項の規定に基づき、砂防法第1条の砂防設備の管理について県が徴収する占用料又は土石等採取料(以下「占用料等」という。)に関する事項について定めることとしました。

2 占用料等の徴収

(1) 知事は、1の砂防設備の占用(土石等の採取を含む。)に係る許可(以下「占用の許可」という。)を受けた者から次の各表に掲げる占用料等を徴収することとしました。

ア 占用料

種 別	単 位	年 額 占 用 料
第1種電柱	1本につき	1,100円
第2種電柱	1本につき	1,700円
第3種電柱	1本につき	2,300円
第1種電話柱	1本につき	970円
第2種電話柱	1本につき	1,600円
第3種電話柱	1本につき	2,200円
その他柱類	1本につき	75円
鉄塔	1平方メートルにつき	1,500円
架空線	1メートルにつき	10円
排水樋管	1箇所一式につき	1,330円

布設線、埋設線、架空管類及び埋設管類（架空線及び排水樋管を除く。）	外口径0.1メートル未満	1メートルにつき	50円
	外口径0.1メートル以上0.15メートル未満	1メートルにつき	75円
	外口径0.15メートル以上0.2メートル未満	1メートルにつき	100円
	外口径0.2メートル以上0.4メートル未満	1メートルにつき	200円
	外口径0.4メートル以上1メートル未満	1メートルにつき	500円
	外口径1メートル以上	1メートルにつき	1,000円
軌条布設		1平方メートルにつき	140円
通路及び通路橋		1平方メートルにつき	100円
物置場、物干場及び洗場（工作物を設置する場合）		1平方メートルにつき	240円
物置場、物干場及び洗場（更地のまま使用する場合）		1平方メートルにつき	80円
各種作業場		1平方メートルにつき	210円

イ 土石等採取料

種 別	単 位	採 取 料
土砂	1立方メートルにつき	210円
砂	1立方メートルにつき	210円
砂利	1立方メートルにつき	210円
かき込み砂利	1立方メートルにつき	210円
栗石及び玉石	径8センチメートル以上20センチメートル未満のもの 1立方メートルにつき	210円
野面石	控長20センチメートル以上30センチメートル未満のもの 1個につき	63円
	控長30センチメートル以上40センチメートル未満のもの 1個につき	84円
	控長40センチメートル以上60センチメートル未満のもの 1個につき	147円
転石（割石を含む。）	控長60センチメートル以上のもの 1立方メートルにつき	2,100円

(2) 次のいずれかに該当する事業に係る占用料等については、これを徴収しないこととしました。

ア 国又は地方公共団体の行う事業

イ かんがいに係る事業

3 占用料等の減免

(1) 知事は、2の(1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業に係る占用料等については、これを減額又は免除することができることとしました。占用の許可を受けた者が生活保護法第6条第1項の被保護者である場合の占用料等についても同様とすることとしました。

ア 漁業

イ 鉄道事業法第8条第1項の鉄道施設及び軌道法第1条第1項の軌道に関する施設に係る事業

ウ その他公益上特に必要があると認められる事業

(2) (1)の規定により占用料等の減額又は免除を受けようとする者は、知事に減額又は免除の申請をしなければならないこととしました。

4 占用料等の納付方法

(1) 占用料等を納付すべき者は、2の占用料等を当該占用料等の額の決定があった日から30日以内に、納入通知書により一括して納付しなければならないこととしました。ただし、許可の期間が翌年度以降にわたる場合にあっては、翌年度以降に係る占用料等は、毎年度、当該年度分を4月30日までに納付しなければならないこととしました。

(2) 知事は、(1)の規定にかかわらず、1の占用料については、別に納期限を定めて分納させることができることとしました。

5 占用料等の返還

4の規定により納付された占用料等は、返還しないこととしました。ただし、知事は、次のいずれかに該当するときは、占用料等を納付した者の申請により、その占用料等の全部又は一部を返還することができることとしました。

(1) 三重県砂防指定地管理規則第14条第3号から第5号までの規定に該当することにより占用の許可を取り消し、又はその条件を変更したとき。

(2) 天災その他特別の理由により占用の許可に係る占用又は土石等の採取ができなくなったと知事が認めるとき。

6 延滞金

(1) 延滞金については、三重県税外収入通則条例の定めるところによることとしました。この場合において、占用料等の額の一部につき納付があったときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる占用料等の額は、その納付のあった占用料等の額を控除した額とすることとしました。

(2) 延滞金は、その額が100円未満であるときは、徴収しないこととしました。

7 委任

この条例の施行について必要な事項は、規則で定めることとしました。

8 経過措置

占用料等の額等に関する経過規定を設けることとしました。

9 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県海岸占用料等徴収条例（条例第18号）

1 趣旨

この条例は、海岸法（以下「法」という。）第11条（法第37条の8の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、県が徴収する占用料又は土石採取料（以下「占用料等」という。）に関する事項について定めることとしました。

2 占用料等の徴収

知事は、法第7条第1項、第8条第1項第1号、第37条の4又は第37条の5第1号の規定による許可（以下「占用等の許可」という。）を受けた者から次の各表に掲げる占用料等を徴収することとしました。ただし、国又は地方公共団体の行う事業に係る占用料等については、これを徴収しないこととしました。

(1) 占用料

種 別	単 位	年 額 占 用 料	
		市 の 区 域	町村の区域
第1種電柱	1本につき	1,200円	1,100円
第2種電柱	1本につき	1,800円	1,700円
第3種電柱	1本につき	2,500円	2,300円
第1種電話柱	1本につき	1,100円	970円
第2種電話柱	1本につき	1,700円	1,600円
第3種電話柱	1本につき	2,400円	2,200円

その他柱類		1本につき	82円	75円
鉄塔		1平方メートルにつき	1,600円	1,500円
架空線		1メートルにつき	11円	10円
排水樋管		1箇所一式につき	2,580円	1,330円
布設線、埋設線、架空管類及び埋設管類（架空線及び排水樋管を除く。）	外口径0.1メートル未満	1メートルにつき	55円	50円
	外口径0.1メートル以上0.15メートル未満	1メートルにつき	82円	75円
	外口径0.15メートル以上0.2メートル未満	1メートルにつき	110円	100円
	外口径0.2メートル以上0.4メートル未満	1メートルにつき	220円	200円
	外口径0.4メートル以上1メートル未満	1メートルにつき	550円	500円
外口径1メートル以上		1メートルにつき	1,100円	1,000円
軌条布設		1平方メートルにつき	260円	140円
通路及び通路橋		1平方メートルにつき	210円	100円
宅地		1平方メートルにつき	500円	240円
物置場、物干場及び洗場（工作物を設置する場合）		1平方メートルにつき	500円	240円
物置場、物干場及び洗場（更地のまま使用する場合）		1平方メートルにつき	160円	80円
工場敷地		1平方メートルにつき	630円	260円
物揚場		1平方メートルにつき	140円	70円
造船場		1平方メートルにつき	210円	100円
各種作業場		1平方メートルにつき	430円	210円
材木けい留場		1平方メートルにつき	210円	100円
田畑		1平方メートルにつき	10円	10円
えん堤類		1平方メートルにつき	80円	40円
養魚場		1平方メートルにつき	160円	80円
かき又はのり養殖場		1平方メートルにつき	10円	10円
採草放牧地		1平方メートルにつき	5円	5円
水路及び暗渠類（排水樋管を除く。）		1平方メートルにつき	80円	40円
棧橋及び船渡場		1平方メートルにつき	140円	70円

(2) 土石採取料

種 別	単 位	採 取 料
土砂	1立方メートルにつき	210円

砂	1立方メートルにつき	210円
砂利	1立方メートルにつき	210円
かき込み砂利	1立方メートルにつき	210円
栗石及び玉石	径8センチメートル以上20センチメートル未満のもの 1立方メートルにつき	210円
野面石	控長20センチメートル以上30センチメートル未満のもの 1個につき	63円
	控長30センチメートル以上40センチメートル未満のもの 1個につき	84円
	控長40センチメートル以上60センチメートル未満のもの 1個につき	147円
転石（割石を含む。）	控長60センチメートル以上のもの 1立方メートルにつき	2,100円

3 占用料等の減免

(1) 知事は、2の本文の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業に係る占用料等については、これを減額又は免除することができることとしました。占用等の許可を受けた者が生活保護法第6条第1項の被保護者である場合の占用料等についても同様とすることとしました。

ア 漁業

イ 鉄道事業法第8条第1項の鉄道施設及び軌道法第1条第1項の軌道に関する施設に係る事業

ウ 海岸の保全に著しく利益を与えると認められる事業

エ その他公益上特に必要があると認められる事業

(2) (1)の規定により占用料等の減額又は免除を受けようとする者は、知事に減額又は免除の申請をしなければならないこととしました。

4 占用料等の納付方法

(1) 占用料等を納付すべき者は、2の占用料等を当該占用料等の額の決定があった日から30日以内に、納入通知書により一括して納付しなければならないこととしました。ただし、許可の期間が翌年度以降にわたる場合にあっては、翌年度以降に係る占用料等は、毎年度、当該年度分を4月30日までに納付しなければならないこととしました。

(2) 知事は、(1)の規定にかかわらず、法第7条第1項又は第37条の4の許可に係る占用料については、別に納期限を定めて分納させることができることとしました。

5 占用料等の返還

4の規定により納付された占用料等は、返還しないこととしました。ただし、知事は、次のいずれかに該当するときは、占用料等を納付した者の申請により、その占用料等の全部又は一部を返還することができることとしました。

(1) 法第12条第2項（法第37条の8の規定により準用する場合を含む。）の規定により占用等の許可を取り消し、又はその条件を変更したとき。

(2) 天災その他特別の理由により占用等の許可に係る占用又は土石等の採取ができなくなったと知事が認めるとき。

6 延滞金

(1) 法第35条第2項（法第37条の8の規定により準用する場合を含む。）の規定により知事が徴収する延滞金の額は、海岸法施行規則第9条の規定により計算した額とすることとしました。この場合において、占用料等の額の一部につき納付があったときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる占用料等の額は、その納付のあった占用料等の額を控除した額とすることとしました。

(2) 延滞金は、その額が100円未満であるときは、徴収しないこととしました。

7 委任

この条例の施行について必要な事項は、規則で定めることとしました。

8 経過措置

占用料の額等に関する経過規定を設けることとしました。

9 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 港湾区域内の水域又は公共空地に係る占用料等徴収条例（条例第19号）

1 趣旨

この条例は、港湾法（以下「法」という。）第37条第4項の規定に基づき、県が徴収する占用料又は土砂採取料（以下「占用料等」という。）に関する事項について定めることとしました。

2 占用料等の徴収

知事は、法第37条第1項第1号又は第2号に掲げる行為についての許可（以下「占用等の許可」という。）を受けた者から次の各表に掲げる占用料等を徴収することとしました。ただし、国又は地方公共団体の行う事業に係る占用料等については、これを徴収しないこととしました。

(1) 占用料

種 別	単 位	年 額 占 用 料
第1種電柱	1本につき	1,200円
第2種電柱	1本につき	1,800円
第3種電柱	1本につき	2,500円
第1種電話柱	1本につき	1,100円
第2種電話柱	1本につき	1,700円
第3種電話柱	1本につき	2,400円
その他柱類	1本につき	82円
鉄塔	1平方メートルにつき	1,600円
架空線	1メートルにつき	11円
排水樋管	1箇所一式につき	2,580円
布設線、埋設線、架空管類及び埋設管類（架空線及び排水樋管を除く。）	外口径0.1メートル未満	1メートルにつき 55円
	外口径0.1メートル以上0.15メートル未満	1メートルにつき 82円
	外口径0.15メートル以上0.2メートル未満	1メートルにつき 110円
	外口径0.2メートル以上0.4メートル未満	1メートルにつき 220円
	外口径0.4メートル以上1メートル未満	1メートルにつき 550円
	外口径1メートル以上	1メートルにつき 1,100円
造船用斜路	1平方メートルにつき	260円
棧橋（けい留施設の用に供するものを除く。）、通路及び通路橋	1平方メートルにつき	210円
棧橋、物揚場、船揚場その他のけい留施設	1平方メートルにつき	140円
船舶、材木等のけい留	1平方メートルにつき	210円
水路及び暗渠類（排水樋管を除く。）	1平方メートルにつき	80円
前各項に掲げるもの以外の建物、荷役機械その他の工作物を設置して占用する場合（漁業用工作物を除く。）	1平方メートルにつき	500円
漁業用工作物	1平方メートルにつき	210円

工作物を設置しないで占用する場合	1平方メートルにつき	160円
------------------	------------	------

(2) 土砂採取料

種 別	単 位	採 取 料
土砂	1立方メートルにつき	210円
砂	1立方メートルにつき	210円
砂利	1立方メートルにつき	210円
かき込み砂利	1立方メートルにつき	210円
栗石及び玉石	径8センチメートル以上20センチメートル未満のもの 1立方メートルにつき	210円
野面石	控長20センチメートル以上30センチメートル未満のもの 1個につき	63円
	控長30センチメートル以上40センチメートル未満のもの 1個につき	84円
	控長40センチメートル以上60センチメートル未満のもの 1個につき	147円
転石（割石を含む。）	控長60センチメートル以上のもの 1立方メートルにつき	2,100円

3 占用料等の減免

(1) 知事は、2の本文の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業に係る占用料等については、これを減額又は免除することができることとしました。占用等の許可を受けた者が生活保護法第6条第1項の被保護者である場合の占用料等についても同様とすることとしました。

ア 漁業

イ 鉄道事業法第8条第1項の鉄道施設及び軌道法第1条第1項の軌道に関する施設に係る事業

ウ 港湾の保全に著しく利益を与えると認められる事業

エ その他公益上特に必要があると認められる事業

(2) (1)の規定により占用料等の減額又は免除を受けようとする者は、知事に減額又は免除の申請をしなければならないこととしました。

4 占用料等の納付方法

(1) 占用料等を納付すべき者は、2の占用料等を当該占用料等の額の決定があった日から30日以内に、納入通知書により一括して納付しなければならないこととしました。ただし、許可の期間が翌年度以降にわたる場合にあっては、翌年度以降に係る占用料等は、毎年度、当該年度分を4月30日までに納付しなければならないこととしました。

(2) 知事は、(1)の規定にかかわらず、法第37条第1項第1号に掲げる行為についての許可に係る占用料については、別に納期限を定めて分納させることができることとしました。

5 占用料等の返還

4の規定により納付された占用料等は、返還しないこととしました。ただし、知事は、次のいずれかに該当するときは、占用料等を納付した者の申請により、その占用料等の全部又は一部を返還することができることとしました。

(1) 港湾工事又は公益上の必要により、占用等の許可を取り消し、又はその条件を変更したとき。

(2) 天災その他特別の理由により占用等の許可に係る占用又は土砂等の採取ができなくなったと知事が認めるとき。

6 過怠金

知事は、法第37条第5項の規定により、詐欺その他不正の行為により2の占用料等の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収することとしました。

7 延滞金

(1) 延滞金については、三重県税外収入通則条例の定めるところによることとしました。この場合にお

いて、占用料等の額の一部につき納付があったときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる占用料等の額は、その納付のあった占用料等の額を控除した額とすることとしました。

(2) 延滞金は、その額が100円未満であるときは、徴収しないこととしました。

8 委任

この条例の施行について必要な事項は、規則で定めることとしました。

9 経過措置

占用料の額等に関する経過規定を設けることとしました。

10 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県卸売市場条例（条例第20号）

1 三重県卸売市場整備計画

(1) 知事は、卸売市場の整備を図るための三重県卸売市場整備計画（以下「整備計画」という。）を定めなければならないこととしました。

(2) 知事は、卸売市場の整備の推進のため特に必要があると認めるときは、整備計画において、近代的な卸売市場の開設を特に促進すべき一定の地区を卸売市場整備地区として指定し、当該地区に開設する卸売市場の開設計画を策定することができることとしました。

(3) 知事は、整備計画を定めようとするときは、三重県卸売市場審議会及び県の区域内の関係地方公共団体の意見を聴くこととしました。

(4) 知事は、整備計画を定めたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならないこととしました。

2 三重県卸売市場審議会（以下「審議会」という。）の設置についての規定を整備することとしました。

3 知事は、整備、計画の適正かつ円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、あらかじめ審議会の意見を聴いて、統合整備等を行うことが適当と認められる卸売市場の開設者、卸売業者その他の関係者に対して、必要な改善、調整等を行うべき旨の勧告を行うことができることとしました。

4 地方卸売市場の開設の許可の基準についての規定を定めることとしました。

5 地方卸売市場における卸売の業務の許可の基準についての規定を定めることとしました。

6 地方卸売市場の開設者の地位の承継についての規定を定めることとしました。

7 地方卸売市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならないこととしました。

8 地方卸売市場における売買取引の方法

(1) 卸売業者が行う卸売については、生鮮食料品等の区分に応じ、次に掲げる売買取引の方法（現行せり売又は入札の方法）によらなければならないこととしました。

ア セリ売又は入札の方法

イ 一定割合せり売又は入札の方法

ウ セリ売若しくは入札の方法又は相対取引

(2) 災害の発生その他の規則に定める特別な事情がある場合であって、業務規程の定めるところにより、開設者がせり売又は入札の方法によることが著しく不適当と認めたときは、相対取引によることができることとしました。

(3) 入荷量が一時的に著しく減少したときその他の規則で定める特別な事情がある場合であって、業務規程で定めるところにより、開設者が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならないこととしました。

9 地方卸売市場の業務規程の変更

(1) 開設者は、業務規程を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならないこととしました。

(2) 開設者は、売買取引の方法に係る(1)の承認を申請しようとするときは、規則で定めるところにより選定した卸売業者、買受人その他利害関係者の意見を聴かななければならないこととしました。ただし、10の(1)の市場取引委員会の意見を聴いたときは、この限りでないこととしました。

10 市場取引委員会の設置

(1) 開設者は、地方卸売市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議させるため、業務規程で、市場取引委員会（以下「委員会」という。）を置くことができることとしました。

(2) 委員会は、業務規程の変更（売買取引の方法の変更に限る。）及び当該地方卸売市場における公正かつ効率的な売買取引の確保のため、必要な事項について開設者に対して意見を述べるができることとしました。

(3) 委員会の委員は、卸売業者、買受人その他の利害関係者及び学識経験を有する者のうちから、開設者が委嘱することとしました。

11 卸売予定数量等の公表

(1) 開設者は、地方卸売市場において取り扱う生鮮食料品等について、毎日の卸売が開始される時まで、その日の主要な品目の卸売予定数量を公表しなければならないこととしました。

(2) 開設者は、(1)の生鮮食料品等について、規則で定めるところにより、毎日の卸売業者の卸売の数量及び価格を、速やかに公表しなければならないこととしました。

12 小規模卸売市場の開設等についての規定を整備することとしました。

13 その他規定を整備することとしました。

14 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県中央卸売市場条例（条例第21号）

1 市場の開場時間は、午前0時から午後12時まで（現行 午前3時30分から午後3時まで）とすることとしました。

2 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならないこととしました。

3 売買取引の方法

(1) 売買取引の方法は、物品の区分に応じて次に掲げる取引方法（現行 セリ売又は入札の方法）に区分することとしました。

ア セリ売又は入札の方法

イ 一定割合せり売又は入札の方法

ウ セリ売若しくは入札の方法又は相対取引

(2) 卸売業者は、(1)のア及びイに掲げる方法により取引する物品については、次に掲げる場合であって知事がせり売又は入札の方法により卸売することが著しく不適当であると認めて、規則で定めるところにより承認したときは、相対取引によることができることとしました。

ア 災害が発生した場合

イ 入荷が遅延した場合

ウ 卸売の相手方が少数である場合

エ セリ売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合

オ 卸売業者と仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合

カ 仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をする場合

4 卸売業者は、市場における卸売の業務については、次に掲げる場合を除いて、自己の計算において卸売をしてはならないこととしました。

(1) 一定の規格又は貯蔵性を有し、かつ、その供給事情が比較的安定している物品で一定のものの卸売をする場合

(2) 品目又は品質が特殊であるため需要が一般的でない物品で一定のものの卸売をする場合

(3) 需要が比較的安定している物品であって、当該需要に対する供給の安定を図る上で卸売業者が自己の計算において卸売することが適当である一定のものの卸売をする場合

(4) 卸売業者が仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき物品を確保する必要がある場合、市場の利用者の利便性の向上を図る上で卸売業者が自己の計算において卸売することが適当である場合

(5) 出荷者の計算において行う卸売の方法によっては、物品の出荷を受けることが著しく困難な場合であって、自己の計算において卸売をしても卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと知事が認めて承認した場合

5 卸売業者は、次に掲げる場合（現行 (1)の場合）を除いて、市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならないこととしました。

(1) 開設区域内において知事が指定する場所にある物品の卸売をする場合

(2) 開設区域内において卸売業者が申請した場所にある物品（卸売業者が仲卸業者又は売買参加者との

間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品に限る。)の卸売をすることについて、当該市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと知事が認めて承認した場合

6 卸売業者は、承認を受けた受託契約約款を卸売場又は市場内のその事務所の見やすい場所に掲示することとしました。

7 卸売業者による卸売予定数量等の公表

(1) 卸売業者は、毎開場日、主要な品目の数量及びその主要な産地を卸売のための販売開始時刻までに、卸売場の見やすい場所に掲示することとしました。

(2) 卸売業者は、毎開場日、卸売が終了した後速やかに、売買取引の方法ごとに、当日卸売をした物品について、主要な品目ごとの主要な産地、卸売の数量並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格等を公表することとしました。

8 卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約を結んだときは、特約の相手方の氏名及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名)、特約の内容、支払方法等記載した書面を知事に届け出ることとしました。

9 三重県中央卸売市場運営協議会の調査審議事項に、次の(1)及び(2)を加えることとしました。

(1) 売買取引に関すること。

(2) 市場に関する重要事項に関すること。

10 その他規定を整備することとしました。

11 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県警察関係手数料条例(条例第22号)

1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の規定に基づき、許可等を受けようとする者が納めなければならない手数料等についての規定を定めることとしました。

2 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県科学技術振興センター保健環境研究所手数料条例の一部を改正する条例(条例第23号)

1 次の検査手数料を廃止することとしました。

(1) 診療関係検査及び放射能検査に係る簡易なもの

(2) 水等の検査及び薬品、食品その他の物件の検査に係る極めて簡易なもの、簡易なもの及び中程度なもの

(3) 衛生害虫検査

(4) 水等の検査及び薬品、食品その他の物件の検査に係る細菌学的検査及び大腸菌群検査(特定酵素基質法によるものを除く。)

2 水等の検査及び薬品、食品その他の物件の検査における不要な区分を廃止することとしました。

3 水等の検査及び薬品、食品その他の物件の検査における不明細菌の同定検査をレジオネラ属菌に係る検査に限ることとしました。

4 診療関係検査、水等の検査、放射能検査及び薬品、食品その他の物件の検査に付随する検査の手数料を次のとおり定めることとしました。

区 分	単 位	金 額
付随する検査の手数料	1 項目につき	円
1 水等のもの		
(1) 理化学的検査		
ア 極めて簡易なもの		240
イ 簡易なもの		360
ウ 中程度なもの		610
(2) 細菌学的検査		
ア 簡易なもの		1,790
イ 中程度なもの		2,430
2 薬品又は食品のもの		1,840
3 その他のもの		3,650

5 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部を改正する条例(条例第24号)

1 県吏員職員退職諸給与支給条例等の一部改正

次に掲げる条例において、「禁治産者」を「成年被後見人」に改めることとしました。

(1) 県吏員職員退職諸給与支給条例

(2) 三重県統計調査条例

(3) 三重県木材業者及び製材業者登録条例

2 三重県青少年健全育成条例の一部改正

「後見人」を「未成年後見人」に改めることとしました。

3 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県職員定数条例の一部を改正する条例(条例第25号)

1 職員定数を次のとおり改めることとしました。

区 分	現 行	改 正 後
知 事 の 事 務 部 局 の 職 員	5,200人	5,150人
労 働 委 員 会 の 事 務 部 局 の 職 員	10人	9人
企 業 庁 の 職 員	337人	333人

2 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県行政手続条例の一部を改正する条例(条例第26号)

1 聴聞を主宰することができない者に、当該聴聞の当事者又は参加人の保佐監督人、補助人又は補助監督人を加えることとしました。

2 その他規定を整備することとしました。

3 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県部制条例の一部を改正する条例(条例第27号)

1 生活部において労働に関する事務を所掌することとしました。

2 農林水産商工部において所掌する事務から職業能力開発に関する事務を除くこととしました。

3 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例(条例第28号)

1 県税事務所、保健所、児童相談所及び家畜保健衛生所の名称、位置及び所管区域を次のとおりとすることとしました。

(1) 県税事務所

名 称	位 置	所 管 区 域
三重県桑名県税事務所	桑名市	桑名郡 員弁郡 桑名市
三重県四日市県税事務所	四日市市	三重郡 四日市市
三重県鈴鹿県税事務所	鈴鹿市	鈴鹿郡 鈴鹿市 亀山市
三重県津総合県税事務所	津市	安芸郡 一志郡 津市 久居市
三重県松阪県税事務所	松阪市	飯南郡 多気郡 松阪市
三重県伊勢県税事務所	伊勢市	度会郡 志摩郡 伊勢市 鳥羽市
三重県上野県税事務所	上野市	阿山郡 名賀郡 上野市 名張市
三重県紀州県税事務所	尾鷲市	北牟婁郡 南牟婁郡 尾鷲市 熊野市

(2) 保健所

名 称	位 置	所 管 区 域
三重県桑名保健所	桑名市	桑名郡 員弁郡 桑名市
三重県四日市保健所	四日市市	三重郡 四日市市
三重県鈴鹿保健所	鈴鹿市	鈴鹿郡 鈴鹿市 亀山市
三重県津保健所	津市	安芸郡 一志郡 津市 久居市

三重県松阪保健所	松阪市	飯南郡	多気郡	松阪市	
三重県伊勢保健所	伊勢市	度会郡	志摩郡	伊勢市	鳥羽市
三重県上野保健所	上野市	阿山郡	名賀郡	上野市	名張市
三重県尾鷲保健所	尾鷲市	北牟婁郡	尾鷲市		
三重県熊野保健所	熊野市	南牟婁郡	熊野市		

(3) 児童相談所

名 称	位 置	所 管 区 域
三重県北勢児童相談所	四日市市	桑名郡 員弁郡 三重郡 鈴鹿郡 桑名市 四日市市 鈴鹿市 亀山市
三重県中央児童相談所	津市	安芸郡 一志郡 飯南郡 多気郡 津市 久居市 松阪市
三重県南勢志摩児童相談所	伊勢市	度会郡 志摩郡 伊勢市 鳥羽市
三重県伊賀児童相談所	上野市	阿山郡 名賀郡 上野市 名張市
三重県紀州児童相談所	尾鷲市	北牟婁郡 南牟婁郡 尾鷲市 熊野市

(4) 家畜保健衛生所

名 称	位 置	所 管 区 域
三重県北勢家畜保健衛生所	四日市市	桑名郡 員弁郡 三重郡 鈴鹿郡 桑名市 四日市市 鈴鹿市 亀山市
三重県中央家畜保健衛生所	津市	安芸郡 一志郡 阿山郡 名賀郡 津市 久居市 上野市 名張市 (病性鑑定業務については、県の区域)
三重県南勢家畜保健衛生所	松阪市	飯南郡 多気郡 度会郡 志摩郡 松阪市 伊勢市 鳥羽市
三重県紀州家畜保健衛生所	熊野市	北牟婁郡 南牟婁郡 尾鷲市 熊野市

2 福祉事務所の位置を次のとおりとすることとしました。

名 称	位 置
三重県北勢福祉事務所	四日市市
三重県中勢福祉事務所	津市
三重県飯南多気福祉事務所	松阪市
三重県南勢志摩福祉事務所	伊勢市
三重県伊賀福祉事務所	上野市
三重県紀北福祉事務所	尾鷲市
三重県紀南福祉事務所	熊野市

3 自動車税事務所を津地方県民局において所管することとしました。

4 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県税条例の一部を改正する条例 (条例第29号)

1 「総務局税務課」を「総務局税務政策課」に改めることとしました。

2 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県総合文化センター条例及び三重県人権センター条例の一部を改正する条例 (条例第30号)

1 次に掲げる条例において、詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対して科する過料の額を、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額が5万円を超えないときは5万円とすることとしました。

(1) 三重県総合文化センター条例

(2) 三重県人権センター条例

2 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県保健所手数料条例の一部を改正する条例 (条例第31号)

1 衛生試験又は検査の手数料の額を定める規定を整備することとしました。

2 一般健康診断及び予防接種の手数料のうち、胃がん集団検診に係るものを除くこととしました。

3 診療関係検査料、水等の検査料及び薬品、食品その他の物件の検査料に係る手数料の額についての規定を定めることとしました。

4 その他規定を整備することとしました。

5 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県准看護婦試験委員条例の一部を改正する条例 (条例第32号)

1 三重県准看護婦試験委員 (以下「委員」という。)は20人以内 (現行30名以内) とし、関係行政機関の職員並びに県内の医師、歯科医師、保健婦、保健士、助産婦、看護婦及び看護師並びに学識経験者 (現行 関係官吏、吏員および県内の医師、保健婦、助産婦、看護婦ならびに学識経験者) のうちから知事が任命し、又は委嘱することとしました。

2 1の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないこととしました。ただし、知事が、やむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでないこととしました。

3 委員の任期は2年以内で知事が定める期間 (現行2年) とすることとしました。

4 その他規定を整備することとしました。

5 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 三重県特別養護老人ホーム明星園条例の一部を改正する条例 (条例第33号)

1 三重県特別養護老人ホーム明星園 (以下「老人ホーム」という。)が行う事業に次の事業を加えることとしました。

(1) 生活保護法第30条第1項ただし書の規定により保護する者の入所に関する事業

(2) 介護保険法 (以下「法」という。)第41条第1項本文の指定を受けて行う法第7条第13項の短期入所生活介護に関する事業

(3) 法第46条第1項の指定を受けて行う法第7条第18項の居宅介護支援に関する事業

(4) 法第48条第1項第1号の指定を受けて行う法第7条第21項の介護老人福祉施設が行う事業

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める事業

2 使用料等

(1) 老人ホームで介護サービスを受けた者は、使用料又は手数料を納付しなければならないこととしました。

(2) (1)の介護サービスに係る使用料又は手数料の額は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき算定した額とすることとしました。

(3) 知事は、(2)の規定によるもののほか、日常生活に要する費用で利用者に負担させることが適当と認められるものについては、知事が別に定めるところにより利用者から徴収することができることとしました。

3 その他規定を整備することとしました。

4 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県身体障害者総合福祉センター条例の一部を改正する条例 (条例第34号)

1 三重県身体障害者総合福祉センター (以下「総合福祉センター」という。)が行う事業に次の事業を加えることとしました。

介護保険法 (以下「法」という。)第41条第1項本文又は法第46条第1項の指定を受けて行う次の事業

(1) 法第7条第8項の訪問看護に関する事業、同条第9項の訪問リハビリテーションに関する事業、同条第10項の居宅療養管理指導に関する事業及び同条第12項の通所リハビリテーションに関する事業

(2) 法第7条第18項の居宅介護支援に関する事業

2 使用料等

(1) 総合福祉センターで診療、処置、介護サービス等 (現行 診療、処置等) を受けた者は、使用料又は手数料を納付しなければならないこととしました。

(2) (1)の介護サービスに係る使用料又は手数料の額は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき算定した額とすることとしました。

3 その他規定を整備することとしました。

4 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例 (条例第35号)

1 三重県精神保健福祉審議会の設置に係る規定を整備することとしました。

2 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例 (条例第36号)

1 「禁治産者」を「成年被後見人」に、「準禁治産者」を「被保佐人」に改めることとしました。

2 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県動物の保護及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (条例第37号)

1 条例の目的及び許可の要件に係る規定を整備することとしました。

2 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県公害審査会条例の一部を改正する条例 (条例第38号)

1 三重県公害審査会に対する調停等の申請等に係る手数料を徴収する規定を整備することとしました。

2 1の手数料の額を定める規定を次のとおり改めることとしました。

現 行	金 額	改 正 後
紛争処理を求める事項の価額		調停の申請
ア 調停を100万円以下の場合	1,000円	調停を求める事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額
イ 同 100万円を超え1,000万円以下の場合	1,000円に100万円を超える部分が1万円に達するごとに7円を加えた金額	ア 調停を求める事項の価額が100万円まで 1,000円
ウ 同 1,000万円を超え1億円以下の場合	7,300円に1,000万円を超える部分が1万円に達するごとに6円を加えた金額	イ 調停を求める事項の価額が100万円を超え1,000万円までの部分 その価額1万円までごとに 7円
エ 同 1億円を超える場合	6万1,300円に1億円を超える部分が1万円に達するごとに5円を加えた金額	ウ 調停を求める事項の価額が1,000万円を超え1億円までの部分 その価額1万円までごとに 6円
		エ 調停を求める事項の価額が1億円を超える部分 その価額1万円までごとに 5円
ア 仲裁を100万円以下の場合	2,000円	仲裁の申請
イ 同 100万円を超え1,000万円以下の場合	2,000円に100万円を超える部分が1万円に達するごとに20円を加えた金額	仲裁を求める事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額
ウ 同 1,000万円を超え1億円以下の場合	2万円に1,000万円を超える部分が1万円に達するごとに15円を加えた金額	ア 仲裁を求める事項の価額が100万円まで 2,000円
エ 同 1億円を超える場合	15万5,000円に1億円を超える部分が1万円に達するごとに10円を加えた金額	イ 仲裁を求める事項の価額が100万円を超え1,000万円までの部分 その価額1万円までごとに 20円
		ウ 仲裁を求める事項の価額が1,000万円を超え1億円までの部分 その価額1万円までごとに 15円
		エ 仲裁を求める事項の価額が1億円を超える部分 その価額1万円までごとに 10円
		法第23条の4第1項の規定による参加の申立て
		調停の申請の項により算出して得た額

3 その他規定を整備することとしました。

4 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県環境審議会条例の一部を改正する条例 (条例第39号)

1 三重県環境審議会の設置に係る規定を整備することとしました。

2 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県環境影響評価条例の一部を改正する条例 (条例第40号)

1 対象事業を実施する者等に係る規定を整備することとしました。

2 その他規定を整備することとしました。

3 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県自然環境保全条例の一部を改正する条例 (条例第41号)

1 三重県自然環境保全審議会の設置に係る規定を整備することとしました。

2 その他規定を整備することとしました。

3 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例 (条例第42号)

1 家畜伝染病予防法 (以下「法」という。)に基づく手数料を徴収する事務及び金額に係る規定を次のとおり定めることとしました。

区 分	単 位	手数料の額
		円
1 法第4条の2第5項、第5条第1項又は第30条第1項の規定に基づく家畜の検査 (法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあっては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。)		
(1) 牛の結核病検査	1頭につき	250
(2) 牛のブルセラ病検査	1頭につき	250
(3) 牛のヨーネ病検査	1頭につき	550
(4) ひな白痢検査	1羽につき	35
(5) ニューカッスル病抗体検査	1羽につき	50
(6) 鶏呼吸器性マイコプラズマ病抗体検査	1羽につき	50
(7) 腐そ病検査	1群につき	45
(8) 馬伝染性貧血検査	1頭につき	1,200
(9) その他の家畜検査	1件につき	1,200
2 法第6条第1項又は第30条第1項の規定に基づく家畜の注射、薬浴又は投薬		
(1) 予防注射		
ア 流行性脳炎	1頭につき	1,050
イ 流行熱	1頭につき	730
ウ イバラキ病	1頭につき	600
エ 炭そ	1頭につき	500
オ 豚コレラ	1頭につき	230
カ 豚丹毒	1頭につき	250
キ 豚コレラ及び豚丹毒 (同時注射)	50頭までの場合 1頭につき	380
	100頭までの場合 1頭につき	330
	101頭以上の場合 1頭につき	300
ク 豚コレラ及び豚丹毒 (混合注射)	1頭につき	295
ケ その他の家畜注射	1件につき	1,100
(2) 家畜薬浴	1件につき	1,100
(3) 家畜投薬	1件につき	670
3 法第8条 (法第30条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく家畜の検査 (法第4条の2第3項の規定による検査及び法第5条第1項の規定によ		

る監視伝染病の発生を予察するための検査を除く。)、注射、薬浴又は投薬を行った旨の証明書の交付 家畜検査証明書、家畜注射証明書、家畜薬浴証明書又は家畜投薬証明書	1 件につき	250
--	--------	-----

2 予防注射及び妊娠鑑定の手数料を次のとおり定めることとしました。

区 分	単 位	手数料の額
1 予防注射		円
(1) 牛異常産 3 種混合	不活化ウイルスによる予防液を使用する場合 1 回につき	2.000
(2) 馬インフルエンザ	不活化ウイルスによる予防液を使用する場合 1 回につき	2.500
2 妊娠鑑定	1 件につき	3.500

3 この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 主要農作物種子法の施行に関する条例の一部を改正する条例 (条例第43号)

- 1 指定種子生産は場の指定をしたときは、知事はその申請者に対し (現行 その者の住所地を管轄する市町村長を経由して)、指定書を交付しなければならないこととしました。
- 2 その他規定を整備することとしました。
- 3 この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 三重県営土地改良事業等分担金徴収条例の一部を改正する条例 (条例第44号)

- 1 農村総合整備事業に要する費用のうち当該事業につき国から交付を受けるべき補助金の額を除いたものに、100分の50を乗じて得た額の範囲内において、知事が定める額の分担金を徴収することとしました。
- 2 分担金を徴収する県営土地改良事業等から農村基盤総合整備パイロット事業及び開拓地整備事業を除くこととしました。
- 3 この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 三重県漁港管理条例の一部を改正する条例 (条例第45号)

- 1 県管理施設の維持運営計画を定めようとするとき等には、あらかじめ漁港所在地の市町長及び漁業協同組合 (現行 漁港管理会) の意見を聴かなければならないこととしました。
- 2 責務
 - (1) 知事は、漁港の維持管理を適正に行うよう努めることとしました。
 - (2) 漁港を利用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに漁港法 (以下「法」という。)その他の法令に従い、漁港施設の安全かつ適正な利用に支障とならないようにするとともに、漁港環境の維持に努めなければならないこととしました。
- 3 県管理施設を当該施設の目的以外の目的に利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならないこととしました。
- 4 土砂採取料又は占用料 (以下「土砂採取料等」という。)の徴収
知事は、法第39条第 1 項の規定による土砂の採取又は水面若しくは土地の占用の許可を受けた者から次の各表に掲げる土砂採取料等を徴収することとしました。
 - (1) 土砂採取料

種 別	単 位	金 額
土砂	1 立方メートルにつき	210円
砂	1 立方メートルにつき	210円
砂利	1 立方メートルにつき	210円
かき込砂利	1 立方メートルにつき	210円

栗石及び玉石	径 8 センチメートル以上 20 センチメートル未満のもの 1 立方メートルにつき	210円
野面石	控長 20 センチメートル以上 30 センチメートル未満のもの 1 個につき	63円
	控長 30 センチメートル以上 40 センチメートル未満のもの 1 個につき	84円
	控長 40 センチメートル以上 60 センチメートル未満のもの 1 個につき	147円
転石 (割石を含む。)	控長 60 センチメートル以上のもの 1 立方メートルにつき	2.100円

(2) 占用料

種 別	単 位	年 額 占 用 料
宅地	1 平方メートルにつき	200円
棧橋、物干場、物揚場その他これらに類するもの	1 平方メートルにつき	70円
電柱、支柱、支線、標杭その他これらに類するもの	1 本につき	250円
鉄塔	1 基につき	18.000円
埋設管線類	1 メートルにつき	90円
広告物その他これに類するもの	1 平方メートルにつき	120円

5 過料に処せられる者に次に掲げる者を加えることとしました。

- (1) 3 の許可を受けずに県管理施設を利用した者
- (2) 3 の許可に付けた条件に違反した者
- 6 偽りその他不正の行為により土砂採取料等の徴収を免れた者からは、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過怠金を徴収することとしました。
- 7 その他規定を整備することとしました。
- 8 この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 三重県特別会計条例の一部を改正する条例 (条例第46号)

- 1 三重県中小企業近代化資金貸付事業等特別会計の名称を三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計に改めることとしました。
- 2 三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計の設置目的に係る規定を整備することとしました。
- 3 その他規定を整備することとしました。
- 4 この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 三重県積立基金条例の一部を改正する条例 (条例第47号)

- 1 基金は、経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるときに限り、予算の定めるところにより処分することができることとしました。
- 2 この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 三重県水道供給条例の一部を改正する条例 (条例第48号)

- 1 南勢志摩水道の基本料金等の料率を次のとおり改めることとしました。

施設名	料 率	
	基本料金の料率 (基本水量 1 立方メートルにつき)	使用料金の料率 (使用水量 1 立方メートルにつき)
現 行	円	円
	南勢志摩 志摩郡の区域に係るもの	1,850 39
水道	志摩郡の区域以外の区域に係るもの	1,460 60

改正後	南 勢 志 摩 水 道	1,320	60
-----	-------------	-------	----

2 平成12年度から平成14年度までの間においては、南勢志摩水道の志摩郡の区域に係るものについて、基本料金の料率を基本水量1立方メートルにつき1,740円、使用料金の料率を使用水量1立方メートルにつき39円とすることとしました。

3 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県工業用水道条例の一部を改正する条例（条例第49号）

1 松阪工業用水道の基本料金等の単価を次のとおり改めることとしました。

単 価	基 本 料 金 (1立方メー トルにつき)	使 用 料 金 (1立方メー トルにつき)	超 過 料 金 (1立方メー トルにつき)
現 行	12円90銭	1円60銭	29円
改 正 後	14円90銭	1円10銭	32円

2 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県病院事業条例の一部を改正する条例（条例第50号）

1 使用料等の名称及び金額を次のように改めることとしました。

現 行		改 正 後	
名 称	金 額	名 称	金 額
文書料	円	文書料	円
診断書料		診断書料	
国民年金障害年金廃 疾認定書及びこれに 類するもの	3,150	国民年金、障害年金 診断書及びこれに類 するもの	4,300
死亡診断書	2,100	死亡診断書	2,900
その他の診断書	1,050	その他の診断書	1,700
生命保険証明書料	3,150	生命保険証明書料	3,800
死産証明書料	2,100	死産証明書料	2,100
諸証明書料		諸証明書料	
複雑なもの	1,050	複雑なもの	2,900
簡単なもの	520	簡単なもの	900
死体検案料		死体検案料	
死体検案料	3,150	死体検案料	9,100
死体検案書料	2,100	死体検案書料	2,900
消毒料	1,050	死体処理料	2,600
	（別途契約のある ものはその契約 額を加算する。）		（別途契約のある ものはその契約 額を加算する。）
県有自動車使用料（往診 のため使用する場合に限 る。）	50	県有自動車使用料	80

分べん料	70,000円以上100,000 円以下で病院事業の管理 者が定める額	分べん料	111,000円以上157,000円 以下で病院事業の管理 者が定める額
人工妊娠中絶料	20,000円以上52,500円 以下で病院事業の管理 者が定める額	人工妊娠中絶料	58,000円以上149,000 円以下で病院事業の管理 者が定める額
介補料	3,000円以上4,000円 以下で病院事業の管理 者が定める額	新生児管理料	6,300円以上8,500円 以下で病院事業の管理 者が定める額
その他 製水器使用料 電気使用料 白黒テレビ カラーテレビ又は冷 蔵庫 上記以外の電気器具 で100ワット以上 のもの 薬剤容器料	50 30 50 30 実費を基準として病院 事業の管理者が定める額	その他 製水器使用料 電気使用料(100ワット 以上のものに限り。) 電気機器使用料 薬剤容器料	50 80 80 実費を基準として病院 事業の管理者が定める額

2 その他規定を整備することとしました。

3 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第51号）

1 乗船手当を乗船実習手当に改め、支給限度額を乗船1日につき3,010円（現行 2,090円）に改めることとしました。

2 漁ろう作業手当を廃止することとしました。

3 その他規定を整備することとしました。

4 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例（条例第52号）

1 公立学校職員の定数を次のとおり改めることとしました。

校 種	職 種	現 行	改 正 後	増 減
県 立 学 校	人	人	人	人
	校長、教員、養護教員及び実習助手 事務職員及び技術職員 その他の職員	3,791 289 223	3,824 289 201	33 — △ 22
	計	4,303	4,314	11
	校長、教員、養護教員、実習助手及び寮母 学 校 栄 養 職 員 盲学校、聾学校 事務 職 員 及び養護学校 そ の 他 の 職 員	843 9 46 57	803 9 46 57	△ 40 — — —
	計	955	915	△ 40
市 町 村	校長及び教員 養 護 教 員 学 校 栄 養 職 員 事務 職 員	6,485 431 136 430	6,465 429 135 429	△ 20 △ 2 △ 1 △ 1
	計	7,482	7,458	△ 24

立 学 校	中 学 校	校 養 学 事	長 護 栄 務	及 び 教 養 職 計	員 員 員 員	3,879	3,826	△	53
						170	171		1
						20	20		—
						178	178		—
						4,247	4,195	△	52
						合 計			

2 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県文化財保護条例の一部を改正する条例（条例第53号）

- 1 あらかじめ教育委員会の承認を受けた県内に所在する博物館その他の施設で県指定有形文化財を公開する場合は、所有者等による当該文化財の所在場所変更届出は要せず、公開終了後に届け出ることとしました。
- 2 土木工事等のために埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地を発掘しようとする場合には、教育委員会に届出（国又は地方公共団体等の場合は通知）をしなければならないこととしました。
- 3 文化財の所有権が県に帰属することとなった場合、文化財の発見者及びその発見された土地の所有者に、報償金を支給することとしました。
- 4 県に帰属した文化財の発見者及びその発見された土地の所有者に、県が保有する必要がある場合を除いて、報償金の額の範囲内で譲与することができることとしました。
- 5 市町村が国の補助金を受けて発掘調査等を行う場合には、県は、予算の範囲内で当該発掘調査等に経費の一部を補助することができることとしました。
- 6 罰金額の上限を改めることとしました。
- 7 その他規定を整備することとしました。
- 8 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例（条例第54号）

区 分	現 行	改 正 後
入学料		
1 全日制の課程		
(1) 単位制によらない課程	5,500円	5,550円
(2) 単位制による課程		
卒業を認定されなかった者及び聴講生以外の者	5,500円	5,550円
2 定時制の課程		
(1) 単位制によらない課程		
聴講生以外の者	1,600円	1,650円
(2) 単位制による課程		
科目履修生以外の者	1,600円	1,650円
3 専攻科	5,500円	5,550円

2 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第55号）

- 1 船舶に乗り組む職員の勤務時間について、人事委員会の承認を得て、52週間を超えない期間につき1週間当たり40時間とすることができることとしました。
- 2 1の規定により勤務時間を定める場合は、52週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設けなければならないこととしました。
- 3 船舶に乗り組む職員の休憩時間について、人事委員会の承認を得て、別に定めることができることとしました。
- 4 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例（条例第56号）

- 1 警察官以外の職員の定員を415人（現行418人）に改めることとしました。
- 2 この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 保健所運営協議会条例を廃止する条例（条例第57号）

この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県立看護短期大学条例を廃止する条例（条例第58号）

この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県公営企業基金条例を廃止する条例（条例第59号）

この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県金属くず取扱業条例を廃止する条例（条例第60号）

この条例は、平成12年4月1日から施行することとしました。

条 例

三重県昭和学寮顕彰人材育成基金条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第一号

三重県昭和学寮顕彰人材育成基金条例

（設置）

第一条 昭和学寮創設の精神を継承し、国際化社会に資する人材を育成する事業に要する経費の財源に充てるため、三重県昭和学寮顕彰人材育成基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金には、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定める額を積み立てる。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（処分）

第五条 基金は、国際化社会に資する、三重県出身者及び三重県に有用な人材を育成する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

（委任）

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 三重県昭和学寮整備基金条例（昭和五十六年三重県条例第一号）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際現に廃止前の三重県昭和学寮整備基金条例の規定により積み立てられている基金は、この条例により積み立てられた基金とみなす。

三重県の事務処理の特例に関する条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北川正恭

三重県条例第二号

三重県の事務処理の特例に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十二年法律第六十二号)第五十五条第一項の規定に基づき、知事及び三重県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとすることについて定めることを目的とする。

(市町村が処理することとする事務の範囲等)

第二条 すべての市町村が処理することとする事務は、別表第一に掲げるとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、別表第二の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町村が処理することとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

2 この条例の施行の際別表第一及び別表第二に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則(以下「法令等」という。)の規定により知事又は県教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事又は県教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において別表第一及び別表第二に掲げる市町村の長又は教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長又は教育委員会のした処分その他の行為又は当該市町村の長又は教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(三重県公害防止条例の一部改正)

3 三重県公害防止条例(昭和四十六年三重県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条 削除

別表第一(第二条関係)

一 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)、租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)、租税特別措置法施行規則(昭和三十二年大蔵省令第十五号)及び同法の施行のための規則に基づく申請書、届書その他の書類の受理に関する事務で別に規則で定めるもの

二 化製場等に関する法律(昭和二十三年法律第四十号。以下この項において「法」という。)及び同法の施行のための規則に基づく法第二条第二項ただし書の規定による死亡獣

畜取扱場外における処理の許可

三 母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)及び同法の施行のための規則に基づく貸付に係る申請書、届書その他の書類の受理並びに通知書、納入通知書その他の書類の交付に関する事務で別に規則で定めるもの

四 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号。以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務(農業協同組合が土地改良事業を行う場合又は法第三条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合に限る。)

イ 法第九十五条第一項の規定による土地改良事業の認可

ロ 法第九十五条第三項において準用する法第八条及び第九条の規定による決定の通知等

ハ 法第九十五条第四項の規定による認可の公告

ニ 法第九十五条の二第一項の規定による土地改良事業の変更等の認可

ホ 法第九十五条の二第三項において準用する法第四十八条第十一項の規定による認可の公告

ヘ 法第九十六条において準用する法第五十二条第一項、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十二条の四、第五十三条の四及び第五十四条の規定による換地計画の認可等

ト 法第九十六条において準用する法第五十七条の二の規定による管理規程の認可等

チ 法第百十三条の二第一項の規定による工事着手及び完了の届出の受理(法第九十五条第一項に規定する土地改良事業に係るものに限る。リからルまでにおいて同じ。)

リ 法第百十三条の二第二項の規定による工事完了の公告

ヌ 法第百二十二条第二項の規定による土地の形質の変更等の許可

ル 法第百三十二条第一項の規定による報告の徴収及び検査

ヲ 法第百三十四条第一項の規定による違反行為に対する措置命令

五 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)並びに同法及び水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)の施行のための規則に基づく漁業及び水産動植物の採捕に係る申請書及び届書の受理に関する事務で別に規則で定めるもの

六 漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)及び同法の施行のための規則に基づく漁船の登録等に係る申請書、届書その他の書類の受理並びに登録票及び許可証の交付に関する事務で別に規則で定めるもの

七 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号。以下この項において「法」という。)、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第八号。以下この項において「省令」という。)及び同法の施行のための規則に基づく次に掲げる事務

イ 法第十二条第一項の規定による有害鳥獣の駆除(かすみ網を使用する方法以外の猟法を用いてゴイサギ、マガモ、カルガモ、キジバト、ニョウナイスズメ、スズメ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバト、ムクドリ、ヒヨドリ、ノウサギ、タヌキ、キツネ、オスイタチ、アナグマ、イノシシ(イノブタを含む。)、スズリ、ノリス、ノネコ、シカ又はサルを駆除の目的で捕獲しようとする場合に限る。以下同じ。)

のための捕獲許可

- ロ 法第十二条第三項の規定による鳥獣捕獲許可証及び従事者証の交付（イに係るものに限る。）
- ハ 法第十三条の規定による鳥獣飼養許可証の発行
- ニ 法第十三条ノ二ただし書の規定によるヤマドリの販売の許可
- ホ 法第十九条ノ二第一項の規定による立入検査（イ、ハ及びニに係るものに限る。）
- ヘ 法第二十条ノ三の規定による報告の徴収（イ、ハ及びニに係るものに限る。）
- ト 省令第三十条第二項の規定による届出の受理
- チ 省令第三十条第四項の規定による鳥獣飼養許可証の有効期間の更新
- リ 省令第三十一条第一項の規定による鳥獣捕獲許可証（有害鳥獣駆除のための鳥獣の捕獲の許可に係るものに限る。以下同じ。）又は鳥獣飼養許可証の交付を受けた者の住所、氏名等の変更の届出の受理
- ヌ 省令第三十一条第二項の規定による従事者証（有害鳥獣駆除のための鳥獣の捕獲の許可に係るものに限る。以下同じ。）に記載された者の住所又は氏名の変更の届出の受理
- ル 省令第三十二条第一項の規定による鳥獣捕獲許可証又は鳥獣飼養許可証の亡失の届出の受理
- ラ 省令第三十二条第二項の規定による従事者証の亡失の届出の受理
- ワ 省令第三十三条第一項の規定による鳥獣捕獲許可証又は鳥獣飼養許可証の再交付
- カ 省令第三十三条第三項の規定による従事者証の再交付
- ヨ 省令第三十四条第一項又は第二項の規定による鳥獣捕獲許可証（法人の場合にあつては、鳥獣捕獲許可証及び従事者証）又は鳥獣飼養許可証の返納の受理
- タ 省令第三十四条第五項の規定による鳥獣捕獲許可証の返納に係る報告の受理
- ハ 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）に基づくばい煙及び粉じんの排出等に係る届書の受理に関する事務で別に規則で定めるもの
- 九 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）に基づく公害防止統括者等の選任等に係る届書の受理に関する事務で別に規則で定めるもの
- 十 ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）に基づく特定施設の設置等に係る届書の受理に関する事務で別に規則で定めるもの
- 十一 三重県心身障害者扶養共済条例（昭和四十五年三重県条例第十号）の施行のための規則に基づく心身障害者扶養共済制度に係る申込書、請求書、届書その他の書類の受理並びに通知書、証書その他の書類の交付に関する事務で別に規則で定めるもの
- 十二 知事が交付する療育手帳の交付に係る申請書、届書その他の書類の受理及び療育手帳の交付に関する事務で別に規則で定めるもの
- 十三 三重県公害防止条例（昭和四十六年三重県条例第四十六号。以下この項において「条例」という。）及び同条例の施行のための規則に基づく次に掲げる事務
- イ 条例第三十八条第一項の規定による勧告に関する事務のうち条例第三十四条の規定に

よる屋外燃焼行為に係るもの

- ロ イに掲げるもののほか、条例及び条例の施行のための規則に基づく申請書、届書その他の書類の受理に関する事務で別に規則で定めるもの

十四 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）、三重県文化財保護条例（昭和三十二年三重県条例第七十二号）及び同条例の施行のための教育委員会規則に基づく文化財の指定及び管理に係る申請書、届書その他の書類の受理及び通知書その他の書類の交付に関する事務で別に教育委員会規則で定めるもの

別表第二（第二条関係）

一 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の二第一号の規定による身体障害者についての両下肢等の障害の程度に関する書面による証明	名張市、亀山市、桶町、御園村及び南島町
二 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町村の区域にわたる場合を除く。） イ 法第二十八条の四第三項第五号イ、法第三十一条の二第二項第十号ハ、法第六十二条の三第四項第十号ハ及び法第六十三条第三項第五号イの規定による優良宅地の認定及び適合証明 ロ 法第二十八条の四第三項第六号、法第三十一条の二第二項第十一号ニ、法第六十二条の三第四項第十一号ニ及び法第六十三条第三項第六号の規定による優良住宅の認定	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、上野市、鈴鹿市及び名張市
三 化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号。以下この項において「法」という。）及び同法の施行のための規則に基づく次に掲げる事務 イ 法第九条第一項の規定による動物の飼養及び収容の許可 ロ 法第九条第四項の規定による動物の種類等の届出の受理 ハ 法第九条第五項において準用する法第六条から第七条までの規定による構造設備の改善命令等 ニ イからハまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務で別に規則で定めるもの	各市（久居市を除く。）、東員町、二見町及び紀伊長島町
四 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号。以下この項において「法」という。）及び同法の施行のための規則に基づく次に掲げる事務（墓地の区域の面積が五ヘクタール以上のものを除く。） イ 法第十条第一項の規定による経営の許可 ロ 法第十条第二項の規定による変更又は廃止の許可 ハ 法第十八条第一項の規定による立入検査及び管理者からの報	津市、久居市、香良洲町、大王町、阿児町及び鵜殿村

告の徴収 ニ 法第十九条の規定による施設の整備改善命令、使用の制限命令、使用禁止命令及び許可の取消し ホ イからニまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務で別に規則で定めるもの		
五 水道法（昭和三十三年法律第七十七号。以下この項において「法」という。）の規定に基づく次に掲げる事務 イ 法第三十二条の規定による専用水道布設工事の設計の確認 ロ 法第三十三条第一項の規定による確認の申請書の受理 ハ 法第三十三条第三項の規定による確認の申請書の記載事項変更の届出の受理 ニ 法第三十三条第五項の規定による確認の通知 ホ 法第三十四条第一項において準用する法第十三条第一項の規定による専用水道の給水開始前の届出の受理 ヘ 法第三十六条第一項の規定による施設の改善の指示 ト 法第三十六条第二項の規定による水道技術管理者の変更の勧告 チ 法第三十六条第三項の規定による清掃その他必要な措置の指示 リ 法第三十七条の規定による給水の停止の命令 ス 法第三十九条第二項の規定による報告の徴収及び立入検査	明和町	
六 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第二十一条第一項の規定に基づく補装具の支給及び修理の決定	各市	
七 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（経営する販売所の所在地が一の市町村の区域内だけである小売業に係るものに限る。） イ 法第三十五条の規定による小売業の登録 ロ 法第四十二条の規定による小売業の登録の申請書の受理 ハ 法第四十三条の規定による小売業の登録及び通知 ニ 法第四十四条の規定による小売業の登録の拒否及び通知 ホ 法第四十五条第一項の規定による小売業の変更登録 ヘ 法第四十五条第二項の規定による小売業の変更登録の申請書の受理 ト 法第四十五条第三項において準用する法第四十三条の規定による小売業の変更登録及び通知 チ 法第四十五条第三項において準用する法第四十四条の規定に	尾鷲市	

による小売業の変更登録の拒否及び通知 リ 法第四十七条第一項において準用する法第十一条第二項の規定による登録小売業者の地位の承継の届出の受理 ス 法第四十七条第一項において準用する法第十二条の規定による登録小売業の登録事項の変更の届出の受理 ル 法第四十七条第一項において準用する法第十三条の規定による登録小売業の廃止の届出の受理 ヲ 法第四十七条第一項において準用する法第十八条の規定による登録小売業者に対する改善命令 ワ 法第四十七条第一項において準用する法第十九条の規定による登録小売業の登録の取消し等 カ 法第四十七条第一項において準用する法第二十条の規定による登録小売業の登録の抹消 ヨ 法第四十七条第二項において準用する法第二十一条の規定による聴聞 タ 法第七十五条第二項の規定による報告の徴収及び立入検査		
八 砂防法（明治三十年法律第二十九号）の施行のための規則に基づく砂防指定地内における行為に係る申請書の受理に関する事務で別に規則で定めるもの	砂防法第二条の規定に基づき指定された土地の所在する市町村	
九 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）及び同法の施行のための規則に基づく地すべり防止区域内における行為に係る申請書の受理に関する事務で別に規則で定めるもの	地すべり等防止法第三条第一項の規定に基づき指定された区域の所在する市町村	
十 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）、三重県建築基準条例（昭和四十六年三重県条例第三十五号）及び同法の施行のための規則に基づく申請書、届書その他の書類の受理に関する事務で別に規則で定めるもの	各市（津市、四日市市及び鈴鹿市を除く。）及び各町村	
十一 土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号。以下この項において「法」という。）、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号。以下この項において「政令」という。）及び土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務（ウからクまでに掲げる事務を除いては、法第三条第一項又は第二項の規定により個人又は土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に係る事務で、施行面積が二ヘクタール以下のものに限る。）	四日市市	

- イ 法第四条第一項の規定による認可
- ロ 法第九条第三項の規定による公告及び図書の送付
- ハ 法第十条第一項の規定による変更の認可
- ニ 法第十条第三項において準用する法第九条第三項の規定による公告及び図書の送付
- ホ 法第十一条第四項の規定による認可
- ヘ 法第十一条第七項の規定による届出の受理
- ト 法第十一条第八項の規定による公告
- チ 法第十三条第一項の規定による認可
- リ 法第十三条第四項において準用する法第九条第三項の規定による公告
- ス 法第十四条第一項、第二項及び第三項の規定による認可
- ル 法第二十条第一項の規定による事業計画の縦覧
- ヲ 法第二十条第二項及び第三項の規定による意見書の受理及び処理
- ワ 法第二十条第五項の規定による申告の受理及び処理
- カ 法第二十一条第三項及び第四項の規定による公告及び図書の送付
- ヨ 法第二十九条第一項の規定による届出の受理
- タ 法第二十九条第二項の規定による公告
- レ 法第三十九条第一項の規定による変更の認可
- ソ 法第三十九条第二項において準用する法第二十条第一項、第二項及び第五項の規定による変更事業計画の縦覧、意見書の受理及び処理並びに申告の受理及び処理
- ッ 法第三十九条第四項及び第五項の規定による公告及び図書の送付
- ネ 法第四十五条第二項の規定による解散の認可
- ナ 法第四十五条第五項の規定による公告
- ラ 法第四十九条の規定による決算報告の承認
- ム 法第五十条第四項の規定による法第三十九条第一項に規定する認可
- ウ 法第七十六条第一項の規定による建築行為等の許可
- キ 法第七十六条第二項の規定による施行者の意見聴取
- ノ 法第七十六条第三項の規定による建築行為等の許可への条件
附与
- オ 法第七十六条第四項の規定による違反建築物等に対する原状回復の命令等

- ク 法第七十六条第五項の規定による相手を確認できない場合の
代執行及び公告
- ヤ 法第八十六条第一項の規定による換地計画の認可
- マ 法第九十七条第一項の規定による換地計画の変更の認可
- ケ 法第百三条第三項の規定による換地処分の届出の受理
- フ 法第百三条第四項の規定による換地処分の公告
- コ 法第百二十四条第一項の規定による個人施行者の監督
- エ 法第百二十四条第二項の規定による認可の取消し
- テ 法第百二十四条第三項の規定による公告
- ア 法第百二十五条第一項、第二項及び第三項の規定による組合
の監督
- サ 法第百二十五条第四項の規定による認可の取消し
- キ 法第百二十五条第五項の規定による総会の招集
- ユ 法第百二十五条第六項の規定による解任の投票
- メ 法第百二十五条第七項の規定による投票の取消し
- ミ 法第百三十六条の規定による農業会議等の意見聴取
- シ 政令第十六条第二項の規定による公告
- エ 政令第十六条第三項において準用する政令第十一条、第十二
条、第十三条及び第十四条の規定による解任の投票、投票結果
の公告、投票録の保存並びに異議の申出の決定及び公告
- ヒ 省令第一条第一項の規定による申請書の受理
- モ 省令第十一条の規定による申請書の受理
- セ 省令第十五条第一項の規定による届出書の受理
- 十二 土地区画整理法（以下この項において「法」という。）及び
同法の施行のための規則に基づく次に掲げる事務
 - イ 法第七十六条第一項の規定による建築行為等の許可
 - ロ 法第七十六条第二項の規定による施行者の意見聴取
 - ハ 法第七十六条第三項の規定による建築行為等の許可への条件
附与
 - ニ 法第七十六条第四項の規定による違反建築物等に対する原状
回復の命令等
 - ホ 法第七十六条第五項の規定による相手を確認できない場合の
代執行及び公告
 - ヘ 法第百十条の規定による三重県建都市計画復興土地区画整理
事業に係る清算金の徴収及び交付
- 十三 土地区画整理法（以下この項において「法」という。）に基
づく次に掲げる事務

津市

桑名市、上野市、鈴鹿市、
名張市及び孤野町

イ 法第七十六条第一項の規定による建築行為等の許可 ロ 法第七十六条第二項の規定による施行者の意見聴取 ハ 法第七十六条第三項の規定による建築行為等の許可への条件 附与 ニ 法第七十六条第四項の規定による違反建築物等に対する原状 回復の命令等 ホ 法第七十六条第五項の規定による相手を確認できない場合の 代執行及び公告	
十四 土地区画整理法（以下この項において「法」という。）及び 同法の施行のための規則に基づく法第一百十条の規定による三重県 伊勢都市計画復興土地区画整理事業及び三重県伊勢都市計画伊勢 中央改造土地区画整理事業に係る清算金の徴収及び交付に関する 事務	伊勢市
十五 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号。以下この項において 「法」という。）に基づく次に掲げる事務 イ 法第十二条の規定による路外駐車場の設置及び届出事項の変 更の届出の受理 ロ 法第十三条第一項の規定による管理規程の届出及び同条第四 項の規定による管理規程の変更の届出の受理 ハ 法第十四条の規定による路外駐車場の休止等の届出の受理 ニ 法第十八条第一項の規定による報告及び資料の提出の要求並 びに立入検査 ホ 法第十九条の規定による是正命令及び停止命令	市町村の区域の全部又は 一部が都市計画法（昭和 四十三年法律第百号）第 四条第二項の都市計画区 域である市町村
十六 都市計画法、都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十 八号）、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号） 及び同法の施行のための規則に基づく申請書、届書その他の書類 の受理に関する事務で別に規則で定めるもの	市町村の区域の全部又は 一部が都市計画法第四条 第二項の都市計画区域で ある市町村
十七 都市計画法第五十三条第一項の規定による建築の許可	津市、四日市市及び鈴鹿 市
十八 都市計画法（以下この項において「法」という。）、都市計 画法施行令（以下この項において「政令」という。）及び都市計 画法施行規則（以下この項において「省令」という。）に基づく 次に掲げる事務（他の市町村の区域にわたる場合を除く。） イ 法第二十九条の規定による開発行為の許可 ロ 法第三十五条の二第一項の規定による変更の許可 ハ 法第三十五条の二第三項の規定による変更の届出の受理 ニ 法第三十六条の規定による工事完了の検査等	四日市市

ホ 法第三十七条第一号の規定による建築又は建設の承認 ヘ 法第三十八条の規定による開発行為の工事の廃止の届出の受 理 ト 法第四十一条第一項の規定による建築物の敷地面積に対する 建築面積の割合等の指定 チ 法第四十一条第二項ただし書の規定による建築の許可 リ 法第四十二条第一項ただし書の規定による建築等の許可 ス 法第四十二条第二項の規定による建築等の協議 ル 法第四十三条第一項の規定による建築等の許可 ヲ 法第四十三条第一項第六号ロの規定による宅地の確認 ワ 法第四十五条の規定による地位承継の承認 カ 法第四十六条及び第四十七条の規定による開発登録簿の調製 等 ヨ 法第八十条第一項の規定による報告等の徴収及び勧告等（イ からワまでに掲げる事務に係るものに限る。） タ 法第八十一条第一項の規定による監督処分（法第三章第一節 に掲げる事務に係るものに限る。） レ 法第八十一条第二項の規定による措置の決定及び公告（タに 掲げる事務に係るものに限る。） ソ 法第八十一条第三項の規定による公示（タに掲げる事務に係 るものに限る。） ヅ 法第八十二条第一項の規定による立入検査（タからソまでに 掲げる事務に係るものに限る。） ネ 政令第二十三条の三ただし書の規定による規模の指定 ナ 省令第六十条の規定による書面の交付	
十九 都市計画法（以下この項において「法」という。）、都市計 画法施行令（以下この項において「政令」という。）及び都市計 画法施行規則（以下この項において「省令」という。）に基づく 次に掲げる事務（市街化調整区域に係る事務、他の市町村の区域 にわたる場合及び市街化区域と市街化調整区域にわたる場合を除 く。） イ 法第二十九条の規定による開発行為の許可 ロ 法第三十五条の二第一項の規定による変更の許可 ハ 法第三十五条の二第三項の規定による変更の届出の受理 ニ 法第三十六条の規定による工事完了の検査等 ホ 法第三十七条第一号の規定による建築又は建設の承認 ヘ 法第三十八条の規定による開発行為の工事の廃止の届出の受	津市及び鈴鹿市

理 ト 法第四十五条の規定による地位承継の承認 チ 法第四十六条及び第四十七条の規定による開発登録簿の調製等 リ 法第八十条第一項の規定による報告等の徴収及び勧告等（イからトまでに掲げる事務に係るものに限る。） ヌ 法第八十一条第一項の規定による監督処分（法第三章第一節に掲げる事務に係るものに限る。） ル 法第八十一条第二項の規定による措置の決定及び公告（ヌに掲げる事務に係るものに限る。） ヲ 法第八十一条第三項の規定による公示（ヌに掲げる事務に係るものに限る。） ワ 法第八十二条第一項の規定による立入検査（ヌからヲまでに掲げる事務に係るものに限る。） カ 政令第二十三条の三ただし書の規定による規模の指定 ヨ 省令第六十条の規定による画面の交付	
二十 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）及び同法の施行のための規則に基づく急傾斜地崩壊危険区域内における行為に係る申請書の受理に関する事務で別に規則で定めるもの	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の規定に基づき指定された区域の所在する市町村
二十一 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号。以下この項において「法」という。）の規定に基づく次に掲げる事務 イ 法第五条第一項の規定による浄化槽の設置及び変更の届出の受理 ロ 法第五条第二項の規定による勧告 ハ 法第十条の二の規定による報告書の提出の受理 ニ 法第十二条第一項の規定による助言、指導及び勧告 ホ 法第十二条第二項の規定による改善措置の命令及び使用停止の命令 ヘ 法第五十三条第一項の規定による報告の徴収 ト 法第五十三条第二項の規定による立入検査	飯南町及び飯高町
二十二 浄化槽法に基づく浄化槽の設置等に係る届書の受理に関する事務で別に規則で定めるもの	各市町村（飯南町及び飯高町を除く。）
二十三 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務	四日市市

イ 法第四条第一項の規定による指導及び助言 ロ 法第四条第二項の規定による指示 ハ 法第四条第三項の規定による報告の徴収及び立入検査 ニ 法第五条第三項の規定による計画の認定 ホ 法第五条第五項の規定による建築主事への通知 ヘ 法第六条第一項の規定による変更の認定 ト 法第七条の規定による報告の徴収 チ 法第八条の規定による改善命令 リ 法第九条の規定による認定の取消し	
二十四 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 イ 法第十七条第三項及び第四項の規定による行為の許可（当該許可に係る行為が当該国定公園の風致に及ぼす影響その他の事情を考慮して総理府令で定める行為に該当するときを除く。） ロ 法第十七条第六項、第七項及び第八項の規定による届出の受理 ハ 法第二十一条の規定による原状回復命令等 ニ 法第二十二条第一項の規定による報告の徴収 ホ 法第二十二条第二項の規定による立入検査等 ヘ 法第二十四条第一項の規定による利用規制の指示 ト 法第四十条第一項の規定による協議（当該協議に係る行為が当該国定公園の風致又は景観に及ぼす影響その他の事情を考慮して総理府令で定める行為に該当するときを除く。） チ 法第四十条第三項の規定による通知の受理	藤原町
二十五 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）に基づく特定施設の設置等に係る届書の受理に関する事務で別に規則で定めるもの	各市町村（四日市市を除く。）
二十六 三重県交通災害共済条例（昭和四十三年三重県条例第四十号）の施行のための規則に基づく事務で別に規則で定めるもの	各市町村（四日市市を除く。）
二十七 三重県バリアフリーのまちづくり推進条例（平成十一年三重県条例第二号。以下この項において「条例」という。）及び同条例の施行のための規則に基づく次に掲げる事務 イ 条例第十九条第一項及び第二項の規定による適合証の交付 ロ 条例第十九条第三項の規定による公表 ハ 条例第二十一条第一項の規定による協議等 ニ 条例第二十一条第二項の規定による指導及び助言 ホ 条例第二十二条の規定による工事完了の届出書類の受理	津市、四日市市及び鈴鹿市（ただし、ト及びチについては、津市及び鈴鹿市を除く。）

く 条例第二十三条の規定による完了検査 ト 条例第二十四条の規定による勧告 チ 条例第二十五条の規定による公表等 リ 条例第二十六条の規定による報告の徴収、立入調査等 ス 条例第三十条第一項ただし書の規定による通知書類の受理 ル 条例第三十条第二項の規定による要請 ヲ イからルまでに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務で別に規則で定めるもの	
二十八 三重県バリアフリーのまちづくり推進条例及び同条例の施行のための規則に基づく請求書、協議書、届書及び通知書の受理に関する事務で別に規則で定めるもの	各市町村（津市、四日市市及び鈴鹿市を除く。）
二十九 三重県公害防止条例（昭和四十六年三重県条例第四十六号。以下この項において「条例」という。）及び同条例の施行のための規則に基づく次に掲げる事務 イ 条例第三十八条第一項及び第二項の規定による勧告及び命令（条例第三十四条の規定による屋外燃焼行為に係るものを除く。） ロ 条例第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条第一項及び第二項、第二十四条、第二十五条第三項、第三十三条の八第一項及び第二項並びに第四十一条第二項の規定による届出の受理（ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制に係るものにあつては、工場に係るものを除く。ハからチまでにおいて同じ。） ハ 条例第二十二條、第二十八条第一項、第二十九条第一項及び第三十三条の九第一項の規定による勧告 ニ 条例第二十一条、第二十七条第一項、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十一条第一項、第三十三条の五及び第三十三条の九第二項の規定による命令 ホ 条例第二十三条第二項の規定による同条第一項の期間の短縮 ヘ 条例第四十条第一項の規定による請求の受理並びに同条第二項の規定による調査及び通知 ト 条例第四十二条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査 チ イからトまでに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務で別に規則で定めるもの	四日市市
三十 三重県公害防止条例（以下この項において「条例」という。）及び同条例の施行のための規則に基づく次に掲げる事務 イ 条例第三十八条第一項及び第二項の規定による勧告及び命令（条例第三十四条の規定による屋外燃焼行為に係るものを除	各市（四日市市を除く。）、多度町、長島町、木曽岬町、員弁町、東員町、孤野町、楠町、朝日町、川

く。） ロ 条例第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条第一項及び第二項、第二十四条、第二十五条第三項、第三十三条の八第一項及び第二項並びに第四十一条第二項の規定による届出の受理（騒音及び振動の規制に係るものに限る。ハからトまでにおいて同じ。） ハ 条例第二十二條、第二十九条第一項及び第三十三条の九第一項の規定による勧告 ニ 条例第二十九条第二項及び第三十三条の九第二項の規定による命令 ホ 条例第四十条第一項の規定による請求の受理並びに同条第二項の規定による調査及び通知 ヘ 条例第四十一条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査 ト イからヘまでに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務で別に規則で定めるもの	越町、関町、河芸町、芸濃町、香良洲町及び御園村
三十一 三重県漁港管理条例（昭和三十八年三重県条例第六十三号。以下この項において「条例」という。）及び同条例の施行のための規則に基づく次に掲げる事務 イ 条例第五条の規定による船舶、いかだ又は車両に対する移動命令 ロ 条例第六条第二項第四号の規定による停けい泊禁止区域における停けい泊の許可 ハ 条例第七条第一項の規定による停けい泊の場所の指示及び同条第二項の規定による荷役の許可 ニ 条例第八条の規定による漂流物、沈没物その他の物件又は県管理施設内に放置された物件の除去命令 ホ 条例第十条第二項の規定による漁獲物の陸揚げ又は船積みを行行場所等の指示及び同条第三項ただし書の規定による許可 ヘ 条例第十一条の規定による入出港の届出の受理 ト 条例第十二条の規定による県管理施設の利用の届出の受理 チ 条例第十四条第一項の規定による利用料の徴収及びその徴収金についての同条第二項ただし書の規定による承認並びに同条第三項の規定による分納の承認	尾鷲市、鳥羽市、南勢町、南島町、紀勢町、大王町、志摩町及び阿児町
三十二 三重県屋外広告物条例（昭和四十一年三重県条例第四十五号。以下この項において「条例」という。）及び同条例の施行のための規則に基づく次に掲げる事務 イ 条例第十九条第三項及び第四項の規定による広告物の除却	各市（津市、四日市市及び鈴鹿市を除く。）、大台町、宮川村、大宮町、紀勢町、大内山村、浜島

ロ 条例第二十条第一項の規定による立入検査（イに係るものに限る。）	町、大牟町、志摩町、阿児町及び磯部町
三十三 三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年三重県条例第十七号。以下この項において「条例」という。）及び同条例の施行のための規則に基づく次に掲げる事務 イ 条例第二条第一項の規定による行為の許可（当該行為が他の市町の区域にわたる場合を除く。ロからニまでにおいて同じ。） ロ 条例第三条の規定による行為の協議 ハ 条例第四条の規定による通知の受理 ニ 条例第六条の規定による許可の取消し等及び措置命令 ホ 条例第七条第一項の規定による立入検査（イに係るものに限る。） ヘ イからホまでに掲げるもののほか、条例の施行のための規則に基づく風致地区内における行為に係る申請書及び協議書の受理に関する事務で別に規則で定めるもの	津市、四日市市、伊勢市、鳥羽市及び二見町
三十四 三重県建築基準条例第五条第三項、第六条ただし書及び第七条ただし書の規定による認定（建築基準法に規定する当該特定行政庁の権限に属するものに限る。）	津市、四日市市、上野市及び鈴鹿市
三十五 三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和四十七年三重県条例第四十一号）及び同条例の施行のための規則に基づく宅地開発事業に係る協議書、申請書及び届書の受理に関する事務で別に規則で定めるもの	市町村の区域の全部又は一部が都市計画法第四条第二項の都市計画区域外である市町村
三十六 三重県文化財保護条例（昭和三十三年三重県条例第七十二号）の施行のための教育委員会規則に基づく県指定史跡名勝天然記念物の管理に関する事務で別に教育委員会規則で定めるもの	各市

三重県行政書士試験手数料条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第三号

三重県行政書士試験手数料条例

（趣旨）

第一条 この条例は、三重県行政書士試験の手数料に関する事項について定めるものとする。

（手数料の納付）

第二条 行政書士法（昭和二十六年法律第四号。以下「法」という。）第三条に規定する行政書士試験を受けようとする者は、この条例の定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

（手数料の額）

第三条 手数料の額は、七十円とする。

（納付の時期）

第四条 第二条の手数料は、行政書士試験の受験を申し込む際に納付しなければならない。

（納付の特例）

第五条 第二条の手数料は、法第四条第一項の規定により自治大臣の指定する者（以下「指定試験機関」という。）に試験事務を行わせる場合においては、当該指定試験機関に納付しなければならない。

2 前項の規定により指定試験機関に納付された手数料は、当該指定試験機関の収入とする。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

三重県手数料条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第四号

三重県手数料条例

（趣旨）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき、県の事務で特定の者のためにするものについては、別に条例で定めるもののほか、この条例の定めるところにより手数料を徴収するものとする。

（手数料の名称、金額等）

第二条 前条の規定により手数料を徴収する事務、手数料の名称及び金額は、別表第一のとおりとする。この場合において、当該手数料の金額は、当該各項に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては一件につき、それぞれ当該各項に掲げる額とする。

2 手数料の金額について最高又は最低の範囲を定めたものは、規則においてその額を定める。

3 別表第十四の上欄に掲げる事務について中欄に掲げる手数料は、それぞれ同表の下欄に掲げる機関の定めるところにより、当該機関に納付するものとし、納付された手数料は当該機関の収入とする。

（手数料の納付時期、方法）

第三条 手数料は、申請の際に三重県証紙条例（昭和四十年三重県条例第十二号）に定める方法により納付するものとする。ただし、事務の性質上これによることができないものとして規則で定めるものについては、この限りでない。

（手数料の不還付）

第四条 既に納付された手数料は、還付しない。ただし、事務の性質上理由がある場合には、この限りでない。

(委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(三重県建設業の許可等に係る証明及び確認手数料条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 三重県建設業の許可等に係る証明及び確認手数料条例(昭和三十二年三重県条例第八号)

二 三重県特殊車両通行許可申請手数料条例(昭和四十六年三重県条例第六十三号)

別表第一(第二条関係)

項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
一	土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十五条の二第一項の規定によるあつせんの申請に対する審査(国(法令の規定により国の行政機関とみなされるものを含む。)又は都道府県(法令の規定により都道府県とみなされるものを含む。)に係るものを除く。以下この項から七の項までにおいて同じ。)	土地収用等あつせん申請手数料	九万三千円 (同一の起業者が行う同一の事業に関し、土地収用法第二条又は第五条から第七条までの規定のうちいずれか二以上の規定による収用又は使用をするため、事業の認定の申請、裁決の申請若しくは協議の確認の申請を一の申請によって行い場合又は同法第九十四条第二項の規定による裁決の申請をする場合は、それぞれ一件の申請とみなす。以下この項から七の項までにおいて同じ。)

二	土地収用法第十八条第一項(同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定の申請に対する審査	土地収用等事業認定申請手数料	十二万円
三	土地収用法第三十九条第一項(同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による収用又は使用の裁決の申請に対する審査 (一) 損失補償の見積額が十万円以下の場合 (二) 損失補償の見積額が十万円を超え百万円以下の場合 (三) 損失補償の見積額が百万円を超え五百万円以下の場合 (四) 損失補償の見積額が五百万円を超え二千万円以下の場合 (五) 損失補償の見積額が二千万円を超え一億円以下の場合 (六) 損失補償の見積額が一億円を超える場合	土地収用等裁決申請手数料	五万六千四百円 五万六千四百円に損失補償の見積額の十万円を超える部分が五万円に達することに五千七百円を加えた金額 十五万九千五百円に損失補償の見積額の百万円を超える部分が十万円に達することに七千四百円を加えた金額 四十四万三千五百円に損失補償の見積額の五百万円を超える部分が百万円に達することに七千七百円を加えた金額 五十五万円に損失補償の見積額の二千万円を超える部分が四百万円に達することに一万円を加えた金額 七十五万円
四	土地収用法第九十四条第二項(同法第二百二十四条第二項(同法第三百三十八条第一項にお	土地収用等損失補償裁決申請手数料	

五	て準用する場合を含む。)又は同法第三百十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による損失補償の裁決の申請に対する審査	(一) 損失補償の見積額が五千円以下の場合 (二) 損失補償の見積額が五千円を超え五万円以下の場合 (三) 損失補償の見積額が五万円を超え十万円以下の場合 (四) 損失補償の見積額が十万円を超える場合	三十円 三十円に損失補償の見積額の五千円を超える部分が五千円に達することにより二千六百円を加えた金額 二万六千四百円に損失補償の見積額の五万円を超える部分が一万円に達することにより六千円を加えた金額 損失補償の見積額に応じて三の項の(二)から(四)までに掲げる場合と同様とする。
	土地収用法第百十六條第一項(同法第三百十八條第一項において準用する場合を含む。)の規定による収用委員会の協議の確認の申請に対する審査	収用委員会協議確認申請手数料	二万六千円
	他の法律の規定(次の項に掲げる法律の規定を除く。)による収用委員会の裁決の申請に対する審査	他法律による収用委員会裁決申請手数料	損失補償の見積額に応じて四の項と同様とする。
	次に掲げる法律の規定による収用委員会の裁決の申請に対する審査 (一) 都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第五十二条の四第二項(同法第五十七条の五において準用する場合を含む。)及び第六十八條第三項において準用する同法第二	都市計画法等による収用委員会裁決申請手数料	損失補償の見積額に応じて四の項と同じ方法で算出した金額の二分の一の金額とする。

八	十八條第三項 (一) 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第八十五条第一項 (二) 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)第九条第五項(同法第二十条第六項において準用する場合を含む。) (三) 生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第十二條第四項において準用する同法第六條第六項	一般旅券の発給 (十年・五年・限定)手数料	二千円
	旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第二十条第一項第二号、第二号又は第三号の処分に係る事務	一般旅券の渡航先の追加手数料	三百円
	旅券法第二十条第一項第四号の処分に係る事務	一般旅券の記載事項の訂正手数料	二百円
	旅券法第二十条第一項第五号の処分に係る事務	一般旅券の再発給 (十年・五年・限定)手数料	千六百円
九	旅券法第二十条第一項第六号、第七号又は第八号の処分に係る事務	一般旅券の査証欄の増補手数料	五百円
十	旅券法第二十条第一項第九号の処分に係る事務	一般旅券の渡航先の追加手数料	三百円
十一	三重県立看護短期大学(平成十二年三月三十一日廃止)にかかる証明	三重県立看護短期大学証明書交付手数料	二百円
十二	保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第八条の規定に基づく准看護婦の免許又は同法第六十条第一項において準用する同法第八条の規定に基づく准看護士の免許	准看護婦又は准看護士の免許手数料	五千六百円
十三	保健婦助産婦看護婦法第十八条の規定に基づく准看護婦試験又は同法第六十条第一項において準用する同法第十八条の規定に基づく准看護士試験の実施	准看護婦又は准看護士の試験手数料	六千九百円
十四	保健婦助産婦看護婦法第十八条及び第二十八条の規定に基づく准看護婦試験合格証明書又は同法第六十条第一項において準用する同法第二十八条の規定に基づく准看護士試験合格の交付手数料	准看護婦試験合格証明書又は准看護士試験合格証明書の交付手数料	三千円

		証明書の交付		
十七	保健婦助産婦看護婦法施行令(昭和二十八年政令第三百八十六号)第六条第二項の規定に基づく准看護婦免許証又は准看護師免許証の書換え交付	准看護婦免許証又は准看護師免許証の書換え交付手数料	三千四百円	
十八	保健婦助産婦看護婦法施行令第七条第二項の規定に基づく准看護婦免許証又は准看護師免許証の再交付	准看護婦免許証又は准看護師免許証の再交付手数料	四千五百円	
十九	保健婦助産婦看護婦法施行令第十条の規定に基づく助産婦名簿の謄本の交付	助産婦名簿謄本交付手数料	四千三百円	
二十	保健婦助産婦看護婦法施行令附則第二項において準用する同令第六条第二項の規定に基づく保健婦免状の書換え交付	保健婦免状書換え交付手数料	三千四百円	
二十一	保健婦助産婦看護婦法施行令附則第二項において準用する同令第六条第二項の規定に基づく看護婦免状又は看護人免状の書換え交付	看護婦免状又は看護人免状の書換え交付手数料	三千四百円	
二十二	保健婦助産婦看護婦法施行令附則第二項において準用する同令第七条第二項の規定に基づく保健婦免状の再交付	保健婦免状再交付手数料	四千五百円	
二十三	保健婦助産婦看護婦法施行令附則第二項において準用する同令第七条第二項の規定に基づく看護婦免状又は看護人免状の再交付	看護婦免状又は看護人免状の再交付手数料	四千五百円	
二十四	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第一項の規定に基づく病院の開設の許可の申請に対する審査	病院開設許可申請手数料	四万千円	
二十五	医療法第七条第一項の規定に基づく診療所の開設の許可の申請に対する審査	診療所開設許可申請手数料	一万八千円	
二十六	医療法第七条第一項の規定に基づく助産所の開設の許可の申請に対する審査	助産所開設許可申請手数料	一万千円	
二十七	医療法第二十七条の規定に基づく病院の検査	病院検査手数料	四万三千円	
二十八	医療法第二十七条の規定に基づく診療所の検査	診療所検査手数料	二万二千円	
二十九	医療法第二十七条の規定に基づく助産所の検査	助産所検査手数料	一万六千円	
三十	死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)第十九条第一項の規定に基づく死体の保存の許可の申請に対する審査	死体保存許可申請手数料	三千四百円	

三十一	行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律(昭和五十八年法律第八十三号)附則第五条第六項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第八条第二項の規定に基づく診療エックス線技師免許証の再交付	診療エックス線技師免許証再交付手数料	四千二百円
三十二	診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令の一部を改正する政令(昭和五十九年政令第二百八十六号)附則第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十五号)第三条第一項の規定に基づく診療エックス線技師免許証の書換え交付	診療エックス線技師免許証書換え交付手数料	三千七百円
三十三	歯科技工士法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第一号)附則第二条第一項の規定に基づく歯科技工士試験の実施	歯科技工士試験手数料	三万六千円
三十四	歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号)第十六条及び歯科技工士法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定に基づく歯科技工士試験合格証明書の交付	歯科技工士試験合格証明書交付手数料	三千円
三十五	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第二十条の三第一項の規定に基づく衛生検査所の登録の申請に対する審査	衛生検査所登録申請手数料	八万円
三十六	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の書換え交付	衛生検査所登録証明書書換え交付手数料	八千二百円
三十七	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の再交付	衛生検査所登録証明書再交付手数料	八千二百円
三十八	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第二十条の四第一項の規定に基づく衛生検査所の登録の変更の申請に対する審査	衛生検査所登録変更申請手数料	六万千円
三十九	栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)	栄養士免許手数料	五千六百円

四十	第二条第一項の規定に基づく栄養士の免許 栄養士法施行令(昭和二十八年政令第二百三十一号)第一条第一項の規定に基づく栄養士免許証の訂正	栄養士免許証訂正手数料	三千二百円
四十一	栄養士法施行令第一条第二項の規定に基づく栄養士免許証の再交付	栄養士免許証再交付手数料	三千六百円
四十二	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第九十四条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の開設許可	介護老人保健施設開設許可手数料	六万三千円
四十三	介護保険法第九十四条第二項の規定に基づく介護老人保健施設の変更許可(構造設備の変更を伴うものに限る。)	介護老人保健施設変更許可手数料	三万三千円
四十四	児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第十三条第十項の規定に基づく保育士試験の実施	保育士試験手数料	八千七百円
四十五	母体保護法施行令(昭和二十四年政令第十六号)第一条第一項の規定に基づく受胎調節実地指導員の指定証の交付	受胎調節実地指導員指定証交付手数料	四千円
四十六	母体保護法施行令第一条第二項の規定に基づく受胎調節実地指導員の標識の交付	受胎調節実地指導員標識交付手数料	三千百円
四十七	母体保護法施行令第三条の規定に基づく受胎調節実地指導員指定証の訂正	受胎調節実地指導員指定証訂正手数料	二千四百円
四十八	母体保護法施行令第五条の規定に基づく受胎調節実地指導員指定証の再交付	受胎調節実地指導員指定証再交付手数料	二千八百円
四十九	母体保護法施行令第五条の規定に基づく受胎調節実地指導員標識の再交付	受胎調節実地指導員標識再交付手数料	二千五百円
五十	食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二十一条第一項及び食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第五条の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査	飲食店営業許可申請手数料 イ 露店及び臨時営業以外の場合 一万六千円(許可更新申請に係るものについては、八千円) ロ 露店及び臨時営業の場合 八	

五十一	食品衛生法第二十一条第二項及び食品衛生法施行令第五条の規定に基づく喫茶店営業の許可の申請に対する審査	喫茶店営業許可申請手数料	九千六百円(許可更新申請に係るものについては、四千八百円)
五十二	食品衛生法第二十一条第一項及び食品衛生法施行令第五条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査	菓子製造業許可申請手数料	一万四千円(許可更新申請に係るものについては、七千円)
五十三	食品衛生法第二十一条第一項及び食品衛生法施行令第五条の規定に基づくあん類製造業の許可の申請に対する審査	あん類製造業許可申請手数料	一万四千円(許可更新申請に係るものについては、七千円)
五十四	食品衛生法第二十一条第一項及び食品衛生法施行令第五条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	一万四千円(許可更新申請に係るものについては、七千円)
五十五	食品衛生法第二十一条第二項及び食品衛生法施行令第五条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査	乳処理業許可申請手数料	二万千円(許可更新申請に係るものについては、一万二千円)
五十六	食品衛生法第二十一条第二項及び食品衛生法施行令第五条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	二万千円(許可更新申請に係るものについては、一万二千円)
五十七	食品衛生法第二十一条第一項及び食品衛生法施行令第五条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査	乳製品製造業許可申請手数料	二万千円(許可更新申請に係るものについては、一万二千円)
五十八	食品衛生法第二十一条第二項及び食品衛生法施行令第五条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査	集乳業許可申請手数料	九千六百円(許可更新申請に係るものについては、四千八百円)
五十九	食品衛生法第二十一条第二項及び食品衛生法施行令第五条の規定に基づく乳類販売業の許可の申請に対する審査	乳類販売業許可申請手数料	九千六百円(許可更新申請に係るものについては、四千八百円)

六十	食品衛生法第二十一条第一項及び食品衛生法施行令第五条の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査	食肉処理業許可申請手数料	二万千円(許可更新申請に係るものについては、一万二千円)
六十一	食品衛生法第二十一条第一項及び食品衛生法施行令第五条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査	食肉販売業許可申請手数料	九千六百円(許可更新申請に係るものについては、四千八百円)
六十二	食品衛生法第二十一条第一項及び食品衛生法施行令第五条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	食肉製品製造業許可申請手数料	二万千円(許可更新申請に係るものについては、一万二千円)
六十三	食品衛生法第二十一条第一項及び食品衛生法施行令第五条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査	魚介類販売業許可申請手数料	九千六百円(許可更新申請に係るものについては、四千八百円)
六十四	食品衛生法第二十一条第一項及び食品衛生法施行令第五条の規定に基づく魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査	魚介類競り売り営業許可申請手数料	二万千円(許可更新申請に係るものについては、一万二千円)
六十五	食品衛生法第二十一条第一項及び食品衛生法施行令第五条の規定に基づく魚肉練り製品製造業の許可の申請に対する審査	魚肉練り製品製造業許可申請手数料	一万六千円(許可更新申請に係るものについては、八千円)
六十六	食品衛生法第二十一条第一項及び食品衛生法施行令第五条の規定に基づく食品の冷凍又は冷蔵業の許可の申請に対する審査	食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料	二万千円(許可更新申請に係るものについては、一万二千円)
六十七	食品衛生法第二十一条第一項及び食品衛生法施行令第五条の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	食品の放射線照射業許可申請手数料	二万千円(許可更新申請に係るものについては、一万二千円)
六十八	食品衛生法第二十一条第一項及び食品衛生法施行令第五条の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	清涼飲料水製造業許可申請手数料	二万千円(許可更新申請に係るものについては、一万二千円)

六十九	食品衛生法第二十一条第一項及び食品衛生法施行令第五条の規定に基づく乳酸菌飲料製造業の許可の申請に対する審査	乳酸菌飲料製造業許可申請手数料	一万四千円(許可更新申請に係るものについては、七千円)
七十	食品衛生法第二十一条第一項及び食品衛生法施行令第五条の規定に基づく氷雪製造業の許可の申請に対する審査	氷雪製造業許可申請手数料	二万千円(許可更新申請に係るものについては、一万二千円)
七十一	食品衛生法第二十一条第一項及び食品衛生法施行令第五条の規定に基づく氷雪販売業の許可の申請に対する審査	氷雪販売業許可申請手数料	一万四千円(許可更新申請に係るものについては、七千円)
七十二	食品衛生法第二十一条第一項及び食品衛生法施行令第五条の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	食用油脂製造業許可申請手数料	二万千円(許可更新申請に係るものについては、一万二千円)
七十三	食品衛生法第二十一条第一項及び食品衛生法施行令第五条の規定に基づくマーガリン又はショートニング製造業の許可の申請に対する審査	マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料	二万千円(許可更新申請に係るものについては、一万二千円)
七十四	食品衛生法第二十一条第一項及び食品衛生法施行令第五条の規定に基づくみそ製造業の許可の申請に対する審査	みそ製造業許可申請手数料	一万六千円(許可更新申請に係るものについては、八千円)
七十五	食品衛生法第二十一条第一項及び食品衛生法施行令第五条の規定に基づく醤油製造業の許可の申請に対する審査	醤油製造業許可申請手数料	一万六千円(許可更新申請に係るものについては、八千円)
七十六	食品衛生法第二十一条第一項及び食品衛生法施行令第五条の規定に基づくソース類製造業の許可の申請に対する審査	ソース類製造業許可申請手数料	一万六千円(許可更新申請に係るものについては、八千円)
七十七	食品衛生法第二十一条第一項及び食品衛生法施行令第五条の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査	酒類製造業許可申請手数料	一万六千円(許可更新申請に係るものについては、八千円)

七十八	食品衛生法第二十一条第一項及び食品衛生法施行令第五条の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査	豆腐製造業許可申請手数料	一万四千元(許可更新申請に係るものについては、七千円)
七十九	食品衛生法第二十一条第一項及び食品衛生法施行令第五条の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査	納豆製造業許可申請手数料	一万四千元(許可更新申請に係るものについては、七千円)
八十	食品衛生法第二十一条第一項及び食品衛生法施行令第五条の規定に基づくめん類製造業の許可の申請に対する審査	めん類製造業許可申請手数料	一万四千元(許可更新申請に係るものについては、七千円)
八十一	食品衛生法第二十一条第一項及び食品衛生法施行令第五条の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査	そうざい製造業許可申請手数料	二万二千円(許可更新申請に係るものについては、一万二千円)
八十二	食品衛生法第二十一条第一項及び食品衛生法施行令第五条の規定に基づく缶詰又は瓶詰食品製造業の許可の申請に対する審査	缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料	二万二千円(許可更新申請に係るものについては、一万二千円)
八十三	食品衛生法第二十一条第一項及び食品衛生法施行令第五条の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査	添加物製造業許可申請手数料	二万二千円(許可更新申請に係るものについては、一万二千円)
八十四	理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条の二の規定に基づく理容所の検査又は美容師法(昭和二十二年法律第百六十三号)第十二条の規定に基づく美容所の検査	理容所又は美容所検査手数料	一万六千円
八十五	大麻取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)第五条第一項の規定に基づく大麻取扱者免許の申請に対する審査	大麻取扱者免許申請手数料	六千七百円
八十六	大麻取締法第十条第五項の規定に基づく大麻取扱者名簿の登録事項の変更	大麻取扱者登録変更手数料	三千二百円
八十七	大麻取締法第十条第六項の規定に基づく大麻取扱者免許証の再交付	大麻取扱者免許証再交付手数料	三千二百円
八十八	旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)	旅館業許可申請手数料	二万二千円

	第三条第一項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査	旅館業許可申請手数料	
八十九	旅館業法第三条の二第一項又は第三条の三第一項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	七千四百円
九十	公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号)第二条第一項の規定に基づく浴場業の許可の申請に対する審査	浴場業許可申請手数料	二万二千円
九十一	クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第五条の二の規定に基づくクリーニング所の検査	クリーニング所検査手数料	一万六千円
九十二	クリーニング業法第六条の規定に基づくクリーニング師の免許	クリーニング師免許手数料	五千六百円
九十三	クリーニング業法第七条の規定に基づくクリーニング師試験の実施	クリーニング師試験手数料	七千円
九十四	クリーニング業法施行令(昭和二十八年政令第二百二十三号)第二条第二項の規定に基づくクリーニング師免許証の訂正	クリーニング師免許証訂正手数料	二千九百円
九十五	クリーニング業法施行令第二条第三項の規定に基づくクリーニング師免許証の再交付	クリーニング師免許証再交付手数料	三千四百円
九十六	狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第六条第一項及び第十八条第一項の規定により抑留された犬の飼養等	飼養返還手数料	三千五百円
九十七	毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第四条第一項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に対する審査(製剤製造業者等(毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号)第三十六条の六第一項に規定する製剤製造業者等をいう。以下この項から百五の項までにおいて同じ。)に係る者に限る。)	毒物劇物製剤製造業等登録申請手数料	二万七千二百円
九十八	毒物及び劇物取締法第四条第一項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査	毒物劇物販売業登録申請手数料	一万四千七百円
九十九	毒物及び劇物取締法第四条第二項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請の経由に関する事務(製剤製造業者等	毒物劇物製造業又は輸入業登録申請手数料	二万六千円

百	毒物及び劇物取締法第四条第四項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に対する審査（製剤製造業者等に係るものを除く。）	毒物劇物製剤製造業等登録更新申請手数料	一万二百万円
百一	毒物及び劇物取締法第四条第四項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	毒物劇物販売業登録更新申請手数料	六千四百円
百二	毒物及び劇物取締法第四条第四項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請の経路に関する事務（製剤製造業者等に係るものを除く。）	毒物劇物製造業又は輸入業登録更新申請手数料	六千八百円
百三	毒物及び劇物取締法第八条第一項第三号の規定に基づく毒物劇物取扱者試験の実施	毒物劇物取扱者試験手数料	一万五百円
百四	毒物及び劇物取締法第九条第一項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請に対する審査（製剤製造業者等に係るものを除く。）	毒物劇物製剤製造業等登録変更申請手数料	五千二百円
百五	毒物及び劇物取締法第九条第二項において準用する同法第四条第二項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請の経路に関する事務（製剤製造業者等に係るものを除く。）	毒物劇物製造業又は輸入業登録変更申請手数料	三千二百円
百六	毒物及び劇物取締法施行令第三十五条第一項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付	毒物劇物販売業登録票書換え交付手数料	二千四百円
百七	毒物及び劇物取締法施行令第三十六条第一項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付	毒物劇物販売業登録票再交付手数料	四千円
百八	覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第三条第一項の規定に基づく覚せい剤施用機関の指定の申請に対する審査	覚せい剤施用機関指定申請手数料	三千九百円
百九	覚せい剤取締法第三条第一項の規定に基づく覚せい剤研究者の指定の申請に対する審査	覚せい剤研究者指定申請手数料	三千九百円
百十	覚せい剤取締法第四条第二項（同法第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定の経路に関する事務	覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定申請手数料	一万七千六百万円

百十一	覚せい剤取締法第十一条第一項（同法第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定証の再交付の経路に関する事務	覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定証再交付手数料	二千九百円
百十二	覚せい剤取締法第十一条第二項（同法第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定証の再交付	覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定証再交付手数料	二千七百円
百十三	覚せい剤取締法第三十条の二の規定に基づく覚せい剤原料取扱者の指定の申請に対する審査	覚せい剤原料取扱者指定申請手数料	一万五千五百円
百十四	覚せい剤取締法第三十条の二の規定に基づく覚せい剤原料研究者の指定の申請に対する審査	覚せい剤原料研究者指定申請手数料	三千九百円
百十五	麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第三条第一項の規定に基づく麻薬卸売業者免許の申請に対する審査	麻薬卸売業者免許申請手数料	一万四千六百円
百十六	麻薬及び向精神薬取締法第三条第一項の規定に基づく麻薬小売業者免許の申請に対する審査	麻薬小売業者免許申請手数料	三千九百円
百十七	麻薬及び向精神薬取締法第三条第一項の規定に基づく麻薬施用者免許の申請に対する審査	麻薬施用者免許申請手数料	三千九百円
百十八	麻薬及び向精神薬取締法第三条第一項の規定に基づく麻薬管理者免許の申請に対する審査	麻薬管理者免許申請手数料	三千九百円
百十九	麻薬及び向精神薬取締法第三条第一項の規定に基づく麻薬研究者免許の申請に対する審査	麻薬研究者免許申請手数料	三千九百円
百二十	麻薬及び向精神薬取締法第十条第一項（同法第五十条の四又は同法第五十条の七において	麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬	二千七百円

百二十一	麻薬及び向精神薬取締法第五十条第一項の規定に基づく向精神薬卸売業者、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者、向精神薬卸売業者、向精神薬小売業者免許又は向精神薬試験研究施設設置者登録の再交付	施用者、麻薬管理者、麻薬研究者、向精神薬卸売業者、向精神薬小売業者免許証又は向精神薬試験研究施設設置者登録証再交付手数料	
百二十二	麻薬及び向精神薬取締法第五十条第一項の規定に基づく向精神薬卸売業者免許の申請に対する審査	向精神薬卸売業者免許申請手数料	一万四千六百円
百二十三	麻薬及び向精神薬取締法第五十条第一項の規定に基づく向精神薬小売業者免許の申請に対する審査	向精神薬小売業者免許申請手数料	三千九百円
百二十四	麻薬及び向精神薬取締法第五十条第一項の規定に基づく向精神薬試験研究施設設置者登録（県知事の登録に係るものに限る。）の申請に対する審査	向精神薬試験研究施設設置者登録申請手数料	三千九百円
百二十五	と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第二項の規定に基づく一般と畜場の設置の許可の申請に対する審査	一般と畜場設置許可申請手数料	二万二千元
百二十六	と畜場法第三条第二項の規定に基づく簡易と畜場の設置の許可の申請に対する審査	簡易と畜場設置許可申請手数料	一万円
百二十七	と畜場法第十条第一項から第四項までの規定に基づく獣畜のと殺又は解体の検査	と畜検査手数料	イ 牛、馬（子牛、駒を除く。）に係るもの 一頭につき八百円 ロ 子牛、駒（いずれも生後一年未満）、豚に係るもの 一頭につき三百円 ハ めん羊、山羊に係るもの 一頭につき百円
百二十八	調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第三条第一項の規定に基づく調理師免許	調理師免許手数料	五千六百円

百二十九	調理師法施行令（昭和三十三年政令第百三十三号）第十三条第一項の規定に基づく調理師免許証の書換え交付	調理師試験手数料 調理師免許証書換え交付手数料	六千五百円 三千二百円
百三十	調理師法施行令第十四条第一項の規定に基づく調理師免許証の再交付	調理師免許証再交付手数料	三千六百円
百三十一	薬事法（昭和三十三年法律第百四十五号）第五条第一項に規定する薬局の開設の許可の申請に対する審査	薬局開設許可申請手数料	二万九千円
百三十二	薬事法第五条第二項に規定する薬局の開設の許可の更新の申請に対する審査	薬局開設許可更新申請手数料	二万千円
百三十三	薬事法第十二条第一項に規定する医薬品等の製造業又は第二十二條第一項に規定する医薬品等の輸入販売業の許可の申請に対する審査	医薬品等製造業（輸入販売業）許可申請手数料	別表第三の一の項に定める金額
百三十四	薬事法第十二条第三項に規定する医薬品等の製造業又は第二十二條第三項に規定する医薬品等の輸入販売業の許可の更新の申請に対する審査	医薬品等製造業（輸入販売業）許可更新申請手数料	別表第三の二の項に定める金額
百三十五	薬事法第十四条第一項（第二十三条において準用する場合を含む。）に規定する医薬品等の製造の承認又は第十九条の二に規定する外国製造医薬品等の製造の承認の申請に対する審査	医薬品等製造（輸入）承認申請手数料	別表第三の三の項に定める金額
百三十六	薬事法第十四条第六項（第十九条の二第四項及び第二十三条において準用する場合を含む。）に規定する医薬品等の製造承認事項の一部変更の承認申請に対する審査	医薬品等製造（輸入）承認事項一部変更承認申請手数料	別表第三の四の項に定める金額
百三十七	薬事法第十八条（第二十三条において準用する場合を含む。）に規定する医薬品等の製造品目等の変更又は追加の許可の申請に対する審査	医薬品等製造（輸入）品目等変更追加許可申請手数料	別表第三の五の項に定める金額
百三十八	薬事法第二十四条第一項に規定する医薬品の販売業の許可の申請に対する審査（特例販売業を除く。）	医薬品販売業許可申請手数料	二万九千円
百三十九	薬事法第二十四条第一項に規定する医薬品の	特例販売業許可申請手数料	一万五千円

百四十	販売業のうち特例販売業の許可の申請に対する審査	請手手数料	
百四十一	薬事法第二十四条第二項に規定する医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査（特例販売業を除く。）	医薬品販売業許可更新申請手数料	一万千円
百四十二	薬事法第二十四条第一項に規定する医薬品の販売業のうち特例販売業の許可の更新の申請に対する審査	特例販売業許可更新申請手数料	五千五百円
百四十三	薬事法第二十六条第三項ただし書に規定する医薬品の販売又は授与の相手方変更の許可の申請に対する審査	医薬品販売先等変更許可申請手数料	七千五百円
百四十四	薬事法第三十三条第一項に規定する医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の交付	配置販売従事者身分証明書交付手数料	七千五百円
百四十五	薬事法第三十三条第一項に規定する医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の書換え交付	配置販売従事者身分証明書書換え交付手数料	二千円
百四十六	薬事法第三十三条第一項に規定する医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の再交付	配置販売従事者身分証明書再交付手数料	二千九百円
百四十七	薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第一条の四の三（第一条の七において準用する場合を含む。）に規定する医薬品等の製造業の許可証の書換え交付	医薬品等製造（輸入販売）業許可証書換え交付手数料	二千円
百四十八	薬事法施行令第一条の四の四（第一条の七において準用する場合を含む。）に規定する医薬品等の製造業の許可証の再交付	医薬品等製造（輸入販売）業許可証再交付手数料	二千九百円
百四十九	薬事法施行令第三条に規定する薬局の開設又は医薬品の販売業の許可証（薬事法第二十六条第三項ただし書の許可に係る許可証を含む。）の書換え交付	薬局開設等許可証書換え交付手数料	二千円
百五十	薬事法施行令第四条に規定する薬局開設又は医薬品の販売業の許可証（薬事法第二十六条第三項ただし書の許可に係る許可証を含む。）の再交付	薬局開設等許可証再交付手数料	二千九百円
百五十一	製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第三条の規定に基づく製菓衛生師免許	製菓衛生師免許手数料	五千六百円

百五十一	製菓衛生師法第四条第一項の規定に基づく製菓衛生師試験の実施	製菓衛生師試験手数料	九千四百円
百五十二	製菓衛生師法施行令（昭和四十一年政令第三百八十七号）第五条第一項の規定に基づく製菓衛生師免許証の書換え交付	製菓衛生師免許証書換え交付手数料	二千八百円
百五十三	製菓衛生師法施行令第六条第二項の規定に基づく製菓衛生師免許証の再交付	製菓衛生師免許証再交付手数料	三千五百円
百五十四	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第三条の規定に基づく食鳥処理の事業の許可の申請に対する審査	食鳥処理事業許可申請手数料	一万九千円
百五十五	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第六条第一項の規定に基づく食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料	一万円
百五十六	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十五条第一項から第三項までの規定に基づく食鳥検査	食鳥検査手数料	一羽につき四円
百五十七	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十六条第一項の規定に基づく確認規程の認定の申請に対する審査	確認規程認定申請手数料	五千五百円
百五十八	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十六条第二項の規定に基づく確認規程の変更の認定の申請に対する審査	確認規程変更認定申請手数料	二千三百円
百五十九	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項の規定に基づく建築物清掃業者（同項第一号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録	建築物清掃業者登録手数料	三万五千円
百六十	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第一項の規定に基づく建築物空気環境測定業者（同項第二号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録	建築物空気環境測定業者登録手数料	三万五千円
百六十一	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第一項の規定に基づく建築物飲料水水質検査業者（同項第三号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録	建築物飲料水水質検査業者登録手数料	三万五千円

百六十二	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第一項の規定に基づく建築物飲料水貯水槽清掃業者（同項第四号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録	建築物飲料水貯水槽清掃業者登録手数料	三万五千円
百六十三	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第一項の規定に基づく建築物ねずみ昆虫等防除業者（同項第五号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録	建築物ねずみ昆虫等防除業者登録手数料	三万五千円
百六十四	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第一項の規定に基づく建築物環境衛生一般管理者（同項第六号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録	建築物環境衛生一般管理者登録手数料	四万五千円
百六十五	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものにあっては十三万円、その他の一般廃棄物処理施設に係るものにあっては十一万円
百六十六	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設の変更許可申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものにあっては十二万円、その他の一般廃棄物処理施設に係るものにあっては十万円
百六十七	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	八万千円
百六十八	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条	産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	七万三千円

百六十九	第二項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	搬業許可更新申請手数料	
百七十	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第四項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処分業許可申請手数料	十万円
百七十一	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第五項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	九万四千円
百七十二	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の二第一項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料	七万千円
百七十三	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料	九万二千円
百七十四	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第二項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	八万千円
百七十五	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第四項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	七万四千円
百七十六	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の五第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料	十万円
百七十七	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の五第二項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	九万五千円
百七十八	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の五第三項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	七万二千円
百七十九	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条	特別管理産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料	九万五千円

百八十八	第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	設置許可申請手数料	清掃に関する法律第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものにあつては十四万円、その他の産業廃棄物処理施設に係るものにあつては十二万円
百八十九	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の四第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものにあつては十三万円、その他の産業廃棄物処理施設に係るものにあつては十一万円
百九十	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十条の二第一項の規定に基づく廃棄物再生事業者の登録の申請に対する審査	廃棄物再生事業者登録申請手数料	四万円
百九十一	温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第三条第一項の規定に基づく土地の掘削の許可の申請に対する審査	土地掘削許可申請手数料	十二万円
百九十二	温泉法第八条第一項の規定に基づくゆう出路の増掘又は動力の装置の許可の申請に対する審査	ゆう出路増掘又は動力装置の許可申請手数料	十一万円
百九十三	温泉法第十二条第一項の規定に基づく温泉の利用の許可の申請に対する審査	温泉利用許可申請手数料	三万五千円
百九十四	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第四条第一項の規定に基づく狩猟免許の申請に対する審査	狩猟免許申請手数料	イ 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第七条第三項各号に掲げる者の狩猟免許の申請に係る審査 三 千九百円

百八十六	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第四条第一項の規定に基づく狩猟免許の再交付	狩猟免許再交付手数料	千五百円
百八十七	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第七条ノ四第一項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査	狩猟免許更新申請手数料	二千九百円
百八十八	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第八条ノ三第一項の規定に基づく狩猟者の登録	狩猟者登録手数料	千九百円
百八十九	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第八条ノ三第二項の規定に基づく狩猟者登録証の再交付	狩猟者登録証再交付手数料	千五百円
百九十	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第八条ノ三第二項の規定に基づく記章の再交付	狩猟者記章再交付手数料	千円
百九十一	林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定に基づく生産事業者の登録	生産事業者登録手数料	六千四百円
百九十二	林業種苗法第十一条第一項の規定に基づく講習会の開催	生産事業者講習手数料	一万四千円
百九十三	林業種苗法第十三条第一項の規定に基づく生産事業者の登録証の書換え交付	生産事業者の登録証の書換え交付手数料	三千五百円
百九十四	林業種苗法第十三条第二項の規定に基づく生産事業者の登録証の再交付	生産事業者の登録証の再交付手数料	三千円
百九十五	林業種苗法第二十条第一項の規定に基づく種穂が指定採取源から採取されたものであること又は苗木が指定採取源から採取された種穂から育成されたものであることについての証明の申請に対する審査	種苗証明申請手数料	証明申請一件につき、三万六千円に次に掲げる額を合算した額 イ 種穂については、種子にあつては一キログラムにつき五千九百円として、穂木にあつては一万本につき五千百円として計算

百九十六	計量法(平成四年法律第五十一号)第十六条 第一項第二号イに規定する特定計量器の検定	特定計量器検定手 数料	一個につき二万八 千三百円以内
百九十七	計量法第十九条第一項に規定する特定計量器 の定期検査	特定計量器定期検 査手数料	一個につき五万二 千五百円以内
百九十八	計量法第七十五条第一項に規定する車両等装 置用計量器の装置検査	車両等装置検査手 数料	一個につき七百三 十円
百九十九	計量法第九十一条第二項に規定する品質管理 の方法の検査	指定製造事業者品 質管理方法検査手 数料	四十二万六千三百 円
二百	計量法第二百二条第一項に規定する基準器の検 査(知事又は同法第十条第二項に規定する特 定市町村の長が同法の規定による検査に用い る計量器に係るものを除く。)	計量器基準器検査 手数料	一個につき五万七 百円以内
二百一	計量法第一百七条に規定する計量証明の事業の 登録	計量証明事業登録 手数料	五万三千八百円
二百二	計量法第一百五條に規定する計量証明の事業 の登録証の訂正又は再交付	計量証明事業登録 証訂正等手数料	千七百五十円
二百三	計量法第一百五條に規定する計量証明の事業 の登録簿の謄本の交付	計量証明事業登録 簿謄本交付手数料	七百七十円
二百四	計量法第一百五條に規定する計量証明の事業 の登録簿の閲覧	計量証明事業登録 簿閲覧手数料	三百七十円
二百五	計量法第一百六条第一項に規定する計量証明 検査	計量証明検査手 数料	一個につき五万二 千五百円以内
二百六	計量法第二百二十七条第一項に規定する適正計 量管理事業所の指定	適正計量管理事業 所指定手数料	七千四百円

二百七	計量法第二百二十七条第三項に規定する適正計 量管理事業所の計量管理の方法の検査	適正計量管理事業 所計量管理検査手 数料	七千四百円
二百八	通訳案内業法(昭和二十四年法律第二百十号) 第三条の規定に基づく通訳案内業の免許の中 請に対する審査	通訳案内業免許申 請手数料	五千五百円
二百九	通訳案内業法第九条の規定に基づく通訳案内 業免許証の再交付又は書換えの申請に対する 審査	通訳案内業免許証 再交付手数料 通訳案内業免許証 書換え手数料	四千四百円 四千四百円
二百十	旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号) 第三条及び旅行業法施行令(昭和四十六年政 令第三百三十八号)第二条の規定に基づく旅 行業又は旅行業者代理業の登録の申請に対す る審査	旅行業登録申請手 数料	旅行業を営もうと する場合にあって は一万七千円、旅 行業者代理業を営 もうとする場合に あっては一万五千 円
二百十一	旅行業法第六条の三第一項及び旅行業法施行 令第二条の規定に基づく旅行業の有効期間の 更新登録の申請に対する審査	旅行業更新登録申 請手数料	一万七千円
二百十二	旅行業法第六条の四第一項及び旅行業法施行 令第二条の規定に基づく旅行業の変更登録の 申請に対する審査	旅行業変更登録申 請手数料	一万千円
二百十三	肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号) 第四条第一項又は第二項の規定に基づく肥料 の登録	肥料登録手数料	肥料取締法第四条 第一項第四号の肥 料に係るものにあ つては一万八千円、 同項第五号の肥料 に係るものにあつ ては三万五千円
二百十四	肥料取締法第十二条第二項の規定に基づく肥 料の登録の更新	肥料登録更新手 数料	肥料取締法第四条 第一項第四号の肥 料に係るものにあ つては三千六百円、 同項第五号の肥料 に係るものにあつ

二百十五	家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第三条第一項の規定に基づく家畜商の免許	家畜商免許手数料	家畜の取引の業務（家畜商法第三条第二項第二号の農林水産省令で定める業務に限る。）に従事する使用人その他の従業者の数が五人以上である場合にあっては二千五百円、これらの従業者の数が一人以上四人以下である場合にあっては千九百円、その他の場合にあっては千六百元
二百十六	家畜商法施行令（昭和二十八年政令第二百五十二号）第五条の規定に基づく家畜商免許証の書換え交付	家畜商免許証書換え交付手数料	千円
二百十七	家畜商法施行令第六条の規定に基づく家畜商免許証の再交付	家畜商免許証再交付手数料	千五百円
二百十八	家畜取引法（昭和三十一年法律第二百二十三号）第三条の規定に基づく家畜市場の登録の申請に対する審査	家畜市場登録申請手数料	地域家畜市場に係るものにあっては一万七千円、その他の家畜市場に係るものにあっては四万三千円
二百十九	家畜取引法第九条第一項の規定に基づく家畜市場登録証の書換え交付	家畜市場登録証書換え交付手数料	三千八百円
二百二十	家畜取引法第九条第二項の規定に基づく家畜市場登録証の再交付	家畜市場登録証再交付手数料	六千四百円
二百二十一	家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付	種畜証明書書換え交付手数料	七百六十円
二百二十二	家畜改良増殖法第十条の規定に基づく種畜証明書書の再交付	種畜証明書再交付手数料	七百六十円

二百二十三	家畜改良増殖法第十六条第二項の規定に基づく家畜人工授精師の免許の申請に対する審査	家畜人工授精師免許申請手数料	千八百円
二百二十四	家畜改良増殖法第二十四条の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可の申請に対する審査	家畜人工授精所開設許可申請手数料	五千七百円
二百二十五	家畜改良増殖法第三十二条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の書換え交付	家畜人工授精師免許証書換え交付手数料	千七百円
二百二十六	家畜改良増殖法第三十二条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の再交付	家畜人工授精師免許証再交付手数料	千七百円
二百二十七	養鶏振興法（昭和三十年法律第八十号）第四条第一項の規定に基づくみつばちの転飼の許可	転飼許可手数料	一場所につき二千三百円以内において一はり群につき百五十円
二百二十八	養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第五条第一項の規定に基づく標準鶏の認定の申請に対する審査	標準鶏認定申請手数料	一羽につき四十円
二百二十九	養鶏振興法第七条第一項の規定に基づくふ化業者の登録の申請に対する審査	ふ化業者登録申請手数料	七千九百円
二百三十	養鶏振興法第七条第二項又は第八条第一項の規定に基づくふ化場の確認の申請に対する審査	ふ化場確認申請手数料	七千九百円
二百三十一	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第三十五条の規定に基づく卸売業（同法第三条第十二項の卸売業をいう。）の登録の申請に対する審査	卸売業登録申請手数料	十万円
二百三十二	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三十五条の規定に基づく小売業（同法第三条第十三項の小売業をいう。次項において同じ。）の登録の申請に対する審査	小売業登録申請手数料	販売所の数が一である場合にあっては九千円、販売所の数が二以上である場合にあっては九千円に一を超え販売所の数に五千円を乗じて得た額を加算した額
二百三十三	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律	小売業変更登録申請	五千円に所在地が

二百三十四	大豆なたね交付金暫定措置法(昭和三十六年法律第二百一号)第五条第一項の規定に基づく大豆又はなたねの集荷業者の登録	大豆集荷業者又はなたね集荷業者の登録手数料	変更される販売所の数(新設されるものの数を含み、廃止されるものの数を除く。)を乗じて得た額
二百三十五	大豆なたね交付金暫定措置法施行令(昭和三十六年政令第四百十七号)第十条の規定に基づく大豆又はなたねの集荷業者の登録証の書換え交付	大豆集荷業者又はなたね集荷業者の登録証の書換え交付手数料	二千六百円
二百三十六	大豆なたね交付金暫定措置法施行令第十条の二の規定に基づく大豆又はなたねの集荷業者の登録証の再交付	大豆集荷業者又はなたね集荷業者の登録証の再交付手数料	二千三百円
二百三十七	漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十条の規定に基づく漁業権の免許の申請に対する審査	漁業権免許申請手数料	二千円
二百三十八	漁業法第十四条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定に基づく漁業権の共有の認可の申請に対する審査	漁業権共有認可申請手数料	三千七百円
二百三十九	漁業法第二十二條第一項の規定に基づく漁業権の分割又は変更の免許の申請に対する審査	漁業権分割変更免許申請手数料	二千五百円
二百四十	漁業法第二十四条第二項の規定に基づく定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権の設定の認可の申請に対する審査	定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料	千二百円
二百四十一	漁業法第二十六条第一項ただし書の規定に基づく定置漁業権又は区画漁業権の移転の認可の申請に対する審査	漁業権移転認可申請手数料	千二百円
二百四十二	漁業法第三十六条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定に基づく休業中の漁業許可の申請に対する審査	休業中の漁業許可申請手数料	二千五百円
二百四十三	漁業法第六十五条第一項又は第六十六条第一項の規定に基づく五トン以上の漁船を使用して行	五トン以上の漁船を使用して行	二千九百円

二百四十四	て行行漁業に係る漁業許可の申請に対する審査	業に係る漁業許可申請手数料	二千四百円
二百四十五	漁業法第六十五条第一項又は第六十六条第一項の規定に基づく五トン以上の漁船を使用して行行漁業に係る漁業許可の変更の許可の申請に対する審査	五トン以上の漁船を使用して行行漁業に係る漁業許可変更許可申請手数料	二千四百円
二百四十六	漁業登録令(昭和二十六年政令第二百九十二号)第十条第一項の規定に基づく免許漁業原簿(漁場図を除く。)の謄本又は抄本の交付	免許漁業原簿の謄本又は抄本の交付手数料	用紙一枚につき五百二十円
二百四十七	漁業登録令第十条第一項の規定に基づく漁場図の謄本又は抄本の交付	漁場図の謄本又は抄本の交付手数料	用紙一枚につき五百二十円
二百四十八	漁業登録令第十条第一項の規定に基づく免許漁業原簿又はその附属書類の閲覧の請求の許可	免許漁業原簿閲覧手数料	二百八十円
二百四十九	漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第九條第一項の規定に基づく漁船の登録の申請に対する審査(国又は地方公共団体の申請に係るものを除く。以下この項から二百五十二項までにおいて同じ。)	漁船登録申請手数料	無動力漁船にあつては一隻につき四千六百円、総トン数二十トン未満の動力漁船にあつては一隻につき六千九百円、総トン数二十トン以上百トン未満の動力漁船にあつては一隻につき七千四百円、総トン数百トン以上の動力漁船にあつては一隻につき七千九百円
二百五十	漁船法第十一条第三項の規定に基づく漁船の登録票の再交付	漁船登録票再交付手数料	一隻につき二千四百円
二百五十一	漁船法第十一条の二の規定に基づく漁船及び登録票の検認	漁船検認手数料	一隻につき三千六百円
二百五十二	漁船法第十四条第一項の規定に基づく漁船の変更の登録の申請に対する審査	漁船登録変更申請手数料	無動力漁船にあつては一隻につき二千三百円、総トン

二百五十二	漁船法第十八条の規定に基づく漁船の登録簿本の交付	漁船登録簿本交付手数料	一件につき四百四十円	数二十トン未満の動力漁船にあっては一隻につき三千四百円、総トン数二十トン以上百トン未満の動力漁船にあっては一隻につき三千七百円、総トン数百トン以上の動力漁船にあっては一隻につき四千円
二百五十三	小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令（昭和二十八年政令第二百五十九号）第二条第一項の規定に基づく船籍票の交付	船籍票交付手数料	船舶の検査を行う場合にあつては一隻につき四万三千円、船舶の検査を行わない場合にあつては一隻につき八千六百円	
二百五十四	小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令第二条第三項（同令第三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく船舶の検査	小型船舶検査手数料	全部の検査又は上甲板下全部の検査を行う場合にあつては一隻につき三万七千円、その他の検査を行う場合にあつては一隻につき二万六千円	
二百五十五	小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令第三条第一項の規定に基づく船籍票の書換え	船籍票書換え手数料	総トン数の変更に係る場合において船舶の検査を行うときは一隻につき二万八千円、船舶の検査を行わないときは一隻につき四千三百円、その	

二百五十六	小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令第四条第一項又は第五条第一項の規定に基づく船籍票の書換え	船籍票書換え手数料	一隻につき四十三百円	他の場合にあつては一隻につき四千三百円
二百五十七	小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令第五条第四項の規定に基づく船籍票の交付	船籍票交付手数料	一隻につき四十二百円	
二百五十八	小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令第七条の規定に基づく船籍票の再交付	船籍票再交付手数料	一隻につき四十二百円	
二百五十九	小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令第七条の二第一項の規定に基づく船籍票の検認	船籍票検認手数料	一隻につき一万二千円	
二百六十	小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令第八条の三の規定に基づく船籍簿の謄本又は抄本の交付	船籍簿の謄本又は抄本の交付手数料	用紙一枚につき千円	
二百六十一	小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令第九条の規定に基づく小型漁船の総トン数の測度	小型漁船総トン数測度手数料	総トン数の測度を行う場合において全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度を行うときは一隻につき三万七千円、その他の容積の測度を行うときは一隻につき二万六千円	
二百六十二	輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）第三条第一項の規定に基づく輸出水産物製造事業場の登録	輸出水産物製造事業場登録申請手数料	一万二千円	
二百六十三	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十八条第一項の規定に基づく職業訓練指導員免許	職業訓練指導員免許手数料	二千三百円	
二百六十四	職業能力開発促進法第二十八条第三項の規定に基づく職業訓練指導員免許証の再交付	職業訓練指導員免許再交付手数料	二千円	
二百六十五	職業能力開発促進法第三十条第一項の規定に基づく職業訓練指導員試験	職業訓練指導員試験手数料	イ 実技試験 一万五千八百円	

二百六十六	職業能力開発促進法施行令(昭和四十四年政令第二百五十八号)第三条第一号の規定に基づく技能検定試験	技能検定試験手数料	イ 実技試験 別表第四に定める金額 ロ 学科試験 三千百円
二百六十七	職業能力開発促進法施行令第三条第二号の規定に基づく技能検定合格証書の再交付	再交付手数料	二千円
二百六十八	貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第三条第一項の規定に基づく貸金業者の登録の申請に対する審査	貸金業者の登録申請手数料	四万三千円
二百六十九	貸金業の規制等に関する法律第三条第二項の規定に基づく貸金業者の登録の更新の申請に対する審査	貸金業者の登録更新申請手数料	四万三千円
二百七十	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第五十二号)第二十二条第一項の規定に基づく不動産鑑定業者の登録の申請に対する審査	不動産鑑定業者登録申請手数料	一万五千六百円
二百七十一	不動産の鑑定評価に関する法律第二十二条第三項の規定に基づく更新の登録の申請に対する審査	不動産鑑定業者更新登録申請手数料	一万二千四百円
二百七十二	租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第十八条の五第十項又は第三十八条の五第八項の規定に基づく特定住宅用地認定の申請に対する審査	特定住宅用地認定申請手数料	四万七千円
二百七十三	租税特別措置法施行令第十八条の五第十一項第四号又は第三十八条の五第九項第四号の規定に基づく譲渡予定価額の申請に対する審査	譲渡予定価額審査手数料	四万三千円
二百七十四	租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第二十八条の四第三項第五号イ、第六十二条の三第四項第十号ハ若しくは第六十二条第三項第五号イ又は第三十一条の二第二項第十号ハの規定に基づく優良宅地造成の認定申請に対する審査	優良宅地造成認定申請手数料	別表第五に定める金額
二百七十五	租税特別措置法第二十八条の四第三項第六号、第六十二条の三第四項第十一号ニ若しくは第三	優良住宅新築認定申請手数料	別表第六に定める金額

二百七十六	建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項の規定に基づく建設業の許可の申請に対する審査	建設業許可申請手数料	九万円(既に他の建設業について知事がした許可と建設業法第三条第一項各号に掲げる区分を同じくする建設業の許可の申請に係る審査にあつては、五万円)
二百七十七	建設業法第三条第一項の規定に基づく許可を受けていることの証明書又は確認書の交付	建設業許可証明書又は確認書交付手数料	一通につき一百円
二百七十八	建設業法第三条第三項の規定に基づく建設業の許可の更新の申請に対する審査	建設業許可更新申請手数料	五万円
二百七十九	建設業法第五条及び第六条(同法第十七条において準用する場合を含む。)の規定に基づく許可申請書及び添付書類の正本又はその写しと相違ないことの証明又は確認	建設業許可申請書類の原本証明又は確認手数料	三百円
二百八十	建設業法第十一条(同法第十七条において準用する場合を含む。)の規定に基づく変更届出書の正本又はその写しと相違ないことの証明又は確認	変更届出書の原本証明又は確認手数料	三百円
二百八十一	建設業法第二十五条第一項の規定に基づくあつせん	建設工事紛争あつせん手数料	別表第七に定める金額
二百八十二	建設業法第二十五条第二項の規定に基づく調停	建設工事紛争調停手数料	別表第七に定める金額
二百八十三	建設業法第二十五条第二項の規定に基づく仲裁	建設工事紛争仲裁手数料	別表第七に定める金額
二百八十四	建設業法第二十七条の二十三の規定に基づく経営事項審査申請書類の正本又はその写しと相違ないことの証明	経営事項審査申請書類原本証明手数料	三百円
二百八十五	建設業法第二十七条の二十三の規定に基づく経営事項審査に関する書類が提出済であることの証明書の交付	経営事項審査申請書類提出済証明書交付手数料	一通につき二百円

二百八十六	建設業法第二十七条の二十三第一項の規定に基づき経営事項審査	経営事項審査手数料	一万四千四百円に審査を受けようとする建設業（以下「審査対象建設業」という。）の種類につき二千五百円を加算した金額（建設業法第二十七条の二十四第一項の規定により知事が指定経営状況分析機関（財団法人建設業情報管理センター）に経営状況分析を行わせる場合にあつては、八千五百円に審査対象建設業の種類につき二千五百円を加算した金額）
二百八十七	建設機械抵当法施行令（昭和二十九年政令第百九十四号）第八条及び附則第二項（同令第八条の規定に係る部分に限る。）の規定に基づき建設機械の打刻又は検認の申請に対する審査	建設機械の打刻又は検認の申請手数料	一個につき三万六千円
二百八十八	浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二十一条第一項の規定に基づき浄化槽工事業に係る登録の申請に対する審査	浄化槽工事業登録申請手数料	三万二千元
二百八十九	浄化槽法第二十一条第三項の規定に基づき浄化槽工事業に係る更新の登録の申請に対する審査	浄化槽工事業更新登録申請手数料	二万六千元
二百九十	浄化槽法第二十三条第三項の規定に基づき浄化槽工事業者登録簿の謄本の交付	浄化槽工事業者登録簿謄本交付手数料	用紙一枚につき六百八十円
二百九十一	浄化槽法第二十三条第三項の規定に基づき浄化槽工事業者登録簿の閲覧の請求の許可	浄化槽工事業者登録簿閲覧手数料	四百三十円

二百九十二	道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十七条の二第二項の規定により、同条第一項の許可に関する申請に対する審査	特殊車両通行許可申請手数料	千五百円
二百九十三	採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の規定に基づき採石業者の登録	採石業者登録手数料	一万九千円
二百九十四	採石法第三十二条の四第一項第五号ロの規定に基づき認定	採石業務管理者認定手数料	六千九百円
二百九十五	採石法第三十二条の十三第二項の規定に基づき業務管理者試験の実施	採石業務管理者試験手数料	八千円
二百九十六	採石法第三十三条の規定に基づき採取計画の認可申請に対する審査	岩石採取計画認可申請手数料	五万四千円
二百九十七	採石法第三十三条の五第一項の規定に基づき採取計画の変更認可申請に対する審査	岩石採取計画変更認可申請手数料	三万四千円
二百九十八	砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第三条の規定に基づき砂利採取業者の登録	砂利採取業者登録手数料	二万四千円
二百九十九	砂利採取法第六条第一項第五号ロの規定に基づき認定	砂利採取業務主任者認定手数料	八千六百円
三百	砂利採取法第十五条の規定に基づき業務主任者試験の実施	砂利採取業務主任者試験手数料	八千円
三百一	砂利採取法第十六条の規定に基づき採取計画の認可申請に対する審査	砂利採取計画認可申請手数料	三万七千円
三百二	砂利採取法第二十条第一項の規定に基づき採取計画の変更認可申請に対する審査	砂利採取計画変更認可申請手数料	二万七千円
三百三	宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三条第二項の規定に基づき宅地建物取引業の免許又は同条第三項の規定に基づき宅地建物取引業の免許の更新の申請に対する審査	宅地建物取引業の免許又は免許の更新申請手数料	三万三千円
三百四	宅地建物取引業法第十六条第二項の規定に基づき宅地建物取引主任者資格試験の実施	宅地建物取引主任者資格試験手数料	七千円
三百五	宅地建物取引業法第十八条第二項の規定に基づき宅地建物取引主任者資格登録簿への登録	宅地建物取引主任者資格登録簿登録手数料	三万七千円
三百六	宅地建物取引業法第十九条の二の規定に基づき登録の移転の申請に対する審査	宅地建物取引主任者資格登録の移転申請手数料	八千円

三百七	宅地建物取引業法第二十二條の二第一項又は第五項の規定に基づく宅地建物取引主任者証の交付の申請に対する審査	宅地建物取引主任者証の交付申請手数料	四千五百円
三百八	宅地建物取引業法第二十二條の二第一項の規定に基づく宅地建物取引主任者証の有効期間の更新の申請に対する審査	宅地建物取引主任者証の有効期間の更新申請手数料	四千五百円
三百九	積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律第百十一号)第三条第一項の規定に基づく積立式宅地建物販売業の許可の申請に対する審査	積立式宅地建物販売業の許可申請手数料	八万円
三百十	不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第三条第一項の規定に基づく不動産特定共同事業の許可の申請に対する審査	不動産特定共同事業の許可申請手数料	八万円
三百十一	都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第二十九條又は附則第四項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	開発行為許可申請手数料	別表第八に定める金額
三百十二	都市計画法第三十五條の二(同法附則第五項において準用する場合を含む。)の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	開発行為変更許可申請手数料	別表第九に定める金額
三百十三	都市計画法第四十二條第二項ただし書(同法第三十五條の二第四項(同法附則第五項において準用する場合を含む。)及び附則第五項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料	四万六千円
三百十四	都市計画法第四十二條第一項ただし書(同法附則第五項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	二万六千円
三百十五	都市計画法第四十三條の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	別表第十に定める金額
三百十六	都市計画法第四十三條第一項第六号ロの規定に基づく宅地の確認の申請に対する審査	市街化調整区域内における建築許可不要宅地の確認申請	宅地の面積が一ヘクタール未満の場合にあっては七千

三百十七	都市計画法第四十五條(同法附則第五項において準用する場合を含む。)の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査 (一) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が一ヘクタール未満のものである場合 (二) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が一ヘクタール以上のものである場合 (三) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が(一)及び(二)以外のものである場合	開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	四百円、一ヘクタール以上の場合にあっては二万二千円 千七百円 二千七百円 一万七千円
三百十八	都市計画法第四十七條第五項(同法附則第五項において準用する場合を含む。)の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料	用紙一枚につき四百七十円
三百十九	建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六條第二項(同法第八十七條第二項、第八十七條の二第一項又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認の申請に対する審査	確認申請手数料	別表第十に定める金額
三百二十	建築基準法第七條第一項(同法第八十七條の二第一項又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく検査の申請に対する審査	完了検査申請手数料	別表第十二に定める金額
三百二十一	建築基準法第七條の三第二項(同法第八十七	中間検査申請手数料	別表第十三に定め

	条の二第二項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく検査の申請に対する審査	料	る金額
三百二十二	建築基準法第七条の六第二項第一号(同法第八十七條の二第一項又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の承認の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料	十二万円
三百二十三	建築基準法第四十三条第一項ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	三万三千元
三百二十四	建築基準法第四十四条第二項第二号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	公衆使用等の道路内における建築許可申請手数料	三万三千元
三百二十五	建築基準法第四十四条第一項第三号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	道路内における建築認定申請手数料	二万七千元
三百二十六	建築基準法第四十四条第一項第四号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料	十六万円
三百二十七	建築基準法第四十七条ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	壁面線外における建築許可申請手数料	十六万円
三百二十八	建築基準法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書又は第十二項ただし書(同法第八十七條第二項若しくは第三項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	用途地域における建築等許可申請手数料	十八万円
三百二十九	建築基準法第五十一条ただし書(同法第八十七條第二項若しくは第三項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	特殊建築物等敷地許可申請手数料	十六万円
三百三十	建築基準法第五十二条第七項、第八項又は第九項の規定に基づく建築物の延べ面積の許可の申請に対する審査	建築物の延べ面積許可申請手数料	十六万円

	十一項の規定に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する特例の許可の申請に対する審査	の特例許可申請手数料	
三百三十一	建築基準法第五十三条第四項第三号の規定に基づく建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	二万三千元
三百三十二	建築基準法第五十四条の二第二項第二号(同法第五十七条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	建築物の敷地面積の許可申請手数料	十六万円
三百三十三	建築基準法第五十五条第二項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の高さの特例認定申請手数料	二万七千元
三百三十四	建築基準法第五十五条第三項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料	十六万円
三百三十五	建築基準法第五十六条の二第一項ただし書の規定に基づく建築物の高さの特例の許可の申請に対する審査	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	十六万円
三百三十六	建築基準法第五十七条第一項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	二万七千元
三百三十七	建築基準法第五十九条第一項第三号の規定に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	十六万円
三百三十八	建築基準法第五十九条第四項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	十六万円

三百三十九	建築基準法第五十九条の二第一項の規定に基づき建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	請手数料 敷地内に広い空地を有する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合又は各部分の高さの特例許可申請手数料	十六万円
三百四十	建築基準法第六十八条の三第一項の規定に基づき建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	地区計画の区域における公共施設の整備の状況に応じた建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	二万七千円
三百四十一	建築基準法第六十八条の三第四項の規定に基づき建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する特例又は同条第五項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	地区計画の区域における前面道路の幅員に応じた建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する特例又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	二万七千円
三百四十二	建築基準法第六十八条の四第一項の規定に基づき建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、同条第二項の規定に基づき建築物の建築面積の敷地面積に対する割合又は同条第三項の規定に基づき建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	住宅地高度利用地区計画の区域における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	二万七千円

三百四十二	建築基準法第六十八条の四第四項の規定に基づき建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	住宅地高度利用地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	十六万円
三百四十四	建築基準法第六十八条の五第一項の規定に基づき建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	再開発地区計画の区域における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	二万七千円
三百四十五	建築基準法第六十八条の五第二項の規定に基づき建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	再開発地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	十六万円
三百四十六	建築基準法第六十八条の七第五項の規定に基づき建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する特例の許可の申請に対する審査	予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	十六万円
三百四十七	建築基準法第八十五条第四項の規定に基づき仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	十二万円
三百四十八	建築基準法第八十六条第二項の規定に基づき複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料 建築物の数が二である場合にあっては七万八千円、建築物の数が三以上である場合にあっては七万八千円に二を超える建築物の数の二万八千円を乗じて得た額を加算した金額	建築物の数が二である場合にあっては七万八千円、建築物の数が三以上である場合にあっては七万八千円に二を超える建築物の数の二万八千円を乗じて得た額を加算した金額
三百四十九	建築基準法第八十六条第二項の規定に基づき複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が一で

三百五十	建築基準法第八十六条の二第二項の規定に基づき同一敷地内建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	同一敷地内建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	建築物(同一敷地内建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が一である場合にあつては七万八千円、建築物の数が二以上である場合にあつては七万八千円に一を超える建築物の数の二万八千円を乗じて得た額を加算した金額
三百五十一	建築基準法第八十六条の五第一項の規定に基づき複数建築物の認定の取消しの申請に対する審査	複数建築物の認定の取消し申請手数料	六千四百円に現に存する建築物の数の二万二千円を乗じて得た額を加算した金額
三百五十二	建築基準法第八十六条の六第二項の規定に基づき建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係	二万七千円

さ

い

三百五十三	建築士法(昭和二十五年法律第二百二五)第四条第二項又は第三項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許	二級建築士又は木造建築士免許手数料	一万八千円
三百五十四	建築士法第十三条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施	二級建築士試験又は木造建築士試験手数料	一万三千九百円
三百五十五	建築士法第二十三条第一項又は第三項の規定に基づく建築士事務所の登録	建築士事務所登録手数料	一万五千元(二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録にあつては一万円)
三百五十六	教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百十七号)第五条第一項及び第十六条の二第二項の規定に基づく普通免許状の授与	教育職員の普通免許状の授与手数料	三千三百円
三百五十七	教育職員免許法第五条第二項の規定に基づく特別免許状の授与	教育職員の特別免許状の授与手数料	三千三百円
三百五十八	教育職員免許法第五条第五項の規定に基づく臨時免許状の授与	教育職員の臨時免許状の授与手数料	千七百円
三百五十九	教育職員免許法第十五条の規定に基づく免許状の書換え	教育職員の免許状の書換え手数料	八百七十円
三百六十	教育職員免許法第十五条の規定に基づく免許状の再交付	教育職員の免許状の再交付手数料	千円
三百六十一	教育職員免許法第六条第一項の規定に基づく教育職員検定	教育職員検定手数料	千七百円
三百六十二	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第十四条第一項の規定に基づく古式銃砲又は刀剣類の登録の申請に対する審査	古式銃砲又は刀剣類の登録申請審査手数料	六千三百円
三百六十三	銃砲刀剣類所持等取締法第十五条第二項の規定に基づく登録証の再交付	登録証の再交付手数料	三千五百円
三百六十四	銃砲刀剣類所持等取締法第十八条の二第二項の規定に基づく刀剣類の製作の承認の申請に対する審査	刀剣類の製作の承認申請審査手数料	八百円
備考 百九十六の項の特定計量器検定手数料、百九十八の項の車両等装置検査手数料及び二百の項の計量器基準器検査手数料にあつては、三重県計量検定所以外の場所において検定等を行う場合は、これを行うのに要する職員の旅費及び検査用具を運搬するのに要する経費に相当			

する金額を加算する。

別表第二（食品衛生法第十五条第六項の規定に基づく製品検査手数料）

区 分	単 位	手数料の金額
一 食品の細菌検査	一項目につき	
(一) 一般細菌数又は大腸菌群の試験		三千百円
(二) その他の細菌試験		八千百円
二 食品、食品添加物、器具又は容器包装の理化学検査	一項目につき	
(一) 定性試験		
イ 簡易なもの		千九百八十円
ロ 複雑なもの		三千三百円
ハ 極めて複雑なもの		六千六百円
(二) 定量試験	一項目につき	
イ 簡易なもの		二千七百五十円
ロ 中程度なもの		四千四百円
ハ 複雑なもの		六千六百円
ニ 極めて複雑なもの		一万二千百円
(三) ECDガスクロマトグラフ、液体クロマトグラフ等を使用する微量分析	一件につき	
イ 簡易なもの		二万三千百円
ロ 複雑なもの		三万四千百円

別表第三（薬事法に基づく手数料）

手数料の名称	手数料を徴収する事務の細目	手数料の細目	手数料の金額
一 医薬品等製造業（輸入販売業）許可申請手数料	(一) 医薬品の製造又は輸入の許可の申請(二)及び(三)に掲げるもの並びに専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品の許可を除く。)に対する審査	医薬品製造業・輸入販売業許可申請手数料	十一万四千円
	(二) 薬事法施行令第二条の二の二第二項第一号から第八号までに掲げる医薬品（以下「GMP対象外医薬品」という。）のみの製造又は輸入の許可の申請(三)に掲げるもの及び専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品の許可を除く。)に対する審査	GMP対象外医薬品製造業・輸入販売業許可申請手数料	六万九千四百円
	(三) 薬局開設者が当該薬局における設備及び器	薬局医薬品製造業	二万千円

	具をもって製造する医薬品の製造の許可の申請に対する審査	許可申請手数料	
(例) 医薬部外品の製造又は輸入の許可の申請(四)に掲げるもの及び専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬部外品の製造の許可を除く。)に対する審査	医薬部外品製造業・輸入販売業許可申請手数料		七万九千四百円
(四) 薬事法施行令第一条の二の二第二項の規定により厚生大臣が指定する医薬部外品以外の医薬部外品（以下「GMP対象外医薬部外品」という。）のみの製造又は輸入の許可の申請（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬部外品の製造の許可を除く。）に対する審査	GMP対象外医薬部外品製造業・輸入販売業許可申請手数料		三万四千八百円
(六) 化粧品製造又は輸入の許可の申請に対する審査	化粧品製造業・輸入販売業許可申請手数料		三万四千八百円
(七) 医療用具の製造又は輸入の許可の申請(八)及び(九)に掲げるもの並びに専ら動物のために使用されることが目的とされている医療用具の製造又は輸入の許可を除く。)に対する審査	医療用具製造業・輸入販売業許可申請手数料		十一万四千円
(八) 薬事法施行令別表第二に掲げる医療用具（以下「GMP対象外医療用具」という。）のみの製造又は輸入の許可の申請(九)に掲げるもの及び専ら動物のために使用されることが目的とされている医療用具の製造又は輸入の許可を除く。)に対する審査	GMP対象外医療用具製造業・輸入販売業許可申請手数料		六万九千四百円
(九) 医療用具の製造（当該製造の内容が専ら既存の医療用具の修理である場合に限る。）の許可の申請（専ら動物のために使用されることが目的とされている医療用具の製造又は輸入の許可を除く。）に対する審査	医療用具修理業許可申請手数料		六万九千四百円
二 医薬品等製造業（輸入販売業）	(一) 医薬品の製造又は輸入の許可の更新の申請(二)及び(三)に掲げるもの並びに専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品の製造又は輸入の許可を除く。)に対する審査	医薬品製造業・輸入販売業許可更新申請手数料	八万三千百円
	(三) GMP対象外医薬品のみの製造又は輸入の	GMP対象外医薬	四万七千六百円

許可更新申請手数料	許可の更新の申請(三)に掲げるもの及び専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品の製造又は輸入の許可を除く。)に対する審査	品製造業・輸入販売業許可更新申請手数料	
	(三) 薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造する医薬品の製造の許可の更新の申請に対する審査	薬局医薬品製造業許可更新申請手数料	五千六百円
新申請手数料	(四) 医薬部外品の製造又は輸入の許可の更新の申請(五)に掲げるもの及び専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬部外品の製造の許可を除く。)に対する審査	医薬部外品製造業・輸入販売業許可更新申請手数料	五万七千七百円
	(五) GMP対象外医薬部外品のみの製造又は輸入の許可の更新の申請(専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬部外品の製造の許可を除く。)に対する審査	GMP対象外医薬部外品製造業・輸入販売業許可更新申請手数料	二万二千二百円
新申請手数料	(六) 化粧品の製造又は輸入の許可の更新の申請に対する審査	化粧品製造業・輸入販売業許可更新申請手数料	二万二千二百円
	(七) 医療用具の製造又は輸入の許可の更新の申請(八)及び(九)に掲げるもの並びに専ら動物のために使用されることが目的とされている医療用具の製造の許可を除く。)に対する審査	医療用具製造業・輸入販売業許可更新申請手数料	八万二千五百円
新申請手数料	(八) GMP対象外医療用具のみの製造又は輸入の許可の更新の申請(九)に掲げるもの及び専ら動物のために使用されることが目的とされている医療用具の製造又は輸入の許可を除く。)に対する審査	GMP対象外医療用具製造業・輸入販売業許可更新申請手数料	四万七千六百円
	(九) 医療用具の製造(当該製造の内容が専ら既存の医療用具の修理である場合に限る。)の許可の更新の申請(専ら動物のために使用されることが目的とされている医療用具の製造又は輸入の許可を除く。)に対する審査	医療用具修理業許可更新申請手数料	四万七千六百円
三 医薬品等製造(輸入)承認申請	(一) 医薬品に係るもの イ 医療用医薬品(日本薬局方に収められている医薬品及び既に製造又は輸入の承認を与えられている医薬品(薬事法第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品であつてその製造又は輸入の承認のあった日後同号に規定する調査期間(同条第二項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間)を経過していないもの及び同条第二項第二号に規定する厚生大臣が指示する医薬品であつて同号に規定する厚生大臣が指示する期間を経過していないものを除く。以下「既承認医薬品」という。))と有効成分若しくはその配合割合又は投与経路が異なる医薬品(有効成分の配合割合のみが異なる医薬品にあつては、医療用医薬品に限る。ただし、専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないもの及び人又は動物の皮膚に貼り付けられるものを除く。)、既承認医薬品と効能、効果、用法又は用量が異なる医薬品であつて、同一性調査(薬事法施行令第一条の五第二項第一号に規定する調査をいう。以下同じ。)の対象とされる医薬品、既承認医薬品と効能、効果、用法又は用量が異なる医薬品、医療用医薬品であつて同一性調査の対象とされるもの及び日本薬局方に収められている医薬品であつて同一性調査の対象とされるものを除く。)の承認の申請(ロ又はハに掲げるものを除く。)に対する審査	同一性調査対象外医療用医薬品製造・輸入承認申請手数料	十九万五千二百円

手数料

てその製造又は輸入の承認のあった日後同号に規定する調査期間(同条第二項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間)を経過していないもの及び同条第二項第二号に規定する厚生大臣が指示する医薬品であつて同号に規定する厚生大臣が指示する期間を経過していないものを除く。以下「既承認医薬品」という。))と有効成分若しくはその配合割合又は投与経路が異なる医薬品(有効成分の配合割合のみが異なる医薬品にあつては、医療用医薬品に限る。ただし、専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないもの及び人又は動物の皮膚に貼り付けられるものを除く。)、既承認医薬品と効能、効果、用法又は用量が異なる医薬品であつて、同一性調査(薬事法施行令第一条の五第二項第一号に規定する調査をいう。以下同じ。)の対象とされる医薬品、既承認医薬品と効能、効果、用法又は用量が異なる医薬品、医療用医薬品であつて同一性調査の対象とされるもの及び日本薬局方に収められている医薬品であつて同一性調査の対象とされるものを除く。)の承認の申請(ロ又はハに掲げるものを除く。)に対する審査

ロ 日本薬局方に収められている医薬品であつて、薬事法第八十一条の規定により同法第十四条第一項及び第六項(これらの規定を第二十三条において準用する場合を含む。)に規定する厚生大臣の権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされている医薬品(以下「知事承認医薬品」という。)の承認の申請(ハに掲げるものを除く。)に対する審査

ハ 薬局開設者が当該薬局における設備及び

日本薬局方医薬品製造・輸入承認申請手数料
三万四千五百円

薬局医薬品製造承認
九十円

四 医薬品等製造(輸入)承認事項	器具をもって製造する医薬品の承認の申請に対する審査	認申請手数料	
	ニ その他の医薬品の承認の申請(イからハまでに掲げるもの、イからハまでに掲げる医薬品以外の医薬品であつて同一性調査の対象とされるもの及び専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品に係るものを除く。)に対する審査	その他の同一性調査対象外医薬品製造・輸入承認申請手数料	六万九千三百円
	(一) 医薬部外品に係るもの 医薬部外品の承認の申請(同一性調査の対象とされる医薬部外品及び専ら動物に使用されることが目的とされる医薬部外品の承認を除く。)に対する審査	同一性調査対象外医薬部外品製造・輸入承認申請手数料	三万四千円
四 医薬品等製造(輸入)承認事項	(二) 医療用具に係るもの 医療用具の承認の申請(薬事法第十四条の三第二項(同法第十九条の二第四項及び第二十三条において準用する場合を含む。)の規定により厚生大臣が指定調査機関に調査を行わせる医療用具の承認、既に製造又は輸入の承認を与えられている医療用具(同法第十四条の四第一項第一号に規定する新医療用具であつてその製造又は輸入の承認のあつた日後同号に規定する調査期間(同条第二項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間)を経過していないもの及び同条第一項第二号に規定する厚生大臣が指示する医療用具であつて同様に規定する厚生大臣が指示する期間を経過していないものを除く。)の承認及び同法第十四条第一項に規定する厚生大臣の指定する医療用具と構造が異なる医療用具の承認を除く。)に対する審査	医療用具製造・輸入承認申請手数料	十万七千三百円
	(一) 医薬品に係るもの イ 医療用医薬品の承認事項一部変更承認の申請(ロ及びハに掲げるものを除く。)に対する審査	同一性調査対象外医療用医薬品製造・輸入承認事項一部変更承認申請手数料	九万三千六百円

五 医薬品等製造(輸入)品目等変更(追加)許可申請手数料	一部変更承認申請手数料 ロ 日本薬局方に収められている医薬品であつて知事承認医薬品であるものの承認事項一部変更承認の申請(ハに掲げるものを除く。)に対する審査	同一性調査対象外日本薬局方医薬品製造・輸入承認事項一部変更承認申請手数料	二万三百円
	ハ 薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造する医薬品の承認事項一部変更承認の申請に対する審査	薬局医薬品製造承認事項一部変更承認申請手数料	九十円
五 医薬品等製造(輸入)品目等変更(追加)許可申請手数料	ニ その他の医薬品の承認事項一部変更承認の申請(イからハまでに掲げるものを除く。)に対する審査	その他の同一性調査対象外医薬品製造・輸入承認事項一部変更承認申請手数料	三万百円
	(一) 医薬部外品に係るもの 医薬部外品の承認事項一部変更承認の申請に対する審査	同一性調査対象外医薬部外品製造・輸入承認事項一部変更承認申請手数料	三万三百円
五 医薬品等製造(輸入)品目等変更(追加)許可申請手数料	(二) 医療用具に係るもの 医療用具の承認事項一部変更承認の申請に対する審査	医療用具製造・輸入承認事項一部変更承認申請手数料	六万三百円
	(一) 薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造する医薬品の製造又は輸入品目等変更・追加の許可の申請に対する審査	薬局医薬品品目変更・追加許可申請手数料	九十円
五 医薬品等製造(輸入)品目等変更(追加)許可申請手数料	(二) 医薬品(薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造する医薬品及び専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品を除く。)に係るもの イ 品目の変更又は追加の許可の申請(当該品目の変更又は追加により、新たに加えられる品目がGMP対象外医薬品のみである場合の許可を除く。)に対する審査	医薬品製造・輸入品目変更・追加許可申請手数料	三万三千四百円
	ロ 品目の変更又は追加の許可の申請(当該	GMP対象外医薬	一万六千三百円

品目の変更又は追加により、新たに加えられる品目がGMP対象外医薬品のみである場合の許可に限る。)に対する審査	品製造・輸入品目変更・追加許可申請手数料	
ハ 薬事法施行令第一条の三第二項の区分の変更又は追加の許可の申請(当該区分の変更又は追加により、新たに加えられる区分がGMP対象外医薬品のみである場合の許可を除く。)に対する審査	医薬品製造・輸入区分変更・追加許可申請手数料	八万三千百円
ニ 薬事法施行令第一条の三第二項の区分の変更又は追加の許可の申請(当該区分の変更又は追加により、新たに加えられる区分がGMP対象外医薬品のみの場合の許可に限る。)に対する審査	GMP対象外医薬品製造・輸入区分変更・追加許可申請手数料	四万七千六百円
(三) 医薬部外品に係るもの(専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬部外品の許可を除く。)		
イ 品目の変更又は追加の許可の申請(当該品目の変更又は追加により、新たに加えられる品目がGMP対象外医薬部外品のみの場合を除く。)に対する審査	医薬部外品製造・輸入品目変更・追加許可申請手数料	三万三千円
ロ 品目の変更又は追加の許可の申請(当該品目の変更又は追加により、新たに加えられる品目がGMP対象外医薬部外品のみの場合に限る。)に対する審査	GMP対象外医薬部外品製造・輸入品目変更・追加許可申請手数料	一万五千九百円
ハ 薬事法施行令第一条の三第二項の区分の変更又は追加の許可の申請(当該区分の変更又は追加により、新たに加えられる区分がGMP対象外医薬部外品のみの場合を除く。)に対する審査	医薬部外品製造・輸入区分変更・追加許可申請手数料	六万五千六百円
ニ 薬事法施行令第一条の三第二項の区分の変更又は追加の許可の申請(当該区分の変更又は追加により、新たに加えられる区分がGMP対象外医薬部外品のみの場合に限る。)に対する審査	GMP対象外医薬部外品製造・輸入区分変更・追加許可申請手数料	三万円
(四) 化粧品に係るもの		
イ 品目の変更又は追加の許可の申請に対する審査	化粧品製造・輸入品目変更・追加許可申請手数料	一万五千九百円

ロ 薬事法施行令第一条の三第二項の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	化粧品製造・輸入区分変更・追加許可申請手数料	三万百円
(五) 医療用具に係るもの(専ら動物のために使用されることが目的とされている医療用具を除く。)		
イ 品目の変更又は追加の許可の申請(当該品目の変更又は追加により、新たに加えられる品目がGMP対象外医療用具のみの場合を除く。)に対する審査	医療用具製造・輸入品目変更・追加許可申請手数料	三万三千四百円
ロ 品目の変更又は追加の許可の申請(当該品目の変更又は追加により、新たに加えられる品目がGMP対象外医療用具のみの場合に限る。)に対する審査	GMP対象外医療用具製造・輸入品目変更・追加許可申請手数料	一万六千三百円
ハ 薬事法施行令第一条の三第二項の区分の変更又は追加の許可の申請(当該区分の変更又は追加により、新たに加えられる区分がGMP対象外医療用具のみの場合を除く。)に対する審査	医療用具製造・輸入区分変更・追加許可申請手数料	八万三千百円
ニ 薬事法施行令第一条の三第二項の区分の変更又は追加の許可の申請(当該区分の変更又は追加により、新たに加えられる区分がGMP対象外医療用具のみの場合に限る。)に対する審査	GMP対象外医療用具製造・輸入区分変更・追加許可申請手数料	四万七千六百円
ホ 薬事法施行令第一条の三の二第二項の区分の変更又は追加の許可の申請(当該区分の変更又は追加により、新たに加えられる区分がGMP対象外医療用具のみの場合に限る。)に対する審査	医療用具修理区分変更・追加許可申請手数料	二万七千五百円

別表第四(職業能力開発促進法施行令第三条第二号の規定に基づく技能検定試験手数料のうち実技試験を行う場合)

一 特級

項	技 能 検 定 の 職 種	手数料の金額
一	全職種	一万五千七百円

二 一級、二級、三級（在校生を除く。）、基礎一級、基礎二級及び単一等級

項	技 能 検 定 の 種 類	手数料の金額
一	和裁 テクニカルイラストレーション 建築図面製作 機械・プラント製図 電気製図	一万五千円
二	機械検査 婦人子供服製造	一万三千円
三	ビル設備管理 園芸装飾 造園 さく井 金属溶解 鑄造 鍛造 金属熱処理 粉末冶金 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金 工業彫刻 めっき アルミニウム陽極酸化処理 溶射 金属ばね製造 ロープ加工 仕上げ 金属研磨仕上げ 切削工具研削 製材のこ目立て ダイカスト 機械保全 電子回路接続 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 家庭用電気治療器調整 自動販売機調整 鉄道車両製造・整備 時計修理 眼鏡レンズ加工 光学機器製造 複写機組立て 内燃機関組立て 空気圧装置組立て 油圧装置調整 縫製機械整備 建設機械整備 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 織機調整 染色 ニット製品製造 紳士服製造 寝具製作 帆布製品製造 布はく縫製 木工機械整備 機械木工 木型製作 家具製作 建具製作 竹工芸 紙器・段ボール箱製造 製版 印刷 製本 プラスチック成形 強化プラスチック成形 ガラス製品製造 はうちう加工 陶磁器製造 ファインセラミックス製品製造 石材施工 パン製造 菓子製造 製麺 ハム・ソーセージ・ベーコン製造 水産練り製品製造 みそ製造 酒造 建築大工 枠組壁建築 かわらぶき とび 左官 れんが積み 築炉 ブロック建築 エーエルシーパネル施工 コンクリート積みブロック施工 タイル張り 畳製作 配管 浴槽設備施工 厨房設備施工 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 樹脂接着剤注入施工 内装仕上げ施工 スレート施工 熱絶縁施工 カーテンウオール施工 サッシ施工 自動ドア施工 バルコニー施工 ガラス施工 ウェルポイント施工 化学分析 金属材料試験 漆器製造 貴金属装身具製作 印章彫刻 表装 塗装 路面表示施工 塗料調色 広告美術仕上げ 義肢・装具製作 舞台機構調整 工業包装 写真調理 ビルクリーニング 産業洗浄 商品装飾展示 フラワー装飾	一万五千七百円

三 三級（在校生に限る。）

項	技 能 検 定 の 種 類	手数料の金額
一	和裁 テクニカルイラストレーション 電気製図	七千七百円
二	機械検査 婦人子供服製造	八千七百円
三	園芸装飾 造園 さく井 鑄造 鍛造 金属熱処理 機械加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金 めっき アルミニウム陽極酸化処理 仕上げ ダイカスト 機械保全 電子機器組立て 電気機器組立て プリント配線板製造 時計修理 内燃機関組立て 冷凍空気調和機器施工 染色 ニット製品製造 紳士服製造 帆布製品製造 布はく縫製 家具製作 建具製作 印刷 製本 プラスチック成形 強化プラスチック成形 石材施工 ハム・ソーセージ・ベーコン製造 水産練り製品製造 建築大工 かわらぶき とび 左官 タイル張り 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 ウェルポイント施工 表装 塗装 広告美術仕上げ 舞台機構調整 工業包装 写真 商品装飾展示	一万五千円

別表第五（租税特別措置法第二十八条の四第三項第五号イ、第六十二条の三第四項第十号ハ若しくは第六十三条第三項第五号イ又は第三十一条の二第二項第十号ハの規定に基づく優良宅地造成認定申請手数料）

造 成 宅 地 の 面 積	手数料の金額
〇・一ヘクタール未満	八万六千円
〇・一ヘクタール以上〇・三ヘクタール未満	十三万円
〇・三ヘクタール以上〇・六ヘクタール未満	十九万円
〇・六ヘクタール以上一ヘクタール未満	二十六万円
一ヘクタール以上三ヘクタール未満	三十九万円
三ヘクタール以上六ヘクタール未満	五十一万円
六ヘクタール以上十ヘクタール未満	六十六万円
十ヘクタール以上	八十七万円

別表第六（租税特別措置法第二十八条の四第三項第六号、第六十二条の三第四項第十一号ニ若しくは第六十三条第三項第六号又は第三十一条の二第二項第十一号ニの規定に基づく優良住宅新築認定申請手数料）

新 築 住 宅 の 床 面 積 の 合 計	手数料の金額
百平方メートル以下	六千二百円
百平方メートルを超え五百平方メートル以下	八千六百円

五百平方メートルを超え二千平方メートル以下	一万三千円
二千平方メートルを超え一万平方メートル以下	三万五千円
一万平方メートルを超え五万平方メートル以下	四万三千円
五万平方メートルを超えるもの	五万八千円

別表第七（建設業法第二十五条第二項の規定に基づく手数料）

手数料の名称	手数料の金額	備考
一 建設工事紛争 あつせん手数料	あつせんを求める事項の価額（当該価額を算定することができないときは、五百万円とみなす。）に応じて、次に定めるところにより算出して得た金額 一 あつせんを求める事項の価額が百万円まで 一万円 二 あつせんを求める事項の価額が百万円を超え五百万円までの部分 その価額一万円までごとに 二十円 三 あつせんを求める事項の価額が五百万円を超え二千五百万円までの部分 その価額一万円までごとに 十五円 四 あつせんを求める事項の価額が二千五百万円を超える部分 その価額一万円までごとに 十円	あつせんを求める事項の価額が増加するとき の手数料の金額は、増加後の価額に応じて算出して得た額から増加前の価額に応じて算出して得た額を控除した金額とする。
二 建設工事紛争 調停手数料	調停を求める事項の価額（当該価額を算定することができないときは、五百万円とみなす。）に応じて、次に定めるところにより算出して得た金額 一 調停を求める事項の価額が百万円まで 二万円 二 調停を求める事項の価額が百万円を超え五百万円までの部分 その価額一万円までごとに 四十円 三 調停を求める事項の価額が五百万円を超え一億円までの部分 その価額一万円までごとに 二十五円 四 調停を求める事項の価額が一億円を超える部分 その価額一万円までごとに 十五円	調停を求める事項の価額が増加するときの手数料の金額は、増加後の価額に応じて算出して得た額から増加前の価額に応じて算出して得た額を控除した金額とする。
三 建設工事紛争 仲裁手数料	仲裁を求める事項の価額（当該価額を算定すること	仲裁を求める事項の価

仲裁手数料	ができないときは、五百万円とみなす。）に応じて、次に定めるところにより算出して得た金額 一 仲裁を求める事項の価額が百万円まで 五万円 二 仲裁を求める事項の価額が百万円を超え五百万円までの部分 その価額一万円までごとに 百円 三 仲裁を求める事項の価額が五百万円を超え一億円までの部分 その価額一万円までごとに 六十円 四 仲裁を求める事項の価額が一億円を超える部分 その価額一万円までごとに 二十円	額が増加するときの手数料の金額は、増加後の価額に応じて算出して得た額から増加前の価額に応じて算出して得た額を控除した金額とする。
-------	---	--

別表第八（都市計画法第二十九条又は附則第四項の規定に基づく開発行為許可申請手数料）

一 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合

開発区域の面積	手数料の金額
〇・一ヘクタール未満	八千六百円
〇・一ヘクタール以上〇・三ヘクタール未満	二万三千円
〇・三ヘクタール以上〇・六ヘクタール未満	四万三千円
〇・六ヘクタール以上一ヘクタール未満	八万六千円
一ヘクタール以上三ヘクタール未満	十三万円
三ヘクタール以上六ヘクタール未満	十七万円
六ヘクタール以上十ヘクタール未満	二十二万円
十ヘクタール以上	三十万円

二 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合

開発区域の面積	手数料の金額
〇・一ヘクタール未満	一万三千円
〇・一ヘクタール以上〇・三ヘクタール未満	三万円
〇・三ヘクタール以上〇・六ヘクタール未満	六万五千円
〇・六ヘクタール以上一ヘクタール未満	十二万円
一ヘクタール以上三ヘクタール未満	二十万円
三ヘクタール以上六ヘクタール未満	二十七万円
六ヘクタール以上十ヘクタール未満	三十四万円

別表第十一（建築基準法第六十条第一項（同法第八十七条第一項、第八十七条の二第二項又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認申請手数料）

一 建築物を建築する場合

床面積の合計	手数料の金額
三十平方メートル以内のもの	五千円
三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの	九千円
百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの	一万四千円
二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの	一万九千円
五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	三万四千円
千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	四万八千円
二千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	十四万円
一万平方メートルを超え五万平方メートル以内のもの	二十四万円
五万平方メートルを超えるもの	四十六万円

二 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）

手数料の金額	当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について、この表の一により算出した額
--------	---

三 建築物を移転し、その大規模な修繕若しくは大規模な模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。）

手数料の金額	当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の二分の一について、この表の一により算出した額
--------	--

四 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模な修繕若しくは大規模な模様替をし、又はその用途を変更する場合

手数料の金額	当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一について、この表の一により算出した額
--------	---

五 建築設備を設置する場合（この表の六に掲げる場合を除く。）

区 分	手数料の金額
電動ダムウェーター以外の建築設備	九千円
電動ダムウェーター	四千円

六 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合

三 その他の開発行為の場合

開発区域の面積	手数料の金額
〇・一ヘクタール未満	八万六千円
〇・一ヘクタール以上〇・三ヘクタール未満	十三万円
〇・三ヘクタール以上〇・六ヘクタール未満	十九万円
〇・六ヘクタール以上一ヘクタール未満	二十六万円
一ヘクタール以上三ヘクタール未満	三十九万円
三ヘクタール以上六ヘクタール未満	五十一万円
六ヘクタール以上十ヘクタール未満	六十六万円
十ヘクタール以上	八十七万円

別表第九（都市計画法第三十五条の二（同法附則第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づく開発行為変更許可申請手数料）

手数料の金額
変更許可申請一件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が八十七万円を超えるときは、八十七万円とする。
一 開発行為に関する設計の変更（二のみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（二に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じ第二条に規定する開発行為許可申請手数料に十分の一を乗じて得た額
二 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第三十条第二項第一号から第四号まで（同法附則第五項において準用する場合を含む。）に掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ第二条に規定する開発行為許可申請手数料の額
三 その他の変更については、一万円

別表第十（都市計画法第四十三条の規定に基づく開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料）

敷地の面積	手数料の金額
〇・一ヘクタール未満	六千九百円
〇・一ヘクタール以上〇・三ヘクタール未満	一万八千円
〇・三ヘクタール以上〇・六ヘクタール未満	三万九千円
〇・六ヘクタール以上一ヘクタール未満	六万九千円
一ヘクタール以上	九万七千円

区 分	手数料の金額
電動ダムウエーター以外の建築設備	五千円
電動ダムウエーター	三千円

七 工作物

区 分	手数料の金額
工作物を築造する場合	八千円
確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	四千円

別表第十二（建築基準法第七条第一項（同法第八十七条の二第二項又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく完了検査申請手数料）

一 建築物（建築基準法第七条の三第一項の特定工程に係る建築物を除く。）を建築した場合（移転を除く。）

床 面 積 の 合 計	手数料の金額
三十平方メートル以内のもの	一万円
三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの	一万二千元
百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの	一万六千元
二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの	二万二千元
五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	三万六千元
千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	五万円
二千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	十二万円
一万平方メートルを超え五万平方メートル以内のもの	十九万円
五万平方メートルを超えるもの	三十八万円

二 建築物（建築基準法第七条の三第一項の特定工程に係る建築物に限る。）を建築した場合（移転を除く。）

床 面 積 の 合 計	手数料の金額
三十平方メートル以内のもの	九千円
三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの	一万一千円
百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの	一万五千円
二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの	二万一千円
五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	三万五千円
千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	四万七千円
二千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	十一万円

一万平方メートルを超え五万平方メートル以内のもの	十八万円
五万平方メートルを超えるもの	三十七万円

三 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合

手 数 料 の 金 額	当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の二分の一について、この表の一により算出した額
-------------	--

四 建築設備

区 分	手数料の金額
電動ダムウエーター以外の建築設備	一万三千円
電動ダムウエーター	八千円

五 工作物

区 分	手数料の金額
工作物	九千円

別表第十三（建築基準法第七条の三第一項（同法第八十七条の二第二項又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく中間検査申請手数料）

一 建築物

中間検査を行う部分の床面積の合計	手数料の金額
三十平方メートル以内のもの	九千円
三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの	一万二千円
百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの	一万五千円
二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの	二万円
五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	三万三千円
千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	四万五千円
二千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	十万円
一万平方メートルを超え五万平方メートル以内のもの	十六万円
五万平方メートルを超えるもの	三十三万円

二 建築設備

区 分	手数料の金額
電動ダムウエーター以外の建築設備	一万二千円
電動ダムウエーター	八千円

三 工作物

区	分	手数料の金額
工作物		九千円

別表第十四(第二条関係)

事務の種類	手数料の名称	指定機関の名称
一 職業能力開発促進法施行令第三条第一号の規定に基づく技能検定試験の実施	技能検定試験手数料	三重県職業能力開発協会
二 建設業法第二十七条の二十三第一項の規定に基づく経営事項審査	経営事項審査手数料(当該手数料のうち経営状況分析に係る部分に相当する金額として一万五千九百円に限る。)	財団法人建設業情報管理センター
三 宅地建物取引業法第十六条第一項の規定に基づく宅地建物取引主任者資格試験の実施	宅地建物取引主任者資格試験手数料	財団法人不動産適正取引推進機構
四 建築士法第十三条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施	二級建築士試験又は木造建築士試験手数料	財団法人建築技術教育普及センター

三重県社会福祉審議会条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北川 正 恭

三重県条例第五号

三重県社会福祉審議会条例

(設置)

第一条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。)第六条第三項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、三重県社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置き、その組織及び運営に関しては、法及び社会福祉審議会令(昭和三十八年政令第二百四十八号。以下「令」という。)に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(所掌事務)

第二条 審議会は、法第六条第二項の社会福祉に関する事項のほか、法第十一条第一項の規定により、児童福祉に関する事項を調査審議する。

(委員の任期)

第三条 審議会の委員の任期は、三年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前

任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第四条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を置く。

(委員長の職務を代理する委員)

第五条 審議会の委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、委員の四分の一以上が調査審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 臨時委員は、特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前三項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第七条 審議会の専門分科会(法第十条第三項の民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。)に属させる委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によって定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故あるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

(民生委員審査専門分科会)

第八条 前条第二項の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同項中「委員及び臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する前条第二項の規定により民生委員審査専門分科会に置かれる専門分科会長については、同条第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「委員及び臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(部会)

第九条 審議会は、その定めるところにより、専門分科会に部会(令第四条第一項の審査部会を除く。以下この条において同じ。)を置くことができる。

2 部会に属させる委員及び臨時委員は、専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び臨時委員の互選によって定める。

(非常勤)

第十条 審議会の委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(庶務)

第十一条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(雑則)

第十二条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(三重県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の廃止)

2 三重県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例(昭和六十一年三重県条例第一号)は、廃止する。

三重の健康づくり総合計画審議会条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第六号

三重の健康づくり総合計画審議会条例

(設置)

第一条 県民の健康水準の向上を図るための総合計画(次条において「三重の健康づくり総合計画」という。)を策定するため、三重の健康づくり総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第二条 審議会は、知事の諮問に応じ、三重の健康づくり総合計画の策定に関し必要な事項について調査審議する。

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

(委員)

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 関係行政機関の職員
- 三 前二号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

(会長及び副会長)

第五条 審議会に会長及び副会長一人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(学識経験者の意見の聴取等)

第七条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の学識経験を有する者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(雑則)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この条例は、平成十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

三重県介護保険財政安定化基金条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第七号

三重県介護保険財政安定化基金条例

(設置)

第一条 市町村の介護保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第百四十七条第一項に規定する財政安定化基金として、三重県介護保険財政安定化基金(以下「基金」という。)を設置する。

(市町村の拠出率)

第二条 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十年政令第四百十三号。以下「政令」という。)第十二条第一項第一号の条例で定める割合は、千分の五とする。

(積立て)

第三条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める。

(拠出金)

第四条 市町村が納付する法第百四十七条第四項の財政安定化基金拠出金の額については、予算で定める。

2 知事は、事業運営期間(法第百四十七条第二項第一号の事業運営期間をいう。以下同じ。)の各年度において、各市町村に対し、当該各市町村に係る政令第十二条第二項の拠出金年度納付額、年度拠出金の納期限その他必要な事項を通知しなければならない。

3 知事は、市町村が前項の納期限までに年度拠出金を納付しないときは、期限を指定してこれを督促した上で、その督促に係る額につき、年十四・六パーセントの割合で同項の納期限の翌日からその完納の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

(管理)

第五条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第六条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入しなければならない。

(処分)

第七条 基金は、法第四百七十七条第一項第一号に掲げる事業に係る交付金の交付を行う場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(貸付金の償還)

第八条 法第四百七十七条第一項第二号に掲げる事業に係る貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付けを受けた市町村は、当該貸付けが行われた事業運営期間の当該市町村の借入総額を三で除して得た金額を、当該事業運営期間の次の事業運営期間の各年度ごとに償還するものとする。

2 知事は、市町村が政令第七条第六項の償還期限（以下「償還期限」という。）までに当該償還期限に係る貸付金を償還しないときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

3 前項の規定による督促をしたときは、知事は、その督促に係る額につき、年十四・六パーセントの割合で償還期限の翌日からその完済の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

(償還期限の延期)

第九条 知事は、貸付金の貸付けを受けた市町村に対し、災害その他特別の事情があると認めるときは、貸付金の償還期限を延期することができる。

(繰上償還)

第十条 知事は、貸付金の貸付けを受けた市町村が知事の定める当該貸付けの条件に従わなかった場合には、当該貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

2 貸付金の貸付けを受けた市町村は、第八条第一項の規定にかかわらず、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

食品衛生の措置基準等に関する条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第八号

食品衛生の措置基準等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。）の規定に基づき、食品衛生の措置基準等を定めるものとする。

(公衆衛生上講ずべき措置基準)

第二条 法第十九条の十八第二項の規定に基づく営業の施設の内外の清潔保持、ねずみ、こん虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に関し、条例で定める必要な基準は、別表第一のとおりとする。

(営業施設基準)

第三条 法第二十条の規定に基づく営業施設につき、条例で定める基準は、別表第二のとおりとする。

(適用除外)

第四条 前二条の規定にかかわらず、知事は、規則で定める場合で、食品衛生上支障がないと認めるときは、当該規定の一部を適用しないことができる。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

別表第一（第二条関係）

第一 衛生的措置

一 施設の管理

(一) 施設及びその周辺は、衛生上支障のないように清潔に保つこと。

(二) 調理場、加工場、製造場、処理場、貯蔵場所、販売所等（以下「作業場」という。）には、 unnecessary 物品等を置かないこと。

(三) 作業場の壁、天井及び床は、清潔に保つこと。

(四) 作業場の採光、照明、換気、通風等が十分であること。

(五) 施設においては、常にねずみ、こん虫等の発生及び侵入の防止に努め、定期的に駆除作業を実施し、かつ、その実施記録を保存すること。

(六) 排水溝の清掃及び補修を必要に応じて行いこと。

(七) 手洗い設備には、消毒設備等を設け、使用することができる状態にしておくこと。

(八) 作業場には、みだりに関係者以外の者を立ち入らせ、又は犬、ねこ等の動物を入れないこと。

(九) 清掃用器材は、専用の場所に保管すること。

(十) 便所は、清潔に保ち、必要に応じて殺虫及び消毒を行うこと。

二 食品取扱設備の管理

(一) 機械器具類は、その使用目的又はその区分に従って専用に使用すること。

(二) 機械器具類の洗浄には、必要に応じて適切に洗浄剤を使用すること。

- (三) 食品等に直接接触する機械器具類は、十分洗浄するとともに、熱湯、蒸気、殺菌剤等で消毒し、清潔に保つこと。
- (四) 機械器具類及び分解した部分品は、それぞれ所定の場所に衛生的に保管すること。
- (五) 機械器具類及び温度計、圧力計、流量計その他計器類は、常に点検整備し、故障、破損等があるときは、速やかに補修し、正常に作動する状態にしておくこと。

三 給水及び廃棄物処理

- (一) 使用水は、水道水（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第八項又は三重県小規模水道条例（昭和四十一年三重県条例第四十号）第二条第三項の水道施設から供給される水を用い、以下同じ。）を使用すること。ただし、給水設備に滅菌装置等が設けられている場合において、飲用に適する水を供給することができると知事が認めたときには水道水以外の水を使用することができる。
- (二) 水道水以外の水を使用する場合は、常に滅菌装置等が正常に作動しているかどうかを確認し、かつ、定期的に水質検査を行い、その結果記録を保存すること。
- (三) 水質検査の結果、飲用に不相当であることが判明したときは、直ちに保健所長の指示を受け、適切な措置を講ずること。
- (四) 貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、清潔に保ち、飲用に適する水が供給されるように管理すること。
- (五) 廃棄物容器は、清潔に保ち、汚水、悪臭等が漏れないものを使用するとともに、廃棄物を適正な方法で処理すること。

四 食品等の取扱い

- (一) 原材料及び製品の仕入れに当たっては、食品衛生上の観点からその品質、鮮度、表示等について点検すること。
- (二) 食品は、調理、加工、製造、保管、運搬、販売等の各過程において、時間及び温度等の管理に十分配慮して、衛生的に取り扱うこと。
- (三) 冷凍庫、冷蔵庫等に食品を保存する場合は、適正な温度で、かつ、相互汚染が生じない方法で保存すること。
- (四) 添加物を使用する場合は、正確に計量し、かつ、適正な方法で使用する。

五 従事者の衛生管理

- (一) 食品衛生上必要な健康状態の把握に留意し、必要に応じて健康診断を受けさせる等、従事者の健康管理を行うこと。
- (二) 保健所長から検便を受けるべき旨の指示があったときは、従事者に検便を受けさせ、その証明書を保管すること。
- (三) 食品の取扱作業中は、従事者に清潔な作業衣を着用させるとともに作業場内では専用の履物を使用させ、作業上特に必要があるときはマスク、帽子等を着用させること。
- (四) 従事者に、爪を短く切らせ、作業前及び用便後は手指の洗浄及び消毒を行わせること。
- (五) 従事者に、所定の場所以外で更衣させ、喫煙させ、又は飲食等をさせないこと。

第二 製品検査

営業者は、調理し、加工し、又は製造した製品について定期的に衛生上の検査を行い、その記録を保存すること。

第三 検査用食品の保存

営業者は、給食、料理、仕出し及び弁当を調製したときは、規則で定めるところにより、当該調製した食品を検査用として保存すること。

第四 管理運営要領

営業者は、施設、食品等の取扱い等に係る衛生上の管理運営要領を作成し、従事者に周知徹底させること。

第五 食品衛生責任者

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第五条に規定する営業を営む者（法第十九条の十七の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業を営む者を除く。）は、規則で定めるところにより、食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を置くこと。

第六 従事者の衛生教育

営業者又は食品衛生管理者若しくは食品衛生責任者は、従事者由来の食中毒病原微生物による食品の汚染を防止するとともに、調理、加工、製造、保管、運搬、販売等が衛生的に行われるよう従事者の衛生教育に努めること。

第七 第一から第六までに定めるもののほか、公衆衛生上講ずべき措置の基準については、規則で定めるところによる。

別表第二（第三条関係）

第一 各業種共通の営業施設基準

- (一) 営業施設は、不潔な場所に位置していないこと。
- (二) 営業施設の周囲は、清掃がしやすく、かつ、排水に支障がないこと。
- (三) 営業施設は、ねずみ、こん虫等の発生及び侵入を防ぐ構造設備を有し、その出入口の扉は、速やかに開閉する構造であること。
- (四) 営業施設には、汚水等を衛生的に営業施設外へ排水することができる設備が設けられていること。
- (五) 営業施設には、必要に応じて更衣室又はロッカーを併設し、従事者専用の清潔な作業衣、帽子等が備えられていること。
- (六) 営業施設には、食品等の取扱量に応じて、食品、添加物、器具等を衛生的に保存することができる戸棚、格納箱その他の設備が設けられていること。
- (七) 作業場は、次のとおりであること。

イ 他の業種と共用しないこと。ただし、他の業種と共用しても衛生上支障がないと知事が認めた場合はこの限りでない。

ロ 食品等の取扱品目及び取扱数量に応じた適当な広さを有し、住居その他営業に直接関係ない場所と隔壁その他適切な方法で間仕切りされていること。

ハ 床は、コンクリート、タイルその他の耐水性材料で作られていること。ただし、知事が

衛生上支障がないと認めた場合はこの限りでない。

ニ 床は、清掃又は洗浄がしやすい構造であること。

ホ 内壁及び天井は、すき間がなく、清掃がしやすいものであること。

ヘ 内壁は、床面から一メートル以上の高さまでコンクリート、タイルその他の耐水性材料で作られていること。ただし、知事が衛生上支障がないと認めた場合はこの限りでない。

ト 作業に必要な明るさがあり、換気の良し構造設備を有するとともに、正確な温度計が見やすい位置に備えられていること。

チ 適切な場所に流水式洗浄設備が設けられていること。ただし、店頭における乳類の販売業並びに包装された食肉及び魚介類の販売業であつて、衛生上支障がないと知事が認めた場合はこの限りでない。

リ 消毒装置を備えた従事者専用の流水式手洗い設備が設けられていること。ただし、店頭における乳類の販売業並びに包装された食肉及び魚介類の販売業であつて、衛生上支障がないと知事が認めた場合はこの限りでない。

(ウ) 食品等の取扱品目及び取扱数量に応じた食品取扱機械器具（以下「取扱機械器具」という。）が備えられていること。

(ウ) 固定された又は移動が困難な取扱機械器具は、その清掃又は洗浄作業が容易であり、かつ、その取扱いに便利な位置に配置されていること。

(エ) 給水設備は、その使用に便利な位置に設けられ、衛生的な構造であること。

(エ) 便所は、次のとおりであること。

イ 衛生上支障がない位置に設けられていること。

ロ 水洗式であること又は衛生上支障がない構造を有していること。

ハ 消毒装置を備えた専用の流水式手洗い設備が設けられていること。

第二 業種別の営業施設基準

一 飲食店営業又は喫茶店営業 調理場を設け、客がみだりに立ち入ることのないように客席と適切な方法で区画すること。

二 菓子製造業 原料置場、製造室及び製品置場を設け、それぞれ区画すること。ただし、知事が衛生上支障がないと認めた場合はこの限りでない。

三 あん類製造業 原料置場、製造室及び製品置場を設け、それぞれ区画し、冷蔵設備を備えること。

四 アイスクリーム類製造業 原料置場、製造室及び製品置場を設け、それぞれ区画し、原料又は製品の種類、製造量等に応じた冷蔵設備及び殺菌設備を備えること。

五 乳処理業 乳取扱室、器具取扱室及び製品置場を設け、それぞれ区画し、共同処理場にあつては更に受乳場及び検査室を併設すること。

六 特別牛乳搾取処理業 搾乳用牛舎、搾乳室、乳取扱室、器具取扱室及び検査室を設け、それぞれ区画すること。

七 乳製品製造業 製造品目に応じて、受乳場、貯乳場、混合物取扱室、製造室、調合室、発酵室、熟成室、器具取扱室、包装室、製品置場及び検査室を設け、それぞれ区画すること。

八 集乳業 乳取扱室、器具取扱室及び検査室を設け、それぞれ区画し、かつ、合乳及び冷却に必要な設備を備えること。

九 乳類販売業 乳類を常に摂氏十度以下に冷却保存できる能力のある冷蔵設備を備えること。

十 食肉処理業 処理室、原材料置場及び製品置場を設け、それぞれ区画すること。

十一 食肉販売業 冷凍設備又は冷蔵設備及び食肉の処理室を設けること。

十二 食肉製品製造業 原料置場、製造室（くん煙室又はボイル室を含む。）及び製品置場を設け、それぞれ区画すること。

十三 魚介類販売業 陳列設備及び魚介類の処理室を設けること。

十四 魚介類せり売営業 天がい、荷揚場及びせり売場を設けること。

十五 魚肉ねり製品製造業 原料置場、製造室及び製品置場を設け、それぞれ区画し、かつ、冷蔵設備を備えること。

十六 食品の冷凍又は冷蔵業 荷揚場、食品の処理を行う場合には食品の処理室及び冷凍室又は冷蔵室を設け、それぞれ区画すること。

十七 食品の放射線照射業 照射室を設けること。

十八 清涼飲料水製造業 原料置場、製造室及び製品置場を設け、それぞれ区画すること。

十九 乳酸菌飲料製造業 原料置場、製造室及び製品置場を設け、それぞれ区画すること。

二十 氷雪製造業 製造場及び製品置場を設け、それぞれ区画すること。

二十一 氷雪販売業 貯氷設備を備えること。

二十二 食用油脂製造業 原料置場、製造室、充てん室、包装室及び製品置場を設け、それぞれ区画すること。ただし、知事が衛生上支障がないと認めた場合はこの限りでない。

二十三 マーガリン又はショートニング製造業 原料取扱室、製造室、包装室及び製品置場を設け、それぞれ区画すること。

二十四 みそ製造業又は醤油製造業 原料取扱室、製造室及び製品置場を設け、それぞれ区画すること。

二十五 ソース類製造業 原料取扱室、製造室及び製品置場を設け、それぞれ区画すること。

二十六 酒類製造業 原料取扱室、製造室及び製品置場を設け、それぞれ区画すること。

二十七 豆腐製造業 原料置場及び製造室を設け、それぞれ区画すること。

二十八 納豆製造業 原料置場、製造室及び製品置場を設け、それぞれ区画すること。

二十九 めん類製造業 原料置場、製造室及び製品置場を設け、それぞれ区画すること。

三十 そうざい製造業 原料置場、処理場、加工場、包装場及び製品置場を設け、必要に応じてそれぞれ区画すること。

三十一 かん詰又はびん詰食品製造業 原料処理室、製造室、包装室及び製品置場を設け、それぞれ区画すること。

三十二 添加物製造業 原料置場、製造室及び製品置場を設け、それぞれ区画すること。

第三 第一及び第二に定めるもののほか、営業施設基準については、規則で定めるところによる。

理容師等の衛生上必要な措置に関する条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北川正恭

三重県条例第九号

理容師等の衛生上必要な措置に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号。以下「法」という。)の規定に基づき、衛生上必要な措置を定めるものとする。

(理容の業を行う場合に講ずるべき措置)

第二条 法第八条第三号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- 一 就業中は、清潔な作業衣を着用し、かつ、顔面作業のときは、マスクを使用すること。
 - 二 常に爪を短く切り、作業前及び作業後、客一人ごとに手指の洗浄を行い、必要に応じて消毒を行うこと。ただし、皮膚疾患のある者に対して作業を行った後は、直ちに手指の消毒を入念に行うこと。
 - 三 作業に伴って生じる毛髪等の廃棄物は、客一人ごとに清掃すること。
 - 四 医薬部外品、化粧品等の使用に当たっては、それらの安全衛生に十分留意し、適正に使用すること。
 - 五 顔そり等に使用する石けん類は、客一人ごとに取り替えること。
 - 六 消毒済みの器具類、タオル類等(以下「器具類等」という。)は、清潔な容器に納め、未消毒のものと区分すること。
 - 七 皮膚疾患のある者に使用した皮膚に接する器具類等は、理容師法施行規則(平成十年厚生省令第四号)第二十四条に規定する方法で消毒すること。
 - 八 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める措置
- (理容所について講ずるべき措置)

第三条 法第十二条第四号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- 一 理容所は、隔壁等により外部と区切られていること。
- 二 理容所においては、必要に応じて消毒を行い、ねずみ、昆虫等の駆除作業を実施すること。
- 三 作業場と待合所は、明確に区分されていること。
- 四 作業場は、作業及び衛生保持に支障のない程度の十分な広さを有し、居室、休憩室等作業に直接関係ない場所と隔壁等により区分されていること。
- 五 作業場には、器具類等を消毒する設備又は器材を設置する適当な広さの場所を設けること。
- 六 作業場の床及び腰張り、コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不透透性材料を使用し、清掃がしやすい構造であること。
- 七 便所は、隔壁等により作業場と区分され、専用の手洗い設備を有すること。
- 八 洗髪器には、流水機能を備え、給湯設備を設けること。
- 九 洗髪器は、客一人ごとに清掃を行い、必要に応じて洗浄剤を用いて清掃し、清潔に保つこと。
- 十 洗髪器とは別に、器具類等の洗い場を設置すること。

十一 洗い場は、常に清潔に保ち、毛髪等の汚物の蓄積又は悪臭等により客に不快感を与えることのないようにすること。

十二 作業に伴って生じる汚物、廃棄物等を入れるふた付きの汚物箱等を備えること。

十三 洗浄済み及び消毒済みの器具類等は、使用済みのものと区別して保管する収納箱等を備えること。

十四 理容所内には、みだりに犬(盲導犬を除く。)、猫等の動物を入れないこと。

十五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める措置

(委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

美容師等の衛生上必要な措置に関する条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北川正恭

三重県条例第十号

美容師等の衛生上必要な措置に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、美容師法(昭和三十三年法律第六十三号。以下「法」という。)の規定に基づき、衛生上必要な措置を定めるものとする。

(美容の業を行う場合に講ずるべき措置)

第二条 法第八条第三号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- 一 就業中は、清潔な作業衣を着用し、かつ、顔面作業のときは、マスクを使用すること。
 - 二 常に爪を短く切り、作業前及び作業後、客一人ごとに手指の洗浄を行い、必要に応じて消毒を行うこと。ただし、皮膚疾患のある者に対して作業を行った後は、直ちに手指の消毒を入念に行うこと。
 - 三 作業に伴って生じる毛髪等の廃棄物は、客一人ごとに清掃すること。
 - 四 医薬部外品、化粧品等の使用に当たっては、それらの安全衛生に十分留意し、適正に使用すること。
 - 五 えりそり等に使用する石けん類は、客一人ごとに取り替えること。
 - 六 消毒済みの器具類、タオル類等(以下「器具類等」という。)は、清潔な容器に納め、未消毒のものと区分すること。
 - 七 皮膚疾患のある者に使用した皮膚に接する器具類等は、美容師法施行規則(平成十年厚生省令第七号)第二十四条に規定する方法で消毒すること。
 - 八 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める措置
- (美容所について講ずるべき措置)

第三条 法第十三条第四号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- 一 美容所は、隔壁等により外部と区切られていること。
- 二 美容所においては、必要に応じて消毒を行い、ねずみ、昆虫等の駆除作業を実施すること。
- 三 作業場と待合所は、明確に区分されていること。
- 四 作業場は、作業及び衛生保持に支障のない程度の十分な広さを有し、居住室、休憩室等作業に直接関係ない場所と隔壁等により区分されていること。
- 五 作業場には、器具類等を消毒する設備又は器材を設置する適当な広さの場所を設けること。
- 六 作業場の床及び腰張りは、コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不透水性材料を使用し、清掃がしやすい構造であること。
- 七 便所は、隔壁等により作業場と区分され、専用の手洗い設備を有すること。
- 八 洗髪器には、流水機能を備え、給湯設備を設けること。
- 九 洗髪器は、客一人ごとに清掃を行い、必要に応じて洗浄剤を用いて清掃し、清潔に保つこと。
- 十 洗髪器とは別に、器具類等の洗い場を設置すること。
- 十一 洗い場は、常に清潔に保ち、毛髪等の汚物の蓄積又は悪臭等により客に不快感を与えることのないようにすること。
- 十二 作業に伴って生じる汚物、廃棄物等を入れるふた付きの汚物箱等を備えること。
- 十三 洗浄済み及び消毒済みの器具類等は、使用済みのものと区別して保管する収納箱等を備えること。
- 十四 美容所内には、みだりに犬（盲導犬を除く。）、猫等の動物を入れないこと。
- 十五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める措置

(委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

三重県環境衛生適正化審議会条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第十一号

三重県環境衛生適正化審議会条例

(設置)

第一条 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号。この条において「法」という。）第五十八条第二項の規定に基づき審議会その他の合議制の機関として、三重県環境衛生適正化審議会（以下「審議会」という。）を置き、その組織及び運営に関しては、法第五十九条の規定に基づき、この条例の定めるところによる。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

(委員)

第三条 審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第五条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときに、解任されたものとみなす。

(非常勤)

第六条 審議会の委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会議)

第七条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第八条 審議会は、その定めるところにより、部会を設けることができる。

2 審議会の部会に属させる委員は、会長が指名する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(雑則)

第十条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

三重県中山間地域等直接支払事業基金条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第十二号

三重県中山間地域等直接支払事業基金条例

(設置)

第一条 中山間地域及びこれらの地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる地域（以下「中山間地域等」という。）において、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援事業に要する経費の財源に充てるため、三重県中山間地域等直接支払事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(定義)

第二条 この条例において「中山間地域」とは、次に掲げる地域とする。

- 一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 二 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村
- 三 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- 四 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域
- 五 前各号に掲げる地域に準じる地域として知事が認める地域

(積立て)

第三条 基金には、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定める額を積み立てる。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第六条 基金は、中山間地域等において、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において、過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第二条第二項の過疎地域の市町村として公示されている市町村の区域は、第二条の中山間地域とする。

三重県大規模小売店舗立地審議会条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第十三号

三重県大規模小売店舗立地審議会条例

(設置)

第一条 大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）

第二条第二項の大規模小売店舗をいう。以下同じ。）の立地に関し、その周辺地域における生活環境の保持等に資するため、三重県大規模小売店舗立地審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 審議会は、知事の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- 一 法第八条第四項の規定に基づく県の意見に係る重要事項
- 二 法第九条第一項に基づく県の勧告に係る重要事項
- 三 前二号に定めるもののほか、大規模小売店舗の立地に関する重要事項

(組織)

第三条 審議会は、委員七人以内で組織する。

- 2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

第四条 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、農林水産商工部において処理する。

(雑則)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成十二年六月一日から施行する。

三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第十四号

三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十八条の規定に基づき、県が徴収する消防、火薬、高圧ガス又は電気関係の手数料について、必要な事項を定めるものとする。

(手数料の名称、金額等)

第二条 手数料を徴収する事務、手数料の名称及び区分並びに金額は、別表第一から別表第七までのとおりとする。この場合において、当該手数料の金額は、当該各項に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては一件につき、それぞれ当該各項に掲げる額とする。

2 別表第八の上欄に掲げる事務について中欄に掲げる手数料はそれぞれ同表の下欄に掲げる機関の定めるところにより当該機関に納付するものとし、納付された手数料は当該機関の収入とする。

(手数料の納付時期及び方法)

第三条 手数料は、申請の際に三重県証紙条例(昭和四十年三重県条例第十二号)に定める方法により納付するものとする。

(手数料の不還付)

第四条 既に納付された手数料は、還付しない。ただし、事務の性質上理由がある場合には、この限りでない。

(委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

別表第一(第二条関係) 消防法関係

項	手数料を徴収する事務	手数料の名称及び区分	金 額
一	消防法(昭和二十三年法律第百八十六号。以下この表にお	移送取扱所設置許可申請手数料 イ 危険物を移送するための配管	二万五千円

いて「法」という。)第十一条第一項前段の規定に基づき、危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号。以下この表において「政令」という。)第三条第三号に規定する移送取扱所(以下この表において「移送取扱所」という。)の設置の許可の申請に対する審査

の延長(当該配管の起点又は終点が二以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下この表において同じ。)が十五キロメートル以下の移送取扱所(危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が〇・九五メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が七キロメートル以上のものを除く。)

八万七千円

ロ 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が〇・九五メガパスカル以上であつて、かつ、危険物を移送するための配管の延長が七キロメートル以上十五キロメートル以下の移送取扱所

ハ 危険物を移送するための配管の延長が十五キロメートルを超える移送取扱所

八万七千円に危険物を移送するための配管の延長が十五キロメートル又は十五キロメートルに満たない端数を増すことに二万二千円を加えた金額

二

法第十一条第一項後段の規定に基づき移送取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査

移送取扱所変更許可申請手数料

この表の一の項の第三欄に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ第四欄に掲げる手数料の金額の二分の一に相当する金額

三

法第十一条第五項の規定に基づき移送取扱所の設置の許可に係る完成検査

移送取扱所完成検査手数料

この表の一の項の第三欄に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ第四欄に掲げる手数料の金額の二分の一に

四	法第十一条第五項の規定に基づく移送取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	移送取扱所変更完成検査手数料	この表の一の項の第三欄に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ第四欄に掲げる手数料の金額の四分の一に相当する金額
五	法第十一条第五項ただし書の規定に基づく移送取扱所の仮使用の承認の申請に対する審査	移送取扱所仮使用承認申請手数料	五千四百円
六	法第十三条の二第三項の規定に基づく危険物取扱者免状の交付	危険物取扱者免状交付申請手数料	二千八百円
七	政令第三十四条の規定に基づく危険物取扱者免状の書換え	危険物取扱者免状書換申請手数料	七百元（政令第三十三条第五号に掲げる事項に係る書換えにあつては、千六百元）
八	政令第三十五条第一項の規定に基づく危険物取扱者免状の再交付	危険物取扱者免状再交付申請手数料	千八百円
九	法第十三条の三第三項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	危険物取扱者試験手数料 イ 甲種危険物取扱者試験 ロ 乙種危険物取扱者試験 ハ 丙種危険物取扱者試験	五千円 三千四百円 二千七百元
十	法第十三条の二十三の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習	危険物取扱者保安講習手数料	四千七百元
十一	法第十四条の三第一項の規定に基づく移送取扱所の保安に関する検査	移送取扱所保安検査手数料 イ 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が〇・九五メガパスカル以上であつて、かつ、危険物を移送するための配管の延長が七キロメートル以上十五キロメートル以下の移送取扱所 ロ 危険物を移送するための配管	七万円 七万円に危険物を移送

		の延長が十五キロメートルを超える移送取扱所	するための配管の延長が十五キロメートル又は十五キロメートルに満たない端数を増すごとに一万七千円を加えた金額
十二	法第十七条の七第二項の規定に基づく消防設備士免状の交付	消防設備士免状交付申請手数料	二千八百円
十三	消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下この表において「施行令」という。）第三十六条の五の規定に基づく消防設備士免状の書換え	消防設備士免状書換申請手数料	七百元（施行令第三十六条の四第五号に掲げる事項に係る書換えにあつては、千六百元）
十四	施行令第三十六条の六第一項の規定に基づく消防設備士免状の再交付	消防設備士免状再交付申請手数料	千八百円
十五	法第十七条の八第三項の規定に基づく消防設備士試験の実施	消防設備士試験手数料 イ 甲種消防設備士試験 ロ 乙種消防設備士試験	五千円 三千四百円
十六	法第十七条の十の規定に基づく消防用設備等の工事又は整備に関する講習	消防設備士講習手数料	七千円

別表第二（第二条関係） 火薬類取締法関係

項	手数料を徴収する事務	手数料の名称及び区分	金額
一	火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第三百二十三号。以下この表において「施行令」という。）第十二条第一項第一号の規定に基づく火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百四十九号。以下この表において「法」という。）第三条に規定する火薬類の製造の許可の申請に対する審査	火薬類製造許可申請手数料	二十二万円
二	法第五条の規定に基づく火薬類の販売営業の許可の申請に	火薬類販売営業許可申請手数料 イ 競技用紙雷管のみの販売営業	二万五千円

	対する審査	の場合	
		ロ	その他の販売営業の場合
三	法第十二条第一項の規定に基づき火薬庫の設置又は移転の許可の申請に対する審査	火薬庫設置等許可申請手数料	七万三千円
四	法第十二条第一項の規定に基づき火薬庫の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	火薬庫構造等変更許可申請手数料	八千三百円
五	施行令第十二条第一項第一号の規定に基づき法第十五条に規定する火薬類の製造施設の完成検査	火薬類製造施設完成検査手数料	四万千円
六	施行令第十二条第一項第二号の規定に基づき法第十五条に規定する火薬庫の完成検査	火薬庫完成検査手数料 イ 火薬庫の設置又は移転の工事に係る完成検査の場合 ロ 火薬庫の構造又は設備の変更の工事に係る完成検査の場合	四万千円 二万三千円
七	法第十七条第一項の規定に基づき火薬類の譲渡しの許可の申請に対する審査	火薬類譲渡許可申請手数料	千二百円
八	法第十七条第一項の規定に基づき火薬類の譲受けの許可の申請に対する審査	火薬類譲受許可申請手数料 イ 火工品のみの場合 ロ その他の場合 火薬類（火工品を除く。）の数量が二十五キログラム以下の場合 その他の場合	二千四百円 三千五百円 六千九百円
九	法第二十四条第一項の規定に基づき火薬類の輸入の許可の申請に対する審査	火薬類輸入許可申請手数料 イ 火薬及び爆薬の数量が二十五キログラム以下の場合 ロ その他の場合	一万二千円 二万五千円
十	法第二十五条第一項の規定に基づき煙火の消費の許可の申請に対する審査	火薬類消費許可申請手数料	七千九百円
十一	法第三十一条第三項の規定に基づき丙種火薬類製造保安責任者試験手数料	丙種火薬類製造保安責任者試験手数料	一万二千円

	任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の実施	火薬類取扱保安責任者試験手数料	一万二千円
十二	法第三十一条第三項の規定に基づき丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の交付	丙種火薬類製造保安責任者免状交付申請手数料 火薬類取扱保安責任者免状交付申請手数料	二千四百円 二千四百円
十三	法第三十一条第七項において準用する法第十七条第八項の規定に基づき丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の再交付	丙種火薬類製造保安責任者免状再交付申請手数料 火薬類取扱保安責任者免状再交付申請手数料	二千四百円 二千四百円

別表第三（第二条関係） 高圧ガス保安法関係

項	手数料を徴収する事務	手数料の名称及び区分	金額
一	高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下この表において「法」という。）第五条第一項の規定に基づき高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	高圧ガス製造許可申請手数料 イ 法第五条第一項第一号に該当する者（ロに掲げる者を除く。）に係る手数料は、次に掲げる設備の区分による。 処理容積（圧縮、液化その他の方法で一日に処理することができるガスの容積をいう。以下この表において同じ。）が千立方メートル以上の設備 処理容積が百立方メートル以上千立方メートル未満の設備 処理容積が五十立方メートル以上百立方メートル未満の設備 処理容積が十立方メートル以上五十立方メートル未満の設備 処理容積が二万五千立方メートル以上十立方メートル未満の設備 処理容積が五千立方メートル以上	五十六万円 三十四万円 二十二万円 十四万円 十一万円 八万六千円

上二万五千立方メートル未満の設備	
処理容積が千立方メートル以上	六万八千円
五千立方メートル未満の設備	
処理容積が二百立方メートル以上	五万四千円
上千立方メートル未満の設備	
処理容積が百立方メートル以上	三万千円
二百立方メートル未満の設備	
ロ 法第五条第一項第一号に該当する者であつて、移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。）のみを使用して高圧ガスの製造をする者に係る手数料は、次に掲げる設備の区分による。	
処理容積が千万立方メートル以上の設備	九万千円
処理容積が五百万立方メートル以上千万立方メートル未満の設備	七万五千円
処理容積が百万立方メートル以上五百万立方メートル未満の設備	六万円
処理容積が五十万立方メートル以上百万立方メートル未満の設備	四万四千円
処理容積が十万立方メートル以上五十万立方メートル未満の設備	二万七千円
処理容積が二万五千立方メートル以上十万立方メートル未満の設備	二万千円
処理容積が五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満の設備	一万六千円
処理容積が千立方メートル以上	一万三千円

二

法第十四条第一項の規定に基づき高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造する高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請に対する審査

高圧ガス製造施設変更許可申請手数料	
イ 法第五条第一項第一号に該当する同項の許可を受けた者（ロに掲げる者を除く。）に係る手数料は、次に掲げる場合の区分による。	
変更後の処理容積が変更前の処理容積（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあつては、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積。以下この項において同じ。）に比して千万立方メートル以上増加する場合	三十七万円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して百万立方メートル以上千万立方メートル未満増	二十二万円

加する場合	
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五十万立方メートル以上百万立方メートル未満増加する場合	十五万円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して十万立方メートル以上五十万立方メートル未満増加する場合	九万三千円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二万五千立方メートル以上十万立方メートル未満増加する場合	六万九千円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満増加する場合	六万円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して千立方メートル以上五千立方メートル未満増加する場合	五万七千円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二百立方メートル以上千立方メートル未満増加する場合	三万九千円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二百立方メートル未満増加する場合	二万六千円
その他の場合	一万六千円
ロ 法第五条第一項第一号に該当する同項の許可を受けた者であつて、移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をする者に係る手数料は、次に掲げる場合の区分による。	
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して千万立方メートル	六万五千円

ル以上増加する場合	
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五百万立方メートル以上千万立方メートル未満増加する場合	五万三千円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して百万立方メートル以上五百万立方メートル未満増加する場合	四万四千円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五十万立方メートル以上百万立方メートル未満増加する場合	三万円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して十万立方メートル以上五十万立方メートル未満増加する場合	一万八千円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二万五千立方メートル以上十万立方メートル未満増加する場合	一万四千円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満増加する場合	一万二千元
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して千立方メートル以上五千立方メートル未満増加する場合	九千二百円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二百立方メートル以上千立方メートル未満増加する場合	八千二百円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二百立方メートル未満増加する場合	五千円
その他の場合	三千二百円

		ハ、法第五条第一項第二号に該当する同項の許可を受けた者に係る手数料は、次に掲げる場合の区分による。	変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあつては、変更前の冷凍能力から当該撤去する設備に係る冷凍能力を控除した能力。以下この項において同じ。）に比して三千トン以上増加する場合	六万九千円
			変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して千トン以上三千トン未満増加する場合	六万二千円
			変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して三百トン以上千トン未満増加する場合	五万五千円
			変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して百トン以上三百トン未満増加する場合	三万八千円
			変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して百トン未満増加する場合	三万円
			その他の場合	一万六千円
			高圧ガス貯蔵所設置許可申請手数料	二万五千円
三	法第十六条第一項の規定に基づく高圧ガスの貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査			
四	法第十九条第一項の規定に基づく第一種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事の許可の申請に対する審査	高圧ガス貯蔵所変更許可申請手数料		
		イ 変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積に比して増加する場合	一万四千円	
		ロ その他の場合	一万円	
五	法第二十条第一項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査	高圧ガス製造施設完成検査手数料		
		この表の一の項の第三欄に掲げる者及び設備の区分に応じ、それぞれ		

			れ第四欄に掲げる手数料の金額の四分の三に相当する金額（法第五条第一項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十七条の三第一項の完成検査を受け、同法第三十七条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、六千百円）
六	法第二十条第一項の規定に基づく第一種貯蔵所の完成検査	高圧ガス貯蔵所完成検査手数料	一万八千七百五十円
七	法第二十条第三項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査	高圧ガス製造施設変更完成検査手数料	この表の二の項の第三欄に掲げる者及び場合の区分に応じ、それぞれ第四欄に掲げる手数料の金額の四分の三に相当する金額（法第十四条第一項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七条の三第一項の完成検査を受け、同法第三十七条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、六千百円）

八	法第二十条第三項の規定に基づき第一種貯蔵所の完成検査	高圧ガス貯蔵所変更完成検査手数料	この表の四の項の第三欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ第四欄に掲げる手数料の金額の四分の三に相当する金額
九	法第二十二条第一項の規定に基づき輸入をした高圧ガス及びその容器の検査	高圧ガスの輸入に係る検査手数料 イ 容積千立方メートル以上（液化ガスにあつては、質量十トン以上）の高圧ガスに係る検査 ロ 容積三百立方メートル以上千立方メートル未満（液化ガスにあつては、質量三トン以上十トン未満）の高圧ガスに係る検査 ハ 容積三百立方メートル未満（液化ガスにあつては、質量三トン未満）の高圧ガスに係る検査	二万七千円 二万千円 一万三千円
十	高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下この表において「施行令」という。）第十八条第二項第一号の規定に基づき製造保安責任者免状の交付	製造保安責任者免状交付申請手数料	三千四百円
十一	施行令第十八条第二項第一号の規定に基づき製造保安責任者免状の再交付	製造保安責任者免状再交付申請手数料	二千四百円
十二	法第二十九条の規定に基づき販売主任者免状の交付	販売主任者免状交付申請手数料	三千四百円
十三	法第二十九条の規定に基づき販売主任者免状の再交付	販売主任者免状再交付申請手数料	二千四百円
十四	施行令第十八条第二項第一号の規定に基づき法第三十一条第二項に規定する製造保安責任者試験の実施	高圧ガス製造保安責任者試験手数料 イ 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 ロ 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 ハ 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	一万円 九千四百円 一万円

十五	法第三十一条第二項の規定に基づき販売主任者試験の実施	高圧ガス販売主任者試験手数料 イ 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験 ロ 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験	八千五百円 六千七百円
十六	法第三十五条第一項の規定に基づき特定施設の保安検査	特定施設保安検査手数料 イ 法第五条第一項第一号に該当する同項の許可を受けた者（ロに掲げる者を除く。）に係る手数料は、次に掲げる設備の区分による。 処理容積が千万立方メートル以上の設備 処理容積が百万立方メートル以上千万立方メートル未満の設備 処理容積が五十万立方メートル以上百万立方メートル未満の設備 処理容積が十万立方メートル以上五十万立方メートル未満の設備 処理容積が二万五千立方メートル以上十万立方メートル未満の設備 処理容積が五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満の設備 処理容積が千立方メートル以上五千立方メートル未満の設備 処理容積が二百立方メートル以上千立方メートル未満の設備 処理容積が百立方メートル以上	六十一万円 三十七万円 二十五万円 十五万円 十二万円 九万五千円 七万五千円 六万円 三万三千円

二百立方メートル未満の設備		
ロ 法第五条第一項第一号に該当する同項の許可を受けた者であつて、移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をする者に係る手数料は、次に掲げる設備の区分による。		
処理容積が千万立方メートル以上の設備	九万五千円	
処理容積が五百万立方メートル以上千万立方メートル未満の設備	八万円	
処理容積が百万立方メートル以上五百万立方メートル未満の設備	六万四千円	
処理容積が五十万立方メートル以上百万立方メートル未満の設備	四万七千円	
処理容積が十万立方メートル以上五十万立方メートル未満の設備	三万千円	
処理容積が二万五千立方メートル以上十万立方メートル未満の設備	二万二千元	
処理容積が五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満の設備	二万円	
処理容積が千立方メートル以上五千立方メートル未満の設備	一万五千円	
処理容積が二百立方メートル以上千立方メートル未満の設備	一万二千元	
処理容積が百立方メートル以上二百立方メートル未満の設備	七千七百円	
ハ 法第五条第一項第二号に該当する同項の許可を受けた者に係る手数料は、次に掲げる設備の区分による。		

十七	施行令第十八条第二項第三号の規定に基づく法第四十四条第一項に規定する容器検査又は同令第十八条第二項第四号の規定に基づく法第四十九条第一項に規定する容器再検査	冷凍能力が三十トン以上の設備	十二万円
		冷凍能力が千トン以上三十トン未満の設備	九万五千円
		冷凍能力が三百トン以上千トン未満の設備	七万六千円
		冷凍能力が百トン以上三百トン未満の設備	六万円
		冷凍能力が二十トン以上百トン未満の設備	四万二千元
		容器検査又は容器再検査手数料	
		イ 温度零下五十度以下の液化ガスを充てんするための容器に係る容器検査又は容器再検査手数料は、次に掲げる容器の区分による。	
		内容積五百リットルの容器	一個につき一万六千円
		内容積五百リットル未満の容器	一個につき六千六百円
		ロ 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（イに規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査手数料は、次に掲げる容器の区分による。	
		内容積百五十リットル以上五百リットル以下の容器	一個につき三百二十円に十リットル又は十リットルに満たない端数を増すごとに五十七円を加えた金額
		内容積三十リットル以上百五十リットル未満の容器	一個につき三百二十円
		内容積五リットル以上三十リットル未満の容器	一個につき二百六十円
		内容積一リットル以上五リットル未満の容器	一個につき百八十円
		内容積一リットル未満の容器	一個につき百五十円
		ハ 高強度鋼容器（イ又はロに規定する容器を除く。）に係る容	

十八	施行令第十八条第二項第六号の規定に基づく法第四十九条の二第一項に規定する附属品検査又は同令第十八条第二項第七号の規定に基づく法第四十九条の四第一項に規定する附属品再検査	附属品検査又は附属品再検査手数料は、次に掲げる容器の区分による。	内容積三十リットル以上五百リットル以下の容器	一個につき二百二十円に十リットル又は十リットルに満たない端数を増すごとに四円を加えた金額
			内容積五リットル以上三十リットル未満の容器	一個につき二百二十円
			内容積一リットル以上五リットル未満の容器	一個につき百六十円
			内容積一リットル未満の容器	一個につき百四十円
			ニ その他の容器に係る容器検査又は容器再検査手数料は、次に掲げる容器の区分による。	
			内容積五百リットルの容器	一個につき七千五百円
			内容積百五十リットル以上五百リットル未満の容器	一個につき八百円
			内容積三十リットル以上百五十リットル未満の容器	一個につき二百十円
			内容積五リットル以上三十リットル未満の容器	一個につき百七十円
			内容積一リットル以上五リットル未満の容器	一個につき百十円
			内容積一リットル未満の容器	一個につき九十円
			イ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に装置される附属品に係る附属品検査又は附属品再検査手数料は、次に掲げる容器の区分による。	
			内容積百五十リットル以上五百リットル以下の容器	一個につき三十一円
			内容積百五十リットル未満の容器	一個につき二十四円
			ロ その他の容器に装着される附属品に係る附属品検査又は附属	

		品再検査手数料は、次に掲げる 容器の区分による。	
		内容積五百リットルの容器	一個につき五百四十円
		内容積五百リットル未満の容器	一個につき二十一円
十九	施行令第十八条第二項第八号 の規定に基づく法第五十条第 三項に規定する容器検査所の 登録又は登録の更新の申請に 対する審査	容器検査所登録又は登録更新申請手 数料	一万六千円
二十	施行令第十八条第二項第三号 の規定に基づく法第五十四条 第二項に規定する容器に充て んする高圧ガスの種類又は圧 力の変更に係る刻印等	刻印等に係る手数料	千四百円

別表第四（第二条関係） 武器等製造法関係

項	手数料を徴収する事務	手数料の名称及び区分	金 額
一	武器等製造法（昭和二十八年 法律第百四十五号。以下この 表において「法」という。） 第十七条第一項の規定に基づ く猟銃等の製造の事業の許可 の申請に対する審査	猟銃等製造事業許可申請手数料	八万五千円
二	法第十九条第一項の規定に基 づく猟銃等の販売の事業の許 可の申請に対する審査	猟銃等販売事業許可申請手数料	七万三千円
三	法第二十条において準用する 法第八条第一項の規定に基づ く製造する猟銃等の種類の変 更申請に対する審査	猟銃等製造種類変更許可申請手数料	三万六千円
四	法第二十条において準用する 法第八条第一項の規定に基づ く販売する猟銃等の種類の変 更申請に対する審査	猟銃等販売種類変更許可申請手数料	二万五千円
五	法第二十条において準用する 法第十二条第一項の規定に基 づく猟銃等製造施設の移転の	猟銃等製造施設移転許可申請手数料	七万八千円

六	申請に対する審査 法第二十条において適用する 法第十二条第一項の規定に基 づく県銃等販売店舗の移転の 申請に対する審査	銃銃等販売店舗移転許可申請手数料	六万円
---	---	------------------	-----

別表第五（第二条関係） 電気工事士法関係

項	手数料を徴収する事務	手数料の名称及び区分	金 額
一	電気工事士法（昭和三十五年 法律第百三十九号）第四条第 二項の規定に基づく電気工事 士免状の交付	電気工事士免状交付申請手数料 イ 第一種電気工事士免状 ロ 第二種電気工事士免状	五千九百円 五千二百円
二	電気工事士法施行令（昭和三 十五年政令第百六十号。以 下この表において「施行令」 という。）第四条第一項の規 定に基づく電気工事士免状の 再交付	電気工事士免状再交付申請手数料	二千六百元
三	施行令第五条の規定に基づく 電気工事士免状の置換え	電気工事士免状置換申請手数料	二千元

別表第六（第二条関係） 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係

項	手数料を徴収する事務	手数料の名称及び区分	金 額
一	液化石油ガスの保安の確保及 び取引の適正化に関する法律 （昭和四十二年法律第百四十 九号。以下この表において 「法」という。）第三条第二 項の規定に基づく液化石油ガ ス販売事業に係る登録の申請 に対する審査	液化石油ガス販売事業登録申請手 料	三万千円
二	法第三条の二第三項の規定に 基づく液化石油ガス販売事業 者登録簿の謄本の交付	液化石油ガス販売事業者登録簿謄本 交付手数料	一通につき六百三十円
三	法第三条の二第三項の規定に 基づく液化石油ガス販売事業	液化石油ガス販売事業者登録簿閲覧 手数料	一回につき四百六十円

四	者登録簿を閲覧に供する事務 法第二十九条第一項の規定に 基づく保安機関の認定の申請 に対する審査	保安機関認定申請手数料	三万四千円と六千九百 円に新たに行う保安業 務区分の数を乗じて得 た金額との合計金額
五	法第三十二条第一項の規定に 基づく保安機関の認定の更新 の申請に対する審査	保安機関認定更新申請手数料	一万四千円と六千九百 円に保安業務区分の数 を乗じて得た金額との 合計金額
六	法第三十三条第一項の規定に 基づく保安機関の保安業務に 係る一般消費者等の数の増加 の認可の申請に対する審査	一般消費者等の数の増加認可申請手 数料	二万円と六千九百円に 保安業務区分の数を乗 じて得た金額との合計 金額
七	法第三十五条の六第一項の規 定に基づく保安確保機器の設 置及び管理の方法の認定の申 請に対する審査	液化石油ガス販売事業者の認定申請 手数料 イ 当該申請を行う者が販売契約 を締結している一般消費者等の 数が千戸未満の場合 ロ 当該申請を行う者が販売契約 を締結している一般消費者等の 数が千戸以上一万戸未満の場合 ハ 当該申請を行う者が販売契約 を締結している一般消費者等の 数が一万戸以上の場合	五万五千元 八万円 十一万円
八	法第三十六条第一項の規定に 基づく貯蔵施設又は特定供給 設備の設置の許可の申請に対 する審査	貯蔵施設等設置許可申請手数料	二万千円に貯蔵施設又 は特定供給設備の数を 乗じて得た金額
九	法第三十七条の二第一項の規 定に基づく貯蔵施設の位置、 構造若しくは設備の変更又は 特定供給設備の位置、構造、 設備若しくは装置の変更の許 可の申請に対する審査	貯蔵施設等変更許可申請手数料	一万七千円に変更に係 る貯蔵施設又は特定供 給設備の数を乗じて得 た金額
十	法第三十七条の三第一項の規 定に基づく法第三十六条第一 項の許可に係る貯蔵施設又は	貯蔵施設等設置許可に係る完成検査 手数料	三万千円に貯蔵施設又 は特定供給設備（高圧 ガス保安法（昭和二十

特定供給設備の完成検査			六年法律第二百四号) 第二十条第一項又は第三項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第八条第一号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設(以下「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じて得た金額と五千八百円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額との合計金額
十一	法第三十七条の三第二項の規定に基づく法第三十七条の二第一項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	貯蔵施設等変更許可に係る完成検査手数料	二万四千円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備(完成検査合格施設であるものを除く。)の数を乗じて得た金額と五千八百円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額との合計金額
十二	法第三十七条の四第二項の規定に基づく充てん設備による液化石油ガスの充てんの許可の申請に対する審査	充てん設備許可申請手数料	二万八千円に充てん設備の数を乗じて得た金額
十三	法第三十七条の四第三項において準用する法第三十七条の二第一項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請	充てん設備変更許可申請手数料	一万九千円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額

十四	に対する審査 法第三十七条の四第四項において準用する法第三十七条の三第一項の規定に基づく法第三十七条の四第一項の許可に係る充てん設備の完成検査	充てん設備の許可に係る完成検査手数料	三万六千円に充てん設備の数を乗じて得た金額
十五	法第三十七条の四第四項において準用する法第三十七条の三第一項の規定に基づく法第三十七条の四第三項において準用する法第三十七条の二第一項の許可に係る充てん設備の完成検査	充てん設備の変更許可に係る完成検査手数料	二万七千円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額
十六	法第三十七条の六第一項の規定に基づく充てん設備の保安検査	充てん設備保安検査手数料	二万七千円に検査に係る充てん設備の数を乗じて得た金額
十七	法第三十八条の四第一項の規定に基づく液化石油ガス設備士免状の交付	液化石油ガス設備士免状交付申請手数料	三千三百円
十八	法第三十八条の四第一項及び第五項の規定に基づく液化石油ガス設備士免状の再交付	液化石油ガス設備士免状再交付申請手数料	二千三百円
十九	法第三十八条の四第一項及び第五項の規定に基づく液化石油ガス設備士免状の書換え	液化石油ガス設備士免状書換申請手数料	千二百円
二十	法第三十八条の五第二項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施	液化石油ガス設備士試験手数料	二万三千円

別表第七(第二条関係) 電気工事業の業務の適正化に関する法律関係

項	手数料を徴収する事務	手数料の名称及び区分	金額
一	電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和四十五年法律第九十六号。以下この表において「法」という。)第三条第一項の規定に基づく電気工事業者の登録の申請に対す	電気工事業登録申請手数料	二万二千円

二	法第三条第三項の規定に基づく更新の登録の申請に対する審査	電気工事業者登録更新申請手数料	一万二千円
三	法第十条第二項の規定に基づく登録証の訂正	電気工事業者登録証訂正申請手数料	二千二百円
四	法第十二条の規定に基づく登録証の再交付	電気工事業者登録証再交付申請手数料	二千二百円
五	法第十六条の規定に基づく登録電気工事業者登録簿の謄本の交付	電気工事業者登録簿謄本交付申請手数料	用紙一枚につき六百円
六	法第十六条の規定に基づく登録電気工事業者登録簿を閲覧に供する事務	電気工事業者登録簿閲覧申請手数料	一回につき四百四十円

別表第八（第二条関係）

事務の種類	手数料の名称	指定機関の名称
消防法の施行に関する事務	危険物取扱者試験手数料	財団法人消防試験研究センター
消防法の施行に関する事務	消防設備士試験手数料	財団法人消防試験研究センター
火薬類取締法の施行に関する事務	火薬類製造保安責任者試験手数料	社団法人全国火薬類保安協会
火薬類取締法の施行に関する事務	火薬類取扱保安責任者試験手数料	社団法人全国火薬類保安協会
高圧ガス保安法の施行に関する事務	高圧ガス製造保安責任者試験手数料	高圧ガス保安協会
高圧ガス保安法の施行に関する事務	高圧ガス販売主任者試験手数料	高圧ガス保安協会
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行に関する事務	液化石油ガス設備士試験手数料	高圧ガス保安協会

三重県法定外公共用財産等使用料等徴収条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第十五号

三重県法定外公共用財産等使用料等徴収条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第二十三条第一項の規定に基づき、法定外公共用財産等の管理について県が徴収する道路使用料、河川海岸等使用料又は収益料（以下「使用料等」という。）に関する事項について定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において「法定外公共用財産」とは、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号。以下「法」という。）第三条第二項第二号の公共用財産のうち、建設省の所管に属し、かつ県が管理する公共用財産であつて、道路法（昭和二十七年法律第八十号）、河川法（昭和三十一年法律第六十七号）、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）、海岸法（昭和三十一年法律第一号）その他の法律の適用又は準用を受けないものをいう。

2 この条例において「法定外道路」とは、法定外公共用財産のうち道路法の適用を受けない道路をいう。

3 この条例において「法定外河川等」とは、法定外公共用財産のうち河川法の適用又は準用を受けない河川、下水道法の適用を受けない下水道その他公共の用に供されているこれらに類するものをいう。

4 この条例において「一般海域等」とは、法定外公共用財産のうち海岸法の適用を受けない海岸、海浜及び海域並びに海岸保全区域（海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域をいう。）内又は一般公共海岸区域（海岸法第二条第三項の一般公共海岸区域をいう。）内の水面をいう。

(使用料等の徴収)

第三条 知事は、法第十八条第三項の規定による許可（以下「使用等の許可」という。）を受けた者から別表第一から別表第三までに掲げる使用料等を徴収する。ただし、国又は地方公共団体の行う事業に係る使用料等については、これを徴収しない。

(使用料等の減免)

第四条 知事は、前条本文の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業に係る使用料等については、これを減額又は免除することができる。使用等の許可を受けた者が生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第六条第一項の被保護者である場合の使用料等についても同様とする。

一 漁業

二 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項の鉄道施設及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項の軌道に関する施設に係る事業

三 その他公益上特に必要があると認められる事業

2 前項に規定する場合のほか知事が特に必要と認めたものに係る使用料等については、これを減額又は免除することができる。

3 前二項の規定により使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、知事に減額又は免除の申請をしなければならない。

(使用料等の納付方法)

第五条 使用料等を納付すべき者は、第三条の使用料等を当該使用料等の額の決定があつた日から三

十日以内に、納入通知書により一括して納付しなければならない。ただし、許可の期間が翌年度以降にわたる場合にあつては、翌年度以降に係る使用料等は、毎年度、当該年度分を四月三十日まで

2 知事は、前項の規定にかかわらず、法第十八条第三項の規定による許可に係る道路使用料及び河川海岸等使用料については、別に納期限を定めて分納させることができる。

(使用料等の返還)

第六条 前条の規定により納付された使用料等は、返還しない。ただし、知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料等を納付した者の申請により、その使用料等の全部又は一部を返還することができる。

一 法第十九条において準用する法第二十四条第一項の規定により、使用等の許可を取り消したとき。

二 天災その他特別の理由により使用等の許可に係る使用又は収益ができなくなつたと知事が認めるとき。

(延滞金)

第七条 延滞金については、三重県税外収入通則条例(昭和三十九年三重県条例第十三号)の定めるところによる。この場合において、使用料等の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる使用料等の額は、その納付のあつた使用料等の額を控除した額とする。

2 延滞金は、その額が百円未満であるときは、徴収しないものとする。

(委任)

第八条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前に行われた使用料等(一般海域等の使用等の許可を受けた者から徴収する使用料等を除く。)の徴収に係る処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定により行われた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の前に三重県一般海域等管理規則(昭和三十九年三重県規則第五十二号)の規定により行われた使用料等の徴収に係る処分、手続その他の行為(三重県海岸占用料等徴収条例(平成十二年三重県条例第十八号)附則第三項の規定により、同条例の相当規定により行われた処分、手続その他の行為とみなされるものを除く。)は、この条例の相当規定により行われた処分、手続その他の行為とみなす。

4 平成九年三月三十一日以前に法第十八条第三項の許可を受けたことにより法定外道路を使用していた者が、同年四月一日以後において引き続き同一の物件により当該法定外道路を使用している場合の当該物件に係る平成十二年度以後の各年度の道路使用料の額は、次の各号に掲げる者の区分に

応じ、当該各号に掲げる場合には、当該物件に係る平成八年度の使用料の額(当該物件に係る平成十二年度以後の各年度の使用の期間に相当する期間と当該物件に係る平成八年度の使用の期間が異なる場合にあつては、当該物件に係る平成十二年度以後の各年度の使用の期間に相当する期間を当該物件に係る平成八年度の使用の期間として、三重県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例(平成九年三重県条例第二十四号)の施行前の三重県道路占用料等徴収条例第二条及び別表の規定を準用して算出した当該物件に係る使用料の額)に平成八年四月一日から平成十二年度以後の各年度の四月一日までに経過した年数を指数とする一・一の果乗を乗じて得た額(以下この項において「調整使用料額」という。)とする。

一 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第九項のガス事業者(同条第七項の大口ガス事業者を除く。)、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第八号の電気事業者及び電気通信事業法(昭和三十九年法律第八十六号)第十二条第一項の第二種電気通信事業者(以下「事業者」という。)別表第一の規定により算出した当該物件に係る道路使用料の額を知事が定める区域別に当該事業者の事業所ごとに合計した平成十二年度以後の各年度の額が、調整使用料額を知事が定める区域別に当該事業者の事業所ごとに合計した額を超える場合

二 その他の者 別表第一の規定により算出した当該物件に係る平成十二年度以後の各年度の道路使用料の額が調整使用料額を超える場合

5 平成九年三月三十一日以前に法第十八条第三項の許可を受けたことにより法定外河川等を使用していた者が、同年四月一日以後において引き続き同一の物件により当該法定外河川等を使用している場合の当該物件に係る平成十二年度以後の各年度の河川海岸等使用料の額は、別表第二の規定により算出した当該物件に係る平成十二年度以後の各年度の河川海岸等使用料の額が当該物件に係る平成八年度の使用料の額(当該物件に係る平成十二年度以後の各年度の使用の期間に相当する期間と当該物件に係る平成八年度の使用の期間が異なる場合にあつては、当該物件に係る平成十二年度以後の各年度の使用の期間に相当する期間を当該物件に係る平成八年度の使用の期間として、河川法施行細則等の一部を改正する規則(平成九年三重県規則第百三号)の施行前の河川法施行細則第六条及び別表第二の規定を準用して算出した当該物件に係る使用料の額)に平成八年四月一日から平成十二年度以後の各年度の四月一日までに経過した年数を指数とする一・一の果乗を乗じて得た額(以下この項において「調整使用料額」という。)を超える場合には、当該調整使用料額とする。

6 平成九年三月三十一日以前に三重県一般海域等管理規則第三条第一項の許可を受け、又は同条第三項の協議が成立したことにより一般海域等を使用していた者が、同年四月一日以後において引き続き同一の物件により当該一般海域等を使用している場合の当該物件に係る平成十二年度以後の各年度の河川海岸等使用料の額は、別表第二の規定により算出した当該物件に係る平成十二年度以後の各年度の河川海岸等使用料の額が当該物件に係る平成八年度の土地水面占用料の額(当該物件に係る平成十二年度以後の各年度の使用の期間に相当する期間と当該物件に係る平成八年度の使用の期間が異なる場合にあつては、当該物件に係る平成十二年度以後の各年度の使用の期間に相当する期間を当該物件に係る平成八年度の使用の期間として、河川法施行細則等の一部を改正する規則の施行前の三重県一般海域等管理規則第七条及び別表の規定により算出した当該物件に係る土地水面

占用料の額)に平成八年四月一日から平成十二年度以後の各年度の四月一日までに経過した年数を
指数とする「一の累乗を乗じて得た額(以下この項において「調整使用料額」という。)を超え
る場合には、当該調整使用料額とする。

別表第一 (第三条関係)

道路使用料

種 別	単 位	使 用 料	
		市の区域	町村の区域
電柱、電 線、変圧 塔、郵便 差出箱、 公衆電話 所、広告 塔その他 これらに 類する工 作物	第一種電柱	一本につき一年	一、二〇〇円 一、一〇〇円
	第二種電柱	一本につき一年	一、八〇〇円 一、七〇〇円
	第三種電柱	一本につき一年	一、五〇〇円 一、三〇〇円
	第一種電話柱	一本につき一年	一、一〇〇円 九七〇円
	第二種電話柱	一本につき一年	一、七〇〇円 一、六〇〇円
	第三種電話柱	一本につき一年	一、四〇〇円 一、二〇〇円
	その他柱類	一本につき一年	八二円 七五円
	供架電線その他 上空に設ける線類	一メートルにつき一年	一一円 一〇円
	地下電線その他 地下に設ける線類	一メートルにつき一年	五円 五円
	路上に設ける変圧器	一個につき一年	八一〇円 七三〇円
	地下に設ける変圧器	一平方メートルにつき 一年	五五〇円 五〇〇円
	変圧塔その他これに類す るもの及び公衆電話所	一個につき一年	一、六〇〇円 一、五〇〇円
	郵便差出箱	一個につき一年	六九〇円 六三〇円
	広 告 塔	表示面積一平方メート ルにつき一年	三、七〇〇円 一、四〇〇円
	その他のもの	一平方メートルにつき 一年	一、六〇〇円 一、五〇〇円
	外口径〇・一メートル未 満	一メートルにつき一年	五五円 五〇円
	外口径〇・一メートル以 上〇・一五メートル未満	一メートルにつき一年	八二円 七五円

埋設管類 及び架空 管類	外口径〇・一五メートル 以上〇・二メートル未満	一メートルにつき一年	一一〇円 一〇〇円
	外口径〇・二メートル以 上〇・四メートル未満	一メートルにつき一年	二二〇円 二〇〇円
	外口径〇・四メートル以 上一メートル未満	一メートルにつき一年	五五〇円 五〇〇円
	外口径一メートル以上	一メートルにつき一年	一、一〇〇円 一、〇〇〇円
鉄道及び軌道施設		一平方メートルにつき 一年	一、六〇〇円 一、五〇〇円
歩廊及び雪よけ施設		一平方メートルにつき 一年	一、六〇〇円 一、五〇〇円
通 路	上空に設けるもの	一平方メートルにつき 一年	二、五〇〇円 九一〇円
	地下に設けるもの	一平方メートルにつき 一年	一、二〇〇円 四六〇円
	その他のもの	一平方メートルにつき 一年	一、六〇〇円 一、五〇〇円
露店及び 商品置場	一時的に設けるもの	一平方メートルにつき 一日	三七円 一四円
	その他のもの	一平方メートルにつき 一月	三七〇円 一四〇円
看板(ア チである ものを除 く。)	一時的に設けるもの	表示面積一平方メート ルにつき一月	三七〇円 一四〇円
	その他のもの	表示面積一平方メート ルにつき一年	三、七〇〇円 一、四〇〇円
標 識		一本につき一年	一、三〇〇円 一、二〇〇円
旗ざお	一時的に設けるもの	一本につき一日	三七円 一四円
	その他のもの	一本につき一月	三七〇円 一四〇円
幕(工事 用施設で あるもの を除く。)	一時的に設けるもの	その面積一平方メート ルにつき一日	三七円 一四円
	その他のもの	その面積一平方メート ルにつき一月	三七〇円 一四〇円
ア ー チ	道を横断するもの	一基につき一月	三、七〇〇円 一、四〇〇円
	その他のもの	一基につき一月	一、八〇〇円 六八〇円

工事用施設及び工事用材料	一平方メートルにつき 一月	三七〇円	一四〇円
--------------	------------------	------	------

備考

- この表は、法定外道路の使用等の許可に係る道路使用料について適用する。
- 第一種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第一種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 供架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 使用料の額が年額で定められている使用物件に係る許可の期間が一年未満であるとき又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもって計算し、一月未満の端数があるときは当該端数を一月として計算する。使用料の額が月額で定められている使用物件に係る許可の期間が一月未満であるとき又はその期間に一月未満の端数があるときは当該端数を一月として計算する。
- 面積若しくは長さが一平方メートル若しくは一米ートル未満であるとき又は面積若しくは長さに一平方メートル若しくは一米ートル未満の端数があるときは、当該端数を一平方メートル又は一米ートルとして計算する。
- 許可の期間が一月未満であるときには消費税及び地方消費税を徴収し、この表の使用料をもつて計算した額に百分の百五を乗じて得た額を徴収する額とする。ただし、許可の期間が一年以上であるときには消費税及び地方消費税は徴収しない。
- 一件の徴収金額が百円未満のものについては、百円とする。
- 特別の事情によりこの表に基づいて計算することが困難なとき又はこの表に定めのないときは、その都度知事が定める。

別表第二（第三条関係）

河川海岸等使用料

種 別	単 位	年 額 使 用 料	
		市の区域	町村の区域
第一種電柱	一本につき	一、二〇〇円	一、一〇〇円

第二種電柱	一本につき	一、八〇〇円	一、七〇〇円
第三種電柱	一本につき	二、五〇〇円	二、三〇〇円
第一種電話柱	一本につき	一、一〇〇円	九七〇円
第二種電話柱	一本につき	一、七〇〇円	一、六〇〇円
第三種電話柱	一本につき	二、四〇〇円	二、二〇〇円
その他柱類	一本につき	八二円	七五円
鉄塔	一平方メートルにつき	一、六〇〇円	一、五〇〇円
架空線	一米ートルにつき	一一円	一〇円
排水樋管	一箇所一式につき	二、五八〇円	一、三三〇円
布設線、埋設線、架空管類及び埋設管類（架空線及び排水樋管を除く。）	外口径〇・一米ートル未満	一米ートルにつき	五五円
	外口径〇・一米ートル以上〇・一五メートル未満	一米ートルにつき	八二円
	外口径〇・一五メートル以上〇・二メートル未満	一米ートルにつき	一一〇円
	外口径〇・二メートル以上〇・四メートル未満	一米ートルにつき	一二〇円
	外口径〇・四メートル以上一米ートル未満	一米ートルにつき	五五〇円
	外口径一米ートル以上	一米ートルにつき	一、一〇〇円
軌条布設	一平方メートルにつき	二六〇円	一四〇円
通路及び通路橋	一平方メートルにつき	二一〇円	一〇〇円
宅地	一平方メートルにつき	五〇〇円	二四〇円
物置場、物干場及び洗場（工作物を設置する場合）	一平方メートルにつき	五〇〇円	二四〇円
物置場、物干場及び洗場（更地のまま使用する場合）	一平方メートルにつき	一六〇円	八〇円
工場敷地	一平方メートルにつき	六三〇円	二六〇円
物揚場	一平方メートルにつき	一四〇円	七〇円

造 船 場	一平方メートルにつき	二一〇円	一〇〇円
各 種 作 業 場	一平方メートルにつき	四三〇円	二一〇円
材 木 け い 留 場	一平方メートルにつき	二一〇円	一〇〇円
田 畑	一平方メートルにつき	一〇円	一〇円
え ん 堤 類	一平方メートルにつき	八〇円	四〇円
養 魚 場	一平方メートルにつき	一六〇円	八〇円
か き 又 は の り 養 殖 場	一平方メートルにつき	一〇円	一〇円
採 草 放 牧 地	一平方メートルにつき	五円	五円
水 路 及 び 暗 渠 類 (排水樋管を除く。)	一平方メートルにつき	八〇円	四〇円
棧 橋 及 び 渡 船 場	一平方メートルにつき	一四〇円	七〇円

備考

- この表は、次に掲げる使用等の許可に係る河川海岸等使用料について適用する。
 - 法定外河川等の使用等の許可
 - 一般海域等の使用等の許可
- 第一種電柱とは電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第一種電話柱とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 許可の期間が一年未満であるとき又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもって計算し、一月未満の端数があるときは当該端数を一月として計算する。
- 面積若しくは長さが一平方メートル若しくは一メートル未満であるとき又は面積若しくは長さは一平方メートル若しくは一メートル未満の端数があるときは、当該端数を一平方メートル又は一メートルとして計算する。
- 許可の期間が一月未満であるときには消費税及び地方消費税を徴収し、この表の年額使用料をもって計算した額に百分の百五を乗じて得た額を徴収する額とする。ただし、許可の期間が

一月以上であるときには消費税及び地方消費税は徴収しない。

七 一件の徴収金額が五百円未満のものについては、五百円とする。

八 特別の事情によりこの表に基づいて計算することが困難なとき又はこの表に定めのないときは、その都度知事が定める。

別表第三(第三条関係)

収益料

種 別	単 位	収 益 料
土 砂	一立方メートルにつき	二一〇円
砂	一立方メートルにつき	二一〇円
砂 利	一立方メートルにつき	二一〇円
か き 込 み 砂 利	一立方メートルにつき	二一〇円
栗 石 及 び 玉 石	径八センチメートル以上二〇センチメートル未満のもの 一立方メートルにつき	二一〇円
野 面 石	径長二〇センチメートル以上三〇センチメートル未満のもの 一個につき	六三円
	径長三〇センチメートル以上四〇センチメートル未満のもの 一個につき	八四円
	径長四〇センチメートル以上六〇センチメートル未満のもの 一個につき	一四七円
転 石 (割石を含む。)	径長六〇センチメートル以上のもの 一立方メートルにつき	二、一〇〇円

備考

一 この表は、次に掲げる使用等の許可に係る収益料について適用する。

イ 法定外河川等の使用等の許可

ロ 一般海域等の使用等の許可

二 採取する量が一立方メートル未満であるとき又は採取する量に一立方メートル未満の端数があるときは、当該端数を一立方メートルとして計算する。

三 一件の徴収金額が五百円未満のものについては、五百円とする。

四 この表の収益料には、消費税及び地方消費税に相当する額を含む。

三重県河川流水占用料等徴収条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第十六号

三重県河川流水占用料等徴収条例

(趣旨)

第一条 この条例は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第三十二条第一項の規定に基づき、県が徴収する流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）に関する事項について定めるものとする。

(流水占用料等の徴収)

第二条 知事は、法第二十三条から第二十五条までの許可（以下「占用等の許可」という。）を受けた者から別表第一から別表第三までに掲げる流水占用料等を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業に係る流水占用料等については、これを徴収しない。

- 一 国又は水資源開発公団の行う事業
- 二 地方公共団体の行う事業
- 三 かんがいに係る事業

(流水占用料等の減免)

第三条 知事は、前条本文の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業に係る流水占用料等については、これを減額又は免除することができる。占用等の許可を受けた者が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項の被保護者である場合の流水占用料等についても同様とする。

- 一 漁業
- 二 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項の鉄道施設及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項の軌道に関する施設に係る事業
- 三 河川の保全に著しく利益を与えると認められる事業
- 四 その他公益上特に必要があると認められる事業

2 前項の規定により流水占用料等の減額又は免除を受けようとする者は、知事に減額又は免除の申請をしなければならない。

(流水占用料等の納付方法)

第四条 流水占用料等を納付すべき者は、第二条の流水占用料等を当該流水占用料等の額の決定があった日から三十日以内に、納入通知書により一括して納付しなければならない。ただし、許可の期間が翌年度以降にわたる場合にあつては、翌年度以降に係る流水占用料等は、毎年度、当該年度分を四月三十日までに納付しなければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、法第二十三条の許可に係る流水占用料及び法第二十四条の許可に係る土地占用料については、別に納期限を定めて分納させることができる。

(流水占用料等の返還)

第五条 前条の規定により納付された流水占用料等は、返還しない。ただし、知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、流水占用料等を納付した者の申請により、その流水占用料等の全部又は一部を返還することができる。

- 一 法第七十五条第二項の規定により占用等の許可を取り消し、又はその条件を変更したとき。

二 天災その他特別の理由により占用等の許可に係る占用又は土石等の採取ができなくなつたと知事が認めるとき。

(延滞金)

第六条 法第七十四条第五項の規定により知事が延滞金を徴収する場合において、流水占用料等の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる流水占用料等の額は、その納付のあつた流水占用料等の額を控除した額とする。

2 延滞金は、その額が百円未満であるときは、徴収しないものとする。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前に河川法施行細則（昭和四十年三重県規則第五十三号）の規定により行われた流水占用料等の徴収に係る処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定により行われた処分、手続その他の行為とみなす。

3 平成九年三月三十一日以前に法第二十四条の許可を受け、又は法第九十五条の協議が成立したことにより河川区域内の土地を占用していた者が、同年四月一日以後において引き続き同一の占用物件により当該河川区域内の土地を占用している場合の当該占用物件に係る平成十二年度以後の各年度の土地占用料の額は、別表第二の規定により算出した当該占用物件に係る平成十二年度以後の各年度の土地占用料の額が当該占用物件に係る平成八年度の土地占用料の額（当該占用物件に係る平成十二年度以後の各年度の占用の期間に相当する期間と当該占用物件に係る平成八年度の占用の期間が異なる場合にあつては、当該占用物件に係る平成十二年度以後の各年度の占用の期間に相当する期間を当該占用物件に係る平成八年度の占用の期間として河川法施行細則の一部を改正する規則（平成九年三重県規則第百三十三号）の施行前の河川法施行細則第六条及び別表第二の規定により算出した当該占用物件に係る土地占用料の額）に平成八年四月一日から平成十二年度以後の各年度の四月一日までに経過した年数を指数とする一・一の累乗を乗じて得た額（以下「調整占用料額」という。）を超える場合には、当該調整占用料額とする。

別表第一（第二条関係）

流水占用料

- 一 発電用流水占用料 発電のための流水占用料は、次の表の上欄に掲げる発電所の種別に応じ、同表の下欄に掲げる式により算出した額に百分の百五を乗じて得た額をもつてその年額とする。

発 電 所 の 種 別		式
	(一) 昭和四十年十月一日以後に発電 (設備の点検のためにするものを	

揚水式発電所	揚水式発電所以外の発電所	除く。以下同じ。)を開始した発電所 (二) 昭和四十年九月三十日以前に発電を開始した後に設備の増設をし、同年十月一日以後に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行い発電を開始した発電所(増設以後の理論水力についてこの項の下欄に掲げる式により算出した額が、増設前の理論水力について二の項の下欄に掲げる式により算出した額に満たないものを除く。)	$1,976円 \times 常時理論水力 + 436円 \times (最大理論水力 - 常時理論水力)$
		一の項に掲げる発電所以外の発電所	$1,976円 \times 常時理論水力 + 988円 \times (最大理論水力 - 常時理論水力)$
揚水式発電所	揚水式発電所	(一) 昭和四十八年四月一日以後に発電を開始した発電所 (二) 昭和四十八年三月三十一日以前に発電を開始した後に設備の増設をし、同年四月一日以後に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行い発電を開始した発電所(次に掲げるものを除く。) イ 昭和四十年九月三十日以前に発電を開始した発電所で、増設以後の理論水力についてこの項の下欄に掲げる式により算出した額が、増設前の理論水力について三の項の下欄に掲げる式により算出した額に満たないもの ロ 昭和四十年十月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間に発電を開始した発電所で、増設以後の理論水力についてこの項の下欄に掲げる式により算出した額が、増設前の理論水力について二の項の下欄に掲げる式により算出した額に満たないもの	$\{1,976円 \times 常時理論水力 + 436円 \times (最大理論水力 - 常時理論水力)\} \times 補正係数 a$

備考	の	昭和四十年十月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間に発電を開始した発電所(一の項の(二)に掲げるものを除く。)	$\{1,976円 \times 常時理論水力 + 436円 \times (最大理論水力 - 常時理論水力)\} \times 補正係数 b$
		一の項及び二の項に掲げる発電所以外の発電所	$\{1,976円 \times 常時理論水力 + 988円 \times (最大理論水力 - 常時理論水力)\} \times 補正係数 b$

備考

- 新たに通水を開始したものについては通水開始の月から、使用を廃止したものについては使用廃止の月までの流水占用料を月割で計算する。この場合において、一部通水については、当該一部通水分のみとする。
- 許可の期間が一年未満であるとき又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもって計算するものとし、一月未満の端数があるときは当該端数を一月として計算する。
- 常時理論水力及び最大理論水力の単位は、キロワットとする。
- 補正係数 a 及び補正係数 b は、各発電所ごとに建設大臣が次の式により計算した数とする。ただし、純揚水式発電所(常時使用水量が零の揚水式発電所をいう。)については、補正係数 a を〇・一六七と、補正係数 b を〇・二五とする。

$$補正係数 a = \frac{年間発生電力量 - 揚水に係る年間発生電力量 \times 5/6}{年間発生電力量}$$

$$補正係数 b = \frac{年間発生電力量 - 揚水に係る年間発生電力量 \times 3/4}{年間発生電力量}$$

- この表により算出した流水占用料には、流水占用に係る土地占用料を含む。

二 発電用流水占用料以外の流水占用料

種 別	単 位	年 額 占 用 料
工業の用に供するもの	一秒ごとに一リットルにつき	三、六六四円
工業の用以外の用に供するもの	一秒ごとに一リットルにつき	一八三円

備考

- 許可の期間が一年未満であるとき又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもって計算するものとし、一月未満の端数があるときは当該端数を一月として計算する。
- 流量に一リットル未満の端数があるときは、当該端数を一リットルとして計算する。
- この表の年額占用料には、流水占用に係る土地占用料を含む。
- この表の年額占用料には、消費税及び地方消費税に相当する額を含む。

五 一件の徴収金額が五百円未満のものについては、五百円とする。

六 特別の事情によってこの表に基づいて計算することが困難なとき又はこの表に定めのないときは、その都度知事が定める。

別表第二(第二条関係)

土地占用料

種別	単位	年額占用料	
		市の区域	町村の区域
第一種電柱	一本につき	1,200円	1,100円
第二種電柱	一本につき	1,800円	1,700円
第三種電柱	一本につき	2,500円	2,300円
第一種電話柱	一本につき	1,100円	970円
第二種電話柱	一本につき	1,700円	1,600円
第三種電話柱	一本につき	2,400円	2,200円
その他柱類	一本につき	820円	750円
鉄塔	1平方メートルにつき	1,600円	1,500円
架空線	1メートルにつき	11円	10円
排水樋管	1箇所一式につき	2,580円	2,330円
布設線、埋設線、架空管類及び埋設管類(架空線及び排水樋管を除く。)	外径〇・一メートル未満	1メートルにつき	550円
	外径〇・一メートル以上〇・一五メートル未満	1メートルにつき	820円
	外径〇・一五メートル以上〇・二メートル未満	1メートルにつき	1,100円
	外径〇・二メートル以上〇・四メートル未満	1メートルにつき	2,200円
	外径〇・四メートル以上一メートル未満	1メートルにつき	5,500円
	外径一メートル以上	1メートルにつき	11,000円
軌条布設	1平方メートルにつき	260円	140円
通路及び通路橋	1平方メートルにつき	220円	100円

宅地	1平方メートルにつき	500円	240円
物置場、物干場及び洗場 (工作物を設置する場合)	1平方メートルにつき	500円	240円
物置場、物干場及び洗場 (更地のまま使用する場合)	1平方メートルにつき	160円	80円
工場敷地	1平方メートルにつき	630円	260円
物揚場	1平方メートルにつき	140円	70円
造船場	1平方メートルにつき	220円	100円
各種作業場	1平方メートルにつき	430円	220円
材木けい留場	1平方メートルにつき	220円	100円
田畑	1平方メートルにつき	10円	10円
えん堤類	1平方メートルにつき	80円	40円
養魚場	1平方メートルにつき	160円	80円
かき又はのり養殖場	1平方メートルにつき	10円	10円
採草放牧地	1平方メートルにつき	5円	5円

備考

- 第一種電柱とは電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第一種電話柱とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 許可の期間が一年未満であるとき又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもって計算するものとし、一月未満の端数があるときは当該端数を一月として計算する。
- 面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又は面積若しくは長さ1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、当該端数を1平方メートル又は1メートルとして計算する。
- 許可の期間が一月未満であるときには消費税及び地方消費税を徴収し、この表の年額占用料

をもって計算した額に百分の百五を乗じて得た額を徴収する額とする。ただし、許可の期間が一月以上であるときには消費税及び地方消費税は徴収しない。

六 一件の徴収金額が五百円未満のものについては、五百円とする。

七 特別の事情によりこの表に基づいて計算することが困難なとき又はこの表に定めのないときは、その都度知事が定める。

別表第三(第二条関係)

土石採取料その他の河川産出物採取料

種 別	単 位	採 取 料
土 砂	一立方メートルにつき	一一〇円
砂	一立方メートルにつき	一一〇円
砂 利	一立方メートルにつき	一一〇円
か き 込 み 砂 利	一立方メートルにつき	一一〇円
栗 石 及 び 玉 石	径八センチメートル以上二〇センチメートル未満のもの 一立方メートルにつき	一一〇円
野 面 石	控長二〇センチメートル以上三〇センチメートル未満のもの 一個につき	六三円
	控長三〇センチメートル以上四〇センチメートル未満のもの 一個につき	八四円
	控長四〇センチメートル以上六〇センチメートル未満のもの 一個につき	一四七円
転 石 (割 石 を 含 む 。)	控長六〇センチメートル以上のもの 一立方メートルにつき	二、一〇〇円
あ し (よ し)	径三三センチメートル束 一束につき	六一円
か や	径三三センチメートル束 一束につき	六一円

備考

- 採取する量が一立方メートル未満であるとき又は採取する量に一立方メートル未満の端数があるときは、当該端数を一立方メートルとして計算する。
- 一件の徴収金額が五百円未満のものについては、五百円とする。
- この表の採取料には、消費税及び地方消費税に相当する額を含む。

三重県砂防設備占用料等徴収条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北川正恭

三重県条例第十七号

三重県砂防設備占用料等徴収条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第二十三条第一項の規定に基づき、砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条の砂防設備の管理について県が徴収する占用料又は土石等採取料(以下「占用料等」という。)に関する事項について定めるものとする。

(占用料等の徴収)

第二条 知事は、前条の砂防設備の占用(土石等の採取を含む。)に係る許可(以下「占用の許可」という。)を受けた者から別表第一又は別表第二に掲げる占用料等を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業に係る占用料等については、これを徴収しない。

- 国又は地方公共団体の行う事業
- かんがいに係る事業

(占用料等の減免)

第三条 知事は、前条本文の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業に係る占用料等については、これを減額又は免除することができる。占用の許可を受けた者が生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第六条第一項の被保護者である場合の占用料等についても同様とする。

- 漁業
- 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第八条第一項の鉄道施設及び軌道法(大正十年法律第七十六号)第一条第一項の軌道に関する施設に係る事業
- その他公益上特に必要があると認められる事業

2 前項の規定により占用料等の減額又は免除を受けようとする者は、知事に減額又は免除の申請をしなければならない。

(占用料等の納付方法)

第四条 占用料等を納付すべき者は、第二条の占用料等を当該占用料等の額の決定があった日から三十日以内に、納入通知書により一括して納付しなければならない。ただし、許可の期間が翌年度以降にわたる場合にあつては、翌年度以降に係る占用料等は、毎年度、当該年度分を四月三十日まで

に納付しなければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、第一条の占用料については、別に納期限を定めて分納させることができる。

(占用料等の返還)

第五条 前条の規定により納付された占用料等は、返還しない。ただし、知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用料等を納付した者の申請により、その占用料等の全部又は一部を返還することができる。

- 三重県砂防指定地管理規則(昭和三十一年三月三十一日制定。以下「管理規則」という。)

第十四条第三号から第五号までの規定に該当することにより占用の許可を取り消し、又はその条

件を変更したとき。

- 一 天災その他特別の理由により占用の許可に係る占用又は土石等の採取ができなくなったと知事が認めるとき。

(延滞金)

第六条 延滞金については、三重県税外収入通則条例（昭和三十九年三重県条例第十三号）の定めるところによる。この場合において、占用料等の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日翌日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる占用料等の額は、その納付のあつた占用料等の額を控除した額とする。

- 2 延滞金は、その額が百円未満であるときは、徴収しないものとする。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前に管理規則の規定により行われた占用料等の徴収に係る処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定により行われた処分、手続その他の行為とみなす。

- 3 この条例の施行の際現に効力を有する許可に係る占用料等の額については、なお従前の例による。

別表第一（第二条関係）

占用料

種 別	単 位	年 額 占 用 料
第 一 種 電 柱	一本につき	一、一〇〇円
第 二 種 電 柱	一本につき	一、七〇〇円
第 三 種 電 柱	一本につき	二、三〇〇円
第 一 種 電 話 柱	一本につき	九七〇円
第 二 種 電 話 柱	一本につき	一、六〇〇円
第 三 種 電 話 柱	一本につき	二、二〇〇円
そ の 他 柱 類	一本につき	七五円
鉄 塔	一平方メートルにつき	一、五〇〇円
架 空 線	一メートルにつき	一〇円
排 水 樋 管	一箇所一式につき	一、三三〇円
外口径〇・一メートル未満	一メートルにつき	五〇円

布設線、埋設線、架空管類及び埋設管類（架空線及び排水樋管を除く。）	外口径〇・一メートル以上〇・一五メートル未満	一メートルにつき	七五円
	外口径〇・一五メートル以上〇・二メートル未満	一メートルにつき	一〇〇円
	外口径〇・二メートル以上〇・四メートル未満	一メートルにつき	二〇〇円
	外口径〇・四メートル以上一メートル未満	一メートルにつき	五〇〇円
	外口径一メートル以上	一メートルにつき	一、〇〇〇円
軌 条 布 設		一平方メートルにつき	一四〇円
通 路 及 び 通 路 橋		一平方メートルにつき	一〇〇円
物置場、物干場及び洗場（工作物を設置する場合）		一平方メートルにつき	二四〇円
物置場、物干場及び洗場（更地のまま使用する場合）		一平方メートルにつき	八〇円
各 種 作 業 場		一平方メートルにつき	二一〇円

備考

一 第一種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

二 第一種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

三 許可の期間が一年未満であるとき又はその期間に二年未満の端数があるときは月割をもって計算するものとし、一月未満の端数があるときは当該端数を一月として計算する。

四 面積若しくは長さが一平方メートル若しくは一メートル未満であるとき又は面積若しくは長さに一平方メートル若しくは一メートル未満の端数があるときは、当該端数を一平方メートル又は一メートルとして計算する。

五 許可の期間が一月未満であるときには消費税及び地方消費税を徴収し、この表の年額占用料をもって計算した額に百分の百五を乗じて得た額を徴収する額とする。ただし、許可の期間が一年以上であるときには消費税及び地方消費税は徴収しない。

- 六 一件の徴収金額が五百円未満のものについては、五百円とする。
- 七 特別の事情によりこの表に基づいて計算することが困難なとき又はこの表に定めのないときは、その都度知事が定める。

別表第二（第二条関係）

土石等採取料

種 別	単 位	採 取 料
土	一立方メートルにつき	一一〇円
砂	一立方メートルにつき	一一〇円
砂 利	一立方メートルにつき	一一〇円
かき込み砂利	一立方メートルにつき	一一〇円
栗石及び玉石	径八センチメートル以上二〇センチメートル未満のもの 一立方メートルにつき	一一〇円
野 面 石	径長二〇センチメートル以上三〇センチメートル未満のもの 一個につき	六三円
	径長三〇センチメートル以上四〇センチメートル未満のもの 一個につき	八四円
	径長四〇センチメートル以上六〇センチメートル未満のもの 一個につき	一四七円
転 （割石を含む。）	径長六〇センチメートル以上のもの 一立方メートルにつき	二、一〇〇円

備考

- 一 採取する量が一立方メートル未満であるとき又は採取する量に一立方メートル未満の端数があるときは、当該端数を一立方メートルとして計算する。
- 二 一件の徴収金額が五百円未満のものについては、五百円とする。
- 三 この表の採取料には、消費税及び地方消費税に相当する額を含む。

三重県海岸占用料等徴収条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第十八号

三重県海岸占用料等徴収条例

（趣旨）

第一条 この条例は、海岸法（昭和三十一年法律第百一号。以下「法」という。）第十二条（法第三

十七条の八の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、県が徴収する占用料又は土石採取料（以下「占用料等」という。）に関する事項について定めるものとする。

（占用料等の徴収）

第二条 知事は、法第七条第一項、第八条第二項第二号、第三十七条の四又は第三十七条の五第一号の規定による許可（以下「占用等の許可」という。）を受けた者から別表第一又は別表第二に掲げる占用料等を徴収する。ただし、国又は地方公共団体の行い事業に係る占用料等については、これを徴収しない。

（占用料等の減免）

第三条 知事は、前条本文の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業に係る占用料等については、これを減額又は免除することができる。占用等の許可を受けた者が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項の被保護者である場合の占用料等についても同様とする。

一 漁業

二 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第二項の鉄道施設及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項の軌道に関する施設に係る事業

三 海岸の保全に著しく利益を与えると認められる事業

四 その他公益上特に必要があると認められる事業

2 前項の規定により占用料等の減額又は免除を受けようとする者は、知事に減額又は免除の申請をしなければならない。

（占用料等の納付方法）

第四条 占用料等を納付すべき者は、第二条の占用料等を当該占用料等の額の決定があつた日から三十日以内に、納入通知書により一括して納付しなければならない。ただし、許可の期間が翌年度以降にわたる場合にあつては、翌年度以降に係る占用料等は、毎年度、当該年度分を四月三十日まで納付しなければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、法第七条第一項又は第三十七条の四の許可に係る占用料については、別に納期限を定めて分納させることができる。

（占用料等の返還）

第五条 前条の規定により納付された占用料等は、返還しない。ただし、知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用料等を納付した者の申請により、その占用料等の全部又は一部を返還することができる。

一 法第十二条第二項（法第三十七条の八の規定により準用する場合を含む。）の規定により占用等の許可を取り消し、又はその条件を変更したとき。

二 天災その他特別の理由により占用等の許可に係る占用又は土石等の採取ができなくなつたと知事が認めるとき。

（延滞金）

第六条 法第三十五条第二項（法第三十七条の八の規定により準用する場合を含む。）の規定により知事が徴収する延滞金の額は、海岸法施行規則（昭和三十一年農林省運輸省建設省令第一号）第九

条の規定により計算した額とする。この場合において、占用料等の額の一部分につき納付があつたときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる占用料等の額は、その納付のあつた占用料等の額を控除した額とする。

2 延滞金は、その額が百円未満であるときは、徴収しないものとする。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前に海岸法施行細則(昭和四十三年三重県規則第五十七号)の規定により行われた占用料等の徴収に係る処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定により行われた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の前に三重県一般海域等管理規則(昭和四十三年三重県規則第五十二号)の規定により行われた使用料等の徴収に係る処分、手続その他の行為のうち、一般公共海岸区域(法第二条第二項の一般公共海岸区域をいう。以下同じ。)内の土地における使用の許可又は土石等の採取を目的とする収益の許可に係るもの及び水面における土石等の採取を目的とする収益の許可に係るものについては、この条例の相当規定により行われた処分、手続その他の行為とみなす。

4 平成九年三月三十一日以前に法第七条第一項の許可を受け、又は法第十条第二項の協議が成立したことにより海岸保全区域(法第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。以下同じ。)内の土地を占有していた者が、同年四月一日以後において引き続き同一の占有物件により当該海岸保全区域内の土地を占有している場合の当該占有物件に係る平成十二年度以後の各年度の占用料の額は、別表第一の規定により算出した当該占有物件に係る平成十二年度以後の各年度の占用料の額が当該占有物件に係る平成八年度の占用料の額(当該占有物件に係る平成十二年度以後の各年度の占有の期間に相当する期間と当該占有物件に係る平成八年度の占有の期間が異なる場合にあっては、当該占有物件に係る平成十二年度以後の各年度の占有の期間に相当する期間を当該占有物件に係る平成八年度の占有の期間として河川法施行細則等の一部を改正する規則(平成九年三重県規則第百三十三号)の施行前の海岸法施行細則第五条及び別表の規定により算出した当該占有物件に係る占用料の額)に平成八年四月一日から平成十二年度以後の各年度の四月一日までに経過した年数を指数とする一・一の果乗を乗じて得た額(以下この項において「調整占用料額」という。)を超える場合には、当該調整占用料額とする。

5 平成九年三月三十一日以前に三重県一般海域等管理規則第三条第一項の許可を受け、又は同条第三項の協議が成立したことにより一般公共海岸区域内の土地を使用していた者が、同年四月一日以後において引き続き同一の物件により当該一般公共海岸区域内の土地を占有している場合の当該物件に係る平成十二年度以後の各年度の占用料の額は、別表第一の規定により算出した当該物件に係る平成十二年度以後の各年度の占用料の額が当該物件に係る平成八年度の土地水面占用料の額(当該物件に係る平成十二年度以後の各年度の占有の期間に相当する期間と当該物件に係る平成八年度

の使用の期間が異なる場合にあっては、当該物件に係る平成十二年度以後の各年度の占有の期間に相当する期間を当該物件に係る平成八年度の占有の期間として河川法施行細則等の一部を改正する規則の施行前の三重県一般海域等管理規則第七条及び別表の規定により算出した当該物件に係る土地水面占用料の額)に平成八年四月一日から平成十二年度以後の各年度の四月一日までに経過した年数を指数とする一・一の果乗を乗じて得た額(以下この項において「調整占用料額」という。)を超える場合には、当該調整占用料額とする。

別表第一 (第二条関係)

占用料

種 別	単 位	年 額 占 用 料	
		市の区域	町村の区域
第 一 種 電 柱	一本につき	一、二〇〇円	一、一〇〇円
第 二 種 電 柱	一本につき	一、八〇〇円	一、七〇〇円
第 三 種 電 柱	一本につき	一、五〇〇円	一、三〇〇円
第 一 種 電 話 柱	一本につき	一、一〇〇円	九七〇円
第 二 種 電 話 柱	一本につき	一、七〇〇円	一、六〇〇円
第 三 種 電 話 柱	一本につき	一、四〇〇円	一、二〇〇円
そ の 他 柱 類	一本につき	八二円	七五円
鉄 塔	二平方メートルにつき	一、六〇〇円	一、五〇〇円
架 空 線	一メートルにつき	一一円	一〇円
排水樋管	一箇所一式につき	一、五八〇円	一、三三〇円
	外口径〇・一メートル未満	一メートルにつき	五五円
	外口径〇・一メートル以上 〇・一五メートル未満	一メートルにつき	八二円
	外口径〇・一五メートル以上 〇・二メートル未満	一メートルにつき	一一〇円
	外口径〇・二メートル以上 〇・四メートル未満	一メートルにつき	一二〇円
	外口径〇・四メートル以上 一メートル未満	一メートルにつき	五五〇円
布設線、埋設線、架空管類及び埋設管類(架空線及び排水樋管を除く。)	外口径一メートル以上	一メートルにつき	一、一〇〇円
	外口径一メートル未満	一メートルにつき	一、〇〇〇円

軌条布設	一平方メートルにつき	二六〇円	一四〇円
通路及び通路橋	一平方メートルにつき	二一〇円	一〇〇円
宅地	一平方メートルにつき	五〇〇円	二四〇円
物置場、物干場及び洗場 (工作物を設置する場合)	一平方メートルにつき	五〇〇円	二四〇円
物置場、物干場及び洗場 (更地のまま使用する場合)	一平方メートルにつき	一六〇円	八〇円
工場敷地	一平方メートルにつき	六三〇円	二六〇円
物揚場	一平方メートルにつき	一四〇円	七〇円
造船場	一平方メートルにつき	二一〇円	一〇〇円
各種作業場	一平方メートルにつき	四三〇円	二一〇円
材木けい留場	一平方メートルにつき	二一〇円	一〇〇円
田畑	一平方メートルにつき	一〇円	一〇円
えん堤類	一平方メートルにつき	八〇円	四〇円
養魚場	一平方メートルにつき	一六〇円	八〇円
かき又はのり養殖場	一平方メートルにつき	一〇円	一〇円
採草放牧地	一平方メートルにつき	五円	五円
水路及び暗渠類 (排水樋管を除く。)	一平方メートルにつき	八〇円	四〇円
栈橋及び渡船場	一平方メートルにつき	一四〇円	七〇円

備考

- 第一種電柱とは電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第一種電話柱とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 許可の期間が一年未満であるとき又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもって計算するものとし、一月未満の端数があるときは当該端数を一月として計算する。
- 面積若しくは長さが一平方メートル若しくは一メートル未満であるとき又は面積若しくは長さに一平方メートル若しくは一メートル未満の端数があるときは、当該端数を一平方メートル又は一メートルとして計算する。
- 許可の期間が一月未満であるときには消費税及び地方消費税を徴収し、この表の年額占用料をもって計算した額に百分の百五を乗じて得た額を徴収する額とする。ただし、許可の期間が一月以上であるときには消費税及び地方消費税は徴収しない。
- 一件の徴収金額が五百円未満のものについては、五百円とする。
- 特別の事情によりこの表に基づいて計算することが困難なとき又はこの表に定めのないときは、その都度知事が定める。

別表第二(第二条関係)

土石採取料

種別	単位	採取料
土	一立方メートルにつき	二一〇円
砂	一立方メートルにつき	二一〇円
砂利	一立方メートルにつき	二一〇円
かき込み砂利	一立方メートルにつき	二一〇円
栗石及び玉石	径八センチメートル以上二〇センチメートル未満のもの 一立方メートルにつき	二一〇円
野面石	控長二〇センチメートル以上三〇センチメートル未満のもの 一個につき	六三円
	控長三〇センチメートル以上四〇センチメートル未満のもの 一個につき	八四円
	控長四〇センチメートル以上六〇センチメートル未満のもの 一個につき	一四七円
転石 (割石を含む。)	控長六〇センチメートル以上のもの 一立方メートルにつき	二、一〇〇円

備考

- 採取する量が一立方メートル未満であるとき又は採取する量に一立方メートル未満の端数があるときは、当該端数を一立方メートルとして計算する。
- 一件の徴収金額が五百円未満のものについては、五百円とする。
- この表の採取料には、消費税及び地方消費税に相当する額を含む。

港湾区域内の水域又は公共空地に係る占用料等徴収条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北川 正 恭

三重県条例第十九号

港湾区域内の水域又は公共空地に係る占用料等徴収条例

(趣旨)

第一条 この条例は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号。以下「法」という。）第三十七条第四項の規定に基づき、県が徴収する占用料又は土砂採取料（以下「占用料等」という。）に関する事項について定めるものとする。

(占用料等の徴収)

第二条 知事は、法第三十七条第一項第一号又は第二号に掲げる行為についての許可（以下「占用等の許可」という。）を受けた者から別表第一又は別表第二に掲げる占用料等を徴収する。ただし、国又は地方公共団体の行い事業に係る占用料等については、これを徴収しない。

(占用料等の減免)

第三条 知事は、前条本文の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業に係る占用料等については、これを減額又は免除することができる。占用等の許可を受けた者が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項の被保護者である場合の占用料等についても同様とする。

一 漁業

二 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項の鉄道施設及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項の軌道に関する施設に係る事業

三 港湾の保全に著しく利益を与えると認められる事業

四 その他公益上特に必要があると認められる事業

2 前項の規定により占用料等の減額又は免除を受けようとする者は、知事に減額又は免除の申請をしなければならない。

(占用料等の納付方法)

第四条 占用料等を納付すべき者は、第二条の占用料等を当該占用料等の額の決定があった日から三十日以内に、納入通知書により一括して納付しなければならない。ただし、許可の期間が翌年度以降にわたる場合にあつては、翌年度以降に係る占用料等は、毎年度、当該年度分を四月三十日まで納付しなければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、法第三十七条第一項第一号に掲げる行為についての許可に係る占用料については、別に納期限を定めて分納させることができる。

(占用料等の返還)

第五条 前条の規定により納付された占用料等は、返還しない。ただし、知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用料等を納付した者の申請により、その占用料等の全部又は一部を返還す

ることができる。

一 港湾工事又は公益上の必要により、占用等の許可を取り消し、又はその条件を変更したとき。

二 天災その他特別の理由により占用等の許可に係る占用又は土砂等の採取ができなくなったと知事が認めるとき。

(過怠金)

第六条 知事は、法第三十七条第五項の規定により、詐欺その他不正の行為により第二条の占用料等の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。

(延滞金)

第七条 延滞金については、三重県税外収入通則条例（昭和三十九年三重県条例第十三号）の定めるところによる。この場合において、占用料等の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる占用料等の額は、その納付のあつた占用料等の額を控除した額とする。

2 延滞金は、その額が百円未満であるときは、徴収しないものとする。

(委任)

第八条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前に港湾区域及び港湾隣接地域内における行為の規制に関する規則（昭和四十一年三重県規則第三十三号）の規定により行われた占用料等の徴収に係る処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定により行われた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際現に効力を有する許可に係る占用料等の額については、なお従前の例による。

4 平成九年三月三十一日以前に法第三十七条第一項第一号に掲げる行為についての許可を受け、港湾区域内の水域又は公共空地を占用していた者が、同年四月一日以後において引き続き同一の占用物件により当該港湾区域内の水域又は公共空地を占用している場合の当該占用物件に係る平成十二年度以後の各年度の占用料の額は、別表第一の規定により算出した当該占用物件に係る平成十二年度以後の各年度の占用料の額が当該占用物件に係る平成八年度の占用料の額（当該占用物件に係る平成十二年度以後の各年度の占用の期間に相当する期間と当該占用物件に係る平成八年度の占用の期間が異なる場合にあつては、当該占用物件に係る平成十二年度以後の各年度の占用の期間に相当する期間を当該占用物件に係る平成八年度の占用の期間として港湾区域及び港湾隣接地域内における行為の規制に関する規則の一部を改正する規則（平成九年三重県規則第百四号）の施行前の港湾区域及び港湾隣接地域内における行為の規制に関する規則第九条及び別表の一の規定により算出した当該占用物件に係る占用料の額）に平成八年四月一日から平成十二年度以後の各年度の四月一日までに経過した年数を指数とする1・1の累乗を乗じて得た額（以下「調整占用料額」という。）を超える場合には、当該調整占用料額とする。

別表第一（第二条関係）

占用料

種 別	単 位	年額占用料
第一種電柱	一本につき	一、二〇〇円
第二種電柱	一本につき	一、八〇〇円
第三種電柱	一本につき	二、五〇〇円
第一種電話柱	一本につき	一、二〇〇円
第二種電話柱	一本につき	一、七〇〇円
第三種電話柱	一本につき	二、四〇〇円
その他柱類	一本につき	八二円
鉄塔	一平方メートルにつき	一、六〇〇円
架空線	一メートルにつき	一一円
排水樋管	一箇所一式につき	二、五八〇円
布設線、埋設線、架空管類及び埋設管類(架空線及び排水樋管を除く。)	外口径〇・一メートル未満	一メートルにつき 五五円
	外口径〇・一メートル以上〇・一五メートル未満	一メートルにつき 八二円
	外口径〇・一五メートル以上〇・二メートル未満	一メートルにつき 一一〇円
	外口径〇・二メートル以上〇・四メートル未満	一メートルにつき 二二〇円
	外口径〇・四メートル以上一メートル未満	一メートルにつき 五五〇円
	外口径一メートル以上	一メートルにつき 一、一〇〇円
造船用斜路	一平方メートルにつき	二六〇円
棧橋(けい留施設の用に供するものを除く。)、通路及び通路橋	一平方メートルにつき	二二〇円
棧橋、物揚場、船揚場その他のけい留施設	一平方メートルにつき	一四〇円
船舶、材木等のけい留	一平方メートルにつき	二二〇円
水路及び暗渠類(排水樋管を除く。)	一平方メートルにつき	八〇円

前各項に掲げるもの以外の建物、荷役機械その他の工作物を設置して占用する場合(漁業用工作物を除く。)	一平方メートルにつき	五〇〇円
漁業用工作物	一平方メートルにつき	二二〇円
工作物を設置しないで占用する場合	一平方メートルにつき	二六〇円

備考

- 第一種電柱とは電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。) のうち三条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。) を支持するものを、第二種電柱とは電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第一種電話柱とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。) のうち三条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。) を支持するものを、第二種電話柱とは電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 許可の期間が一年未満であるとき又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもって計算するものとし、一月未満の端数があるときは当該端数を一月として計算する。
- 面積若しくは長さが一平方メートル若しくは一メートル未満であるとき又は面積若しくは長さに一平方メートル若しくは一メートル未満の端数があるときは、当該端数を一平方メートル又は一メートルとして計算する。
- 許可の期間が一月未満であるときには消費税及び地方消費税を徴収し、この表の年額占用料をもって計算した額に百分の百五を乗じて得た額を徴収する額とする。ただし、許可の期間が一年以上であるときには消費税及び地方消費税は徴収しない。
- 一件の徴収金額が五百円未満のものについては、五百円とする。
- 特別の事情によりこの表に基づいて計算することが困難なとき又はこの表に定めのないときは、その都度知事が定める。

別表第二(第二条関係)

土砂採取料

種 別	単 位	採 取 料
土 砂	一立方メートルにつき	二二〇円
砂	一立方メートルにつき	二二〇円
砂 利	一立方メートルにつき	二二〇円
かき込み砂利	一立方メートルにつき	二二〇円

栗石及び玉石	径八センチメートル以上二〇センチメートル未満のもの 一立方メートルにつき	二一〇円
野面石	径長二〇センチメートル以上三〇センチメートル未満のもの 一個につき	六三円
	径長三〇センチメートル以上四〇センチメートル未満のもの 一個につき	八四円
	径長四〇センチメートル以上六〇センチメートル未満のもの 一個につき	一四七円
転石 (割石を含む。)	径長六〇センチメートル以上のもの 一立方メートルにつき	一、一〇〇円

備考

- 採取する量が一立方メートル未満であるとき又は採取する量に一立方メートル未満の端数があるときは、当該端数を一立方メートルとして計算する。
- 一件の徴収金額が五百円未満のものについては、五百円とする。
- この表の採取料には、消費税及び地方消費税に相当する額を含む。

三重県卸売市場条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北川正恭

三重県条例第二十号

三重県卸売市場条例

卸売市場法の施行等に関する条例（昭和四十六年三重県条例第六十一号）の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 三重県卸売市場整備計画（第三条）
- 第三章 三重県卸売市場審議会（第四条―第十四条）
- 第四章 地方卸売市場
 - 第一節 開設及び卸売の業務についての許可等（第十五条―第三十四条）
 - 第二節 業務についての規制及び監督（第三十五条―第四十九条）
- 第五章 小規模卸売市場（第五十条―第五十七条）
- 第六章 罰則（第五十八条―第六十条）
- 第七章 雑則（第六十一条・第六十二条）

附則

- 第一章 総則
(趣旨)

第一条 この条例は、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号。以下「法」という。）の規定に基づき地方卸売市場の開設及び地方卸売市場における業務並びに三重県卸売市場審議会の設置等について必要な事項を定めるとともに、小規模卸売市場の開設等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において「生鮮食料品等」とは、野菜、果実、魚類、肉類等の生鮮食料品その他一般消費者が日常生活の用に供する食料品及び花きをいう。

2 この条例において「卸売市場」とは、生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であつて、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。

3 この条例において「中央卸売市場」とは、生鮮食料品等の流通及び消費上特に重要な都市及びその周辺の地域における生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための生鮮食料品等の卸売の中核的拠点となるとともに、当該地域外の広域にわたる生鮮食料品等の流通の改善にも資するものとして、法第八条の規定により農林水産大臣の認可を受けて開設される卸売市場をいう。

4 この条例において「地方卸売市場」とは、中央卸売市場以外の卸売市場であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 青果物（野菜及び果実をいう。）の卸売場の面積が三百三十平方メートル以上あるもの
- 水産物の卸売場の面積が二百平方メートル（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのもの（以下「産地市場」という。）にあつては、三百三十平方メートル）以上あるもの
- 肉類の卸売場の面積が百五十平方メートル以上あるもの
- 花きの卸売場の面積が二百平方メートル以上あるもの

5 この条例において「小規模卸売市場」とは、中央卸売市場及び地方卸売市場以外の卸売市場をいう。

6 この条例において「卸売の業務」とは、卸売市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け又は買い受けて、当該卸売市場において卸売をする業務をいう。

7 この条例において「仲卸しの業務」とは、卸売市場を開設する者が当該卸売市場内に設置する店舗において当該卸売市場に係る卸売の業務を行つた者から卸売を受けた生鮮食料品等を仕分けし又は調製して販売する業務をいう。

第二章 三重県卸売市場整備計画

(三重県卸売市場整備計画)

第三条 知事は、卸売市場の整備を図るための三重県卸売市場整備計画（以下「整備計画」という。）を定めるものとする。

2 整備計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 県の区域又は県の区域を分けて定める区域ごとの生鮮食料品等の流通事情に応ずる卸売市場の適正な配置の方針
 - 二 県の区域における生鮮食料品等の流通事情に応ずる近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する指標
 - 三 卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項
 - 四 その他卸売市場の整備を図るために必要な事項
- 3 知事は、卸売市場の整備の推進のため特に必要があると認めるときは、整備計画において、近代的な卸売市場の開設を特に促進すべき一定の地区を卸売市場整備地区として指定し、当該地区に開設する卸売市場の開設計画を策定することができる。
 - 4 知事は、整備計画を定めようとするときは、次条の三重県卸売市場審議会及び県の区域内の関係地方公共団体の意見を聴くものとする。
 - 5 知事は、整備計画を定めたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。
 - 6 前三項の規定は、整備計画の変更について準用する。

第三章 三重県卸売市場審議会

(設置)

第四条 卸売市場の整備の促進及び卸売市場の適正かつ健全な運営の確保に資するため、三重県卸売市場審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第五条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 整備計画に関すること。
- 二 第三十三条の勧告に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、卸売市場に関する重要事項

(組織)

第六条 審議会は、委員十人以内で組織する。

(委員)

第七条 委員は、卸売市場に関し学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第八条 審議会に、会長及び副会長各一人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第九条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第十条 審議会に卸売市場に関する特定の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、前項の事項について専門の学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

(部会)

第十一条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属させる委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に所属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるときは、当該部会に所属する者のうちからあらかじめその指名するものがその職務を代理する。

(幹事)

第十二条 審議会に、幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、知事が指定する三重県部制条例（平成十年三重県条例第一号）第一条に規定する局又は部に置かれる職にある者をもって充てる。

- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第十三条 審議会の庶務は、農林水産商工部において処理する。

(運営事項)

第十四条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第四章 地方卸売市場

第一節 開設及び卸売の業務についての許可等

(開設の許可)

第十五条 地方卸売市場を開設しようとする者は、市場ごとに知事の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第十六条 前条の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、業務規程及び事業計画を定め、これらを申請書に添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の業務規程には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 地方卸売市場の位置及び面積
- 二 取扱品目
- 三 開場の期日及び時間
- 四 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法に関する事項
- 五 卸売の業務を行う者に関する事項
- 六 卸売の業務を行う者以外の関係事業者に関する事項
- 七 施設の使用料

八 その他規則で定める事項

3 第一項の事業計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 取扱品目ごとの供給対象人口(産地市場を除く。)並びに取扱いの数量及び金額の見込み
- 二 施設の種類、規模、配置及び構造
- 三 開設に要する費用並びにその財源及び償却に関する計画
- 四 施設を新設するときは、その着工及び竣工の見込み期日
- 五 その他規則で定める事項

(許可の基準)

第十七条 知事は、第十五条の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可をしてはならない。

- 一 申請者が、法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であるとき。
 - 二 申請者が、第四十八条第二項第一号の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるとき。
 - 三 申請者が法人であつて、その業務を執行する役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるとき。
 - 四 申請者が、地方卸売市場を開設するのに必要な資力信用を有しない者であるとき。
 - 五 業務規程の内容が法令又はこの条例に違反するとき。
 - 六 事業計画の内容が適切と認められないとき又はその遂行が確実と認められないとき。
 - 七 申請に係る地方卸売市場の位置が、整備計画に照らし著しく配置の適正を欠くと認められるとき、又は申請に係る地方卸売市場の位置若しくは施設の種類、規模、配置若しくは構造が地方卸売市場における業務の円滑な運営を確保する上で著しく不適当であると認められるとき。
- 2 知事は、第十五条の許可の申請があつた場合において、その申請者が第四十八条第二項第二号又は第三号の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるときは、同条の許可をしないことができる。

(許可証の交付)

第十八条 知事は、第十五条の許可をしたときは、規則で定めるところにより、同条の許可を受けた者(以下この章において「開設者」という。)に許可証を交付するものとする。

- 2 開設者は、前項の許可証を市場内の見やすい場所に掲示しておかなければならない。
- 3 開設者は、第一項の許可証が滅失し、又はその識別が困難となつた場合には、規則で定めるところにより、その再交付を受けなければならない。

(営業の譲渡し及び譲受け並びに合併による承継)

第十九条 開設者が営業(地方卸売市場における開設業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて、規則で定めるところにより、知事の認可を受けたときは、譲受人は、開設者の地位を承継する。

- 2 開設者である法人の合併の場合(開設者である法人と開設者でない法人が合併して開設者である法人が存続する場合を除く。)において、当該合併について、規則で定めるところにより、知事の

認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、開設者の地位を承継する。

3 第十七条の規定は、前二項の認可について準用する。

(相続による承継)

第二十条 開設者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該開設者の地方卸売市場の開設の業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者)で、被相続人の行っていた当該地方卸売市場の開設の業務を引き続き営もうとする者が、被相続人の死亡の日から起算して六十日以内に、規則で定めるところにより、知事の認可を受けたときは、相続人は、開設者の地位を承継する。

- 2 相続人が前項の認可の申請をした場合においては、開設者の死亡の日から同項の認可をする旨又はしない旨の通知を受ける日までの間は、当該相続人は、同項の認可の申請に係る地方卸売市場の開設の業務を営むことができる。

3 第十七条の規定は、第一項の認可について準用する。

(廃止の許可)

第二十一条 開設者は、地方卸売市場を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(卸売の業務の許可)

第二十二条 地方卸売市場において卸売の業務を行おうとする者は、市場及び第二十四条の取扱品目の部類ごとに、知事の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第二十三条 前条の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所(法人にあつては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- 二 法人にあつては、資本又は出資の額及び役員の名
- 三 卸売の業務を行おうとする市場及び取扱品目
- 四 その他規則で定める事項

- 2 前項の申請書は、申請者が当該地方卸売市場の開設者と異なる場合にあつては、当該開設者を経由して提出しなければならない。

- 3 開設者は、前項の規定により申請書を受理したときは、遅滞なく、申請者が当該地方卸売市場において卸売の業務を行うことについての意見を付けて、その申請書を知事に提出しなければならない。

- 4 第一項の申請書には、事業計画その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(取扱品目の部類)

第二十四条 地方卸売市場における取扱品目の部類は、次の各号に掲げる部類とする。

- 一 青果部 野菜及び果実並びにこれらの加工品を主たる取扱品目とし、開設者が業務規程で定めるその他の生鮮食料品等を従たる取扱品目とするもの
- 二 水産物部 生鮮水産物及びその加工品を主たる取扱品目とし、開設者が業務規程で定めるその

他の生鮮食料品等を従たる取扱品目とするもの

三 食肉部 肉類及びその加工品を主たる取扱品目とし、開設者が業務規程で定めるその他の生鮮食料品等を従たる取扱品目とするもの

四 花き部 花きを主たる取扱品目とし、開設者が業務規程で定めるその他の生鮮食料品等を従たる取扱品目とするもの

(許可の基準)

第二十五条 知事は、第二十二条の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可をしてはならない。

- 一 申請者が、第十七条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 二 申請者が、地方卸売市場における卸売の業務を公正かつ適確に遂行するのに必要な知識、経験又は資力信用を有する者でないと認められるとき。

(許可証の交付)

第二十六条 知事は、第二十二条の許可をしたときは、規則で定めるところにより、同項の許可を受けた者(以下この章において「卸売業者」という。)に許可証を交付するものとする。

2 第十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により許可証を受けた卸売業者について準用する。

(営業の譲渡し及び譲受け並びに合併による承継)

第二十七条 卸売業者が営業(地方卸売市場における卸売の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて、規則で定めるところにより知事の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者である法人の合併の場合(卸売業者である法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者である法人が存続する場合を除く。)において、当該合併について、規則で定めるところにより知事の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 第二十三条第二項及び第三項並びに第十七条の規定は、前二項の認可について準用する。

(相続による承継)

第二十八条 卸売業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該卸売業者の地方卸売市場における卸売の業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者)が被相続人の行っていた当該業務を引き続き営もうとするときは、知事の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けようとする者は、被相続人の死亡の日から起算して六十日以内に、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

3 相続人が第一項の認可の申請をした場合においては、卸売業者の死亡の日から同項の認可をする旨又はしない旨の通知を受ける日までの間は、当該相続人は、同項の認可の申請に係る地方卸売市場における卸売の業務を営むことができる。

4 第二十三条第二項及び第三項並びに第二十五条の規定は、第一項の認可について準用する。

5 第一項の認可を受けた者は、卸売業者の地位を承継する。

(開設者の地位の承継の効果)

第二十九条 第十九条第一項若しくは第二項又は第二十条第一項の規定により開設者の地位が承継された場合(現に開設されている地方卸売市場の開設者から当該地方卸売市場の施設に係る権原を取得している場合に限る。)において、承継後の地方卸売市場(以下この条において「新卸売市場」という。)に係る業務規程(以下この条において「新業務規程」という。)が次に掲げる要件を満たす場合には、同項の規定による地位の承継前の地方卸売市場(以下この条において「旧卸売市場」という。)の卸売業者(以下この条において「旧卸売市場卸売業者」という。)は、新卸売市場において旧卸売市場における卸売の業務に係る市場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について卸売の業務を行う者として第二十二条の許可を受けたものとみなす。

一 新業務規程で定められた取扱品目の部類が旧卸売市場卸売業者についての第二十二条の許可に係る取扱品目の部類すべてを含んでいること。

二 新業務規程で新卸売市場において卸売の業務を行う者の数の最高限度が定められている場合にあっては、当該数の最高限度が旧卸売市場卸売業者の数を下回っていないこと。

2 第二十七条第一項若しくは第二項又は前条第五項の規定による地位の承継前にこの条例又はこの条例に基づく命令の規定により、知事が旧卸売市場卸売業者に対してした処分、手続その他の行為又は旧卸売市場卸売業者が知事に対してした手続その他の行為は知事が第一項の規定により第二十二条の許可を受けたものとみなされた者に対してした処分、手続その他の行為又は第一項の規定により第二十二条の許可を受けたものとみなされた者が知事に対してした手続その他の行為とみなす。

(廃止の届出)

第三十条 卸売業者は、第二十二条の許可に係る卸売の業務を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

(仲卸業者の設置)

第三十一条 開設者は、卸売市場の業務の規模、取扱品目の性質、取引の状況等に照らし必要があると認めるときは、仲卸しの業務を行う者(以下「仲卸業者」という。)を業務規程で定めるところにより置くことができる。

2 開設者は、前項の規定により仲卸業者を置こうとするときは、業務規程で取扱品目の部類ごとに仲卸業者の承認の基準、数の最高限度、保証金、営業の譲渡し及び譲受け、合併、相続等に関する事項を定めなければならない。

3 第一項の規定により、仲卸業者を置く旨の定めをした地方卸売市場において仲卸しの業務を行うとする者は、業務規程で定めるところにより、開設者の承認を受けなければならない。

4 開設者は、仲卸業者が、業務規程又は前項の承認の条件に違反したときは、その承認を取り消すことができる。

5 仲卸業者は、第三項の承認に係る仲卸しの業務を廃止しようとするときは、業務規程で定めるところにより、開設者に届け出なければならない。

(買受人)

第三十二条 地方卸売市場において卸売業者から卸売を受けようとする者は、業務規程で定めるところにより、開設者の承認を受けなければならない。

2 開設者は、前項の承認を受けた者（以下「買受人」という。）について、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

（開設の促進等の勧告）

第三十三条 知事は、第三条第三項の規定に基づき指定した卸売市場整備地区における近代的な卸売市場の開設を促進するため、あらかじめ審議会の意見を聴いて、関係者に対し、必要な勧告をすることができる。

2 知事は、前項に規定するほか、整備、計画の適正かつ円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、あらかじめ審議会の意見を聴いて、統合整備等を行うことが適当と認められる卸売市場の開設者、卸売業者その他の関係者に対して、必要な改善、調整等を図るべき旨の勧告をすることができる。

（手数料）

第三十四条 第十五条又は第二十二条の許可を受けようとする者は、申請の際に次に掲げる手数料を納めなければならない。

一 地方卸売市場開設許可申請手数料 一件につき 五千円

二 卸売業務許可申請手数料 一件につき 二千円

第二節 業務についての規制及び監督

（売買取引の原則）

第三十五条 地方卸売市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

（売買取引の方法）

第三十六条 卸売業者は、地方卸売市場において行い卸売については、次の各号に掲げる生鮮食料品等の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

一 せり売又は入札の方法によることが適当である生鮮食料品等として業務規程で定めるもの
せり売又は入札の方法

二 毎日の卸売予定数量のうち少なくとも一定の割合に相当する部分についてせり売又は入札の方法によることが適当である生鮮食料品等として業務規程で定めるもの
毎日の卸売予定数量のうち、開設者が生鮮食料品等の品目ごとに定める一定の割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法
（一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行行方法をいう。以下「相対取引」という。）

三 前二号以外の生鮮食料品等として業務規程で定めるもの
せり売若しくは入札の方法又は相対取引

2 前項第一号及び第二号に掲げる生鮮食料品等（同項第二号に掲げる生鮮食料品等にあつては、同号の一定の割合に相当する部分に限る。）については、災害の発生その他の規則で定める特別な事情がある場合であつて、業務規程の定めるところにより、開設者がせり売又は入札の方法によることが著しく不適当と認めたときは、同項の規定にかかわらず、相対取引によることができるものとする。

3 第一項第二号及び第三号に掲げる生鮮食料品等（同項第二号に掲げる生鮮食料品等にあつては、

同号の一定の割合に相当する部分を除く部分に限る。）については、当該市場における入荷量が一时的に著しく減少したときその他の規則で定める特別の事情がある場合であつて、業務規程で定めるところにより、開設者が指示したときは、同項の規定にかかわらず、せり売又は入札の方法によらなければならない。

4 開設者は、第一項第二号の一定の割合を定め、又は変更したときは、速やかに公表しなければならない。

（卸売の相手方の制限）

第三十七条 卸売業者は、地方卸売市場における業務については、仲卸業者及び買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、当該市場における入荷量が著しく多く、残品を生ずるおそれがある等特別の事情がある場合であつて、業務規程で定めるところにより、開設者が仲卸業者及び買受人の買い受けを不当に制限することとならないと認めたときは、この限りでない。

（委託手数料以外の報償の收受の禁止）

第三十八条 卸売業者は、地方卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から業務規程で定める委託手数料以外の報償を受けてはならない。

（受託契約約款）

第三十九条 卸売業者は、地方卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めたときは、当該地方卸売市場開設者に届け出なければならない。

（せり人の届出）

第四十条 卸売業者が地方卸売市場において行い卸売のせり人は、せりを行行のに必要な経験及び能力を有することその他規則で定める資格を有するものでなければならない。

2 卸売業者は、前項の資格を有する者をせり人としたときは、速やかに、そのせり人の氏名その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

（業務規程の変更）

第四十一条 開設者は、業務規程を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

2 開設者は、第十六条第二項第三号から第六号までに掲げる事項に係る前項の承認を申請しようとするときは、規則で定めるところにより選定した卸売業者、買受人その他利害関係者の意見を聴かななければならない。ただし、次条第一項の市場取引委員会の意見を聴いたときは、この限りでない。

3 知事は、第一項で規定する業務規程の変更が、法令又はこの条例に違反すると認めるときは、承認してはならない。

4 開設者は、事業計画を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

（市場取引委員会）

第四十二条 開設者は、地方卸売市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議させるため、業務規程で、市場取引委員会（以下この条において「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会は、業務規程の変更（第十六条第二項第三号から第六号までに掲げる事項の変更に限る。）及び当該地方卸売市場における公正かつ効率的な売買取引の確保のため、必要な事項について開設

者に対して意見を述べることができる。

3 委員会の委員は、卸売業者、買受人その他の利害関係者及び学識経験を有する者のうちから、開設者が委嘱する。

4 前三項に掲げるもののほか、委員会の委員、組織及び運営に関し必要な事項は、開設者が業務規程で定める。

(開設者の届出事項)

第四十三条 開設者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

一 第十五条の許可に係る業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

二 事業計画を変更しようとするとき。

三 氏名及び住所（法人にあつては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）を変更したとき。

四 法人にあつては、資本又は出資の額及び役員の氏名を変更したとき。

五 仲卸しの業務を承認したとき又はその承認を取消したとき。

(卸売業者の届出事項)

第四十四条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

一 第二十二条の許可に係る業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

二 第二十三条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を変更したとき。

三 第四十条第二項の規定によりせり人として届け出た者にせりを行わなくなったとき。

(事業報告書の提出)

第四十五条 卸売業者は、年度ごとに、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを開設者を經由して知事に提出しなければならない。

(卸売予定数量等の公表)

第四十六条 開設者は、地方卸売市場において取り扱う生鮮食料品等について、毎日の卸売が開始される時まで、その日の主要な品目の卸売予定数量を公表しなければならない。

2 開設者は、前項の生鮮食料品等について、規則で定めるところにより、毎日の卸売業者の卸売の数量及び価格を、速やかに公表しなければならない。

(卸売数量等に関する報告)

第四十七条 開設者は、規則で定めるところにより、卸売業者が卸売を行った生鮮食料品等の毎月の数量及び金額を知事に報告しなければならない。

(許可の取消し等)

第四十八条 知事は、開設者又は卸売業者が第十七条第一項第一号に規定する者に該当するに至ったとき（開設者又は卸売業者が法人である場合において、その業務を執行する役員のうちに同号に規定する者に該当する者があるに至ったときを含む。）、又はその業務を行うのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、第十五条又は第二十二条の許可を取り消さなければならない。

2 知事は、開設者又は卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、一年以内の期間を定めて

その業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第十五条若しくは第二十二条の許可を取り消すことができる。

一 法、法に基づく命令、この条例、この条例に基づく規則又は業務規程に違反したとき。

二 第十五条又は第二十二条の許可の通知を受けた日から起算して一月以内にその業務を開始しないとき。

三 正当な理由がないのに引き続き一月以上その業務を休止したとき。

3 知事は、前三項の規定による処分をしようとするときは、当該処分の相手方に対し、相当な期間を置いたりえ、期日、場所及び処分の原因となった理由を通知して公開による聴聞を行い、その者又はその代理人が証拠を提示し、意見を陳述する機会を与えなければならない。

(必要な改善措置をとるべき旨の命令)

第四十九条 知事は、地方卸売市場の業務又は地方卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、開設者又は卸売業者に対し、当該開設者又は卸売業者の業務若しくは会計に関し、必要な改善措置をとるべき旨を命じることができる。

第五章 小規模卸売市場

(開設の許可)

第五十条 小規模卸売市場を開設しようとする者は、市場ごとに、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可をしようとするときは、次条第一項第七号に規定する事項について、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の許可を受けようとする者は、業務規程及び事業計画を定め、これらを申請書に添えて知事に提出しなければならない。

4 前項の業務規程には、小規模卸売市場の名称、位置及び面積、取扱品目その他の規則で定める事項を定めなければならない。

5 第三項の事業計画には、取扱品目ごとの供給対象人口並びに取扱いの数量及び金額の見込みについて定めなければならない。

(許可の基準)

第五十一条 知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

一 申請者が、法若しくはこの条例の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であるとき。

二 申請者が、第五十四条第二項第一号又は法第六十五条第二項第一号の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるとき。

三 申請者が法人であつてその業務を執行する役員のうち前二号に該当する者があるとき。

四 申請者が小規模卸売市場を開設するのに必要な資力信用を有しない者であるとき。

五 業務規程の内容が法令又はこの条例に違反するとき。

六 事業計画の内容が適切と認められないとき、又はその遂行が確実と認められないとき。

七 申請に係る小規模卸売市場の位置が整備計画に照らし著しく配置の適正を欠くと認められると

き、又は小規模卸売市場における業務の円滑な運営を確保するうえで著しく不適当であると認められるとき。

- 2 知事は、前条第一項の許可の申請があった場合において、その申請者が第五十四条第二項第二号若しくは第三号又は法第六十五条第二項第二号若しくは第三号の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるときは、同項の許可をしないことができる。
(廃止の届出)

第五十二条 第五十条第一項の許可を受けた者（以下この章において「開設者」という。）は、小規模卸売市場を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより知事にその旨を届け出なければならない。

(業務規程の変更)

第五十三条 開設者は、業務規程を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する業務規程の変更が法令又はこの条例に違反すると認めるときは、承認してはならない。
(許可の取消し等)

第五十四条 知事は、開設者が第五十一条第一項第一号の規定する者に該当するに至ったとき（開設者が法人である場合において、その業務を執行する役員のうち同号に規定する者に該当する者があるに至ったときを含む。）又はその業務を行うのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、第五十条第一項の許可を取り消さなければならない。

- 2 知事は、開設者が次の各号のいずれかに該当するときは、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第五十条第一項の許可を取り消すことができる。
- 一 この条例、この条例に基づく規則又は業務規程に違反したとき。
 - 二 第五十条第一項の許可の通知を受けた日から起算して一月以内にその業務を開始しないとき。
 - 三 正当な理由がないのに引き続き一月以上その業務を休止したとき。
- 3 第四十八条第三項の規定は、前二項の処分について準用する。
(開設者の責務)

第五十五条 開設者は、小規模卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するよう努めなければならない。

(報告及び検査)

第五十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、開設者若しくは卸売業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、開設者若しくは卸売業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(準用)

第五十七条 第十八条から第二十条まで、第三十五条、第三十六条、第四十一条、第四十三条（第五号を除く。）及び第四十七条の規定は、小規模卸売市場の開設者について準用する。この場合において、第十八条第一項中「第十五条」とあるのは「第五十条第一項」と、第十九条第一項、第二十条第一項、第三十五条及び第三十六条中「地方卸売市場」とあるのは「小規模卸売市場」と、第四十一条第二項中「第十六条第二項第三号から第六号」とあるのは「第五十条第四項」と、第四十三条第一号中「第十五条」とあるのは「第五十条第一項」とそれぞれ読み替えるものとする。

第六章 罰則

(罰則)

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第五十条第一項の規定に違反して小規模卸売市場を開設した者
- 二 偽りその他不正の手段により第五十条第一項の許可を受けた者
- 三 第五十四条第二項の規定による命令に違反した者

第五十九条 第五十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第六十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第七章 雑則

(告示事項)

第六十一条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。その告示した事項に変更があったときも、同様とする。

- 一 第十五条、第二十一条又は第二十二条の許可をしたとき。
 - 二 第四十八条第一項又は第二項の規定による処分をしたとき。
- (規則への委任)

第六十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(地方卸売市場及び小規模卸売市場に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に地方卸売市場又は小規模卸売市場を開設している者は、改正後の条例の規定により必要となる業務規程の変更につき、この条例の施行の日から起算して六月を経過する日までに条例第四十一条第一項及び第二項、第五十三条第一項の規定による承認の申請をしなければならない。
- 3 この条例の施行の際、現に開設の許可を受けている開設者に係る地方卸売市場又は小規模卸売市場（以下「既設の市場」という。）の業務規程は、この条例の施行の日から起算して六月を経過す

る日（その日までに前項の申請に係る業務規程の変更の承認の処分があった既設の市場にあっては当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生する日、その日までに同項の申請に係る業務規程の変更の承認又は変更の承認の拒否の処分がなかった既設の市場にあっては当該変更の承認又は変更の承認の拒否の処分があった日（当該変更の承認の処分があった日の後に当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生するものにあつては、その効力が発生する日））までは、改正後の三重県卸売市場条例の規定により定められた業務規程とみなす。

（罰則についての経過措置）

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

三重県中央卸売市場条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第二十一号

三重県中央卸売市場条例

三重県中央卸売市場条例（昭和五十六年三重県条例第二号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 市場関係事業者

第一節 卸売業者（第六条―第十六条）

第二節 仲卸業者（第十七条―第二十四条）

第三節 売買参加者（第二十五条―第二十七条）

第四節 関連事業者（第二十八条―第三十三条）

第三章 売買取引及び決済の方法（第三十四条―第六十六条）

第四章 市場施設の使用（第六十七条―第七十四条）

第五章 監督（第七十五条―第七十七条）

第六章 三重県中央卸売市場運営協議会（第七十八条―第八十六条）

第七章 雑則（第八十七条―第九十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、三重県中央卸売市場（以下「市場」という。）の設置及び当該市場に係る卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号。以下「法」という。）第九条第二項に規定する事項その他施設の管理等について必要な事項を定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化並びにその生産及び流通の円滑化を図り、もって県民生活の安定に資することを目的とする。

（中央卸売市場の名称、位置及び面積）

第二条 中央卸売市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。

名称 三重県中央卸売市場

位置 一志郡三雲町大字小津

面積 十四万四千四百一平方メートル

（取扱品目）

第三条 市場の取扱品目は、取扱品目の部類ごとに、次に掲げる物品とする。

青果部 野菜、果実及びこれらの加工品（規則で定めるものを除く。）並びに規則で定めるその他の食料品

水産物部 生鮮水産物及びその加工品（規則で定めるものを除く。）並びに規則で定めるその他の食料品

2 取扱品目が前項のいずれの部類に属するかについて疑義があるときは、知事がその所屬を定める。（開場の期日）

第四条 市場は、次に掲げる日（以下「休日」という。）を除き、毎日、開場するものとする。

一 日曜日（一月五日及び十二月二十五日から十二月三十日までの間の日曜日を除く。）

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する国民の祝日

三 一月二日から一月四日まで及び十二月三十一日

2 知事は、前項の規定にかかわらず休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないことができる。（開場の時間）

第五条 開場の時間は、午前零時から午後十二時までとする。ただし、知事は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、臨時に変更することができる。

2 卸売業者（法第十五条第一項の規定により農林水産大臣の許可を受けて市場において卸売の業務を行行者をいう。以下同じ。）の行い卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、規則で定める。

第二章 市場関係事業者

第一節 卸売業者

（卸売業者の数）

第六条 卸売業者の数は、取扱品目の部類ごとに、次に掲げる数を超えないものとする。

青果部 二

水産物部 二

（保証金の預託）

第七条 卸売業者は、農林水産大臣から卸売の業務の許可を受けた日から起算して一月以内に保証金を知事に預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の保証金を預託した後でなければ、卸売の業務を開始してはならない。（保証金の額）

第八条 前条第一項の保証金の額は、次に掲げる金額の範囲内で規則で定める。

青果部 百二十万円以上千六百万円以下

水産物部 百二十万円以上二千四百万円以下

2 前項の保証金は、次の各号に掲げる有価証券をもってこれに充てることができる。

- 一 国債証券
- 二 地方債証券
- 三 日本銀行が発行する出資証券
- 四 特別の法律により法人が発行する債券

3 前項の有価証券の価格は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額以下において、規則で定める額とする。

- 一 国債証券、地方債証券又は政府がその債務について保証契約をした債券については、その額面金額に相当する額
- 二 前項第三号又は第四号に掲げる有価証券（前号に掲げる債券を除く。）については、その額面金額の百分の九十に相当する額
（保証金の追加預託）

第九条 第七条第一項の保証金について差押、仮差押又は仮処分命令の送達があったとき、国税滞納処分又はその例による差押があったとき、預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、知事の指定する期日までに当該処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、指定期日経過後その預託を完了するまでの間は、卸売の業務を行うことができない。

3 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による預託について準用する。

（保証金の充当）

第十条 知事は、市場において卸売業者から收受する使用料、保管料及び手数料に関し、当該卸売業者が預託した第七条第一項の保証金について他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有する。

2 卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託した第七条第一項の保証金について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有する。

3 第一項の優先して弁済を受ける権利は、前項の優先して弁済を受ける権利に優先する。

（保証金の返還）

第十一条 第七条第一項の保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して六十日を経過した後でなければ返還しない。

（せり人の登録）

第十二条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が知事の行う登録を受けている者でなければならない。

2 前項の登録を受けようとする卸売業者は、次に掲げる事項を記載した申請書に登録を受けようとするせり人の履歴書、身分を証明する書類その他の規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 二 登録を受けようとするせり人の氏名及び住所

三 登録を受けようとするせり人がせりを行う取扱品目の部類

3 知事は、第一項の登録の申請があった場合には、次項の規定により登録を拒否するときを除き、登録申請書を受理した日から起算して三十日以内にせり人登録簿に次に掲げる事項を登載し、速やかにその旨を登録申請者に通知するとともに、登録を受けたせり人に対し規則で定める登録証及びせり人章を交付しなければならない。

- 一 せり人の氏名及び住所
- 二 登録年月日
- 三 登録番号

4 知事は、第一項の登録の申請があった場合において、当該申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしてはならない。

- 一 破産者で復権を得ないものであるとき。
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者でその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しないものであるとき。
- 三 第十四条又は第七十七条第三項の規定による登録の取消しを受けその取消しの日から起算して一年を経過しない者であるとき。
- 四 仲卸業者若しくは売買参加者又はこれらの者の役員若しくは使用人であるとき。
- 五 せりを遂行するのに必要な経験又は能力を有していない者であるとき。

5 知事は、前項第五号の経験又は能力の有無の認定のため、規則で定めるところにより、試験を行うものとする。

6 第一項の登録の有効期間は、登録の日から起算して三年間とする。

（せり人の登録の更新）

第十三条 卸売業者は、前条第一項の登録を受けたせり人にその有効期間満了の日の後も引き続き市場における卸売のせりを行わせようとする場合は、当該せり人の登録の更新を受けなければならない。

2 卸売業者は、前項の登録の更新を受けようとするときは、当該せり人の登録の有効期間の満了の日前六十日から当該有効期間の満了の日前三十日までの間に、次に掲げる事項を記載した登録更新申請書に規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 二 登録の更新を受けようとするせり人の氏名及び住所並びに登録年月日
- 三 登録番号

3 第一項の規定により登録の更新を受けたときの登録の有効期間は、更新の日から起算して五年間（第七十七条第三項の規定により業務の停止を命じられた後の最初の登録の更新を受ける者にあつては、三年間）とする。

4 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の登録の更新について準用する。

（せり人の登録の取消し）

第十四条 知事は、せり人が第十二条第四項第一号、第二号若しくは第四号のいずれかに該当することとなったとき、又はせりを遂行するのに必要な能力を有しなくなったと認めるときは、その登録を取り消さなければならない。

(せり人の登録の消除)

第十五条 知事は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を消除するものとする。

- 一 前条の規定による登録の取消しを受けたとき。
- 二 卸売業者が当該せり人に係る登録の消除を申請したとき。
- 三 卸売業者が当該せり人に係る登録の更新を受けなかったとき。
- 四 第七十七条第三項の規定により登録の取消しの処分を受けたとき。

2 前項の規定により登録の消除を受けたせり人は、速やかに登録証を知事に返還しなければならない。

(登録証の携帯等)

第十六条 せり人は、卸売のせりに従事するときは、登録証を携帯するとともに規則で定めるせり人章を着用しなければならない。

第二節 仲卸業者

(仲卸業者の数)

第十七条 仲卸業者(次条第一項の規定により、知事の許可を受けて仲卸しの業務(知事が市場内に設置する店舗において市場の卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する物品を仕分けし、又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。)を行う者をいう。以下同じ。)の数は、取扱品目の部類ごとに、次に掲げる数を超えないものとする。

青果部 十六

水産物部 十六

(仲卸しの業務の許可)

第十八条 市場における仲卸しの業務は、知事の許可を受けた者でなければ行ってはならない。

- 2 前項の許可は、取扱品目の部類ごとに行う。
- 3 第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書に規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。
 - 一 氏名及び住所(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
 - 二 商号
 - 三 法人にあつては、資本又は出資の額及び役員の氏名
 - 四 許可を受けて仲卸しの業務を行おうとする取扱品目の部類
- 4 知事は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。
 - 一 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。
 - 二 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者でその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しないものであるとき。

三 申請者が中央卸売市場(法第二条第三項に規定する中央卸売市場をいう。)の仲卸しの業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して三年を経過しない者であるとき。

四 申請者が市場の卸売業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。

五 申請者が法人であつて、その業務を執行する役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるとき。

六 申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有していない者であるとき。

七 当該許可をすることによって仲卸業者の数が前条に定める数を超えることとなるとき。

(保証金の預託)

第十九条 仲卸業者は、前条第一項の許可を受けた日から起算して一月以内に保証金を知事に預託しなければならない。

2 仲卸業者は、前項の保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

(保証金の額)

第二十条 前条第一項の保証金の額は、取扱品目の部類ごとに第七十四条第一項の規定に基づき定める使用料の月額額の六倍に相当する額の範囲内において規則で定める。

2 第八条第二項及び第三項並びに第九条から第十一条までの規定は、前条第一項の保証金について準用する。

(仲卸しの業務の許可の取消し)

第二十一条 知事は、仲卸業者が第十八条第四項第一号、第二号、第四号若しくは第五号のいずれかに該当することとなったとき又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、同条第一項の許可を取り消すものとする。

2 知事は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十八条第一項の許可を取り消すことができる。ただし、正当な理由がある場合は、この限りではない。

一 第十八条第一項の許可の通知を受けた日から起算して一月以内に第十九条第一項の保証金を預託しないとき。

二 第十八条第一項の許可の通知を受けた日から起算して一月以内にその業務を開始しないとき。

三 引き続き一月以上その業務を休止したとき。

四 その業務を遂行しないとき。

(仲卸業者の営業の譲渡し及び譲受け並びに合併による承継)

第二十二条 仲卸業者が営業(市場における仲卸しの業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて知事の認可を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位を承継する。

2 仲卸業者である法人の合併の場合(仲卸業者である法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者である法人が存続する場合を除く。)において、当該合併について知事の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、仲卸業者の地位を承継する。

3 前三項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を知事に提出しなければならない。

4 第十八条第四項の規定は、第一項又は第二項の認可について適用する。この場合において、同条第四項（第五号を除く。）中「第一項の許可の申請」とあるのは「第二十二條第一項又は第二項の認可の申請」と、「同項の許可」とあるのは「同項の認可」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人」と、同項第五号中「申請者が法人であつて」とあるのは「その申請に係る法人である譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人にあつては」と読み替えるものとする。

（名称変更等の届出）

第二十三条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 仲卸しの業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- 二 第十八条第三項第一号から第三号までに掲げる事項に変更があつたとき。
- 三 仲卸しの業務を廃止したとき。

2 仲卸業者が解散したときは、当該仲卸業者の清算人は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

（営業報告書の提出）

第二十四条 仲卸業者は、規則で定めるところにより、事業年度ごとに営業報告書を作成し、毎事業年度経過後九十日以内に、これを知事に提出しなければならない。

第三節 売買参加者

（売買参加者の承認）

第二十五条 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者（仲卸業者を除く。）は、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、取扱品目の部類ごとに行う。

3 第一項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書に規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 二 商号
- 三 法人にあつては、資本又は出資の額及び役員の名

四 承認を受けて卸売業者から卸売を受けようとする取扱品目の部類

4 知事は、第一項の承認の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き同項の承認をするものとする。

- 一 破産者で復権を得ないものであるとき。
- 二 卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- 三 当該申請に係る取扱品目の部類に属する市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。

四 第二十七条又は第七十七条第一項第三号の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して一年を経過しない者であるとき。

（名称変更等の届出）

第二十六条 前条第一項の承認を受けた者（以下「売買参加者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

一 氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）を変更したとき。

二 商号を変更したとき。

三 卸売業者から卸売を受けることを廃止したとき。

2 売買参加者が死亡し、又は解散したときは、当該売買参加者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

（売買参加者の承認の取消し）

第二十七条 知事は、売買参加者が第二十五条第四項第二号又は第三号に該当することとなつたとき、又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなつたと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

第四節 関連事業者

（関連事業者の許可）

第二十八条 知事は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場機能の充実に図り、又は市場の利用者に便益を提供するため、次に掲げる者に対し、市場内の店舗その他の施設において業務を営むことを許可することができる。

一 第三条の取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売を行う者、市場の取扱品目の保管、貯蔵、運搬等を行う者その他市場機能の充実に資するものとして規則で定める業務を営む者

二 飲食店営業、薬局その他市場の利用者に便益を提供するものとして規則で定める業務を営む者

2 前項に規定する許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書に規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 二 商号
- 三 法人にあつては、資本又は出資の額及び役員の名
- 四 許可を受けて営もうとする営業の種類及び内容

（許可の基準）

第二十九条 知事は、前条第一項各号に規定する業務（以下「関連事業」という。）について、同項の許可の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

- 一 破産者で復権を得ないものであるとき。
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者でその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないものであるとき。

三 第三十二条又は第七十七条第二項の規定により許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して三年を経過しない者であるとき。

四 業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

（保証金の預託）

第三十条 第二十八条第一項に規定する許可を受けた者（以下「関連事業者」という。）は、第二十八条第一項の許可を受けた日から起算して一月以内に保証金を知事に預託しなければならない。

2 関連事業者は、前項の保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。
（保証金の額）

第三十一条 前条第一項の保証金の額は、第七十四条第一項の規定に基づき定める使用料の月額額の六倍に相当する額の範囲内において規則で定める。

2 第八条第二項及び第三項並びに第九条から第十一条までの規定は、前条第一項の保証金について準用する。
（許可の取消し等）

第三十二条 知事は、関連事業者が第二十九条第一号又は第二号に該当することとなったとき、又は業務を適確に遂行するために必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、関連事業者の許可を取り消すものとする。

2 第二十一条第二項の規定は、関連事業者について準用する。この場合において、同項中「仲卸業者」とあるのは「関連事業者」と、「第十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項」と読み替えるものとする。
（関連事業の規制等）

第三十三条 知事は、関連事業の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、関連事業者に対し、その業務又は取扱品目の販売について必要な指示等を行うことができる。

2 知事は、監督上特に必要があると認めるときは、関連事業者に対し、その業務又は財産に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

第三章 売買取引及び決済の方法

（売買取引の原則）

第三十四条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

（売買取引の方法）

第三十五条 卸売業者は、市場において行い卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

一 別表第一に掲げる物品 せり売又は入札の方法

二 別表第二に掲げる物品 毎日の卸売予定数量のうち規則で定める割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法（一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいう。以下「相対取引」という。）

三 別表第三に掲げる物品 せり売若しくは入札の方法又は相対取引

2 卸売業者は、前項第一号及び第二号に掲げる物品（同項第二号に掲げる物品にあつては、毎日の卸売予定数量のうち規則で定める割合に相当する部分に限る。）については、次の各号に掲げる場合であつて知事がせり売又は入札の方法により卸売することが著しく不適当であると認めて、規則で定めるところにより承認したときは、相対取引によることができる。

一 災害が発生した場合

二 入荷が遅延した場合

三 卸売の相手方が少数である場合

四 せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合

五 卸売業者と仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合

六 第四十二条第一項ただし書の規定により仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をする場合

3 卸売業者は、第一項第二号及び第三号に掲げる物品については、次の各号に掲げる場合であつて知事が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。

一 市場における物品の入荷が一時的に著しく減少した場合

二 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合

4 知事は、第一項第二号の規則で定める割合を定め、又は変更しようとするときは、第七十八条の三重県中央卸売市場運営協議会の意見を聴くとともに、その数値を市場内の見やすい場所に掲示するものとする。

5 卸売業者は、第一項第三号に掲げる物品について、販売方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に周知しなければならない。

（相対取引の承認申請）

第三十六条 前条第二項の承認を受けようとする卸売業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を知事に提出しなければならない。

一 申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

二 相対取引により卸売をしようとする物品の品目、産地及び数量

三 せり売又は入札の方法によることが著しく不適当である理由

（受託物品の即日販売）

第三十七条 卸売業者は、当日の上場できる時までに受領した受託物品は、その日のうちに上場して販売するものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

（売買取引の単位）

第三十八条 売買取引の単位は、重量による。ただし、これと異なる取引慣習があるときは、規則の定めるところにより、知事の承認を受けて重量以外の単位によることができる。

（上場単位）

第三十九条 卸売業者は、取扱物品の上場単位を定めようとするとき又は変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、市場における取引の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、前項の上場単位の変更を命じることができる。

（許可に係る卸売以外の販売の禁止）

第四十条 卸売業者は、市場に係る法第七条第一項の開設区域（以下「開設区域」という。）内においては、法第十五条第一項の許可に係る卸売の業務としてする場合を除き、当該許可に係る取扱品

目の部類に属する物品の卸売その他の販売をしてはならない。ただし、法第五十八条第一項の許可を受けて、当該許可に係る卸売の業務として卸売をする場合は、この限りでない。

(差別的取扱いの禁止等)

第四十一条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、法第十五条第一項の許可に係る取扱品目の部類に属する物品について、市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、その申込みが第四十七条第一項の規定により承認を受けた受託契約約款によらないことその他正当な理由がなければその引受けを拒んではならない。

(卸売の相手方の制限)

第四十二条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合であつて、知事が仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認めて許可したときは、この限りでない。

- 一 市場における入荷量が著しく多い場合、又は市場に出荷された物品が市場の仲卸業者及び売買参加者にとって品目若しくは品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合
- 二 市場の仲卸業者及び売買参加者に対して卸売をした後、残品を生じた場合
- 三 開設区域外の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情等からみて市場の卸売業者からの卸売の方法以外の方法によつては当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を、当該卸売市場において卸売の業務を行行者に対して卸売をする場合

2 前項ただし書の規定による許可を受けようとする卸売業者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 二 仲卸業者及び売買参加者以外の者へ卸売しようとする物品の品目、産地、数量及び出荷者並びに卸売の相手方
- 三 仲卸業者及び売買参加者以外の者へ卸売しなければならない理由

3 第一項ただし書の規定により許可を受けた卸売業者は、その許可に係る物品の卸売をしたときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(自己の計算による卸売の禁止)

第四十三条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、自己の計算において卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 一定の規格又は貯蔵性を有し、かつ、その供給事情が比較的安定している物品で別表第四に掲げるものの卸売をする場合
- 二 品目又は品質が特殊であるため需要が一般的でない物品で別表第五に掲げるものの卸売をする場合
- 三 需要が比較的安定している物品であつて、当該需要に対する供給の安定を図る上で卸売業者が自己の計算において卸売することが適当であるものとして別表第六に掲げるものの卸売をする場合

四 卸売業者が仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき物品を確保する必要があつて、市場の利用者の利便性の向上を図る上で卸売業者が自己の計算において卸売することが適当である場合

五 出荷者の計算において行い卸売の方法によつては、物品の出荷を受けることが著しく困難な場合であつて、自己の計算において卸売をしても卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと知事が認めて承認した場合

2 前項第五号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 二 自己の計算において卸売しようとする物品の品目、産地、数量及び出荷者
- 三 自己の計算において卸売しようとする理由

(市場外にある物品の卸売の禁止)

第四十四条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 開設区域内において知事が指定する場所(法第三十九条第一号の規定により農林水産大臣が指定した場所を含む。)にある物品の卸売をする場合
- 二 開設区域内において卸売業者が申請した場所にある物品(卸売業者が仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品に限る。)の卸売をすることについて、当該市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと知事が認めて承認した場合

2 前項第一号の規定による指定を受けようとする卸売業者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書に規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 二 その場所の所在地及びその場所にある施設の名称
- 三 その場所に置く物品の種類

3 第一項第一号の規定による指定を受けた卸売業者は、その指定を必要としなくなったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

4 第一項第二号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、第二項各号に掲げる事項を記載した承認申請書に、仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に係る契約書の写しを添えて知事に提出しなければならない。

(卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止)

第四十五条 卸売業者(その役員及び使用人を含む。)は、市場において法第十五条第一項の許可に係る取扱品目の部類に属する物品についてされる卸売の相手方として、物品を買い受けてはならない。

(委託手数料以外の報償の收受の禁止)

第四十六条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から第六十一条に規定する委託手数料以外の報償を受けてはならない。

(受託契約約款)

第四十七条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、承認申請書に当該受託契約約款を添付して、法第十五条第一項の許可を受けた日から起算して一月以内に知事に提出しなければならない。

3 第一項の受託契約約款には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 委託物品の引渡し及び受領に関する事項
- 二 受託物品の保管に関する事項
- 三 受託物品の手入れ等に関する事項
- 四 受信場所に関する事項
- 五 送り状又は発送案内に関する事項
- 六 受託物品の上場に関する事項
- 七 販売条件の設定、変更及び取扱方法に関する事項
- 八 委託の解除、委託替及び再委託に関する事項
- 九 委託者の負担すべき費用に関する事項
- 十 仕切りに関する事項

十一 第四十二条第一項ただし書、第五十一条第三項又は第八十七条第一項の規定による場合に関する事項

十二 前各号に掲げるもののほか重要な事項

(受託契約約款の掲示)

第四十八条 卸売業者は、前条第一項の規定により承認を受けた受託契約約款を卸売場又は市場内のその事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(販売前における受託物品の検収)

第四十九条 卸売業者は、受託物品を受領したときは、委託者に対して直ちにその物品の品目、数量、等級、品質及び受領日時を通知しなければならない。ただし、受領の日の翌日までに売買仕切書を送付するときは、この限りでない。

2 卸売業者は、受託物品の受領に当たっては検収を確実に行之、受託物品の品目、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、知事の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会い、その承認を得られたときは、この限りでない。

3 卸売業者は、受託物品の異状については、前項ただし書に規定する場合を除き、前項の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。

(販売原票の作成)

第五十条 卸売業者は、物品の卸売をしたときは、直ちに販売原票を作成し、その写しを知事に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の販売原票には、出荷者及び当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売、入札又は相対取引に係る価格をいう。以下同じ。）、数量、単価に数量を乗じて得た金額並びに次

条の買受人を正確に記載しなければならない。

(卸売物品の買受人の明示及び引取り)

第五十一条 卸売業者は、規則で定めるところにより、その卸売をした物品を買受けた仲卸業者又は売買参加者（以下「買受人」という。）が明らかになるよう措置をしなければならない。

2 買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。

3 卸売業者は、買受人が引取りを怠ったと認められるときは、当該買受人の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。

4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（単価にその百分の五に相当する金額を加えた価格をいう。以下同じ。）が前項の買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額をその買受人に請求することができる。

(仲卸業者の業務の規制)

第五十二条 仲卸業者は、開設区域内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二号に掲げる行為については、次項の規定による許可を受けたときは、この限りでない。

- 一 第十八条第一項の許可に係る取扱品目の部類に属する物品について販売の委託を引受けること。
- 二 第十八条第一項の許可に係る取扱品目の部類に属する物品を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売すること。

2 仲卸業者は、第十八条第一項の許可に係る取扱品目の部類に属する物品であって市場の卸売業者から買い入れることが困難なものを市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合には、知事の許可を受けなければならない。

3 前項の許可を受けようとする仲卸業者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 二 買い入れて販売しようとする物品の品目、数量及び買入れの相手方
- 三 卸売業者から買い入れることが困難な事情

4 知事は、第二項の許可に当たっては、当該物品に関する取引の状況、市場の卸売業者から買い入れることが困難な事情等につき調査を行うものとする。

5 第二項の許可を受けた仲卸業者は、その許可に係る物品の全部を販売したときは、その旨を知事に届け出なければならない。

第五十三条 仲卸業者は、開設区域内においては、第十八条第一項の許可に係る仲卸しの業務としてする場合を除き、当該許可に係る取扱品目の部類に属する物品の販売をしてはならない。

2 仲卸業者は、第十八条第一項の許可に係る取扱品目の部類に属する物品を貯蔵し、保管し、仕分けし、調製し、又は配送するための施設を開設区域内に設置しようとするときは、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。

(売買取引の制限)

第五十四条 知事は、せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命じることができる。

- 一 談合その他不正な行為があると認めるとき。

一 不当な価格が形成されていると認めるとき又は形成されるおそれがあると認めるとき。

2 知事は、前項に規定するもののほか、卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は買出人（市場内において仲卸業者から販売を受ける者をいう。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対し市場での売買を差し止めることができる。

一 売買取引について不正又は不当な行為があると認めるとき。

二 買受代金の支払を怠ったとき。

（衛生上有害な物品の売買禁止等）

第五十五条 市場関係者は、衛生上有害な物品が市場に搬入されないよう努めるものとする。

2 衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

3 知事は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命じることができる。

（卸売予定数量等の報告）

第五十六条 卸売業者は、毎開場日、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる物品について、品目ごとの数量及び主要な産地を知事に報告しなければならない。

一 当日卸売をする物品

二 第四十四条第一項第二号の規定により知事の承認を受けて当日卸売をする物品

2 卸売業者は、毎開場日、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

一 当日卸売をした物品について、売買取引の方法ごとの卸売の数量及び卸売価格

二 第四十四条第一項第二号の規定により知事の承認を受けて当日卸売をした物品について、当該卸売に係る卸売の数量及び卸売価格

3 卸売業者は、毎月、規則で定めるところにより、前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び卸売金額（単価に数量を乗じて得た金額にその百分の五に相当する金額を加えた金額をいう。以下同じ。）を知事に報告しなければならない。

（卸売業者による卸売予定数量等の公表）

第五十七条 卸売業者は、毎開場日、次に掲げる物品について、主要な品目の数量及びその主要な産地を卸売のための販売開始時刻までに、卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。

一 当日卸売をする物品

二 第四十四条第一項第二号の規定により知事の承認を受けて当日卸売をする物品

2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、卸売が終了した後速やかに、売買取引の方法ごとに、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 当日卸売をした物品について、主要な品目ごとの主要な産地、卸売の数量並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格

二 第四十四条第一項第二号の規定により知事の承認を受けて当日卸売をした物品について、主要な品目ごとの当該卸売に係る卸売の数量並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格

（開設者による卸売予定数量等の公表）

第五十八条 知事は、卸売業者から第五十六条第一項の規定による報告を受けたときは、当日の卸売のための販売開始時刻までに、次に掲げる物品について、主要な品目の数量及びその主要な産地並

びに前開場日に卸売された主要な品目の数量及び卸売価格を市場の見やすい場所に掲示するものとする。

一 当日卸売される物品

二 第四十四条第一項第二号の規定により承認を受けて当日卸売される物品

2 知事は、卸売業者から第五十六条第二項の規定による報告を受けたときは、規則に定めるところにより、売買取引の方法ごとに、次に掲げる事項を公表するものとする。この場合において、卸売価格については、産地別に高値、中値及び安値に区分してするものとする。

一 当日卸売された物品について、主要な品目ごとの主要な産地、卸売の数量及び卸売価格

二 第四十四条第一項第二号の規定により承認を受けて当日卸売された物品について、主要な品目ごとの当該卸売に係る卸売の数量及び卸売価格

（仕切り及び送金）

第五十九条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価、数量、単価に数量を乗じて得た金額の合計額、当該合計額の百分の五に相当する金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により、第六十五条の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価に数量を乗じて得た金額の合計額及び当該合計額の百分の五に相当する金額）、控除すべき第六十一条で規定する委託手数料並びに当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書並びに売買仕切金を送付しなければならない。

（仕切り及び送金に関する特約）

第六十条 卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約を結んだときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を知事に届け出なければならない。

一 申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

二 特約の相手方の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

三 特約の内容

四 支払方法

（委託手数料の率）

第六十一条 卸売業者が、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料は、卸売金額に次の各号に掲げる取扱品目ごとにそれぞれ当該各号に掲げる率以内において規則で定める率を乗じて得た金額とする。

一 野菜及びその加工品 百分の八・五

二 果実及びその加工品 百分の七・〇

三 生鮮水産物及びその加工品 百分の五・五

四 規則で定めるその他の食料品 百分の五・〇

（売買仕切金の前渡し等）

第六十二条 卸売業者は、出荷者に対し、売買仕切金を前渡ししようとするとき、売買仕切金の支払

を担保する保証金を差し入れようとするとき、又は出荷を誘引するために資金を貸し付けようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 二 売買仕切金の前渡し等をしようとする出荷者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 三 売買仕切金の前渡し等の額及び支出の条件
- 四 売買仕切金の前渡し等をしようとする理由

3 知事は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る売買仕切金の前渡し等が卸売業者の財務の健全性を損なうおそれ又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認められるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

（出荷奨励金の交付）

第六十三条 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対して出荷奨励金を交付しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 二 出荷奨励金を交付しようとする出荷者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 三 当該出荷奨励の対象となる物品の品目
- 四 当該出荷奨励の対象となる期間
- 五 出荷奨励金を交付する基準
- 六 出荷奨励金を交付する理由

3 知事は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る出荷奨励金の交付が卸売業者の財務の健全性を損なうおそれ又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがなく、かつ、取扱品目の安定的供給の確保に資するものと認められるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

（買受代金の即時支払義務）

第六十四条 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者があらかじめ知事の承認を受けて買受人と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）、買い受けた物品の代金（買い受けた額にその百分の五に当たる額を加えた額とする。）を支払わなければならない。

2 仲卸業者から物品を買い受けた者は、仲卸業者に対し、買受代金をできるだけ早期に支払うように努めなければならない。

3 第一項ただし書の規定により支払猶予の特約の承認を受けようとする卸売業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書に規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 二 特約の相手方の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 三 支払の場所、期日及び方法並びにその保証の方法等に関する特約の内容

4 知事は、第一項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしてはならない。

- 一 当該特約が、その他の買受人に対して不当な差別的な取扱いとなるものであるとき。
- 二 当該特約により卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあるとき。

（卸売代金の変更の禁止）

第六十五条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、規則で定めるところにより、知事が正当な理由があると確認したときは、この限りでない。

（完納奨励金の交付）

第六十六条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、買受人に対して完納奨励金を交付しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 二 完納奨励金を交付しようとする相手方の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 三 完納奨励金を交付する基準
- 四 完納奨励金を交付する理由

3 知事は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る完納奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損なうおそれ又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがなく、かつ、卸売業者の間において過度の競争による弊害が生じるおそれがないと認められるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

第四章 市場施設の使用

（市場施設の使用許可）

第六十七条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者は、市場の用地、建物その他の施設（以下「市場施設」という。）を使用しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。この場合において、市場施設の位置、面積、使用期間、用途その他の使用条件は、知事が指定する。

2 知事は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、売買参加者その他前項に規定する者以外の者に対して、市場施設の使用を許可することができる。この場合において、市場施設の位置、面積、使用期間、用途その他の使用条件は、知事が指定する。

3 前項の許可を受けた者は、当該許可を受けた日から起算して一月以内に保証金を知事に預託しなければならない。ただし、公共的な目的のために使用する場合その他特別の理由がある場合で知事が認めるときは、この限りでない。

4 第二項の許可を受けた者で前項の保証金を預託しなければならない者は、当該保証金を預託した後でなければ市場施設の使用を開始してはならない。

5 第三項の保証金の額は、第七十四条第一項の規定に基づき定める使用料の月額に六倍に相当する額の範囲内において規則で定める。

6 第八条第二項及び第三項並びに第九条から第十一条までの規定は、第三項の保証金について準用する。

(用途変更、転貸等の禁止)

第六十八条 前条第一項及び第二項の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該市場施設を所定の用途以外の用途に使用し、又は当該市場施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。

(原状変更の禁止)

第六十九条 使用者は、知事の承認を受けずに当該市場施設に建築、造作、模様替えその他原状を変更する行為をしてはならない。

2 使用者が知事の承認を受けて、当該市場施設の原状を変更したときは、知事は、当該市場施設の返還の際に、使用者に対し原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の支払を命じることができる。

(善良な管理者の注意及び補修命令)

第七十条 使用者は、善良な管理者の注意をもって、市場施設を使用しなければならない。

2 知事は、故意又は過失により市場施設を滅失し、又はき損した者に対し、その補修を命じ、又はその費用の支払を命じることができる。

(許可の取消しその他の規制)

第七十一条 知事は、次の各号に掲げる場合には、使用者に対し、市場施設の使用の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他必要な措置を命じることができる。

一 災害の予防、公害の防止、衛生の確保その他市場の秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるとき。

二 使用者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく知事の指示若しくは処分に違反したとき。

三 その他市場の管理上知事が必要と認めたとき。

(市場施設等の検査)

第七十二条 知事は、災害の予防、公害の防止、衛生の確保その他市場施設の適正な使用を図るため必要があると認めるときは、使用者の使用する市場施設について検査をすることができる。

(返還)

第七十三条 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は第十八条及び第二十八条に規定する業務許可の取消しその他の理由により市場施設を使用しなくなったときは、相続人、清算人、代理人又は当該使用者は、知事の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。

ただし、知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

(使用料等)

第七十四条 市場施設の使用料は、月単位で徴収するものとし、その額は、別表第七の金額に百分の

百五を乗じて得た金額(卸売業者市場使用料及び仲卸業者市場使用料にあつては、同表の金額)の範囲内で規則で定める。

2 既納の使用料は、返還しない。ただし、使用者がその責任に基づかない事由によりその使用が著しく困難となったときその他規則で定める特別の理由がある場合は、この限りでない。

3 知事は、公益上特別の必要があると認められるとき、その他規則で定める特別の理由がある場合は、第一項の使用料を減免することができる。

4 使用者が市場において使用する電気、水道等の費用で知事の指定するものは、使用者の負担とする。

5 前各項に定めるもののほか、使用料及び費用の負担に関し、必要な事項は、規則で定める。

第五章 監督

(報告及び検査)

第七十五条 知事は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善措置命令)

第七十六条 知事は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務若しくは会計に関し、必要な改善措置を採るべき旨を命じ、又は当該卸売業者が支配関係(株式会社の発行済株式の総数又は有限会社の資本の出資口数の過半数を有する場合その他これに準じる場合をいう。)を有する法人の業務若しくは会計に関し必要な改善措置を採るべき旨を勧告することができる。

2 知事は、市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の業務又は会計に関し、必要な改善措置を採るべき旨を命じることができる。

3 知事は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、関連事業者に対し、当該関連事業者の業務又は会計に関し、必要な改善措置を採るべき旨を命じることができる。

(監督処分)

第七十七条 知事は、卸売業者、仲卸業者又は売買参加者に、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為がある場合には、これらの者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、五万円以下の過料を科し、又は卸売業者にあつては第一号、仲卸業者にあつては第二号、売買参加者にあつては第三号に掲げる処分をすることができる。

- 一 六月以内の期間を定めて法第十五条第一項の許可に係る卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずること。
 - 二 第十八条第一項の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその許可に係る仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
 - 三 第二十五条第一項の承認を取り消し、又は六月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずること。
- 2 知事は、関連事業者に、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為がある場合には、当該関連事業者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、第二十八条第一項の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。
- 3 知事は、せり人が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該せり人に対し第十二条第一項の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてせり人の業務の停止を命じることができる。
- 4 知事は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者（以下「卸売業者等」という。）の代表者、代理人又は使用人その他の従業者に、当該卸売業者等の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為があるときは、当該行為者に対して、六月以内の期間を定めて入場の停止を命じることができる。

第六章 三重県中央卸売市場運営協議会

（設置）

第七十八条 市場の業務の適正かつ健全な運営の確保を図るため、三重県中央卸売市場運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第七十九条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 市場業務の運営に関すること。
- 二 売買取引に関すること。
- 三 前二号に定めるもののほか、市場に関する重要事項に関すること。

（組織）

第八十条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

（委員）

第八十一条 委員は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の利害関係者及び学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長）

第八十二条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第八十三条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事）

第八十四条 協議会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、協議会の会務を処理する。

（庶務）

第八十五条 協議会の庶務は、農林水産商工部において処理する。

（委任）

第八十六条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

第七章 雑則

（卸売業務の代行）

第八十七条 知事は、卸売業者が許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由により卸売の業務の全部又は一部を行うことができなくなった場合には、当該卸売業者（卸売業者であつた者を含む。）に対しその行うことができなくなった卸売の業務に係る卸売のための販売の委託の申し込みのあつた物品について、他の卸売業者にその卸売の業務を行わせるものとする。

2 知事は、前項の卸売の業務を行わせる卸売業者がいなく又は他の卸売業者に卸売の業務を行わせることが不適当と認めるときは、自らその卸売の業務を行うものとする。この場合において、第二章第一節（第十二条から第十六条までの規定を除く。）の規定は、適用しないものとする。

（無許可営業の禁止）

第八十八条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合並びに知事が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、何人も市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に退去を命じることができる。

（市場の出入等に対する指示）

第八十九条 市場への出入、市場施設の使用並びに物品の搬入、搬出及び市場内における運搬については、知事の指示に従わなければならない。

2 知事は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入り、市場施設の使用並びに物品の搬入、搬出及び市場内における運搬を禁止することができる。

（市場秩序の保持等）

第九十条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為をしてはならない。

2 知事は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場に入場する者に対し、入場の禁止及び制限、退場その他必要な措置をすることができる。
(許可等の制限又は条件)

第九十一条 この条例の規定による許可、認可、承認又は指定には、制限又は条件を付けることができる。

2 前項の制限又は条件は、許可、認可、承認又は指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可、認可、承認又は指定を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

(規則への委任)

第九十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
2 この条例の施行前にこの条例による改正前の三重県中央卸売市場条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為はこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表第一 (第三十五条関係)

部 類	物 品
青 果 部	近在物 (開設区域内で生産され、生産者個人が出荷した野菜及び果実)
水産物部	前物 (開設区域内で水揚げされ、生産者個人が出荷した魚介類)

別表第二 (第三十五条関係)

部 類	物 品
水産物部	かつお

別表第三 (第三十五条関係)

部 類	物 品
青 果 部	別表第一に掲げる物品以外の食料品
水産物部	別表第一及び別表第二に掲げる物品以外の食料品

別表第四 (第四十三条関係)

部 類	物 品
青 果 部	一 かんしょ、ばれいしょ、かぼちゃ、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、たまねぎ、まめもやし、かいわれだいこん、なめこ、えのきたけ、ひらたけ及びぶなしめじ並びに野菜の加工品
	二 かんきつ類 (別表第五の青果部の第二号に掲げるかんきつ類を除く。)、りんご、かき、くり、パイナップル、バナナ、キウイフルーツ並びに冷凍果実及び

水産物部	果実の加工品
	三 加工食料品 (前二号に掲げる加工食料品を除く。)
	一 冷凍鯨肉以外の冷凍水産物 (その市場で解凍して卸売するものを除く。) 及び生鮮水産物の加工品 (湯煮又は焼干ししたものを除く。)
	二 加工食料品 (前号に掲げる加工食料品を除く。)

別表第五 (第四十三条関係)

部 類	物 品
青 果 部	一 くわい、ゆりね、ほうふろ、はなまるきゅうり、山菜類、香辛野菜、つま物野菜その他その品目又は品質が特殊であるため、通常、一般消費者の日常生活において食用に供されることが少なく、飲食店の営業用、つけ物の原料用等の加工用等に限られた特殊な用途に供される野菜
	二 ゆず類、だいたい、うめ、ぎんなんその他その品目又は品質が特殊であるため、通常、一般消費者の日常生活において食用に供することが少なく飲食店の営業用、つけ物の原料用等の加工用等限られた特殊な用途に供される果実
水産物部	淡水魚類、ぶぐ、貝類 (かき類を除く。)、いせえび・ざりがに類、しゃこ類、あみ類、うに・なまこ類、さめ類、冷凍鯨肉その他その品目又は品質が特殊であるため、通常、一般消費者の日常生活において食用に供することが少なく、飲食店の営業用、練製品の原料用等の加工用等限られた特殊な用途に供される水産物

別表第六 (第四十三条関係)

部 類	物 品
青 果 部	一 だいこん、かぶ、れんこん、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、みつば、セルリ、アスパラガス、ブロッコリー、カリフラワー、レタス (リーフ系レタス、サラダ菜を含む。)、なばな、きゅうり、なす、トマト (ミニトマトを含む。)、ししとう、ピーマン、とうもろこし、さやいんげん (さやささげを含む。)、にんにく、ちつきょう、きのこ類のうち一定の規格を有しているもの
	二 なし、もも (ネクタリンを含む。)、いちご、メロン、すいかのうち一定の規格を有しているもの
水産物部	まぐろ類 (まぐろ、めじ、めばち、きはだまぐろ、とんぼしび、その他まぐろ)、養殖まだい、あじ、さば、いわし、たこ (煮たこを含む。) のうち一定の規格を有しているもの

別表第七 (第七十四条関係)

種 別	金 額 (月 額)
卸売業者市場使用料	卸売金額の千分の三・五

仲卸業者市場使用料	第五十二条第二項の規定により許可を受けた場合におけるその買入れた物品の販売金額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）の千分の三・五	
卸売業者売場使用料	一平方メートルにつき	三百二十円
低温売場使用料	一平方メートルにつき	九百十五円
仲卸業者売場使用料	一平方メートルにつき	千四百四十円
買荷保管積込所使用料	一平方メートルにつき	千七百五十円
倉庫使用料	一平方メートルにつき	千三十円
冷蔵庫使用料	一棟（建物、機械一式）につき	五百二十四万三千円
製氷施設使用料	一棟（建物、機械一式）につき	二十万七千円
関連商品売場使用料	一平方メートルにつき	千四百二十円
業者事務所使用料	一平方メートルにつき	千三百三十円
金融機関事務所使用料	一平方メートルにつき	千四百二十円
加工施設使用料	一棟につき	七十三万六千円
水産加工施設使用料	一平方メートルにつき	七百六十五円
敷地使用料	一平方メートルにつき	百三十円

三重県警察関係手数料条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第二十二号

三重県警察関係手数料条例

三重県警察関係手数料条例（昭和三十三年三重県条例第六十四号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条の規定に基づき、公安委員会又は警察署長の行方次条以下に規定する許可、認定、交付等（以下「許可等」と総称する。）に伴い徴収する手数料について、必要な事項を定めるものとする。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係手数料）

第二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号。以下この条において「法」という。）の規定に基づき、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。

- 一 法第三条第一項に規定する風俗営業の許可を受けようとする者 風俗営業許可申請手数料
- 二 法第五条第四項に規定する風俗営業の許可証の再交付を受けようとする者 風俗営業許可証再交付手数料
- 三 法第七条第一項に規定する風俗営業の相続に係る承認を受けようとする者 風俗営業相続承認申請手数料

- 四 法第七条の二第一項に規定する風俗営業者たる法人の合併に係る承認を受けようとする者 風俗営業合併承認申請手数料
- 五 法第九条第一項に規定する構造又は設備の変更の承認を受けようとする者 風俗営業変更承認申請手数料
- 六 法第九条第四項に規定する風俗営業の許可証の書換えを受けようとする者 風俗営業許可証書換え手数料
- 七 法第十条の二第一項に規定する特例風俗営業者の認定を受けようとする者 特例風俗営業者認定申請手数料
- 八 法第十条の二第五項に規定する特例風俗営業者の認定証の再交付を受けようとする者 特例風俗営業者認定証再交付手数料
- 九 法第二十条第八項に規定する同条第二項の遊技機の認定を受けようとする者 遊技機認定申請手数料
- 十 法第二十条第八項に規定する同条第四項の遊技機の検定を受けようとする者 遊技機検定申請手数料
- 十一 法第二十条第八項に規定する同条第五項の指定試験機関が行う遊技機の認定に必要な試験を受けようとする者 遊技機試験申請手数料
- 十二 法第二十条第八項に規定する同条第五項の指定試験機関が行う遊技機の検定に必要な試験を受けようとする者 型式試験申請手数料
- 十三 法第二十条第十項において準用する法第九条第一項の規定による遊技機の変更の承認を受けようとする者 遊技機変更承認申請手数料
- 十四 法第二十四条第六項に規定する営業所の管理者に対する講習を受けようとする者 営業所管理者講習手数料

2 前項の手数料の額は、別表第一の上欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める額とする。
（古物営業法関係手数料）

第三条 古物営業法（昭和二十四年法律第百八号。以下この条において「法」という。）の規定に基づき、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。

- 一 法第三条第一項に規定する古物営業の許可を受けようとする者 古物営業許可申請手数料
- 二 法第五条第四項に規定する古物営業の許可証の再交付を受けようとする者 古物営業許可証再交付手数料
- 三 法第七条第四項に規定する古物営業の許可証の書換えを受けようとする者 古物営業許可証書換え手数料

2 前項の手数料の額は、別表第二の上欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の下欄に定める額とする。
（火薬類取締法関係手数料）

第四条 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号。以下この条において「法」という。）の規定に基づき、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。

一 法第十七条第一項（法第五十条の二第一項に規定する場合に限る。）に規定する火薬類の譲渡しの許可を受けようとする者 猟銃用火薬類等譲渡許可申請手数料

二 法第十七条第一項（法第五十条の二第一項に規定する場合に限る。）に規定する火薬類の譲受けの許可を受けようとする者 猟銃用火薬類等譲受許可申請手数料

三 法第十九条第一項に規定する運搬証明書の交付を受けようとする者 火薬類運搬証明書交付手数料

四 法第二十四条第一項（法第五十条の二第一項に規定する場合に限る。）に規定する火薬類の輸入の許可を受けようとする者 輸入許可申請手数料

2 前項の手数料の額は、別表第三の上欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

（質屋営業法関係手数料）

第五条 質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号。以下この条において「法」という。）の規定に基づき、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。

一 法第二条第一項に規定する質屋営業の許可を受けようとする者 質屋営業許可申請手数料

二 法第四条第一項に規定する質屋営業所の移転の許可を受けようとする者 質屋営業所移転許可申請手数料

三 法第四条第一項に規定する質屋営業所の管理者の新設又は変更の許可を受けようとする者 質屋営業所管理者新設・変更許可申請手数料

四 法第八条第二項に規定する質屋営業の許可証の書換えを受けようとする者 質屋営業許可証書換え手数料

五 法第八条第四項に規定する質屋営業の許可証の再交付を受けようとする者 質屋営業許可証再交付手数料

2 前項の手数料の額は、別表第四の上欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の下欄に定める額とする。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係手数料）

第六条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百六十六号。以下この条において「法」という。）の規定に基づき、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。

一 法第五十九条の二第五項（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する届出を証明する文書の交付を受けようとする者 運搬証明書交付手数料

二 法第五十九条の二第九項（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する運搬証明書の書換えを受けようとする者 運搬証明書書換え手数料

三 法第五十九条の二第十項（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する運搬証明書の再交付を受けようとする者 運搬証明書再交付手数料

2 前項の手数料の額は、別表第五の上欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の下欄に定める額とする。

（銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料）

第七条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下この条において「法」という。）

の規定に基づき、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。

一 法第四条第一項に規定する銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けようとする者 銃砲刀剣類所持許可申請手数料

二 法第五条の三第一項に規定する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習を受けようとする者 猟銃等取扱講習手数料

三 法第五条の四第一項に規定する猟銃の操作及び射撃に関する技能検定を受けようとする者 猟銃技能検定申請手数料

四 法第六条第一項に規定する銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けようとする者 国際競技参加外国人銃砲刀剣類所持許可申請手数料

五 法第七条第一項ただし書に規定する法第四条第一項第一号の許可を現に受けている者で、更に同号の許可を受けようとするもの 銃砲刀剣類所持許可証追記申請手数料

六 法第七条第二項に規定する銃砲刀剣類所持の許可証の書換えを受けようとする者 銃砲刀剣類所持許可証書換え手数料

七 法第七条第二項に規定する銃砲刀剣類所持の許可証の再交付を受けようとする者 銃砲刀剣類所持許可証再交付手数料

八 法第七条の三第二項に規定する猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者 猟銃等所持許可更新申請手数料

九 法第九条の五第二項に規定する射撃教習を受ける資格の認定を受けようとする者 射撃教習資格認定申請手数料

十 法第九条の十第二項に規定する射撃練習を受ける資格の認定を受けようとする者 射撃練習資格認定申請手数料

2 前項の手数料の額は、別表第六の上欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

（道路交通法関係手数料）

第八条 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下この条において「法」という。）の規定に基

づき、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。

一 法第四十九条第一項又は第二項に規定するパーキング・メーターを作動させようとする者又はパーキング・チケット発給設備によりパーキング・チケットの発給を受けようとする者

パーキング・メーター作動等手数料

- 二 法第七十七条第一項に規定する道路を使用するための許可を受けようとする者
道路使用許可申請手数料
- 三 法第七十八条第五項に規定する道路使用許可証の再交付を受けようとする者
道路使用許可証再交付手数料
- 四 法第八十九条に規定する運転免許試験を受けようとする者
運転免許試験手数料
- 五 法第九十一条に規定する運転することができる自動車及び原動機付自転車の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、三重県公安委員会の審査を受けようとするもの
審査手数料
- 六 法第九十二条第一項に規定する運転免許証（以下この条において「免許証」という。）の交付を受けようとする者
免許証交付手数料
- 七 法第九十四条第二項に規定する免許証の再交付を受けようとする者
免許証再交付手数料
- 八 法第九十九条の二第四項に規定する技能検定員資格者証の交付を受けようとする者
技能検定員資格者証交付手数料
- 九 法第九十九条の二第四項第一号イに規定する審査を受けようとする者
技能検定員審査手数料
- 十 法第九十九条の三第四項に規定する教習指導員資格者証の交付を受けようとする者
教習指導員資格者証交付手数料
- 十一 法第九十九条の三第四項第一号イに規定する審査を受けようとする者
教習指導員審査手数料
- 十二 法第百条の二第一項に規定する再試験を受けようとする者
再試験手数料
- 十三 法第百一条第一項又は法第百一条の二第一項に規定する免許証の有効期間の更新を受けようとする者
免許証更新手数料
- 十四 法第百七条の七第一項に規定する国外運転免許証の交付を受けようとする者
国外運転免許証交付手数料
- 十五 法第百八条の二第一項各号に掲げる講習を受けようとする者
講習手数料
- 十六 法第百八条の二第一項第十号又は同項第十三号に掲げる講習を受けようとする者
通知手数料
- 2 前項の手数料の額は、別表第七の上欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。
- 3 技能検定員審査を受けようとする者が別表第八の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、技能検定員審査手数料の額は、別表第七の九の項の下欄の規定にかかわらず、別表第八の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ別表第七の九の項の下欄に定める額から、別表第八の下欄に定める額を減じた額とする。
- 4 教習指導員審査を受けようとする者が別表第九の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、教習指導員審査手数料の額は、別表第七の十一の項の下欄の規定にかかわらず、別表第九の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ別表第七の十一の項の下欄に定める額から、別表第九の下欄に定める額を減じた額とする。
- 5 法第百八条の四第一項に規定する指定講習機関（以下「指定講習機関」という。）が行う法第百

- 八条の二第二項第十号に掲げる講習を受けようとする者は、第一項の規定にかかわらず、同項第十五号の講習手数料を当該指定講習機関に納めなければならない。
- 6 前項の規定により指定講習機関に納められた講習手数料は、当該指定講習機関の収入とする。
（警備業法関係手数料）
- 第九条 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下この条において「法」という。）の規定に基づき、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。
- 一 法第四条に規定する警備業の認定を受けようとする者
警備業認定申請手数料
- 二 法第四条の二第五項に規定する認定証の再交付を受けようとする者
警備業認定証再交付手数料
- 三 法第四条の四第一項に規定する認定証の更新を受けようとする者
警備業認定証更新申請手数料
- 四 法第六条第三項に規定する認定証の書換えを受けようとする者
警備業認定証書換え手数料
- 五 法第十条の二に規定する検定を受けようとする者
警備業検定申請手数料
- 六 法第十二条の三第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けようとする者
警備員指導教育責任者資格者証交付申請手数料
- 七 法第十一条の三第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を受けようとする者
警備員指導教育責任者講習手数料
- 八 法第十一条の三第四項に規定する警備員指導教育責任者資格者証の書換えを受けようとする者
警備員指導教育責任者資格者証書換え手数料
- 九 法第十一条の三第五項に規定する警備員指導教育責任者資格者証の再交付を受けようとする者
警備員指導教育責任者資格者証再交付手数料
- 十 法第十一条の六第二項に規定する機械警備業務管理者資格者証の交付を受けようとする者
機械警備業務管理者資格者証交付申請手数料
- 十一 法第十一条の六第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習を受けようとする者
機械警備業務管理者講習手数料
- 十二 法第十一条の六第三項において準用する機械警備業務管理者資格者証の書換えを受けようとする者
機械警備業務管理者資格者証書換え手数料
- 十三 法第十一条の六第三項において準用する機械警備業務管理者資格者証の再交付を受けようとする者
機械警備業務管理者資格者証再交付手数料
- 2 前項の手数料の額は、別表第十の上欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。
（その他の手数料）
- 第十条 地方自治法第二百二十七条の規定に基づき、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。
- 一 自動車保管場所証明書の交付を受けようとする者
自動車保管場所証明書交付申請手数料

- 一 自動車保管場所証明書の再交付を受けようとする者 自動車保管場所証明書再交付手数料
- 三 自動車保管場所標章の交付を受けようとする者 自動車保管場所標章交付手数料
- 四 自動車保管場所標章の再交付を受けようとする者 自動車保管場所標章再交付手数料
- 五 盗難等の被害届出の証明書の交付を受けようとする者 盗難等被害届出証明書交付申請手数料
- 六 遺失届出の証明書の交付を受けようとする者 遺失届出証明書交付申請手数料
- 七 海外渡航者の犯罪経歴に関する証明書の交付を受けようとする者 海外渡航者犯罪経歴証明書交付申請手数料

2 前項の手数料の額は、別表第十一の上欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の下欄に定める額とする。

(手数料の納付時期及び方法)

第十一条 第二条から前条までに掲げる手数料(第八条第一項第一号及び同条第五項に掲げる手数料を除く。)は、許可等を受けようとする際に、三重県証紙条例(昭和四十年三重県条例第十二号)に定める方法により納付するものとする。

2 第八条第一項第一号に掲げる手数料は、パーキング・メーターを作動させようとする際又はパーキング・チケットの発給を受けようとする際に、パーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備に表示する方法により納付するものとする。

3 第八条第五項に掲げる手数料は、指定講習機関が定める時期及び方法により納付するものとする。

4 既納された申請、講習、試験、審査、通知に係る手数料及び第二項の手数料は、還付しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(三重県パーキング・メーター作動等手数料条例の廃止)

2 三重県パーキング・メーター作動等手数料条例(昭和四十九年三重県条例第五十一号)は、廃止する。

(三重県古物営業法関係手数料条例の廃止)

3 三重県古物営業法関係手数料条例(平成七年三重県条例第四十一号)は、廃止する。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和三十九年三重県条例第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条を削る。

別表第一(第二条関係)

手数料の種別	区 分	手 数 料 の 額
一 風俗営業許可申請手数料	イ ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和五十九年十一月七日。以	a 三月以内の期間を限って営む営業 一万六千円

下この表において「政令」という。)第七条に規定する営業について風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和三十九年法律第百二十二号。以下この表において「法」という。)第三条第一項の許可(以下単に「許可」という。)を受けようとする場合で、営業所に設置する遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機がないとき。

b その他
の営業

二万七千円

ロ ぱちんこ屋又は政令第七条に規定する営業について許可を受けようとする場合で、営業所に設置する遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機があるとき。

イのa又はbの下欄に定める額に、認定を受けた遊技機以外の遊技機一台ごとに二十円(検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機については、それぞれ九の項のハの下欄に定める額から二千七百円を減じた額)を加算した額

ハ ぱちんこ屋及び政令第七条に規定する営業以外の風俗営業について許可を受けようとする場合

a 三月以内の期間を限って営む営業

一万五千円

b その他
の営業

二万七千円

二 風俗営業許可証再交付手数料

千二百円

三 風俗営業相続承認申請手数料

九千円

四 風俗営業合

一万二千円

併承認申請手数料		
五 風俗営業変更承認申請手数料		一万千円
六 風俗営業許可証書換入手数料		千五百円
七 特例風俗営業業者認定申請手数料		一万五千円
八 特例風俗営業業者認定証再交付手数料		千二百円
九 遊技機認定申請手数料	イ 法第二十条第五項の指定試験機関（以下単に「指定試験機関」という。）が行う認定に必要な試験（以下「遊技機試験」という。）を受けた遊技機について認定を受けようとする場合	二千七百円
	ロ 法第二十条第四項の検定（以下単に「検定」という。）を受けた型式に属する遊技機（遊技機試験を受けたものを除く。）について認定を受けようとする場合	二千七百二十円
	ハ イ又はロの遊技機以外の遊技機について認定を受けようとする場合	三万千七百円
	1 ぱちんこ遊技機	
	a 入賞を容易にするための装置であつて国家公安委員会規則で定めるもの（以下「特定装置」という。）が設けられてい るもの（当	
	i マイク ロプロセ ッサー （電子計 算機の中 央演算処 理装置を 構成する 集積回路 をいう。 以下同 じ。）を	

	該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）	ii iに掲げるものの以外のもの	八千二百円
	b 特定装置が設けられているもの（aに掲げるものを除く。）	i マイク ロプロセ ッサーを 内蔵する ものの ii iに掲 げるもの 以外のもの	二万四千七百円
	c a又はbに掲げるものの以外のもの		五千九百円
2 回胴式遊技機	a マイクロプロセッサーを内蔵するもの		五万九千七百円
	b aに掲げるものの以外のもの		一万四千七百円
3 アレンジボール遊技機	a マイクロプロセッサーを内蔵するもの		三万七千七百円
	b aに掲げるものの以外のもの		一万八千八百円
4 じゃん球遊技機	a マイクロプロセッサーを内蔵するもの		三万七千七百円
	b aに掲げるものの以外のもの		一万八千八百円
5 1から4までに掲げる遊技機以外の遊技機	a マイクロプロセッサーを内蔵するもの		二万四千七百円
	b aに掲げるものの以外のもの		三千六百八十円

十 遊技機検定 申請手数料	ものを		
	イ 指定試験機関が行う検定に必要な試験 (以下「型式試験」という。)を受けた 型式について検定を受けようとする場合		六千三百円
	ロ 検定を受けようとする都道府県公安委 員会以外の都道府県公安委員会の検定を 受けた型式(型式試験を受けたものを除 く。)について検定を受けようとする場 合		一万八千円
	ハ イ又 はロの 型式以 外の型 式につ いて検 定を受 けよう とする 場合	1 ぱちんこ遊技機	百五十三万円
		a 特定装置 が設けられ ているもの (当該特定 装置を連続 して作動さ せることが できるもの に限る。)	二十九万六千円
		i マイク ロプロセ ッサーを 内蔵する もの	
		ii iに掲 げるもの 以外のもの	
		b 特定装置 が設けられ ているもの (aに掲げ るものを除 く。)	百十四万千円
		i マイク ロプロセ ッサーを 内蔵する もの	
		ii iに掲 げるもの 以外のもの	
		c a又はbに掲げるもの 以外のもの	十七万四千円
		2 回胴式遊技機	百八十二万六千円
		a マイクロプロセッサー を内蔵するもの	三十九万九千円
		b aに掲げるもの以外の もの	
		3 アレンジボール遊技機	百十九万三千円
		a マイクロプロセッサー	

十一 遊技機試 験申請手数料	イ ぱちんこ遊技機について遊技機試験を 受けようとする場合	を内蔵するもの	
		b aに掲げるもの以外の もの	三十四万九千円
		4 じゃん球遊技機	
		a マイクロプロセッサー を内蔵するもの	百十九万二千円
	ロ 回胴式遊技機について遊技機試験を受 けようとする場合	b aに掲げるもの以外の もの	三十四万八千円
		1 特定装置が設 けられているも の(当該特定装 置を連続して作 動させることが できるものに 限る。)	三万二千三百円
		a マイクロプロ セッサーを内蔵 するもの	八千五百円
		b aに掲げるも の以外のもの	
	ハ アレンジボール遊技機について遊技機 試験を受けようとする場合	2 特定装置が設 けられているも の(1に掲げる ものを除く。)	二万五千二百円
		a マイクロプロ セッサーを内蔵 するもの	八千五百円
		b aに掲げるも の以外のもの	
		3 1又は2に掲げるもの以外のもの	五千七百円
	ニ じゃん球遊技機について遊技機試験を 受けようとする場合	1 マイクロプロセッサーを内蔵する もの	六万二千三百円
		2 1に掲げるもの以外のもの	一万五千三百円
		1 マイクロプロセッサーを内蔵する もの	三万三千三百円
		2 1に掲げるもの以外のもの	一万八千円
		1 マイクロプロセッサーを内蔵する もの	三万三千三百円

十二 型式試験 申請手数料	ホ イからニまでに掲げる遊技機以外の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合		二万五千三百円
	1 マイクロプロセッサーを内蔵するもの		三千三百円
	2 1に掲げるもの以外のもの		一万八千三百円
	イ ばちんこ遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合		百五十二万四千二百円
	1 特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)	a マイクロプロセッサーを内蔵するもの	二十九万二千二百円
		b aに掲げるもの以外のもの	二十九万二千二百円
	2 特定装置が設けられているもの(1に掲げるものを除く。)	a マイクロプロセッサーを内蔵するもの	二十九万二千二百円
		b aに掲げるもの以外のもの	二十九万二千二百円
	3 1又は2に掲げるもの以外のもの		十六万八千二百円
	ロ 回胴式遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合		百八十一万二千二百円
	1 マイクロプロセッサーを内蔵するもの		三十九万三千二百円
	2 1に掲げるもの以外のもの		三十九万三千二百円
	ハ アレンジボール遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合		百十八万七千二百円
	1 マイクロプロセッサーを内蔵するもの		三十四万三千二百円
	2 1に掲げるもの以外のもの		三十四万三千二百円
	ニ じゃん球遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合		百十八万六千二百円
	1 マイクロプロセッサーを内蔵するもの		三十四万二千二百円
	2 1に掲げるもの以外のもの		三十四万二千二百円

十三 遊技機変更承認申請手数料	イ 承認を受けようとする遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機がない場合	三千四百円
	ロ 承認を受けようとする遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機がある場合	三千四百円に、認定を受けた遊技機以外の遊技機一台ごとに二十円(検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機については、それぞれ九の項のハの下欄に定める額から二千七百円を減じた額)を加算した額
十四 営業所管理者講習手数料		講習一時間につき 六百五十円
備考		
一 一の項の許可を受けようとする者が本県において同時に他の同項の許可を受けようとする場合における当該他の同項の許可に係る手数料の額は、それぞれ同項下欄に定める額から九千三百円を減じた額とする。		
二 法第四条第三項の規定が適用される営業所につき一の項の許可を受けようとする場合における手数料の額は、それぞれ同項下欄に定める額に七千四百円を加算した額とする。		
三 三の項の承認を受けようとする者が本県において同時に他の同項の承認を受けようとする場合における当該他の同項の承認に係る手数料の額は、それぞれ同項下欄に定める額から五千二百円を減じた額とする。		
四 四の項の承認を受けようとする者が本県において同時に他の同項の承認を受けようとする場合における当該他の同項の承認に係る手数料の額は、それぞれ同項下欄に定める額から八千二百円を減じた額とする。		
五 七の項の認定を受けようとする者が本県において同時に他の同項の認定を受けようとする場合における当該他の同項の認定に係る手数料の額は、それぞれ同項下欄に定める額から三千三百円を減じた額とする。		
六 九の項の認定を受けようとする者が本県において同時に他の遊技機について認定を受けようとする場合における当該他の遊技機の認定に係る手数料の額は、それぞれ同項下欄に定める額から二千七百円を減じた額とする。		
七 十一の項の試験を受けようとする者が本県において同時に他の遊技機について試験を受けようとする場合における当該他の遊技機の試験に係る手数料の額は、それぞれ同項下欄に定める額から二千三百円を減じた額とする。		

別表第二(第三条関係)

手数料の種類別	手数料の額
一 古物営業許可申請手数料	一万九千円
二 古物営業許可証再交付手数料	千三百円
三 古物営業許可証書換え手数料	千五百円

別表第三(第四条関係)

手数料の種類別	区	分	手数料の額
一 猟銃用火薬 類等譲渡許可 申請手数料			千二百円
二 猟銃用火薬 類等譲受許可 申請手数料	イ 火工品のみについての許可の審査		二千四百円
	ロ イ以外の 許可の審査	申請に係る火薬類（火工品 を除く。）の数量が二十五 キログラム以下の場合	三千五百円
		申請に係る火薬類（火工品 を除く。）の数量が二十五 キログラムを超える場合	六千九百円
三 火薬類運搬 証明書交付手 数料			二千四百円
四 輸入許可申 請手数料	イ 申請に係る火薬及び爆薬の数量が二十 五キログラム以下の場合		一万二千円
	ロ イ以外の場合		二万五千円

別表第四(第五条関係)

手数料の種類別	手数料の額
一 質屋営業許可申請手数料	二万五千円
二 質屋営業所移転許可申請手数料	一万二千円
三 質屋営業所管理者新設・変更許可申請手数料	五千七百円
四 質屋営業許可証書換え手数料	千五百円
五 質屋営業許可証再交付手数料	千三百円

別表第五(第六条関係)

手数料の種類別	手数料の額
一 運搬証明書交付手数料	一万五千円
二 運搬証明書書換え手数料	四千六百円
三 運搬証明書再交付手数料	二千二百円

別表第六(第七条関係)

手数料の種類別	区 分	手数料の額
一 銃砲刀剣類 所持許可申請 手数料		九千円
二 猟銃等取扱 講習手数料	現に法第四条第一項第一号の規定による許 可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者及 び法第五条の二第三項第二号に掲げる者 その他の者	三千円 六千八百円
三 猟銃技能検 定申請手数料		二万千円
四 国際競技参 加外国人銃砲 刀剣類所持許 可申請手数料		三千九百円
五 銃砲刀剣類 所持許可証追 記申請手数料		五千四百円
六 銃砲刀剣類 所持許可証書 換え手数料		千八百円
七 銃砲刀剣類 所持許可証再 交付手数料		二千二百円
八 猟銃等所持 許可更新申請 手数料	新たな許可証の交付を伴うもの 新たな許可証の交付を伴わないもの	五千八百円 五千四百円
九 射撃教習資		七千九百円

格認定申請手 数料		
十 射撃練習資 格認定申請手 数料		七千九百円
備考 一 一の項の許可を受けようとする者が本県において同時に他の同項の許可を受けようとする場合における当該他の同項の許可に係る手数料の額は、それぞれ同項下欄に定める額から三千七百円を減じた額とする。 二 四の項の許可を受けようとする者が本県において同時に他の同項の許可を受けようとする場合における当該他の同項の許可に係る手数料の額は、それぞれ同項下欄に定める額から二千三百円を減じた額とする。 三 五の項の許可を受けようとする者が本県において同時に他の同項の許可を受けようとする場合における当該他の同項の許可に係る手数料の額は、それぞれ同項下欄に定める額から二千三百円を減じた額とする。 四 五の項の許可を受けようとする者が本県において同時に八の項の許可の更新を受けようとする場合における同項の許可の更新に係る手数料の額は、それぞれ同項下欄に定める額から二千三百円を減じた額とする。 五 八の項の許可の更新を受けようとする者が本県において同時に他の同項の許可の更新を受けようとする場合における当該他の同項の許可の更新に係る手数料の額は、それぞれ同項下欄に定める額から二千三百円を減じた額とする。		

別表第七（第八条関係）

手数料の種別	区 分		手 数 料 の 額
一 パーキング ・メーター作 動等手数料			一回につき 二百円
二 道路使用許 可申請手数料			一件につき 二千三百円
三 道路使用許 可証再交付手 数料			一件につき 五百円
四 運転免許試 験手数料	第一種運転免許 （普通自動車免 許、小型特殊自 動車免許及び原	法第九十七条の二第一項 の規定の適用を受ける場 合	二千五百円
		法第九十七条の二第一項	三千三百円

動機付自転車免 許を除く。）又 は第二種運転免 許に係る試験	の規定 の適用 を受け ない場 合	法第九十七条第 一項第二号に掲 げる事項につい て行われる試験 をその試験を行 う者が提供する 自動車を使用し て受ける場合	四千三百五十円
普通自動車免許 に係る試験	法第九十七条の二第一項 の規定の適用を受ける場 合		二千五百円
	法第九十七条の二第一項 の規定 の適用 を受け ない場 合	法第九十七条第 一項第二号に掲 げる事項につい て行われる試験 をその試験を行 う者が提供する 自動車を使用し て受ける場合	二十四百円 三十四百円
小型特殊自動車 免許又は原動機 付自転車免許に 係る試験	法第九十七条の二第一項 の規定の適用を受ける場 合		二千五百円
	法第九十七条の二第一項 の規定の適用を受けない 場合		千六百五十円
仮運転免許に係 る試験	法第九十七条の二第一項 の規定の適用を受ける場 合		二千円
	法第九十七条の二第一項 の規定 の適用 を受け ない場 合	法第九十七条第 一項第二号に掲 げる事項につい て行われる試験 をその試験を行 う者が提供する 自動車を使用し	三千二百円 四千二百五十円

五 審査手数料	て受ける場合	
	限定解除審査（法第百十二条第一項第六号の審査をいう。）をその限定解除審査を行う者が提供する自動車を使用して受ける場合	千七百五十円
六 免許証交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	千七百五十円
	法第九十二条第一項後段の規定により、一の種類の運転免許に係る免許証に他の種類の運転免許に係る事項を記載してその種類の運転免許に係る免許証の交付に代える場合	千七百五十円に、当該他の種類の運転免許に係る事項を記載することにより二百円を加算した額
七 免許証再交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	千二百円
	仮運転免許に係る免許証	三千三百五十円
八 技能検定員資格者証交付手数料		千二百円
九 技能検定員審査手数料	普通自動車に係る法第九十九条の二第四項第一号イの規定による審査（以下「技能検定員審査」という。）	一万五千円
	普通自動車以外の自動車に係る技能検定員審査	一万四千七百五十円
十 教習指導員資格者証交付手数料		千二百円
十一 教習指導員審査手数料	普通自動車に係る法第九十九条の三第四項第一号イの規定による審査（以下「教習指導員審査」という。）	一万二千五百五十円
	普通自動車以外の自動車に係る教習指導員審査	九千八百五十円
十二 再試験手数料	普通自動車免許に係る再試験	二千五十円
	法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行われる試験をその試験を行う者が提供する自動車を使用して受ける場合	三千五十円

十三 免許証更新手数料	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	千九百五十円
	法第百条の二第二項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行われる試験をその試験を行う者が提供する自動車を使用して受ける場合	千九百五十円
	原動機付自転車免許に係る再試験	千五百五十円
十四 国外運転免許証交付手数料		二千六百五十円
十五 講習手数料	法第百八条の二第一項第一号に掲げる講習	講習一時間につき 七百元
	法第百八条の二第一項第二号に掲げる講習	講習一時間につき 二千六百元
	法第百八条の二第一項第三号に掲げる講習	講習一時間につき 二千三百円
	法第百八条の二第一項第四号に掲げる講習	講習一時間につき 二千四百五十円
	法第百八条の二第一項第五号に掲げる講習	講習一時間につき 四千二百円
	法第百八条の二第一項第六号に掲げる講習	講習一時間につき 四千四百円
	法第百八条の二第一項第七号に掲げる講習	講習一時間につき 千二百円
	法第百八条の二第一項第八号に掲げる講習	講習一時間につき 千三百五十円
	法第百八条の二第二項第九号に掲げる講習	講習一時間につき 七百五十円

法第百八条の二 第一項第十号に掲げる講習	普通自動車免許に係る講習	講習一時間につき 二千五百円
	大型自動二輪車免許に係る講習	講習一時間につき 二千八百円
	普通自動二輪車免許に係る講習	講習一時間につき 二千七百元
	原動機付自転車免許に係る講習	講習一時間につき 二千五百五十円
	当該講習が道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十八条第十一項第一号ただし書の規定により行われるものである場合	七百元
法第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習		千七百元
法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習		講習一時間につき 二千五百円
法第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習	当該講習が道路交通法施行規則第三十八条第十三項第二号の表第一号に掲げる講習方法に係るものである場合	一万三千四百円 九千四百円
十六 通知手数料		八百五十円
備考 一 一の種類の運転免許に係る免許証に他の種類の運転免許に係る事項を記載した免許証の再交付は、一の免許証の再交付とする。 二 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十七条の六に規定する特定任意講習に係る手数料の額は千七百元とする。		

別表第八（第八条第九号関係）

審査細目	区 分	手数料から減ずる額
一 技能検定員として 必要な自動車の運転 技能	普通自動車に係る技能検定員審査	三千九百五十円
	普通自動車以外の自動車に係る技能 検定員審査	千四百五十円

一 自動車の運転技能 に関する観察及び採 点の技能	普通自動車に係る技能検定員審査	六千七百五十円
	普通自動車以外の自動車に係る技能 検定員審査	二千四百五十円
三 法第百八条の二十 八第四項に規定する 教則の内容となってい る事項	普通自動車に係る技能検定員審査	千九百元
	普通自動車以外の自動車に係る技能 検定員審査	二千二百円
四 自動車教習所に関 する法令についての 知識	普通自動車に係る技能検定員審査	千九百元
	普通自動車以外の自動車に係る技能 検定員審査	二千二百円
五 技能検定の実施に 関する知識	普通自動車に係る技能検定員審査	千九百五十円
	普通自動車以外の自動車に係る技能 検定員審査	二千二百円
六 自動車の運転技能 の評価方法に関する 知識	普通自動車に係る技能検定員審査	二千円
	普通自動車以外の自動車に係る技能 検定員審査	二千五十円
備考 一 技能検定員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の下欄に定めるところによるほか、別表第七の九の項の下欄に定める額から更に普通自動車に係る技能検定員審査については九百五十円を、普通自動車以外の自動車に係る技能検定員審査については千五百五十円を減ずるものとする。 二 技能検定員審査を受けようとする者が三の項及び四の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、三の項及び四の項の下欄に定めるところによるほか、別表第七の九の項の下欄に定める額から更に普通自動車に係る技能検定員審査については三百円を、普通自動車以外の自動車に係る技能検定員審査については三百五十円を減ずるものとする。		

別表第九（第八条第十一号関係）

審査細目	区 分	手数料から減ずる額
一 教習指導員として 必要な自動車の運転 技能	普通自動車に係る教習指導員審査	四千四百円
	普通自動車以外の自動車に係る教習 指導員審査	千四百五十円
二 技能教習に必要な 教習の技能	普通自動車に係る教習指導員審査	千三百五十円
	普通自動車以外の自動車に係る教習 指導員審査	千三百五十円

三 学科教習に必要な 教習の技能	普通自動車に係る教習指導員審査	千二百五十円
	普通自動車以外の自動車に係る教習 指導員審査	千二百五十円
四 法第百八条の二十 八第四項に規定する 教則の内容となつて いる事項その他自動 車の運転に関する知 識	普通自動車に係る教習指導員審査	千二百五十円
	普通自動車以外の自動車に係る教習 指導員審査	千三百円
五 自動車教習所に関 する法令についての 知識	普通自動車に係る教習指導員審査	千二百五十円
	普通自動車以外の自動車に係る教習 指導員審査	千三百円
六 教習指導員として 必要な教育について の知識	普通自動車に係る教習指導員審査	千二百円
	普通自動車以外の自動車に係る教習 指導員審査	千二百円
備考 一 教習指導員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の上欄に掲げる審査細目につ いての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、一の項及び二の項の下欄 に定めるところによるほか、別表第七の十一の項の下欄に定める額から更に普通自動車 に係る教習指導員審査については九百円を、普通自動車以外の自動車に係る教習指導員 審査については千二百円を減ずるものとする。 二 教習指導員審査を受けようとする者が四の項及び五の項の上欄に掲げる審査細目につ いての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、四の項及び五の項の下欄 に定めるところによるほか、別表第七の十一の項の下欄に定める額から更に普通自動車 に係る教習指導員審査については百円を、普通自動車以外の自動車に係る教習指導員審 査については五十円を減ずるものとする。		

別表第十(第九条関係)

手数料の種別	区 分	手 数 料 の 額
一 警備業認定申請手 数料		二万三千円
二 警備業認定証再交 付手数料		二千五百円
三 警備業認定証更新 申請手数料		二万三千円
四 警備業認定証書換		千二百円

え手数料		
五 警備業検定申請手 数料	イ 法第二条第一項第一号又は第三 号に該当する警備業務であつて、 国家公安委員会規則で定めるもの ロ イに掲げる警備業務以外の警備 業務	二万三千円 二万二千円
六 警備員指導教育責 任者資格者証交付申 請手数料		九千八百円
七 警備員指導教育責 任者講習手数料		三万七千円
八 警備員指導教育責 任者資格者証書換え 手数料		二千五百円
九 警備員指導教育責 任者資格者証再交付 手数料		千九百円
十 機械警備業務管理 者資格者証交付申請 手数料		九千八百円
十一 機械警備業務管 理者講習手数料		三万八千円
十二 機械警備業務管 理者資格者証書換え 手数料		二千五百円
十三 機械警備業務管 理者資格者証再交付 手数料		千九百円
備考 五の項の検定を受けようとする者が検定に必要な試験を免除される者である場合にあつ ては、手数料の額は九千七百円とする。		

別表第十一(第十条関係)

手 数 料 の 種 別	手 数 料 の 額
一 自動車保管場所証明書交付申請手数料	一枚につき 二千二百円
二 自動車保管場所証明書再交付手数料	一枚につき 五百円
三 自動車保管場所標章交付手数料	一枚につき 五百円

四 自動車保管場所標章再交付手数料	一枚につき	五百円
五 盗難等被害届出証明書交付申請手数料	一枚につき	五百円
六 遺失届出証明書交付申請手数料	一枚につき	五百円
七 海外渡航者犯罪経歴証明書交付申請手数料	一枚につき	五百円

三重県科学技術振興センター保健環境研究所手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北川正恭

三重県条例第二十三号

三重県科学技術振興センター保健環境研究所手数料条例の一部を改正する条例

三重県科学技術振興センター保健環境研究所手数料条例(昭和二十八年三重県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の項ロを次のように改める。

ロ 細菌培養検査(集団給食施設、水道施設若しくは食品関係施設等の従事者、社会福祉施設(社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十条第二項の第一種社会福祉事業を行う施設をいう。)入所者又は二十名以上の集団で受検するものに限る。)	一件につき	一、〇三〇
---	-------	-------

別表第一号の項ホを次のように改める。

ホ 無菌検査	一検体につき	一〇、九六〇
--------	--------	--------

別表第二号の項を削り、同表第三号の項イを次のように改める。

イ 理化学的検査		
(イ) 複雑なもの	一項目につき	一、二〇〇
(ロ) 極めて複雑なもの	一項目につき	一、七四〇
(ハ) やや特殊な操作を含むもの	一項目につき	二、四一〇
(ニ) 特殊な操作を含むもの	一項目につき	四、九三〇
(ホ) ガスクロマトグラフ、液体クロマトグラフ等を使用する微量分析	一件につき	一四、五〇〇
(ヘ) 鉱泉分析	一件につき	六九、八四〇
(ト) ラトンの測定	一件につき	二、四四〇

別表第三号の項中ロ及びハを削り、ニをロとし、同項ホを次のように改め、同項中ホをへとする。

ホ 大腸菌群及び大腸菌群最確数検査(特定酵素基質法によるもの)	一件につき	一〇、八七〇
---------------------------------	-------	--------

別表第三号の項へ中(イ)及び(ロ)を削り、(ハ)を(イ)とし、(ニ)を(ロ)とし、同項中へをニとし、同項トを次のように改め、同項中トをホとする。

ト 不明細菌(レジオネラ属菌に限る。)の同定検査	一件につき	一八、二八〇
--------------------------	-------	--------

別表第三号の項中ヌをへとし、リをトとし、同項を同表第二号の項とし、同表第四号の項中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同項を同表第三号の項とし、同表第五号の項イ(イ)中a及びbを削り、cをaとし、dをbとし、同項イ(ロ)中a、b及びcを削り、dをaとし、eをbとし、同項ニ(イ)を次のように改める。

(イ) 複雑なもの	一件につき	三六、五〇〇
-----------	-------	--------

別表第五号の項中ホ及びへを削り、トをホとし、同項チを次のように改め、同項中チをへとする。

チ 大腸菌群及び大腸菌群最確数検査(特定酵素基質法によるもの)	一件につき	一〇、八七〇
---------------------------------	-------	--------

別表第五号の項中(イ)及び(ロ)を削り、(ハ)を(イ)とし、(ニ)を(ロ)とし、同項中リをトとし、同項ヌを次のように改め、同項中ヌをチとする。

ヌ 不明細菌(レジオネラ属菌に限る。)の同定検査	一件につき	一八、二八〇
--------------------------	-------	--------

別表第五号の項中ルをリとし、同項を同表第四号の項とし、同項の次に次のように加える。

五 前各項に掲げる検査に付随する検査の手数料	一項目につき	
イ 水等のもの		
(イ) 理化学的検査		
a 極めて簡易なもの		二四〇
b 簡易なもの		三六〇
c 中程度なもの		六一〇
(ロ) 細菌学的検査		
a 簡易なもの		一、七九〇
b 中程度なもの		二、四三〇
ロ 薬品又は食品のもの		一、八四〇
ハ その他のもの		三、六五〇

附則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北川正恭

三重県条例第二十四号

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部を改正する条例

(県吏員職員退職諸給与支給条例等の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「禁治産者」を「成年被後見人」に改める。

- 一 県吏員職員退職諸給与支給条例(昭和九年三重県条例第十一号)第九条
 - 二 三重県統計調査条例(昭和二十五年三重県条例第三十八号)第四条第二項
 - 三 三重県木材業者及び製材業者登録条例(昭和四十一年三重県条例第二号)第七条第二項第二号
- (三重県青少年健全育成条例の一部改正)

第二条 三重県青少年健全育成条例(昭和四十六年三重県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「後見人」を「未成年後見人」に改める。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

三重県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第二十五号

三重県職員定数条例の一部を改正する条例

三重県職員定数条例(昭和二十四年三重県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五、二〇〇人」を「五、一五〇人」に改め、同条第六号中「一〇人」を「九人」に改め、同条第九号中「三三七人」を「三三三人」に改める。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

三重県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第二十六号

三重県行政手続条例の一部を改正する条例

三重県行政手続条例(平成八年三重県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第五号中「又は保佐人」を「、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」に改める。

第二十条第五項中「出頭しない」を「出向かない」に改める。

第二十三条第二項中「くの出頭」を「に出向くこと」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる保佐人に関するこの条例による改正後の第十九条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

三重県部制条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第二十七号

三重県部制条例の一部を改正する条例

三重県部制条例(平成十年三重県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第六号を次のように改める。

六 労働に関すること。

第七条第六号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
- (三重県職業能力開発審議会条例の一部改正)
- 2 三重県職業能力開発審議会条例(昭和四十四年三重県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「農林水産商工部」を「生活部」に改める。

三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第二十八号

三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例

三重県行政機関設置条例(平成十年三重県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項の表県税事務の項の次に次のように加える。

自動車税及び自動車取得税の課税事務	三重県の区域とする。
-------------------	------------

第二条第五項の表原税部の項所管区域の欄を次のように改める。

津地方県民局の所管区域
に同じ。(自動車税及び目
動車取得税の課税事務に
ついては第三項の規定に
より三重県の区域とする。)

第三条を次のように改める。

(県税事務所)

第三条 法第五十六條第一項の規定に基づき、県税の賦課、徴収等に関する事務(次条の規定によ
り自動車税事務所に分掌させる事務を除く。)を分掌させるため、県税事務所を設置する。

2 県税事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
三重県桑名県税事務所	桑名市	桑名郡 員弁郡 桑名市
三重県四日市県税事務所	四日市市	三重郡 四日市市
三重県鈴鹿県税事務所	鈴鹿市	鈴鹿郡 鈴鹿市 亀山市
三重県津総合県税事務所	津市	安芸郡 一志郡 津市 久居市
三重県松阪県税事務所	松阪市	飯南郡 多気郡 松阪市
三重県伊勢県税事務所	伊勢市	度会郡 志摩郡 伊勢市 鳥羽市
三重県上野県税事務所	上野市	阿山郡 名賀郡 上野市 名張市
三重県紀州県税事務所	尾鷲市	北牟婁郡 南牟婁郡 尾鷲市 熊野市

第五条を次のように改める。

(保健所)

第五条 地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条の規定に基づき、保健所を設置する。

2 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
三重県桑名保健所	桑名市	桑名郡 員弁郡 桑名市
三重県四日市保健所	四日市市	三重郡 四日市市
三重県鈴鹿保健所	鈴鹿市	鈴鹿郡 鈴鹿市 亀山市
三重県津保健所	津市	安芸郡 一志郡 津市 久居市
三重県松阪保健所	松阪市	飯南郡 多気郡 松阪市
三重県伊勢保健所	伊勢市	度会郡 志摩郡 伊勢市 鳥羽市
三重県上野保健所	上野市	阿山郡 名賀郡 上野市 名張市
三重県尾鷲保健所	尾鷲市	北牟婁郡 尾鷲市
三重県熊野保健所	熊野市	南牟婁郡 熊野市

第六条を次のように改める。

(福祉事務所)

第六条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第十三条第一項の規定に基づき設置する福
祉に関する事務所の名称、位置及び所管区域(同項の福祉地区をいう。)は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域 (福 祉 地 区)
三重県北勢福祉事務所	四日市市	桑名郡 員弁郡 三重郡 鈴鹿郡
三重県中勢福祉事務所	津市	安芸郡 一志郡
三重県飯南多気福祉事務所	松阪市	飯南郡 多気郡
三重県南勢志摩福祉事務所	伊勢市	度会郡 志摩郡
三重県伊賀福祉事務所	上野市	阿山郡 名賀郡
三重県紀北福祉事務所	尾鷲市	北牟婁郡
三重県紀南福祉事務所	熊野市	南牟婁郡

2 法第五十六條第一項の規定に基づき、社会福祉事業法第十三条第六項の事務以外の福祉に関す
る事務を分掌させるため、福祉事務所を設置する。

3 前項の福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
三重県北勢福祉事務所	四日市市	桑名郡 員弁郡 三重郡 鈴鹿郡 桑名市 四日 市市 鈴鹿市 亀山市
三重県中勢福祉事務所	津市	安芸郡 一志郡 津市 久居市
三重県飯南多気福祉事務所	松阪市	飯南郡 多気郡 松阪市
三重県南勢志摩福祉事務所	伊勢市	度会郡 志摩郡 伊勢市 鳥羽市
三重県伊賀福祉事務所	上野市	阿山郡 名賀郡 上野市 名張市
三重県紀北福祉事務所	尾鷲市	北牟婁郡 尾鷲市
三重県紀南福祉事務所	熊野市	南牟婁郡 熊野市

第七条を次のように改める。

(児童相談所)

第七条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十五条の規定に基づき、児童相談所を設
置する。

2 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
三重県北勢児童相談所	四日市市	桑名郡 員弁郡 三重郡 鈴鹿郡 桑名市 四日 市市 鈴鹿市 亀山市
三重県中央児童相談所	津市	安芸郡 一志郡 飯南郡 多気郡 津市 久居市 松阪市

三重県南勢志摩児童相談所	伊勢市	度会郡 志摩郡 伊勢市 鳥羽市
三重県伊賀児童相談所	上野市	阿山郡 名賀郡 上野市 名張市
三重県紀州児童相談所	尾鷲市	北牟婁郡 南牟婁郡 尾鷲市 熊野市

第十条を次のように改める。

(家畜保健衛生所)

第十条 家畜保健衛生所法(昭和二十五年法律第十二号)第一条第一項の規定に基づき、家畜保健衛生所を設置する。

2 家畜保健衛生所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
三重県北勢家畜保健衛生所	四日市市	桑名郡 員弁郡 三重郡 鈴鹿郡 桑名市 四日市市 鈴鹿市 亀山市
三重県中央家畜保健衛生所	津市	安芸郡 一志郡 阿山郡 名賀郡 津市 久居市 上野市 名張市(病性鑑定業務については、県の区域)
三重県南勢家畜保健衛生所	松阪市	飯南郡 多気郡 度会郡 志摩郡 松阪市 伊勢市 鳥羽市
三重県紀州家畜保健衛生所	熊野市	北牟婁郡 南牟婁郡 尾鷲市 熊野市

第十一条中「第三条の県税事務所」の下に「、第四条の自動車税事務所」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(三重県県税条例の一部改正)

2 三重県県税条例(昭和二十五年三重県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項中「三重県津県税事務所長」を「三重県津総合県税事務所長」に改める。

三重県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第二十九号

三重県県税条例の一部を改正する条例

三重県県税条例(昭和二十五年三重県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第四項中「総務局税務課」を「総務局税務政策課」に改める。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

三重県総合文化センター条例及び三重県人権センター条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第三十号

三重県総合文化センター条例及び三重県人権センター条例の一部を改正する条例

(三重県総合文化センター条例の一部改正)

第一条 三重県総合文化センター条例(平成六年三重県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「相当する金額」の下に「(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)」を加える。

(三重県人権センター条例の一部改正)

第二条 三重県人権センター条例(平成八年三重県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「相当する金額」の下に「(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)」を加える。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

三重県保健所手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第三十一号

三重県保健所手数料条例の一部を改正する条例

三重県保健所手数料条例(昭和二十三年三重県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「(衛生試験又は検査に係るものを除く。)」を削り、同条第二項を削る。

別表第一号の項ホを削り、同表中第七号の項を第十号の項とし、第二号の項から第六号の項までを三項ずつ繰り下げ、第一号の項の次に次のように加える。

一 診療関係検査料		円
イ 尿、ふん便、血液、穿刺液及び採取液の検査(ロの検査に該当するものを除く。)	一項目につき	健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年厚生省告示第五十四号)に基づいて算定した額の二〇〇分の八〇

ロ 細菌培養検査(集団給食施設、水道施設若しくは食品関係施設等の従事者、社会福祉施設(社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項の第一種社会福祉事業を行う施設をいう。)入所者又は二十名以上の集団で受検するものに限る。)	一件につき	に相当する額(その額に十日未満の端数があるときは、その端数金額は切り上げる。)
(イ) 赤痢菌及びサルモネラ		五九〇
(ロ) 腸管出血性大腸菌O157		一、〇三〇
三 水等の検査料		
イ 理化学的検査(水道水、一般飲料水、汚水、河川水等の検査)		
(イ) 極めて簡易なもの	一項目につき	二四〇
(ロ) 簡易なもの	一項目につき	三六〇
(ハ) 中程度なもの	一項目につき	六一〇
(ニ) 複雑なもの	一項目につき	一、二〇〇
(ホ) 極めて複雑なもの	一項目につき	一、七四〇
(イ) やや特殊な操作を含むもの	一項目につき	二、四二〇
(ロ) 特殊な操作を含むもの	一項目につき	四、九三〇
(ハ) ガスクロマトグラフ、液体クロマトグラフ等を使用する微量分析	一件につき	一四、五〇〇
ロ 細菌学的検査(一般細菌数検査)	一件につき	一、七九〇
ハ 大腸菌群検査	一件につき	二、四三〇
ニ 大腸菌群最確数検査	一件につき	四、三一〇
ホ 食中毒細菌検査	一件につき	
(イ) 簡易なもの		三、〇三〇
(ロ) 中程度なもの		三、六五〇
(ハ) 複雑なもの		四、九三〇
(ニ) 極めて複雑なもの		八、八八〇
ヘ 不明細菌の同定検査	一件につき	
(イ) 簡易なもの		六、五九〇
(ロ) 複雑なもの		一八、二八〇
ト 腸内細菌特殊検査	一件につき	七、〇二〇
四 薬品、食品その他の物件の検査料		
イ 理化学的検査(定量試験)	一項目につき	

(イ) 極めて簡易なもの		七四〇
(ロ) 簡易なもの		一、八四〇
(ハ) 中程度なもの		三、六五〇
ロ 細菌学的検査	一件につき	
(イ) 一般細菌数		一、七九〇
(ロ) 乳酸菌数		二、四五〇
(ハ) 手指汚染度測定		三六〇
ハ 大腸菌群検査	一件につき	二、四三〇
ニ 大腸菌群最確数検査	一件につき	四、三一〇
ホ 食中毒細菌検査	一件につき	
(イ) 簡易なもの		三、〇三〇
(ロ) 中程度なもの		三、六五〇
(ハ) 複雑なもの		四、九三〇
(ニ) 極めて複雑なもの		八、八八〇
ヘ 不明細菌の同定検査(食中毒細菌以外のもの)	一件につき	
(イ) 簡易なもの		六、五九〇
(ロ) 複雑なもの		一八、二八〇
ト 腸内細菌特殊検査	一件につき	七、〇二〇

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

三重県准看護婦試験委員条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第三十二号

三重県准看護婦試験委員条例の一部を改正する条例

三重県准看護婦試験委員条例(昭和二十七年三重県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「三十名以内」を「二十人以上」に、「関係官吏、吏員および県内の医師、保健婦、助産婦、看護婦ならびに」を「関係行政機関の職員並びに県内の医師、歯科医師、保健婦、保健士、助産婦、看護婦及び看護士並びに」に、「または」を「又は」に改める。

第二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事が、やむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

第四条第一項中「二年」を「二年以内で知事が定める期間」に、「但し」を「ただし」に改める。

第五条を次のように改める。

(庶務)

第五条 委員の庶務は、健康福祉部において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第四条第一項の規定は、この条例の施行日以後に任命又は委嘱される委員について適用し、同日前に任命又は委嘱された委員については、なお従前の例による。

三重県特別養護老人ホーム明星園条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第三十三号

三重県特別養護老人ホーム明星園条例の一部を改正する条例

三重県特別養護老人ホーム明星園条例(昭和四十八年三重県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(事業)

第二条 老人ホームにおいては、次の事業を行う。

- 一 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第十一条第一項第二号の入所に関する事業
- 二 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十条第一項ただし書の規定により保護する者の入所に関する事業
- 三 介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十一条第一項本文の指定を受けて行い法第七条第十三項の短期入所生活介護に関する事業
- 四 法第四十六条第一項の指定を受けて行い法第七条第十八項の居宅介護支援に関する事業
- 五 法第四十八条第一項第一号の指定を受けて行い法第七条第二十一項の介護老人福祉施設が行う事業
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事業

第五条を第六条とし、第四条第二項中「収容」を「入所」に改め、同条を第五条とし、第三条(見出しを含む。)中「収容定員」を「入所定員」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(使用料等)

第四条 老人ホームで介護サービスを受けた者は、使用料又は手数料を納付しなければならない。

2 前項の介護サービスに係る使用料又は手数料の額は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に

する基準(平成十二年厚生省告示第二十号)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)に基づき算定した額とする。

3 知事は、前項の規定によるもののほか、日常生活に要する費用で利用者に負担させることが適当と認められるものについては、知事が別に定めるところにより利用者から徴収することができる。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

三重県身体障害者総合福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第三十四号

三重県身体障害者総合福祉センター条例の一部を改正する条例

三重県身体障害者総合福祉センター条例(昭和六十年三重県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第十一条第二項第一号」を「第十一条第二項」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十一条第一項本文又は法第四十六条第一項の指定を受けて行う次の事業

イ 法第七条第八項の訪問看護に関する事業、同条第九項の訪問リハビリテーションに関する事業、同条第十項の居宅療養管理指導に関する事業及び同条第十二項の通所リハビリテーションに関する事業

ロ 法第七条第十八項の居宅介護支援に関する事業

第三条第一項中「処置等」を「処置、介護サービス等」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第二項の介護サービスに係る使用料又は手数料の額は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十号)に基づき算定した額とする。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

三重県精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第三十五号

三重県精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例

三重県精神保健福祉審議会条例（昭和四十年三重県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。
第一条を次のように改める。

（設置）

第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第九条第一項の規定に基づき審議会その他の合議制の機関として、三重県精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置き、その運営に関しては、同法第十一条の規定に基づき、この条例の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

三重県心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第三十六号

三重県心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例

三重県心身障害者扶養共済条例（昭和四十五年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。
第十二条第三項第一号中「禁治産者又は準禁治産者」を「成年被後見人又は被保佐人」に改める。

附 則

- この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
- 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者に関するこの条例による改正後の第十二条第三項の規定の適用については、なお従前の例による。

三重県動物の保護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第三十七号

三重県動物の保護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三重県動物の保護及び管理に関する条例（昭和五十六年三重県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条、第六条及び第七条第五項」を削る。

第十一条第二号イを次のように改める。

イ 成年被後見人

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

三重県公害審査会条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第三十八号

三重県公害審査会条例の一部を改正する条例

三重県公害審査会条例（昭和四十五年三重県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項を次のように改める。

審査会に対し調停若しくは仲裁の申請をする者又は法第二十三条の四第一項の規定による参加の申立てをする者は、手数料を納めなければならない。

第八条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項の」を「別表において手数料の額の算出の基礎とされている」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の手数料の額は、別表のとおりとする。

第九条中「法第四十五条第二項」を「前条第一項」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第八条関係）

調停の申請	調停を求める事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額 一 調停を求める事項の価額が百万円まで 千円 二 調停を求める事項の価額が百万円を超え一千万円までの部分 その価額一万円までごとに 七円 三 調停を求める事項の価額が一千万円を超え一億円までの部分 その価額一万円までごとに 六円 四 調停を求める事項の価額が一億円を超える部分 その価額一万円までごとに 五円
仲裁の申請	仲裁を求める事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額 一 仲裁を求める事項の価額が百万円まで 二千円 二 仲裁を求める事項の価額が百万円を超え一千万円までの部分 その価額一万円までごとに 二十円 三 仲裁を求める事項の価額が一千万円を超え一億円までの部分 その価額一万円までごとに 十五円 四 仲裁を求める事項の価額が一億円を超える部分 その価額一万円までごとに 十円
法第二十三条の四第一項の規定による参加の申立て	調停の申請の項により算出して得た額

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

三重県環境審議会条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第三十九号

三重県環境審議会条例の一部を改正する条例

三重県環境審議会条例（平成六年三重県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（設置）

第一条 環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条第一項の規定に基づき審議会その他の合議制の機関として、三重県環境審議会（以下「審議会」という。）を置き、その組織及び運営に関しては、同条第二項の規定に基づき、この条例の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

三重県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第四十号

三重県環境影響評価条例の一部を改正する条例

三重県環境影響評価条例（平成十年三重県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「知事又は市町村長が国又は県の機関として実施する対象事業にあつては当該知事又は市町村長、」を削る。

第三十一条第一項中「承認」の下に「、同意」を加え、「（知事が国の機関として行う許認可等を除く。）」を削る。

第三十九条中「知事」を「県」に改める。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

三重県自然環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第四十一号

三重県自然環境保全条例の一部を改正する条例

三重県自然環境保全条例（昭和四十八年三重県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「三重県自然環境保全審議会」を「第十二条第一項の三重県自然環境保全審議会」に改める。

第十二条を次のように改める。

（設置等）

第十二条 法第五十一条第一項の規定に基づき審議会その他の合議制の機関として、三重県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）を置き、その組織及び運営に関しては、同条第三項の規定に基づき、この条例の定めるところによる。

2 審議会は、委員三十人以内で組織する。

第二十九条第一項中「協議し」の下に「、その同意を得」を加える。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第四十二号

三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例

三重県家畜保健衛生所手数料条例（昭和五十三年三重県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「検査」の下に「、投薬、注射、薬浴」を加え、「（家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）の規定によるものを除く。）」を削る。

第二条中「別表のとおりとする」を「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号。以下「法」という。）の規定によるものは別表第一のとおりとし、それ以外のものは別表第二のとおりとする」に改める。

第三条中「検査」の下に「、投薬、注射、薬浴」を加える。

別表第三号の項に次のように加える。

ト 牛異常産三種混合	不活化ウイルスによる予防液を使用する場合 一回につき 二、〇〇〇円
チ 馬インフルエンザ	不活化ウイルスによる予防液を使用する場合 一回につき 二、五〇〇円

別表第五号の項を同表第六号の項とし、同表第四号の項の次に次のように加える。

五 妊娠鑑定	一件につき 三、五〇〇円
--------	--------------

別表を別表第二とし、附則の次に次の一表を加える。

別表一（第二条関係）

区 分	手 数 料 の 額
一 法第四条の二第五項、第五条第一項又は第三十条第一項の規定に基づく家畜の検査（法第五条第一項の規定に基づく家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのもに限る。）	
イ 牛の結核病検査	一頭につき 二五〇円
ロ 牛のブルセラ病検査	一頭につき 二五〇円
ハ 牛のヨ―ネ病検査	一頭につき 五五〇円
ニ ひな白痢検査	一羽につき 三五円
ホ ニューカッスル病抗体検査	一羽につき 五〇円
ヘ 鶏呼吸器性マイコプラズマ病抗体検査	一羽につき 五〇円
ト 腐そ病検査	一群につき 四五円
チ 馬伝染性貧血検査	一頭につき 一、二〇〇円
リ その他の家畜検査	一件につき 一、二〇〇円
二 法第六条第一項又は第三十条第一項の規定に基づく家畜の注射、薬浴又は投薬	
イ 予防注射	
（イ）流行性脳炎	一頭につき 一、〇五〇円
（ロ）流行熱	一頭につき 七三〇円
（ハ）イバラキ病	一頭につき 六〇〇円
（ニ）炭そ	一頭につき 五〇〇円
（ホ）豚コレラ	一頭につき 二三〇円
（ヘ）豚丹毒	一頭につき 二五〇円
（ト）豚コレラ及び豚丹毒（同時注射）	五〇頭までの場合 一頭につき 三八〇円 百頭までの場合 一頭につき 三三〇円 百一頭以上の場合 一頭につき 三〇〇円
（チ）豚コレラ及び豚丹毒（混合注射）	一頭につき 二九五円
（リ）その他の家畜注射	一件につき 一、一〇〇円
ロ 家畜薬浴	一件につき 一、一〇〇円

ハ 家畜投薬	一件につき 六七〇円
三 法第八条（法第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく家畜の検査（法第四条の二第三項の規定による検査及び法第五条第一項の規定による監視伝染病の発生を予防するための検査を除く。）注射、薬浴又は投薬を行った旨の証明書の交付	
家畜検査証明書、家畜注射証明書、家畜薬浴証明書又は家畜投薬証明書	一件につき 二五〇円

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

主要農作物種子法の施行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第四十三号

主要農作物種子法の施行に関する条例の一部を改正する条例

主要農作物種子法の施行に関する条例（昭和二十七年三重県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

主要農作物種子のは場審査等に関する条例

第二条（見出しを含む。）中「は場」を「は場」に改め、「その者の住所地を管轄する市町村長を経由して」を削る。

第四条を次のように改める。

（種子審査員）

第四条 法第四条第三項に規定する審査（法第七条第三項において準用される場合を含む。）を行うため、種子審査員を置き、技術吏員のうちから知事が任命する。

2 種子審査員の携帯する証票は、第二号様式のとおりとする。

第一号様式中「第1号様式」を「第1号様式（第2条関係）」に、「指定する」を「指定します」に改め、「吾等」を削る。

第二号様式を次のように改める。

第2号様式（第4条関係）

表

90ミリメートル

第 号

種子審査員証

職氏名 三重県技術吏員

年 月 日生

上記の者は、主要農作物種子法（昭和27年法律第131号）第4条第3項の規定（同法第7条第3項において準用される場合を含む。）によるは場審査及び生産物審査を行う種子審査員であることを証明する。

年 月 日

三重県知事

印

裏

主要農作物種子法（抜粋）

第4条

- 3 は場審査及び生産物審査（以下本条において「審査」という。）は、指定種子生産者の請求によって行う。
- 4 都道府県は、指定種子生産者から前項の請求があったときは、当該技術吏員に、審査をさせなければならない。
- 7 第4項の規定により、審査を行う当該技術吏員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があったときは、これを呈示しなければならない。

第7条

- 2 都道府県は、都道府県以外の者が経営するは場において主要農作物の原種又は原原種が適正かつ確実に生産されると認められる場合には、当該は場を指定原種又は指定原原種として指定することができる。
- 3 第3条第2項の規定は前項の指定について、第4条から前条までの規定は同項の指定原種又は指定原原種における主要農作物の原種又は原原種の生産について準用する。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

三重県営土地改良事業等分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第四十四号

三重県営土地改良事業等分担金徴収条例の一部を改正する条例

三重県営土地改良事業等分担金徴収条例（昭和三十一年三重県条例第六十七号）の一部を次のよう

に改正する。

第二条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十二号までを二号ずつ繰り上げ、第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、第十五号から第二十二号までを二号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

二十一 農村総合整備事業（農業生産基盤事業に限る。） 百分の五十

第二条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、同条に次の一項を加える。

- 5 農村総合整備事業（農村生活環境基盤整備事業及び農村交流基盤整備事業に限る。）に係る分担金の総額は、当該事業に要する費用のうち、当該事業につき国から交付を受けるべき補助金の額を除いたものに、百分の五十を乗じて得た額の範囲内において知事が定める。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

三重県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第四十五号

三重県漁港管理条例の一部を改正する条例

三重県漁港管理条例（昭和三十八年三重県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十五年法律第百三十七号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第二条第三項中「の漁港管理会」を「所在地の市町長及び漁業協同組合」に、「きかなければならない」を「聴かなければならない」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（責務）

第二条の二 知事は、漁港の維持管理を適正に行うよう努めるものとする。

- 2 漁港を利用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに法その他の法令に従い、漁港施設の安全かつ適正な利用に支障とならないようにするとともに、漁港環境の維持に努めなければならない。

第四条中「漁港区域内」を「漁港の区域内」に改める。

第五条（見出しを含む。）中「港内」を「漁港の区域内」に、「船舶又はいかだ」を「船舶若しくはいかだ又は県管理施設に置かれた船舶若しくは駐車若しくは停車する車両」に改める。

第六条第一項中「漁港区域内」を「漁港の区域内」に、「行なわせるため」を「行わせるため」に改め、同条第二項中「船舶」を「船舶」に改める。

第七条第一項中「船舶」を「船舶」に改める。

第八条中「漁港区域内」を「漁港の区域内」に改める。

第九条中「船舶」を「船舶」に改める。

第十条第二項中「行なり」を「行う」に、「若しくは」を「又は」に、「又は時間」を「、時間」

に改め、同条第三項中「船舟」を「船舶」に改める。

第十一条中「船舟」を「船舶」に改める。

第十二条中「次条」の下に「及び第十三条」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(利用の許可等)

第十二条の二 県管理施設を当該施設の目的以外の目的に利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可に県管理施設の利用上必要な条件を付けることができる。

3 第一項の利用期間は、一年を超えることができない。ただし、知事が特別の必要があると認める場合は、この限りでない。

第十三条第一項中「前条各号に掲げる」を削り、同条第二項中「付する」を「付ける」に改める。

第十四条第一項中「別表」を「別表第一」に、「、又は」を「又は」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(土砂採取料等)

第十四条の二 漁港の区域内の水域及び公共空地について法第三十九条第一項の規定による土砂の採取又は水面若しくは土地の占用の許可を受けた者(以下「採取者等」という。)からは、別表第二に掲げる土砂採取料又は占用料(以下「土砂採取料等」という。)を徴収する。ただし、同条第四項に規定する者については、この限りでない。

2 土砂採取料等については、前条第二項から第四項までの規定を準用する。

第十五条中「付した」を「付けた」に、「、若しくは除去」を「若しくは除去」に、「をすること」を「の設置」に改め、同条第一号中「漁港区域内」を「漁港の区域内」に改め、同条第四号中「又は」の下に「第十二条の二第二項若しくは」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第十三条第二項」を「第十二条の二第二項又は第十三条第二項」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第十二条の二第一項の許可を受けないで県管理施設を利用した者

第十六条第一項中「承認」の下に「若しくは第十二条の二第一項」を加え、「各号列記以外の部分」を削り、「必要な処分」を「必要な処置」に改める。

第十七条第一号中「漁港区域内」を「漁港の区域内」に改め、同条中第十二号を第十四号とし、同条第十一号中「付した」を「付けた」に改め、同号を同条第十三号とし、同条中第十号を第十二号とし、第九号の次に次の二号を加える。

十 第十二条の二第一項の許可を受けずに県管理施設を当該施設の目的以外の目的に利用した者

十一 第十二条の二第二項の規定による知事の許可に付けた条件に違反した者

第十八条中「相当する金額」の下に「(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)」を加え、第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。

(過怠金)

第十九条 偽りその他不正の行為により土砂採取料等の徴収を免れた者からは、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二(第十四条の二関係)

一 土砂採取料

種 別	単 位	金 額
土砂	一立方メートルにつき	一一〇円
砂	一立方メートルにつき	一一〇円
砂利	一立方メートルにつき	一一〇円
かき込砂利	一立方メートルにつき	一一〇円
栗石及び玉石	径八センチメートル以上二〇センチメートル未満のもの 一立方メートルにつき	一一〇円
野面石	径長二〇センチメートル以上三〇センチメートル未満のもの 一個につき	六三円
	径長三〇センチメートル以上四〇センチメートル未満のもの 一個につき	八四円
	径長四〇センチメートル以上六〇センチメートル未満のもの 一個につき	一四七円
転石(割石を含む。)	径長六〇センチメートル以上のもの 一立方メートルにつき	二、一〇〇円

備考

- 1 一立方メートル未満の端数は、切り上げて計算する。
- 2 一件の徴収金額が五百円未満のものについては、五百円とする。
- 3 この表の採取料には、消費税及び地方消費税に相当する額を含む。

二 占用料

種 別	単 位	年 額 占 用 料
宅 地	一平方メートルにつき	一一〇〇円
栈橋、物干場、物揚場その他これらに類するもの	一平方メートルにつき	七〇円
電柱、支柱、支線、標杭その他これらに類するもの	一本につき	二五〇円
鉄塔	一基につき	一八、〇〇〇円
埋設管線類	一メートルにつき	九〇円
広告物その他これに類するもの	一平方メートルにつき	一一〇円

備考

- 1 占用の期間が一年未満であるとき、又は占用の期間に一年未満の端数があるときの占用料の算定は月割で計算する。この場合において、占用の期間が一月未満であるとき、又は占用の期間に一月未満の端数があるときは、その占用の期間又はその占用の期間の端数は、一月として計算する。
- 2 占用の面積が一平方メートル未満であるとき、又は占用の面積に一平方メートル未満の端数があるときは、その占用の面積又はその占用の面積の端数は一平方メートルとする。
- 3 占用の期間が一月未満であるときには消費税及び地方消費税を徴収し、この表の年額占用料をもって計算した額に百分の百五を乗じて得た額を徴収する額とする。ただし、占用の期間が一年以上であるときには消費税及び地方消費税は徴収しない。
- 4 一件の占用料の額が百円未満であるときは、百円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前に漁港区域内土砂採取料等徴収規則(昭和四十八年三重県規則第四十四号)の規定により行われた土砂採取料等の徴収に係る処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定により行われた処分、手続その他の行為とみなす。

三重県特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第四十六号

三重県特別会計条例の一部を改正する条例

三重県特別会計条例(昭和三十九年三重県条例第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一三重県中小企業近代化資金貸付事業等特別会計の項を次のように改める。

三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計	小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和三十一年法律第百十五号)に基づく貸与機関の行う小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に資するための資金の貸付事業及び設備貸与事業並びに中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)に基づく中小企業構造の高度化に必要な資金の貸付事業及び中小企業共同工場譲渡事業の円滑な運営とその経理の適正を図る。
------------------------	--

別表第二三重県中小企業近代化資金貸付事業等特別会計の項を次のように改める。

1 中小企業者等支援資金貸付金等	1 中小企業者等支援資金貸付金等
------------------	------------------

三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計	の返還金	及びこれに伴う事務費
	2 一般会計からの繰入金	2 借入金の償還金及び利子
	3 繰越金	3 交付金
	4 借入金	4 委託費
	5 付属諸収入	5 その他の諸支出

附 則

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 三重県中小企業近代化資金貸付事業等特別会計(以下「旧特別会計」という。)の平成十一年度の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。
- 3 旧特別会計の平成十一年度の出納完結の際同会計に属する現金等は、改正後の三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計(以下「新特別会計」という。)が承継するものとする。
- 4 旧特別会計に係る権利及び義務は、新特別会計が承継するものとする。
- 5 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の三重県特別会計条例に規定する旧特別会計からの貸付等については、この条例による改正後の三重県特別会計条例に規定する新特別会計からの貸付等とみなす。

三重県積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第四十七号

三重県積立基金条例の一部を改正する条例

三重県積立基金条例(昭和三十九年三重県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

(処分)

第四条 基金は、経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるときに限り、予算の定めるところにより処分することができる。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

三重県水道供給条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十二年三月十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第四十八号

三重県水道供給条例の一部を改正する条例

三重県水道供給条例(昭和四十三年三重県条例第九号)の一部を次のように改正する。
別表南勢志摩水道の項を次のように改める。

南勢志摩水道	一、三三〇円	六〇円	一八〇円
--------	--------	-----	------

附 則

- この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
- 平成十二年度から平成十四年度までの間においては、改正後の別表の規定中南勢志摩水道のうち志摩郡の区域に係るものについて、「一、三三〇円」とあるのは「一、七四〇円」と、「六〇円」とあるのは「三九円」とする。

三重県工業用水道条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第四十九号

三重県工業用水道条例の一部を改正する条例

三重県工業用水道条例(平成二年三重県条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表松阪工業用水道の項中「一二円九〇銭」を「一四円九〇銭」に、「一円六〇銭」を「一円一〇銭」に、「二九円」を「三三円」に改める。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

三重県病院事業条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第五十号

三重県病院事業条例の一部を改正する条例

三重県病院事業条例(昭和四十一年三重県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一号中「第八条」を「第十条」に改め、同条第二号中「第九条第二項」を「第十一条第二項」に改める。

別表第二中「別表第二(第十条関係)」を「別表第二(第十二条関係)」に改め、同表第二号の項から第四号の項までを次のように改める。

一 文書料	一通につき	円
イ 診断書料		
(イ) 国民年金、障害年金		四、三〇〇

診断書及びこれに類するもの (ロ) 死亡診断書 (イ) その他の診断書 ロ 生命保険証明書料 ハ 死産証明書料 ニ 諸証明書料 (イ) 複雑なもの (ロ) 単純なもの		二、九〇〇 一、七〇〇 三、八〇〇 二、一〇〇 二、九〇〇 九〇〇
三 死体検案料 イ 死体検案料 ロ 死体検案書料	一件につき 一通につき	九、一〇〇 二、九〇〇
四 死体処理料	一件につき	二、六〇〇 別途契約のあるものはその契約額を加算する。

別表第二中第六号の項から第十号の項までを次のように改める。

六 県有自動車使用料	一 キロメートルにつき	八〇
七 分べん料	一件につき	一一一、〇〇〇円以上一五七、〇〇〇円以下で病院事業の管理者が定める額
八 人工妊娠中絶料	一件につき	五八、〇〇〇円以上一四九、〇〇〇円以下で病院事業の管理者が定める額
九 新生児管理料	一日につき	六、三〇〇円以上八、五〇〇円以下で病院事業の管理者が定める額
十 その他 イ 製水器使用料 ロ 電気使用料(一〇〇ワット以上のものに限る。) ハ 電気機器使用料 ニ 薬剤容器料	一回につき 一日につき 一日につき 一件につき	五〇 八〇 八〇 実費を基準とし

て病院事業の管
理者が定める額

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第五十一号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項第四号中「乗船手当」を「乗船実習手当」に、「実習船業務」を「実習船に乗り組み漁業実習業務又は乗船実習業務」に改め、同項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、同条第三項中「（漁ろう作業手当の額については、総額）」を削る。

第二十一条第一項中「から第四号」を「及び第三号」に改める。

別表第五第四号の項中「乗船手当」を「乗船実習手当」に、「二千九十円」を「三千十円」に改め、同表中第十号の項を削り、第十一号の項を第十号の項とする。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第五十二号

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例

公立学校職員定数条例（昭和三十三年三重県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「三、七九一人」を「三、八二四人」に、「二三三人」を「二〇一人」に、「四、三〇三人」を「四、三二四人」に改め、同条第二号中「八四三人」を「八〇三人」に、「九五五人」を「九二五人」に改める。

第四条第一号中「六、四八五人」を「六、四六五人」に、「四三一人」を「四二九人」に、「二二六人」を「二三五人」に、「四三〇人」を「四二九人」に、「七、四八二人」を「七、四五八人」に改め、同条第二号中「三、八七九人」を「三、八二六人」に、「二七〇人」を「二七二人」に、「四、二四七人」を「四、一九五人」に改める。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

三重県文化財保護条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第五十三号

三重県文化財保護条例の一部を改正する条例

三重県文化財保護条例（昭和三十三年三重県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「罰則」を「埋蔵文化財」に、「第九章 補則」を「第九章 罰則（第五十二条―第五十五条）第十章 補則（第五十六条）」

に改める。

第一条中「第九十八条第二項の規定に基づき、同法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で」を「に基づき」に改める。

第十一条中「届け出」を「届出」に改める。

第十二条に次の一項を加える。

3 法第三十五条の規定により、国の補助金を受けて重要文化財の管理又は修理を行う場合は、前二項の規定を準用する。

第十三条中「前条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「各号の二」を「各号のいずれかに」に、「命ずる」を「命じる」に改める。

第十六条第五項中「付せられた」を「付けられた」に改める。

第十九条に次のただし書を加える。

ただし、あらかじめ教育委員会の承認を受けた県内に所在する博物館その他の施設（以下「公開承認施設」という。）において公開する場合は、この限りでない。

第十九条に次の一項を加える。

2 前項ただし書の場合においては、第十一条の規定による届出は要せず、公開承認施設の長が、公開終了後、教育委員会に届け出るものとする。

第二十四条第四項、第三十一条第四項、第三十四条第五項及び第四十六条第二項中「及び」の下に「第三項並びに」を加える。

第九章中第五十二条を第五十六条とし、同章を第十章とする。

第八章中第五十一条を第五十五条とし、同章第五十条中「三万円以下」を「十万円以下」に改め、同条を同章第五十四条とし、同章第四十九条中「五万円以下」を「二十万円以下」に改め、同条を同章第五十三条とし、同章第四十八条中「五万円以下」を「二十万円以下」に改め、同条を同章第五十二条とし、同章を第九章とし、第七章の次に次の一章を加える。

第八章 埋蔵文化財

（土木工事等のための発掘に関する届出、通知及び指示）

第四十八条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地を発掘しようとする場合には、教育委員会に法第五十七条の二の規定による届出又は法第五十七条の三の規定による通知をしなければならない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出又は通知に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(県帰属及び報償金)

第四十九条 法第六十三条の二第一項の規定により文化財の所有権が県に帰属する場合には、教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

2 前項の報償金の額は、教育委員会が決定する。

(譲与等)

第五十条 県は、法第六十三条の二第一項の規定により県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、前条第二項の報償金の額から控除するものとする。

3 県は、法第六十三条の二第一項の規定により県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地を管轄する市町村に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

(市町村による発掘調査等の補助)

第五十一条 法第五十八条の二第五項の規定により、市町村が国の補助金を受けて発掘調査等を行う場合には、県は、予算の範囲内で当該発掘調査等に経費の一部を補助することができる。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第五十四号

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例

三重県立高等学校条例(昭和三十九年三重県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二入学科の欄中「五、五〇〇円」を「五、五五〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、六五〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第五十五号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三重県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

(船員の勤務時間等の特例)

第七条の二 県委員会は、第三条の規定にかかわらず、船舶に乗り組む職員(給与条例第二条第二項の教育職員を除く。以下同じ。)の勤務時間について、規則で定めるところにより、人事委員会の承認を得て、五十二週間を超えない期間につき一週間当たり四十時間とすることができる。

2 県委員会は、前項の規定により勤務時間を定める場合は、第五条第二項の規定にかかわらず、前項の期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日を設定しなければならない。

3 県委員会は、前条の規定にかかわらず、船舶に乗り組む職員の休憩時間について、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第五十六号

三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例

三重県警察職員定員条例(昭和三十二年三重県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号中「四一八人」を「四一五人」に改める。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

保健所運営協議会条例を廃止する条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北川 正 恭

三重県条例第五十七号

保健所運営協議会条例を廃止する条例

保健所運営協議会条例（昭和二十九年三重県条例第十号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

三重県立看護短期大学条例を廃止する条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北川 正 恭

三重県条例第五十八号

三重県立看護短期大学条例を廃止する条例

三重県立看護短期大学条例（昭和五十一年三重県条例第五十九号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

三重県公営企業基金条例を廃止する条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北川 正 恭

三重県条例第五十九号

三重県公営企業基金条例を廃止する条例

三重県公営企業基金条例（昭和五十一年三重県条例第四号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

三重県金属くず取扱業条例を廃止する条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北川 正 恭

三重県条例第六十号

三重県金属くず取扱業条例を廃止する条例

三重県金属くず取扱業条例（昭和三十三年三重県条例第六十三号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（三重県青少年健全育成条例の一部改正）

3 三重県青少年健全育成条例（昭和四十六年三重県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。
第二十条の見出し中「、金属くず商」を削り、同条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

三重県生活創造圏ビジョン推進条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北川 正 恭

三重県条例第六十一号

三重県生活創造圏ビジョン推進条例

三重県は、平成九年度に策定した新しい総合計画「三重のくにづくり宣言」に基づいて、県内九つの地域を単位として、生活創造圏づくりに取り組んでいます。この生活創造圏づくりの指針となる生活創造圏ビジョンは、県内各地域が、それぞれの文化、歴史、環境などの特性を基盤にして、豊かで個性的な地域社会を築き上げることが目的とするものです。

生活創造圏ビジョンの基本理念は、「協働」という考え方です。地域の様々な課題に対して、住民、市町村及び県が対等の関係に立ち、それぞれが何をなすべきかを考え、責任を持って実施に移していくこと、つまり、自己決定と自己責任を原則として、住民、市町村及び県が共に地域づくりを行っていくことが、すなわち「協働」なのです。

県が生活創造圏ビジョンの策定を呼びかけ、住民や市町村が多様な意見を持ち寄り、それぞれの地域のビジョンをまとめ上げるという方法は、県政史上初めての試みです。その意味で、この生活創造圏ビジョンの推進は、「協働」による地域づくりの手法が、将来にわたる三重のくにづくりの手法として果たして有効に機能するかどうかの、いわば試金石となるものなのです。

ここに、生活創造圏ビジョンを単なる計画に終わらせず、住民と県との「協働」によってこれを着実に実行し、推進していくため、この条例を制定します。

（目的）

第一条 この条例は、自己決定と自己責任に基づき、住民、市町村、県等が協働によって進める生活創造圏づくりに関し、住民と県とが担うべき役割を明らかにするとともに、生活創造圏ビジョンに関する基本的事項を定めることにより、県内各地域において、生活創造圏ビジョンに基づく事業を推進し、もって豊かで個性的な地域社会の実現を図ることを目的とします。

（定義）

第二条 この条例において、次に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めたとおりとします。

一 協働 地域づくり等において、住民、市町村、県等が、自発的に対等の関係で、信頼と協調の

関係を保ちながら、共に行動することをいいます。

二 生活創造圏 住民が生活に密着した行政サービスを受けることができ、中心都市とその周辺地域が相互に交流及び連携をし、住民、市町村、県等がそれぞれの立場で協働によってつくりあげる市町村域を越えた広域的な地域づくりの場をいいます。

三 生活創造圏ビジョン 生活創造圏づくりの考え方に基づいて、各生活創造圏における歴史、文化、環境等の特性をいかして、豊かで個性的な地域社会をつくるための計画をいいます。

四 住民 県内に住所のある者、県内に事務所のある法人（地方公共団体を除きます。）その他の団体及びその他県政に参加する者をいいます。

（生活創造圏づくりにおける住民と県の役割）

第三条 住民は、自発的に生活創造圏づくりを進めるとともに、県が協働によって進める生活創造圏づくりに対し、参加に努めるものとしします。

2 県は、住民、市町村等と協働によって生活創造圏づくりを進めるとともに、住民、市町村等が生活創造圏づくりを進める場合は、支援を行うものとしします。

（生活創造圏ビジョンの策定）

第四条 住民及び県は、協働によって生活創造圏ビジョンの策定を行うものとしします。

2 生活創造圏ビジョンにおいては、生活創造圏における地域づくりのテーマ、取り組むべき事業、住民及び県の果たすべき役割その他の必要な事項を定めるものとしします。

第五条 知事は、県内各地域における生活創造圏ビジョンの策定について、必要な調整を行うものとしします。

2 議会は、必要と認めるときは、知事に対し、生活創造圏ビジョンの策定について説明を求め、又は意見を述べるものとしします。

（生活創造圏ビジョンの推進）

第六条 住民は、生活創造圏ビジョンに基づき自らの事業を実施し、及び県が協働によって行う生活創造圏ビジョンに基づく事業の参加に努めるものとしします。

2 県は、生活創造圏ビジョンに基づき自らの事業を実施し、及び住民の行う生活創造圏ビジョンに基づく事業を支援するものとしします。

（議会に対する報告）

第七条 知事は、少なくとも毎年一回、議会に対し、生活創造圏ビジョンの推進状況について報告するものとしします。

2 議会は、必要と認めるときは、知事に対し、生活創造圏ビジョンの推進状況について報告を求め、及びこれに対する意見を述べるものとしします。

（関係機関との調整）

第八条 知事は、生活創造圏ビジョンの推進のため、市町村その他の関係機関と密接に連絡を行い、必要な調整を行うものとしします。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

三重県議会議事事務局条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第六十二号

三重県議会議事事務局条例の一部を改正する条例

三重県議会議事事務局条例（昭和二十八年三重県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条各号列記以外の部分中「及び室」を削り、同条第三号を次のように改める。

二 政務調査課

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

三重県議会議員の定数に関する条例及び三重県議会議員の選挙区および各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十二年三月二十四日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第六十三号

三重県議会議員の定数に関する条例及び三重県議会議員の選挙区および各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

（三重県議会議員の定数に関する条例の一部改正）

第一条 三重県議会議員の定数に関する条例（昭和五十七年三重県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「第九十条第三項」を「第九十条第二項」に、「五十五人」を「五十一人」に改める。

（三重県議会議員の選挙区および各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部改正）

第二条 三重県議会議員の選挙区および各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和十二年三重県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

題名中「および」を「及び」に改める。

本則中「津市 五人」を「津市 四人」に、「四日市市 八人」を「四日市市 七人」に、

「松阪市 四人」を「松阪市 三人」に、「鈴鹿市 五人」を「鈴鹿市 四人」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定（「第九十条第三項」を「第九十条第二項」に改める部分に限る。）は、平成十五年一月一日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の三重県議会議員の定数に関する条例の規定及び改正後の三重県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の規定は、次に告示される一般選挙から適用する。

毎週火、金曜日発行

購読料（送料並びに消費税及び地方消費税含む。）

1 箇月 2,700円

1 箇年 32,400円

平成12年3月24日発行

津市広明町13番地

三 重 県

印刷・販売 伊藤印刷株式会社

〒514-0027 三重県津市大門32-13
TEL 059-226-2545 FAX 059-223-2862